高取町地域防災計画

令和６年度修正

高取町防災会議

― 目　次 ―

第１章　総　則

第１節　計画の目的 1-1
　第１項　計画の目的 1-1
　第２項　計画の修正 1-2
　第３項　計画の周知徹底 1-2
　第４項　計画の運用 1-2
　第５項　高取町国土強靭化地域計画との関係 1-2
第２節　防災に関する基本方針（防災ビジョン） 1-3
　第１項　基本的理念 1-3
　第２項　基本目標 1-3
　第３項　行政の責務と町民の心がまえ 1-4
　第４項　防災施策の大綱 1-4
第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1-6
第４節　町民及び事業者の責務 1-16
　第１項　町民の果たすべき役割 1-16
　第２項　自主防災組織の果たすべき役割 1-16
　第３項　事業者の果たすべき役割 1-17
第５節　地域の概要 1-19
　第１項　自然的条件 1-19
　第２項　社会的条件 1-20
第６節　災害履歴、災害危険区域等 1-21
　第１項　災害履歴 1-21
　第２項　災害危険区域等 1-33
第７節　被害の想定 1-35
　第１項　地震災害 1-35
　第２項　風水害 1-41
　第３項　その他の災害 1-43

第２章　災害予防計画

第１節　災害に強いまちづくり 2-1
　第１項　都市の防災機能の強化 2-1
　第２項　建築物等の安全対策の推進 2-5
　第３項　風水害予防対策の推進 2-7
　第４項　土砂災害予防対策の推進 2-11
　第５項　火災予防対策の推進 2-15
　第６項　防災営農対策の推進 2-19

第７項　雪害予防対策の推進 2-21
第８項　文化財の保護対策の推進 2-22
第９項　地震防災緊急事業五箇年計画の推進 2-23
第２節　災害に備えた防災体制の確立 2-24
第１項　防災体制の整備 2-24
第２項　広域防災体制の確立 2-27
第３項　防災拠点及び防災資機材等の整備 2-30
第４項　研修・訓練等の実施 2-32
第５項　情報収集伝達体制の整備 2-35
第６項　消防・救助・救急体制の整備 2-39
第７項　応急医療体制の整備 2-42
第８項　防疫体制の整備 2-44
第９項　緊急輸送体制の整備 2-45
第１０項　避難収容体制の整備 2-48
第１１項　二次災害防止体制の整備 2-59
第１２項　緊急物資確保体制の整備 2-60
第１３項　廃棄物処理体制の整備 2-63
第１４項　火葬場等の確保 2-64
第１５項　応急住宅等供給体制の整備 2-65
第１６項　ライフライン確保体制の整備 2-66
第１７項　交通確保体制の整備 2-79
第１８項　防災営農対策の推進 2-80
第１９項　孤立集落対策 2-81
第２０項　罹災証明書発行体制等の整備 2-82
第３節　地域防災力の向上 2-83
第１項　防災意識の高揚 2-83
第２項　自主防災体制等の整備 2-88
第３項　消防団員による地域防災体制の充実強化 2-93
第４項　要配慮者の安全確保対策 2-95
第５項　帰宅困難者支援体制の整備 2-101
第６項　ボランティア活動支援環境の整備 2-103
第７項　文教対策の推進 2-105
第８項　企業防災の促進 2-107

第３章　地震災害応急対策計画

第１節　応急活動実施体制の確立 3-1
第１項　防災組織 3-1
第２項　組織体制 3-2
第３項　配備・動員体制 3-6

第４項　情報の収集・伝達 3-10
第５項　災害広報・広聴対策 3-21
第６項　広域応援等の要請・受入れ 3-24
第７項　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ 3-31
第８項　災害救助法の適用 3-36
第２節　初動期の応急活動 3-39
第１項　要配慮者の支援 3-39
第２項　避難誘導 3-41
第３項　指定避難所の開設・運営 3-48
第４項　二次災害の防止 3-54
第５項　消火活動 3-58
第６項　救助・救急活動 3-62
第７項　医療救護活動 3-64
第８項　緊急輸送活動 3-67
第９項　交通規制 3-70
第１０項　交通の確保 3-73
第１１項　帰宅困難者対策 3-74
第３節　応急復旧期の活動 3-75
第１項　緊急物資の供給 3-75
第２項　防疫・保健衛生活動 3-81
第３項　ライフラインの確保 3-84
第４項　交通の機能確保 3-97
第５項　建築物・住宅応急対策 3-99
第６項　農林関係応急対策 3-102
第７項　応急教育等 3-104
第８項　文化財災害応急対策 3-108
第９項　廃棄物の処理等 3-110
第１０項　行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋火葬等 3-113
第１１項　ボランティア等の自発的支援の受入れ 3-116
第１２項　社会秩序の維持 3-119
第１３項　愛玩動物の収容対策 3-120
第４節　警戒宣言発令時の対応 3-121
第１項　警戒宣言が発令されたときの基本方針 3-121
第２項　警戒宣言情報等の収集・伝達 3-123
第３項　警戒体制 3-124
第４項　住民等への広報 3-125

第４章　風水害等災害応急対策計画

第１節　応急活動実施体制の確立 4-1

第１項　防災組織 4-1
第２項　組織体制 4-2
第３項　配備・動員体制 4-6
第２節　災害警戒期の活動 4-10
第１項　気象予警報等の収集・伝達 4-10
第２項　水防活動 4-19
第３項　土砂災害等警戒活動 4-25
第４項　避難誘導 4-27
第３節　初動期の応急活動 4-40
第１項　情報の収集・伝達 4-40
第２項　災害広報・広聴対策 4-50
第３項　広域応援等の要請・受入れ 4-53
第４項　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ 4-60
第５項　災害救助法の適用 4-65
第６項　要配慮者の支援 4-68
第７項　指定避難所の開設・運営 4-70
第８項　救助・救急活動 4-76
第９項　医療救護活動 4-78
第１０項　二次災害の防止 4-81
第１１項　緊急輸送活動 4-84
第１２項　交通規制 4-87
第１３項　帰宅困難者対策 4-90
第４節　応急復旧期の活動 4-91
第１項　緊急物資の供給 4-91
第２項　防疫・保健衛生活動 4-97
第３項　ライフラインの確保 4-100
第４項　交通の機能確保 4-112
第５項　建築物・住宅応急対策 4-114
第６項　農林関係応急対策 4-118
第７項　応急教育等 4-120
第８項　文化財災害応急対策 4-124
第９項　廃棄物の処理等 4-126
第１０項　行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋火葬等 4-130
第１１項　ボランティア等の自発的支援の受入れ 4-133
第１２項　社会秩序の維持 4-136
第１３項　愛玩動物の収容対策 4-137
第１４項　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定 4-138
第５節　その他の災害応急対策 4-139
第１項　大規模火災対策 4-139
第２項　危険物等災害応急対策 4-145

第３項　原子力災害応急対策 4-146
第４項　突発重大事故災害等応急対策 4-148

第５章　災害復旧・復興計画

第１節　被災者の生活の安定 5-1
第１項　罹災証明書等の発行等 5-1
第２項　被災者の生活確保 5-4
第２節　被災者の心身のケア 5-8
第１項　被災者生活再建窓口の開設 5-8
第２項　被災者健康維持活動 5-10
第３節　被災者の住まいの再建の支援 5-12
第１項　被災者生活再建支援金 5-12
第２項　住宅の確保 5-15
第４節　まちの復旧及び経済の振興対策 5-16
第１項　公共施設等の復旧 5-16
第２項　激甚災害の指定 5-19
第３項　被災中小企業の振興 5-24
第４項　被災農林業者への融資 5-26
第５節　災害復旧・復興計画 5-27
第１項　災害復旧・復興方針の策定 5-27
第２項　災害復旧・復興計画の策定 5-29
第６節　特定大規模災害発生時の復興計画 5-31
第１項　復興対策本部及び復興基本方針等 5-31
第２項　特定大規模災害発生時における復興計画の作成 5-33
第３項　復興整備事業における各種特例措置 5-35

第６章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総　則 6-1
第１項　推進計画の目的 6-1
第２項　計画の基本方針 6-2
第３項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 6-3
第２節　関係者との連携協力の確保 6-4
第１項　資機材、人員等の配備手配 6-4
第２項　他機関に対する応援要請 6-6
第３節　円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 6-7
第１項　避難指示の発令基準 6-7
第２項　避難対策等 6-10
第３項　消防機関等の活動 6-13
第４項　ライフライン関係 6-14

第５項　交通関係 6-18
第６項　町が自ら管理等を行う施設等に関する対策 6-19
第７項　迅速な救助 6-21
第８項　帰宅困難者への対応 6-22
第４節　時間差発生等における円滑な避難の確保等 6-23
第１項　南海トラフ地震臨時情報発表時の組織体制 6-23
第２項　南海トラフ地震臨時情報発表時の周知及び情報収集 6-24
第３項　災害応急対策をとるべき期間等 6-25
第４項　避難対策等その他対策 6-26
第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 6-27
第１項　建築物、建造物等の耐震化・不燃化 6-27
第２項　避難場所・避難経路の整備 6-29
第３項　土砂災害予防施設 6-30
第４項　避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 6-31
第５項　緊急輸送を確保するために必要な道路の整備 6-32
第６項　通信施設の整備 6-33
第７項　地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画 6-34
第６節　防災訓練計画 6-35
第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 6-36
第８節　地域防災力の向上に関する計画 6-39

【本計画における用語の定義】

用　語	定　義
要　配　慮　者	災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちをいう。 具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等である。
避難行動要支援者	町に居住する「要配慮者」のうち、災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
指定緊急避難場所	災害が発生又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所をいう。
指　定　避　難　所	災害が発生した場合に、避難のために立退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した町民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設をいう。 （災害対策基本法第 49 条の 7 関係）
指定一般避難所	指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設を指定一般避難所という。（災害対策基本法施行令第 20 条の６、同施行規則第１条の７の２関係）
指定福祉避難所	高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所をいう。この指定福祉避難所は、指定避難所の一種となっている。 （災害対策基本法施行令第 20 条の６、同施行規則第１条の７の２関係）
※本計画においては「指定緊急避難場所」「指定避難所」「福祉避難所」を使用することとする。	
地 区 防 災 計 画	地区居住者等が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画をいう。
罹 災 証 明 書 ・ 罹 災 届 出 証 明 書	罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものをいう。 罹災届出証明書は、罹災の状況について、その確認が困難な場合において、罹災の届出があったことを証明するものを

	いう。
被災者台帳 ・ 被災証明書	被災者台帳は、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。 被災証明書は、住家、住家以外の家財、車、店舗、工場等（人、土地等は対象外）が被災した事実を証明するものをいう。

※「高取町部署別実施項目一覧表」は資料編冒頭に示す。

第１章　総　則

第１節　計画の目的

第１項　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、高取町の地域に係る防災に関し、町の処理すべき事務を中心として、町域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、町民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守り、かつ町民生活の安全を保護することを目的とする。

その内容はおおむね次のとおりとする。

・高取町の地域にかかる防災に関し、町及び町の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は事務の大綱。

・気象等の予報、防災施設の新設又は改良、防災のための調査、研究、教育及び訓練その他の災害予防計画。

・災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救助、衛生その他の災害応急対策計画。

・公共土木施設復旧や復興本部の設置等災害復旧・復興に関する計画。

・その他必要な事項。

なお、この計画の構成は、過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基本に災害を想定し、次の事項について定める。

第１章 総　則	計画の目的を明らかにし、町及び関係機関等の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。 また、現在及び将来を見通した高取町における防災行政の基本となる“防災ビジョン”を定める。
第２章 災害予防計画	地震、風水害をはじめとする各種災害の未然防止対策、被害を最小限に止めるための措置、町民への啓発活動及び災害発生直後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて明記し、平常時にとるべき防災活動全般についての総合的な計画を定める。
第３章 地震災害 応急対策計画	大規模な地震災害に対応するため、災害を想定しての防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
第４章 風水害等災害 応急対策計画	風水害、土砂災害、その他の災害に対応するため、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
第５編 災害復旧・復興計画	災害が発生した後の公共施設及び町民生活を復旧・安定化させるための措置を定め、地域社会復興のための基本方針を定める。

第６編 南海トラフ地震 防災対策推進計画	南海トラフ地震の発生に伴う対応について定める。
資料編	各対策の実施に必要な法令・様式・資料等を収録する。

第２項　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

その場合、各機関は毎年関係事項について計画修正案を高取町防災会議に提出する。

なお、災害対策基本法第 42 条第５項の規定に基づき、知事に報告するとともに、町民等にその要旨を公表する。なお、公表の手段としては、広報紙やホームページに掲載する等により周知する。

参考-１　高取町防災会議条例

第３項　計画の周知徹底

この計画は、町の職員及び防災関係機関に周知徹底するとともに、計画の要旨を公表し、広く町民にも周知徹底する。

第４項　計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し万全を期する。

また、分野毎に緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を定期的に実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。

第５項　高取町国土強靭化地域計画との関係

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（国土強靭化基本法）」が施行され、平成 26 年６月には「国土強靭化基本計画」が策定された。

町は、「国土強靭化基本法」に基づき、国土強靭化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画「高取町国土強靭化地域計画」（令和 3 年 2 月）を定めており、本地域防災計画や各種分野別計画における本町の国土強靭化に関する部分についての指針として位置付けられる。

この「高取町国土強靭化地域計画」を踏まえ、本地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

第２節　防災に関する基本方針（防災ビジョン）

町民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全かつ安心な生活を確保することは、行政における最も基本的な課題である。

本町においては、中央構造線、南海トラフにおける大地震や台風や集中豪雨による河川の氾濫、渓流における土石流、急傾斜地の崩壊等の災害は、一度発生すれば被害が甚大であるため、その対策が急務になっている。

このような災害発生の危険性に対処するため、災害による被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、紀伊半島大水害や東日本大震災等の教訓を踏まえ、町、消防機関及び他の関係機関の機能充実と町民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、「災害に強いまちづくり」を一層推進しなければならない。

第１項　基本的理念

この計画は、災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る」という町民自身の心構えと行動が防災の基本となるということを広く啓発するとともに、町民自身及び自主防災組織等町民相互間の自主的な防災対策の支援に努めることを基本的な理念として推進する。

第２項　基本目標

基本的理念を踏まえ、防災基本方針（防災ビジョン）の基本目標を

『被害の軽減（減災）を図る』

ことに定め、基本的指針として次の２つを掲げる。

（１）具体的な災害をイメージする

災害の発生や町内における人的・物的被害をゼロにすることは困難であるため、高い危機意識を持ち、地震、風水害、事故といった災害の脅威を知ることが必要である。被害がどのように展開していくのか先読みする力、どのように行動すべきか考える力を養うことにより減災を図る。

（２）地域の防災力の向上を図る

災害に対しては、「自助・共助・公助」の考え方から、行政だけでなく、自主防災組織や事業所はもとより町民一人ひとりが、自分でできることは何かを考え、それぞれの地域社会で役割を果たすことが必要であり、相互に連携を図りながら地域の防災力を向上させることにより減災を図る。

第３項　行政の責務と町民の心がまえ

町と県、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全確保を第一に防災施設・設備の整備を推進するとともに、防災体制の充実と町民の危機意識の高揚を図る。

町民は、「自分の生命・財産は自分で守る」との認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害においては、現場での初動活動がきわめて重要であり、自主防災組織を組織する等日常における防災対策に心がける。

第４項　防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。

（１）災害に強いまちづくり

ア　災害に強いまちづくりの推進

避難場所の整備、地域防災拠点の整備、避難路の安全確保を図るとともに、消火施設の整備や住宅耐震化の促進を図る。

イ　水害を防止するまちづくりの推進

水害から生命及び身体を保護するための対策の推進を図るとともに、河川やため池の改修の促進により水害を防止するまちづくりを推進する。

ウ　土砂災害防止対策の推進

土砂災害から生命及び身体を保護するための対策の推進を図り、集中豪雨や地震による土砂流出やがけ崩れに備えた砂防事業や急傾斜地崩壊対策を推進する。

エ　災害時におけるライフラインの確保

老朽化した上水道管の取替等の推進、応急給水資材の充実を図り、下水道施設においては、整備計画に基づき整備等を進める。また、電気、ガス、電話等その他のライフラインについても、事業者に対して災害時の安定供給等の確保を要請していく。

（２）災害に備えた防災体制の確立

ア　初動体制の確立

災害直後の初動体制を整備し、災害時の役割分担を明確にして、確実に計画内容を実行できるようにする。

イ　相互応援体制の充実強化

災害協定自治体との連携強化を進めるとともに、大規模な災害に備えて、近隣市町村との相互応援体制の充実強化を推進する。

また、支援を受ける際には迅速かつ円滑に受けることができるよう、受援体制についても整備を進める。

ウ　備蓄物資の充実

災害に備えた備蓄物資の充実を進めるとともに、各地区への災害備蓄物資の拠点となるべき施設の整備を図る。

エ　災害時通信体制の整備

防災行政無線をはじめとする通信機能の向上及び情報収集や伝達体制の確立を図る。

オ　消防組織・装備の充実

奈良県広域消防組合の組織、装備の充実を図るとともに、地域社会における消防防災の中核として、消防団の装備の充実及び人員の確保、女性消防団の加入促進を図る。

カ　応急救急体制

応急救急のための装備及び技術の高度化を図るとともに、医療機関との連携強化を図る。

（３）地域防災力の向上

ア　自主防災組織の育成

町民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の育成、整備を図る。

イ　要配慮者に配慮した体制づくり

高齢者、障がい者、病人、外国人等の要配慮者の支援強化を推進する。

ウ　ボランティア活動の推進

災害時のボランティアの受入体制を整備すると同時に、平常時のボランティア活動を支援し、災害時のボランティア活動の組織・体制・基盤づくりを行う。

エ　町民の災害対応力の向上啓発

防災教育や防災訓練等を通じて、町民の防災意識の高揚及び個人の災害時の防災活動力の向上を図る。

第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

高取町、奈良県、橿原警察署、高取町の区域を管轄又は区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

１　高取町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
高　取　町	1. 町防災会議に関する事務 2. 気象予警報等の連絡 3. 防災知識の普及 4. 町民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の耐震性の向上 11. 都市の防災構造の強化 12. 上水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び指定緊急避難場所・指定避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食糧、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 町災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入れ準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難指示 11. 指定緊急避難場所・指定避難所等の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食糧、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧復興対策の実施

２　奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
知事部局 水道局 教育委員会	奈良県の地域に係わる災害予防の総合的推進	奈良県の地域に係わる災害応急対策の推進	奈良県の地域に係わる災害復旧・復興対策の推進
橿原警察署	1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の捜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防・検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
中和土木事務所（県土マネジメント部）	1. 所管公共土木施設の耐震化と整備 2. 水防力の整備強化 3. 緊急輸送道路等の整備 4. 都市施設（道路、公園・緑地、河川等）の防災構造の強化	1. 被災公共土木施設の応急対策 2. 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策 3. 所管する被災公共建築物の応急危険度判定及び町からの要請に基づく被災民間建築物の応急危険度判定士の出動要請	公共土木施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施
中和保健所	1. 初期医療救護体制の整備 2. 後方医療体制の整備 3. 医薬品等の確保体制の整備 4. 精神障がい者、在宅難病患者対策等の体制整備 5. 防疫予防体制の整備 6. 上水道の確保体制の整備 7. 火葬場等の確保体制の整備	1. 医療、助産救護 2. 医療ボランティア 3. 防疫等応急保健衛生対策 4. 給水対策	被災医療、保健衛生施設の復旧

3　指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区警察局	1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2. 気象予警報の伝達 3. 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整	1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用	
近畿総合通信局	1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成 3. 情報伝達手段の多様化多重化の促進	1. 災害時における通信手段の確保 2. 災害対策用移動通信機器等の貸出し	
近畿財務局 奈良財務事務所			1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関すること
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納期の延長に関すること 3. 雇用給付金の支給等に関すること
近畿農政局	1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病害虫の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3. 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		1. 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 生活必需品、復旧資材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督	1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保	1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備局	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3. 災害対応の応援	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令	
大阪航空局八尾空港	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	1. 災害時における航空機による捜索救難の調整指導及び	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
事　務　所		関係者への情報伝達 2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整	
近畿地方測量部	1. 地理空間情報の提供 2. 地理情報システムの活用支援 3. 防災地理情報の整備	地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
奈良地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	被災地域への支援情報の提供
近畿地方環境事務所			1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

４　自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊第４施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

５　指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社（奈良中央郵便局）		1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除 4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
西日本電信電話株式会社（奈良支店）	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
株式会社NTTドコモ ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社	電気通信設備の保全と整備	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	義援金の受入れ・配分の連絡調整
関西電力送配電株式会社（奈良本部）	電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日本放送協会 奈良放送局	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
日本通運株式会社（奈良支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送

6　指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジオ株式会社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
株式会社朝日新聞社（奈良総局） 株式会社毎日新聞社（奈良支局）	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
株式会社讀賣新聞大阪本社（奈良支局） 株式会社産業経済新聞社（奈良支局） 株式会社日本経済新聞社（奈良支局） 株式会社中日新聞社（奈良支局） 株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社（奈良支局） 株式会社時事通信社（奈良支局）			
一般社団法人奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班（JMAT）の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班（JMAT）の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 指定避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧
一般社団法人奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 指定避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人奈良県ＬＰガス協会	ＬＰガスによる災害の防止	ＬＰガスによる災害の応急対策	ＬＰガスの災害復旧
公益社団法人奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
富士運輸株式会社		特殊車両その他可搬拠点等の設置及び供与	
奈良県土地開発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の復旧

7　公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合高市消防署 高取町消防団	1. 防災に関する施設並びに組織の整備と訓練 2. 災害に関する予警報の連絡	1. 災害情報等の収集及び必要な広報 2. 災害の防除、警戒、鎮圧 3. 要救助被災者の救出、救助 4. 傷病者の救出、応急手当、搬送 5. その他、防災会議が必要と認める事務又は業務	
農業協同組合 森林組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3. 県、町が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の災害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練 3. 奈良県災害福祉支援ネットワークの運営	1. 市町村災害ボランティアセンターの運営支援 2. 奈良県災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣	
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化等特例措置
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
報道機関	1. 町民に対する防災知識の普及 2. 町民に対する予警報等の周知徹底	町民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会		災害時等における棺及び葬祭用品の提供	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
一般社団法人全国霊柩自動車協会		災害時等における遺体の搬送	
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合		1.　災害時の要配慮者の宿泊受入れ 2.　災害時の帰宅困難者への支援	
公益社団法人奈良県獣医師会		1.　災害時の被災動物の救護 2.　災害時の被災動物飼養者への支援	

第４節　町民及び事業者の責務

広域的災害や大規模災害が発生した場合、公的な防災機関は、その総力を結集して防災対策を実施するが、その能力には限界がある。

こうした実状を踏まえ、町民及び事業者（事業所）は、「自らの安全は自らの手で守る」という認識に立ち、日頃から災害に対する予防措置を講じるとともに、災害時には防災機関の協力と指導の下に可能な限り応急・復旧対策を実施し、地域の防災に寄与するように努めなければならない。

また、地域の事業者（事業所）は、自治会等と緊密な連携をとり、防災活動の推進に協力する。

第１項　町民の果たすべき役割

災害による被害を軽減するため、火災等の二次的災害の防止に努め、町民による自主防災組織等の組織的な防災体制の確立を図る。

（１）平常時から実施する事項
ア　防災に関する知識の普及
イ　地域固有の災害危険性の理解と認識
ウ　家屋・ブロック塀の点検と補強（耐震性の促進)、家具の転倒防止対策
エ　火気器具等の安全点検と火災予防措置
オ　集合場所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認
カ　飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄（１週間分）
キ　各種防災訓練への参加（初期消火、救出、応急救護処置要領、避難等）
（２）災害発生時に実施が必要となる事項
ア　正確な情報の把握及び伝達
イ　出火防止措置及び初期消火の実施
ウ　要配慮者への支援
エ　適切な避難の実施、指定避難所の自主的な運営への参加
オ　組織的な応急・復旧活動への参加と協力

第２項　自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自治会を含めた自主防災組織のもとで、町民が協力し合い組織的に行動することが効果的である。

地域の実状に即した町民の組織力を強化し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

（１）平常時から実施する事項
ア　自主防災組織の指導者（リーダー）の養成と組織的活動の活性化
イ　地域内における危険箇所の点検や防災関連施設の確認
ウ　各種防災訓練の実施（初期消火、救出、避難等）
エ　防災用資機材の備蓄及び管理
オ　防災に関する知識の普及・啓発
カ　防災計画書の作成
キ　要配慮者の把握
（２）災害発生時に実施が必要となる事項
ア　適切な情報の収集及び伝達と地域住民に対する広報活動
イ　初期消火及び延焼防止の実施
ウ　要配慮者への支援
エ　適切な避難誘導と指定避難所運営体制の確立
オ　負傷者や要配慮者の救出・救護
カ　飲料水、食糧等の救援物資の仕分け及び炊出しの支援、協力
キ　被災地の保全と防犯活動
ク　地域住民の安否の確認

第３項　事業者の果たすべき役割

消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、災害に対応した計画的な防災体制の充実を図ることにより、従業員、利用者等の安全を確保するほか、地域の防災活動への積極的な協力に努める。

（１）平常時から実施する事項
ア　防災責任者の育成
イ　建築物の耐震化の促進
ウ　施設、設備の安全管理
エ　防災訓練の実施
オ　従業員に対する防災に関する知識の普及
カ　自衛防災組織の結成と防災計画の作成
キ　防災用資機材の備蓄及び管理
ク　飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄
ケ　広告、外装材等の落下防止
コ　事業継続計画（ＢＣＰ）の作成
サ　地域の防災訓練、防災活動への協力
（２）災害発生時に実施が必要となる事項
ア　正確な情報の収集及び伝達
イ　初期消火の実施
ウ　従業員、利用者等の避難誘導

エ　応急救助・救護

オ　ボランティア活動への支援

カ　町や自主防災組織等が実施する応急対策活動への協力

第５節　地域の概要

第１項　自然的条件

１　地勢

本町は、奈良県のほぼ中央、大和盆地の南辺に位置し、総面積は 25.79km^2 である。

町内を近畿日本鉄道吉野線が走り、壺阪山、市尾の２駅がある。町を南北に貫く一般国道 169 号は、橿原市から高取町を通り、吉野、熊野へ続く大動脈となっている。

北の橿原市、東の明日香村、西の御所市、南の大淀町とは急峻な山で隔てられ、町内の多くが山地で占められている。その山地をぬうように、町のほぼ中央部を吉備川、西を曽我川、東を高取川が流れている。

２　地形・地質

高取町は、西部の一部平坦地を除いてはゆるやかな傾斜をなす地形となっている。地質は、花崗片麻岩といわれる非常に古い岩石からなり、本町面積の 80%を占めるこの地形は、風化が進んで良質の土壌ができており、畑地帯として農業に適している。

３　気　象

2019 年～2023 年の５年間について、本町における気象状況をとりまとめると、以下のようになる。

（１）年間降水量は、平均約 1,414.0mm である。
（２）日最大降水量は 123.7mm、時間最大降水量は 31.8mm である。
（３）平均気温は 15.0℃である。
（４）平均風速は 1.6m/h、最大風速 9.0m/h である。

■本町の気象状況（観測地点：五條）

年	降水量（mm）			気温（℃）			風速（m/h）		
	年合計	日最大	時間最大	日平均	最高	最低	平均風速	最大風速	最大瞬間風速
2019	1482.5	149.0	38.0	14.9	20.8	9.7	1.6	8.2	20.2
2020	1676.0	86.5	37.5	15.0	20.8	9.9	1.6	9.6	21.3
2021	1425.0	59.5	22.0	14.9	20.9	9.9	1.6	9.3	19.6
2022	995.0	41.0	22.0	14.8	21.0	9.7	1.6	8.6	17.2
2023	1491.5	282.5	39.5	15.3	21.7	9.9	1.5	9.4	19.9
平均	1414.0	123.7	31.8	15.0	21.0	9.8	1.6	9.0	19.6

資料：気象庁

第２項　社会的条件

１　人口等

平成 12 年以降の本町の人口推移を、国勢調査に基づいて示すと次表のとおりである。本町の人口は、令和２年で約 6,700 人となっており、平成 12 年以降減少が続いている。

また、高齢化率は、令和２年で約 38%となっており、平成 12 年以降増加が続いている。

■年次別人口推移（単位：人）

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
奈良県	全人口	1,442,795	1,421,310	1,400,728	1,364,316	1,324,473
	65 歳以上人口 （高齢化率）	239,432 （16.6%）	283,528 （19.9%）	333,746 （23.8%）	388,614 （28.7%）	420,123 （29.3%）
高取町	全人口	8,153	7,914	7,657	7,195	6,729
	65 歳以上人口 （高齢化率）	2,014 （24.7%）	2,163 （27.3%）	2,355 （30.8%）	2,607 （36.2%）	2,792 （38.0%）

資料：国勢調査

２　交通網

鉄道は、近畿日本鉄道吉野線があり、町内には壺阪山、市尾の２駅が、また近隣駅として葛駅がある。

道路は、町を南北に貫く国道 169 号が、橿原市から高取を通り吉野・熊野へと続く大動脈となっている。

大阪・京都・奈良市方面とも鉄道・道路網で結ばれ、関西国際空港とも阿部野橋（天王寺）等でアクセスしている。

第６節　災害履歴、災害危険区域等

第１項　災害履歴

１　風水害

奈良県に関する近年の風水害は、以下のとおりである。

（１）台風によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和５．７．31	水害	大和川流域	八丈島方面から伊勢湾に進み三重県を北進した台風	河川氾濫、堤防決壊、死者５名、全・半壊家屋 102、農産物の被害甚大
９．９．21（室戸台風）	風水害	県全域	沖縄方面から四国室戸岬、大阪、京都、滋賀から日本海西岸を北進した最大級の台風	死傷者 90、全壊家屋 670、半壊家屋 1,285、その他土木・農作物・林業関係等の被書甚大
24．７．29（ﾍｽﾀｰ台風）	水害	北東山間部	熊野灘から若狭湾に向け北西進した台風	死者１、浸水家屋 471
25．９．３（ｼﾞｪｰﾝ台風）	風水害	県全域	四国室戸岬東方から淡路島をへて神戸西方に上陸し、若狭湾へ抜けた台風	死者１、全半壊家屋 2,442、水田流水 119.5ha、道路損壊 844、橋梁流失 173、堤防決壊 197、通信関係（電柱）484
27．６．23（ﾀﾞｲﾅ台風）	水害	県全域	四国清水室戸をかすめ紀伊半島南端に上陸し、本州南岸沿いを東北東進した台風	浸水家屋 105、半壊家屋１、堤防決壊 273、道路損壊 598、橋梁流失 40、冠水田 707.8ha、流水田 213ha、流失畑 106ha
28．９．25（13 号台風）	水害	県全域	室戸岬南方沖から潮岬の南端をかすめ熊野灘を北東進した台風	死者行方不明 12、全半壊家屋 670、流失家屋 103、浸水家屋 10,801ha、田畑流失埋没 922ha、道路損壊 1,669 ヶ所、橋梁流失 430 ヶ所
31．９．27（15 号台風）	水害	北部平坦地域	潮岬の南沖から御前崎付近をへて東京から鹿島灘へ去った台風	死者２、負傷２、行方不明２、全半壊家屋 11、浸水家屋 4,201ha、田畑流失 18ha、道路損壊 59 ヶ所、橋梁流失 38 ヶ所
33．８．25（17 号台風）	水害	県全域	和歌山県白浜、御坊間に上陸、奈良市付近を北上した台風 県東部地域と南部山間地域に雨多し	死者・行方不明８、浸水家屋 566、全半壊家屋 49、道路損壊 118、橋梁流失 29、田畑流水埋没 10
34．９．26（伊勢湾台風）	水害	県東部・南部	潮岬付近に上陸し奈良県内を東進した台風 近年最大の災害となる 15 号台風	死者・行方不明 116、負傷者 512、全半壊家屋 2,393、流失家屋 518、浸水家屋 10,225、田畑流失埋没 545ha、道路損壊 863、橋梁流出 381、被害額 183 億円余
36．９．16（第２室戸台風）	風水害	県全域	室戸付近より上陸し阪神間を北上した台風 18 号台風、平坦部被害甚大	死者６、負傷者 186、全半壊家屋 2,662、浸水家屋 102、田畑流失理没 456ha、道路損壊 128、橋梁流失 34、通信施設 178 回線、被害額 89 億円

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
37．７．21 （７号台風）	風水害	北部・南部	潮岬と白浜間より上陸し和歌山奈良県境を北上した台風	負傷者１、全壊家屋２、浸水家屋50、一部損壊家屋 10、道路損壊36、通信施設 71 回線
40．９．17 （24 号台風）	水害	北部・南部	紀伊半島をかすめ中部地方に上陸した台風	死者２、全半壊 24、浸水家屋4,229、道路損壊 109、通信施設3,674 回線
45．７．５～６ （２号台風）	風水害	県全域	四国沖を北東進し紀伊半島に上陸後北から北西に進路を転じ、和歌山県から大阪湾にでて北上した台風	死者１、全半壊３、道路損壊６、通信施設 33 回線
46．９．26 （29 号台風）	水害	県全域	紀伊半島に上陸後南東岸沿いに北東達した台風	死者４、行方不明７、全半壊 14、浸水家屋 1,378、耕地被害 191ha、道路損壊 94、がけ崩れ 174、通信施設９回線
47．９．16 （20 号台風）	風水害	県全域	紀伊半島に上陸後、北北東に進み奈良県東部県境沿いに通過した台風	負傷者 17、全半壊家屋 115、浸水家屋 342、田畑冠水埋没 2,362ha、提防決壊 189、道路損壊 807、山（がけ）崩れ 722、被害額約 45 億円
51．９．８～14 （台風 17 号及び前線）	水害	県全域	台風 17 号が九州西海上で迷走し、西日本に停滞した前線の影響も加わって大雨が続いた。総雨量は、前鬼 1,462、日ノ出岳 1,145㎜等であった	家屋の半壊２、一部破損 30、浸水2,115、非住家、田畑流失埋没15ha、学校 12 ヶ所、道路 889 ヶ所、橋梁 10 ヶ所、河川 567 ヶ所、砂防６ヶ所、被害額は約 50 億円
56．７．29～８．１	水害	県南部	台風 10 号が本州南海上を西北西に進み、このため本県南東山岳部に大雨を降らせた	農林水産業施設 2,231 千円、公共土木施設 7,072 千円
57．７．31～８．３	水害	県全域	台風 10 号が本県東側をほとんど真北に進み、つづいて台風９号崩れの低気圧が四国沖から南岸沿いに東北東進した。 日ノ出岳で 943㎜（７月 31 日 19 時～８月２日２時）、五條で 194㎜（８月２日 21 時～８月３日 13 時）、奈良 160㎜（８月１日）	死者 14、行方不明２、全壊 144、半壊 277、床上浸水 3,413、床下浸水 8,985、公共土木施設被書 7,821 ヶ所、被害額 42,322 百万円、農林水産業関係被害 27,536 百万円等被書総額 86,490 百万円
平成２．９．19 （台風 19 号）	風水害	県全域	和歌山県白浜町の南に上陸し、県南東部で大雨となった	行方不明１、全壊２、半壊９、一部損壊 92、床上浸水 65、床下浸水 201、被害総額 11,096 百万円
10．９．22 （台風７号）	風害	県全域	和歌山県御坊市付近に上陸し、琵琶湖の南側を通り富山湾へ進んだ 台風の勢力の最盛期に暴風域を伴って上陸したため、県内も暴風となった	死者２、負傷者 99、全壊 43、半壊 812、床上浸水１、床下浸水 75、農業被害 18,630 百万円、林業被害 15,254 百万円等、被害総額 46,830 百万円
16．８．４～５ （台風第 11 号）	強風害 浸水害 強雨害 山がけ崩れ害	県南部	徳島県阿南市付近に上陸し、兵庫県相生市付近に再上陸した ４日夕方から５日昼前にかけて県南部を中心に猛烈な雨となった	一部破損２棟、上北山村や御杖村等で床下浸水９棟、県内で合わせて 3,630 戸の停電被害が発生 農業被害 7.2ha（被害総額約 3,140 万円）、農地や農業施設１億５千万円。林業林道被害 44 路線（103 ヶ所、被害総額２億７千万円）、林地被害 48 ヶ所（被害額約 27 億 2,700 万円）
21.10．５～８ （台風第 18 号）	浸水害 強風害 洪水害	県全域	西日本の南岸には前線が停滞し、また、７日から８日にかけて、台風第 18 号が紀伊半島	床上浸水３棟、床下浸水 26 棟、倉庫浸水１棟、家屋損壊７軒、非住家損壊２軒

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
	山・がけ崩れ害		の南東岸に沿って進んだため、県内各地で強風を伴った大雨が降った	道路破損：名阪国道・明日香村村道法面崩落、土砂流出17ヶ所、崩土11ヶ所、陥没１ヶ所、冠水５ヶ所 橋梁流出：東吉野村の村道国樔小川線小池内 がけ崩れ24ヶ所 農業被害：農作物等1,101.63ha 文化財被害：11件（法隆寺五重塔相輪の風鐸の舌が１個落下等）
23.８.30～９.５ （台風第12号） （紀伊半島大水害）	山・がけ崩れ害 （深層崩壊含む） 河道閉塞による水害 その他 （雨害）	県全域	台風第12号が発達しながらゆっくりと北上し、８月30日には中心気圧965hPa、最大風速35m/sの大型で強い台風となった この台風は大型で動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が紀伊半島に流れ込み、山沿いを中心に広い範囲で過去に例のない記録的な大雨をもたらした	死者14名、行方不明者10名、重傷者５名、全壊49棟、半壊71棟等 「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生
24.９.30 （台風第17号）	浸水害 山がけ崩れ害 強風害	県全域	台風第17号が四国沖から潮岬付近を通過し北東進した。 奈良県では台風接近に伴い９月30日午後を中心に断続的に雨が降り続いた。降り始めの９月29日12時から30日24時までの総雨量は、奈良県上北山村上北山で257.0ミリを観測する大雨となった。	法隆寺では、五重塔（国宝）の装飾具の青銅製部品「舌」１個が落下、また築地塀が「東院大垣」「西院大垣」は計３か所が最大幅3.6m高さ45㎝にわたりはがれ落ちた。五條市では、国指定天然記念物「二見の大ムク」（樹高約30m）の枝（長さ10m）が根元から折れた。
25.９.15～９.16 （台風第17号）	浸水害 山がけ崩れ害	県全域	小笠原近海で発生した台風第18号が大型の勢力を保ったまま北上した。この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、奈良県では大雨となった。アメダスでは、降り始めの９月14日22時から９月16日13時までに上北山で548.0ミリ、天川で534.5ミリ、曽爾で464.0ミリ、玉置山で395.5ミリ、風屋で369.0ミリの総雨量を観測した。また、吉野では15日の日降水量216.0ミリ（観測史上２位）を観測した。	（人的被害）重傷１名（明日香村） （崩土撤去作業中に骨折） （住家被害）一部損壊14棟、床上浸水19棟、床下浸水93棟
26.８.９～８.10 （台風第11号）	強雨害 浸水害	県全域	強い勢力となって日本の南海上をゆっくりと北上した。８月10日６時過ぎに高知県安芸市付近に上陸し、その後も四国地方をゆっくり北北東に進み、10日10時過ぎに兵庫県赤穂市付近に再上陸、近畿地方を北北東進して10日14時前に日本海に抜けた。なお、奈良県には10日10時頃最接近した。 アメダスでは、降り始めの８	（住家被害）一部破壊１棟、床上浸水２棟、床下浸水69棟

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			月８日 15 時から８月 11 日５時までに吉野郡上北山村上北山で 548.0 ミリ、吉野郡十津川村風屋で 475.0 ミリ、吉野郡十津川村玉置山で 470.5 ミリ、吉野郡下北山村下北山で 456.5 ミリ、吉野郡天川村天川で 430.5 ミリの総雨量を観測した。また、吉野郡吉野町吉野では９日の日降水量 261.5 ミリ（観測史上１位）を観測した。	
26.10.５～10.６（台風第 18 号）	強雨害 浸水害	県全域	発達しながら日本の南海上を北上し、大型で非常に強い勢力で南大東島の近海を通って 10 月５日には九州の南海上に達した。台風は、その後、進路を東寄りに変え、大型で強い勢力を維持したまま潮岬の南を通って、10 月６日８時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸した。台風は速度を速めながら東海地方及び関東地方を北東に進み、６日 21 時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。台風と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本太平洋側を中心に大雨となった。また、沖縄・奄美と西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風となり、猛烈なしけとなった。	（人的被害）重傷１名（香芝市） （強風により転倒し骨折）
27.７.16～７.18（台風第 11 号）	強雨害 浸水害	県全域	大型で強い勢力のまま日本の南をゆっくりと北上し、23 時ごろに高知県室戸市付近に上陸した。その後、勢力は弱まったが四国地方をゆっくりと北上し、17 日６時過ぎに岡山県倉敷市付近に再上陸した。中国地方を北上して、17 日午後には日本海へ進んだ。大阪管内では、この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、四国地方や紀伊半島を中心に大雨となったほか、各地でこの台風による暴風が観測された。降り始めの７月 15 日 13 時から 18 日 13 時までの総雨量は、奈良県吉野郡上北山村上北山で 745.5㎜を観測するなど記録的な大雨となった。	（人的被害）軽傷１名（桜井市） （自転車での転倒で骨折） （住家被害）半壊１棟、一部破損１棟、床上浸水１棟、床下浸水１棟
27.７.19（台風第 11 号）	地すべり	県南部	台風 11 号の大雨の影響により、天川村では坪内地区において幅約 200m、長さ約 400m の地すべりが発生した。これにより、天川村坪内地区の一部に避難勧告が発令された。	（住家被害）全壊１棟、半壊２棟、一部壊５棟

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
29.10.20～10.23 （台風第 21 号）	強雨害 浸水害	県全域	台風第 21 号は、日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23 日 03 時頃に静岡県御前崎市付近に上陸した。大阪管内では、21 日夜、四国地方から次第に強風域に入り、22 日夜から 23 日明け方にかけて、近畿・四国地方では、暴風域に入った。 また、台風第 21 号の北上に伴い、本州南岸の前線の活動が活発となり、特に 22 日午後から 23 日明け方は台風の影響により、奈良県では暴風を伴った大雨となった。20 日 12 時から 23 日 12 時までの総降水量は、十津川村玉置山で 556.5 ミリ、五條三在町で 324.5 ミリを観測した。また、期間中の最大 1 時間降水量は、下北山村佐田で 53.5 ミリを観測した。風については、五條三在町で北の風 22.2 メートル（23 日 01 時 24 分）の最大瞬間風速を観測した。	（人的被害）重傷１名（生駒市） （住家被害）全壊３棟（五條市、吉野町） 半壊４棟（下市町） 一部損壊 46 棟 床上浸水 108 棟 床下浸水 390 棟
30．9．4～9．5 （台風第 21 号）	強風害 強雨害 浸水害		台風第 21 号は、速度を上げながら近畿地方を縦断した。日本の南海上から紀伊水道を北北東へ進み、非常に強い勢力で４日 12 時頃に徳島県南部に上陸した。その後も速度を上げながら大阪湾を北上し、４日 14 時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸し、４日 16 時頃には日本海に抜け、そのまま日本海を北上した。この台風の影響で、奈良県内は暴風を伴った大雨となった。 この台風により、全国的に死者 14 名の人的被害がでたほか、強風や土砂崩れによる電柱の倒壊等により、関西電力管内で約 170 万戸が停電し復旧するまで約２週間を要したほか、大阪湾での記録的な高潮により関西国際空港が浸水し運用ができなくなった。	文化財被害多数 （人的被害）重傷２名（安堵町、田原本町。強風により転倒し骨折） 軽傷５名 （住家被害）半壊４棟 一部損壊 140 棟 床上浸水２棟 床下浸水２棟

資料：高取町地域防災計画（平成 27 年度修正）、奈良県地域防災計画・水害・土砂災害等編（令和５年２月、奈良県防災会議）

（２）低気圧によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和６．２．10	雪害	県全域	低気圧が東海道沖を東進し9日夜から10日朝にかけて大雪となった 明治 40 年２月以来の大雪、八	樹木の折損、倒木、家屋の破壊、農作物の被害、電灯、電話の切断、各々被害甚大

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			木 20cm、奈良 17cm、上之郷 42cm、吉野山 29cm、寺垣内 14cm、小森 27cm	
21．３．10	雪害	県全域	低気圧が太平洋岸沿いに東進し10日２時頃から大雪となる 八木 18cm、奈良 15cm、上之郷 20cm、上市 20cm、寺垣内６cm、小森 10cm	立木、電灯線の被害大
26．２．14	雪害	県全域	九州南方にあった低気圧が東進したため大雪で明治 30 年以来の記録となった 八木 20cm、奈良 22cm、南之庄 51cm、大淀 33cm、寺垣内 50cm	交通、通信、電力関係に大災害を与えた。山林、竹林大被害奈良県としては未曽有の大雪害
27．７．１～３	水害	県全域	三陸沖の低気圧の中心から本邦を東西にのびる寒冷前線があり、この線上を２日夜別な低気圧が奈良県付近を東進した	浸水家屋 142、河川堤防決壊 5、橋梁流水３、道路損壊 21、冠水田畑 375ha
34．８．12～14	水害	県全域	本州南海上に停滞する前線上を東進した低気圧が四国沖で停滞気味となって県下全般に雨となり特に南東山岳部が大雨となった	全半壊家屋２、浸水家屋 1,861、堤防決壊 21、橋梁流失５、道路損壊 35、田畑流失 10ha
36．10．26～28	水害	県全域	本州南沖を東西にのびる前線上の九州南西海上に低気圧が発生東進した 28 日 21 時鳥島の南東に台風が現れた	死者１、全半壊家屋７、浸水家屋 666、田畑流失 46ha、田畑冠水 1,779ha、道路損壊 148、橋梁流失 19
38．３．12～13	雪害	中山間部	本州南岸沿いを東進した低気圧のため山間地で 30～80cm、平野部で 10～20cm の大雪となった	山林被害15億円、農作物被害１億５千余万円、その他交通、通信、電力関係に相当の被害あり
40．３．16～17	雪害	中部山間	発達した低気圧が四国紀伊半島沖を東進したため県内全般雨又は雪となり降水量は３月の最多記録となった	水分の多い雪のため被害が発生した 山林被害 24,394ha、農産物約 230 百万円。通信線切断、送電障害の被害大
43．２．15～16	雪害	県全域	紀伊半島沖を東進した低気圧のため、平野部で 10cm、山間部で 20～50cm の大雪	山林被害 35 億円、農作物被害 5,700 万円、その他送電線、通信線等の被害大
26．３．１～２	雪害	県北部	東シナ海から東進して来た低気圧は本州南海上を東北東に進み、一方大陸からは寒気を伴った優勢な高気圧が南下した 山辺・宇陀地方 20cm、奈良 10cm	農産被害15,405千円 畜産被害1,725千円 農林産業施設 2,000 千円
26．10．８～９	水害	県全域	前線を伴った顕著な低気圧が日本海を北東進したので県下全域に大雨を降らせた	床下浸水 164 戸、道路損壊 220 ヶ所、河川 253 ヶ所等、農林水産業施設 173,791 千円、公共土木施設 1,268,420 千円、農産被害 92,203 千円、被害総額 1,534,414 千円
62．３．23	雪害	県全域	低気圧が発達しながら南海上を東進したため大雪となった	スギ・ヒノキの折損、倒伏による被害 9,614 百万円
平成２．１．31～２．１	雪害	県北・中部	１月 31 日から２月１日午前中にかけ低気圧が東進、大雪となった	ビニールハウスの倒壊、農作物等に大被害、軽傷３、農産被書 2,195 百万円

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			１日９時の奈良の積雪21cmは1953年の統計開始以来第１位	
19.７.17	浸水害 山がけ崩れ害 強雨害	県北、北西部	日本海には低気圧があり、近畿地方ではその前面で大気の状態が不安定となり、16日から17日にかけて奈良県北西部を中心に大雨となった 奈良県北部の広い範囲で、浸水被害が発生	奈良県では平成12年以来の1000棟規模(床上浸水97棟、床下浸水967棟）の浸水被害、北西部を中心にがけ崩れや道路冠水等が発生した

資料：高取町地域防災計画（平成27年度修正)、奈良県地域防災計画・水害・土砂災害等編（令和５年２月、奈良県防災会議）

（３）前線によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和27.４.11	水害	中・北部	７月３日以来本邦南方洋上に移動した梅南前線が北上して10日～11日当県を通過したが、この前線が異常に変形して大雨となった	負傷者１、半壊家屋２、浸水家屋1,411、堤防決壊18、橋梁流失９、道路損壊34、流失畑14ha、冠水田畑1,877ha
28.７.18	水害	県全域	日本海中部から近畿北部をへて九州北部、中国中部に達したが17日本県を通過南下し、18日北上したため大雨となった	死者27、負傷者25、行方不明10、全半壊家屋187、流失家屋191、浸水家屋2,019、田畑流失埋没489ha、田畑冠水1,462ha、道路損壊2,032
32.６.26～28	水害	北部	前線が26日15時頃紀伊半島を北上し27日10時奈良県北部から瀬戸内をへて九州方面に停滞台風５号の影響もあって北部が大雨となった	死者１、負傷者１、浸水家屋1,062、田畑冠水54ha、橋梁流出４、道路損壊25
32.７.16～17	水害	中・北部	関東地方から近畿中部をへて日本海の低気圧に達する前線停滞のため大和川流域字陀川流域に大雨が集中した	行方不明１、全半壊家屋５、浸水家屋1,716、田畑冠水1,859ha、道路損壊67、橋梁流失４
47.７.10～13	水害	県全域	梅雨前線が10日から13日にかけて近畿地方を中心にして南下北上を繰り返したため大雨となった	死者１、負傷者９、全半壊家屋37、浸水家屋1,371、田畑冠水2,268ha、堤防決壊289、道路損壊1,061、山（がけ）崩れ577
53.６.22～23	水害	中・南部	梅雨前線が本州南岸で活発化した	全壊１、床上浸水10、床下浸水1,058、冠水325ha、運休21本、欠便20便 被害額4,911,963千円
61.６.25～７.１	水害	県全域	25日梅雨前線の南下、30日台風６号の接近により、大雨となった	全半壊家屋３、床下浸水195、田畑冠水160ha、道路損壊383ヶ所、河川被害645ヶ所 被害総額5,943万円
平成２.９.13～18	水害	県全域	13日から18日にかけ西日本に停滞していた前線の活動が活発になり大雨となった	死者１、床下浸水35 被害総額648百万円
７.７.１～６	水害	県全域	梅雨前線が西日本から東日本に停滞し、各地で断続的に大雨が降った 奈良県内では特に３日の昼前後４日午前中、短時間に激しい南が降った	半壊家屋２、床上浸水229、床下浸水1,650、道路損壊７、山・がけ崩れ22
22.７.13～15	山・がけ崩れ害 その他	県北部	山陰沖で停滞する梅雨前線に向かって、南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状	奈良市中町でがけ崩れ１名軽傷 三郷町の山間部で崩土、五條市で小学校のグラウンドの一部が法面

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
	（雨害）		態が不安定となり、雨が断続的に降り続いた	崩落、桜井市で２ヶ所で崩土、市道の路肩崩壊が３ヶ所、奈良市崩土１ヶ所、大淀町崩土４ヶ所、約70軒が停電
24．6．21～6．22	浸水害 山がけ崩れ害	中・北部	西日本の南海上にある梅雨前線が西日本南岸まで南下し、梅雨前線上を低気圧が東進したことにより、奈良県では21日朝から雨が降り始め、22日未明を中心に大雨となり、22日朝まで雨が続いた。	斑鳩町で１名重傷 大和高田市で22日未明に住家の床下浸水25棟。安堵町で住家の床下浸水１棟。
25．6．25～6．26	浸水害 山がけ崩れ害	中・北部	西日本に梅雨前線が停滞し、前線上の低気圧が発達しながら近畿地方を通過した。そのため、奈良県では25日夜遅くから雨が降り、26日日中を中心に大雨となった。	大和高田市で床上浸水２棟、床下浸水42棟をはじめ、桜井市や葛城市でも浸水被害が発生。
29．9．12	浸水害	中・北部	９月12日に低気圧が日本海を東北東に進み、この低気圧からのびる寒冷前線が12日昼頃奈良県を通過した。この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。 奈良県では、12日朝、局地的に猛烈な雨が降り、07時までの１時間に田原本町付近で約120ミリ、広陵町付近で約110ミリ、07時10分までの１時間に天理市付近で約120ミリ、桜井市付近及び三宅町付近で約100ミリ、07時20分までの１時間に大和高田市付近、橿原市付近及び桜井市付近で約120ミリ、07時50分までの1時間に明日香村付近で約100ミリの雨を解析し、記録的短時間大雨情報を発表した。	（住家被害）床上浸水８棟床下浸水110棟 （その他）道路冠水による車両浸水６箇所10台 （大和高田市、大和郡山市）
30．７．５～７．６	強雨害	県全域	北日本に停滞していた前線が７月５日には西日本まで南下してその後停滞した。７月５日から８日にかけて東北地方から西日本で15個の「線状降水帯」が形成され、うち９個は最大３時間積算降水量が150㎜を超えた。この前線や、６月29日に発生した台風第７号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。６月28日から７月８日までの総降水量は四国地方で1,800㎜、東海地方で1,200㎜を超えるところがあるなど、７月の月降水量平年値の２～４倍の大雨であった。また、九州北部、四	（人的被害）死者１名（大和郡山市。田の様子を確認に行ったまま帰宅せず行方不明） （住家被害）床上浸水２棟 床下浸水26棟 一部損壊５棟

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第１位となり、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。	
令和４．９．２～９．３	浸水害	県北部	９月１日に日本海にあった前線が２日には西日本に南下し、３日には日本海に北上した。この前線に向かって、太平洋高気圧の縁を回って、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の不安定な状態が続いた。 これにより、県北部の局部地域において強雨となった。	（人的被害）行方不明１名（桜井市。田の様子を確認に行ったまま帰宅せず行方不明） （住家被害）床下浸水２棟

資料：高取町地域防災計画（平成27年度修正）、奈良県地域防災計画・水害・土砂災害等編（令和５年２月、奈良県防災会議）

（４）異常低温

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和36．１．３	寒害	北部	12月から１月はじめにかけ襲来した寒波のため奈良では－４．４℃の最低気温になった	奈良市内で水道管の破裂が続出し、12月29日から１月３日まで400件の被害があった
52．１～３	寒害	北東山間部	優勢な大陸の高気圧におおわれた 奈良の最低気温－７．８℃、無降水で異常乾燥も伴った	野菜　150,810千円 果樹　114,993〃 茶　501,993〃 計　767,442〃
55．７～９	低温 寡照 多雨	県全域	太平洋高気圧の本邦に及ぼす影響は例年になく弱く、これに代わってオホーツク海高気圧の勢いが婁々北の方から本州に伸び、前線活動が活発になって本邦を挟み、南北に振動して日照不足と低温をもたらした	被害面積　14,945ha 被害金額 水　稲　2,085,045千円 大　豆　30,610〃 野　菜　832,417〃 果　樹　413,304〃 花　き　176,040〃 計　3,357,416〃
55.12～56．２	低温寒害	奈良市 都祁村	冬型気圧配置が長く続き、寒気の移流が顕著であった	茶と茶樹の損傷が甚だしく幼木は乾燥のため枯死した
56．２.26～27	低温	県北部	低気圧が三陸沖で発達しながら東北東進したあと、冬型気圧配置が強まり、奈良では26日最高気温－０．２℃、27日最低気温－７．５℃	水道管破裂 奈良市600ヶ所 天理市300ヶ所 五條市60ヶ所

資料：高取町地域防災計画（平成27年度修正）、奈良県地域防災計画・水害・土砂災害等編（令和５年２月、奈良県防災会議）

（５）雷によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和36．７．９	雷災	北部	ひょうを伴う大雪雨	落雷により死者１
36．８.21	雷災	北部	強雷雨	広陵町で死傷者３名 生駒市で一部浸水家屋あり
38．７.28	雷災	奈良盆地	近畿全体に発雷があり、県内では13時頃から15時頃の間に発生して北上した	15時10分頃橿原市橿原球場に落雷、観客１名負傷、失神５名を出す
51．７.26～28	雷災	北部	上空に寒気が流入し、燃雷が発生した	28日は国鉄、近鉄の一部が一次不通となり、停電は約３万戸に上

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			28 日 17 時の時間雨量は田原本で 77㎜、天理で 65㎜であった	り、天理市及び田原本町を中心として約 4,200 戸が浸水した
平成３．７.27	雷災	北・東部	大気不安による強雷雨 大宇陀 １時間降水量　43㎜ 24 時間降水量　95㎜	負傷者　１名 住家被害 半壊　１棟 床上浸水　４棟 床下浸水　45棟 河川損壊　71ヶ所 道路損壊　63 ヶ所

資料：高取町地域防災計画（平成 27 年度修正）、奈良県地域防災計画・水害・土砂災害等編（令和５年２月、奈良県防災会議）

（６）長期間にわたる乾燥によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和２．６～８	干ばつ	奈良盆地	雨量平年差６月 119㎜、７月 129㎜、８月 46㎜、各月共に少なく、特に６月の量は 28 年ぶりの少量	水不足のため稲作被害あり、干ばつの影響で病虫書の発生が著しくそのための農作物の被害大
14．５～９	干ばつ	県全域	内地西部から朝鮮南部に渡って異常な干ばつが起こった。八木５月から９月の降水量は 527.9㎜で創立以来３位の小雨	水不足のため電力の供給制限、稲作被害収穫量皆無 1,425ha（奈良県としては中程度の被書）
19．５～７	干ばつ	奈良盆地	瀬戸内、近畿、東海道方面の干ばつであった 八木５月降水量 74㎜、６月 68㎜、７月 70㎜平年より半分以下の小雨であった	水田亀裂、水稲発育不良、畑作物の枯死 病中害の被害甚大（1,375ha） 水稲植付未了 158ha
22．６～８	干ばつ	中北部	６月降水量八木では 60㎜で平年に比し非常に少なく、７月は降水量 72㎜で平年より極めて少なく、８月も 70㎜で平年の半分であった	農作物の被害大で稲作は不良、甘藷も作柄不良
30．７～８	干ばつ	北部	雨らしい雨がなく奈良では無降水量継続日数 25 日で新記録であった	水稲 2,230ha に被害があった
34．６	干ばつ	北・東部	６月降水量は奈良では 39㎜で平年の 19％６月として最小記録であった。17 日に一応梅雨に入ったものの梅雨前線の勢力弱く、雨らしい雨はなし	奈良盆地では水不足溜他の水を放流、田植時期遅れる、水道の時間給水
40．８	干ばつ	中・北部	月降水量各地とも極めて少なく、奈良では 39.6㎜で８月として最少記録	県中・北部で水不足が深刻となり、金剛、葛城、ニ上山系の山麓地帯で水田の干害があり約 180 町の稲が枯死状態となり、果樹、野菜も減収
48．７～８	干ばつ	県全域	夏型気圧配置は27日間も続き、その間雷雨による降水はあったが、少雨で水不足の解消にならず、高温少雨であった 奈良市では 17 日間の無降水が記録された	水不足のため電力の供結制限、農作物の被害大で稲作は不良、甘藷も作柄不良
53．７～９	干ばつ	大部分	太平洋高気圧の勢力が強く本州上空に長く居座った 奈良７月の月間日照時間 296	農作物被害　3,766.7ha 1,689,527千円 奈良市内で 16 日間の夜間断水

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			時間、８月の最高気温 37.4℃は第１位、降水量 26.5㎜は最少記録	
平成２．７～９	干ばつ	県北・中部	太平洋高気圧におおわれて少雨となった 無降水継続日数 13 日間、８月の日最高気温 37.4℃は第１位	果樹等農作物被害大 農産被害 841 百万円
平成６．７～９	干ばつ	県全域	太平洋高気圧におおわれて晴天が続き厳しい暑さと少雨の状態が続いた 奈良７月の日最高気温 37.3℃、月平均気温 28.2℃、８月の日最高気温 39.3℃、日平均気温 28.5℃はいずれも第１位	農産物被害約 168 百万円

資料：高取町地域防災計画（平成 27 年度修正）、奈良県地域防災計画・水害・土砂災害等編（令和５年２月、奈良県防災会議）

２　地震災害

本町を含む奈良県内に係る地震災害は、以下のとおりである。

■奈良県内に係る地震災害

年月日	地震名	規模（M）	本県に与えた影響		
			被害地域	地震状況	被害状況
昭和２．３．７	北丹後	７．５	北部	八木で強震（震度５）を観測	春日大社石灯籠約60基転倒
11．２．21	河内 大和	６．４	奈良盆地	八木で強震（震度５）を観測 震源の深さ約10km、強震区域は奈良盆地一円、地鳴りが24日まで続いた。余震本震合わせて102回	死者１、負傷者７、建物倒壊37、建物損傷1,185、道路亀裂66、その他器物の転倒破損、土塀、石灯籠の倒壊等多し
13．１．12	―	６．８	中・南部	八木で中震（震度４）を観測 震源地は田辺湾沖で浅い	八木測候所の壁に小亀裂 十津川村等で小被害
19.12．７	東南海	７．９	県全域	橿原で強震（震度５）を観測 震源地は熊野灘	死者１、負傷者17、家屋の全壊89、半壊163
21.12.21	南海	８．１	県全域	橿原で強震（震度５）を観測 震源地の潮岬南南西沖まで162kmあり	負傷者13、家屋の倒壊約140、その他石灯籠の倒壊相当数あり
23．６．15	―	６．７	南部	橿原で中震（震度４）を観測 震源地は和歌山県日高川上流プレート境界地震と考えられる	南西部で地滑り、がけ崩れ等小被害、春日大社石灯鹿３基転倒
25．４．26	―	６．５	南部	橿原で中震（震度４）を観測 震源地は十津川村南西部、プレート境界地震で深さ40km	被害は三重県熊野市の方が大きい 十津川村で小被害、春日大社石灯籠10基転倒
27．７．18	吉野	６．８	県全域	橿原で中震（震度４）を観測 水平動が激しく、継続時間も長かった 震源地は桜井市付近、フィリピン海プレート内地震で深さ60km	死者３、負傷者６、家屋の倒壊11、道路損傷４、電線切断13、石灯籠倒壊709、家屋大破19 地震の規模は大きかったが、震源が深かったために被害は少なかった
37．１．４	―	６．４	南部	奈良で弱震（震度３）を観測 震源は田辺湾沖、プレート境界地震で深さ40km	南部でがけ崩れ１ヶ所、落石による電話線の被害あり
平成７．１．17	兵庫県南部	７．３	中・北部	奈良で中震（震度４）を観測	全体で死者6,433人、行方不

年月日	地震名	規模（M）	本県に与えた影響		
			被害地域	地震状況	被害状況
				震源地は淡路島、深さ16km	明者3名（消防庁）、住家全半壊24万棟以上であったが、県内の被害は負傷者12人、建物の一部損壊15件等比較的軽徴であった
12.10.31	－	５．７	南部	奈良県の震度４、震源地は三重県中部	南部で一部落石、崩土
16．９．５	－	６．９	一部	奈良県の震度４、震源地は紀伊半島沖	一部で道路の落石及び小規模崩土
16．９．５	－	７．４	一部	下北山村で震度５弱、他は震度４	負傷者６人
16．９．７	－	６．４	一部	下北山村で震度４	人的物的被害なし
30．６．18	－	６．１	全域	大阪市で震度６弱を観測する等、近畿地方を中心に強い揺れを観測。奈良県では、震度5弱（大和郡山市、御所市、高取町、広陵町）を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度４～２を観測。	地震による死者は６名、うち２名がブロック塀の崩落に巻き込まれて死亡。 全壊21棟、半壊454棟、一部破損56,873棟の住家被害が発生。 奈良県では、軽傷４名、一部損壊27棟。その他文化財被害

資料：高取町地域防災計画（平成 27 年度修正）、奈良県地域防災計画・水害・土砂災害等編（令和５年２月、奈良県防災会議）

第２項　災害危険区域等

１　重要水防箇所

洪水が発生した場合、地形条件により交易に及ぼす影響の大きい重要水防箇所として、曽我川が指定されている。

資料 11-１　重要水防箇所一覧

２　砂防指定地

（１）定義

砂防法（明治 30 年法律 29 号）に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として大臣が指定する。

（２）現況

町内では２箇所指定されている。

資料 11-３　砂防指定地一覧

３　急傾斜地崩壊危険区域

（１）定義

急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が 30 度以上の土地で、崩壊により相当数の居住者等に危害を生ずるおそれがあるもので、崩壊が助長され又は誘発するおそれがないようにするため「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号)」第３条に基づき、知事が指定する。

（２）現況

町内では２箇所指定されている。

資料 11-３　砂防指定地一覧

４　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

（１）定義

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、町民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号)」第６条に基づき、知事が指定する。区域においては危険の周知や警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ町民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条に基づき、知事が指定する。区域においては特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制等が行われる。

（２）現況

町内では、土砂災害警戒区域が 262 ヶ所、うち土砂災害特別警戒区域が 230 ヶ所となっている。

資料 11-４　土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

５　山地災害危険地区（治山）

（１）定義

山地災害危険地区とは、「平成７年 10 月 20 日付け林野庁長官通達　山地災害危険地区調査について」に基づき、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が発生又は発生のおそれのある林野で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区をいい、山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区に区分されている。

（２）現況

山腹崩壊危険地区 34 地区、崩壊土砂流出危険地区９地区がある。

なお、地すべり発生危険地区はない。

資料 11-５　山地災害危険地区一覧

６　ため池要整備箇所

町内には 13 基のため池要整備箇所がある。

資料 11-６　防災重点農業用ため池一覧

７　宅地造成工事規制区域

（１）定義

宅地造成工事規制区域とは、宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域内において、災害の防止のため宅地造成に関する工事等について規制する区域であり、「宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号)」第３条に基づき、都道府県知事及び指定都市の長が指定した区域をいう。

（２）現況

町内には宅地造成工事規制区域は、指定されていない。

第７節　被害の想定

第１項　地震災害

１　想定地震

奈良県では、内陸型地震（８断層）と海溝型地震（５パターン）を想定地震とする地震被害想定調査を行い、平成 16 年 10 月に「第２次奈良県地震被害想定調査報告書」をとりまとめた。

同報告書によると、本町に最も大きな被害をもたらす可能性が高い地震は、内陸型地震の「中央構造線断層帯」となっている。

なお、海溝型地震では「東南海・南海地震同時発生」の場合に最大の揺れが想定されている。

地震の規模	マグニチュード 8.0　　中央構造線断層帯（長さ 74 ㎞） マグニチュード 8.6　　海溝型（東南海・南海地震同時発生）
地震発生時	冬の朝５時及び冬の夕方６時（火災による被害）
気象条件	平均風速 10m／秒

■想定地震

＜内陸型地震の起震断層位置図＞

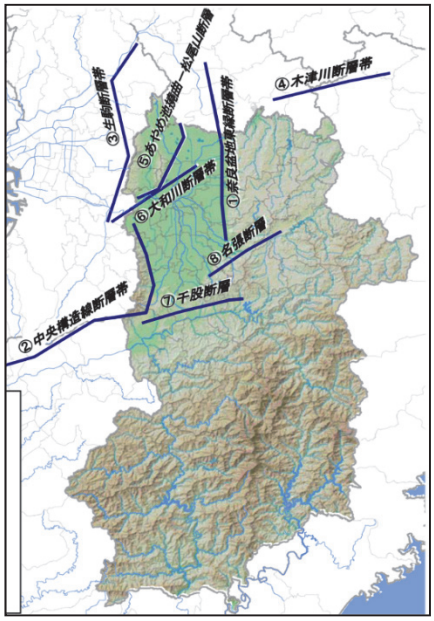

＜海溝型地震の想定震源域位置図＞

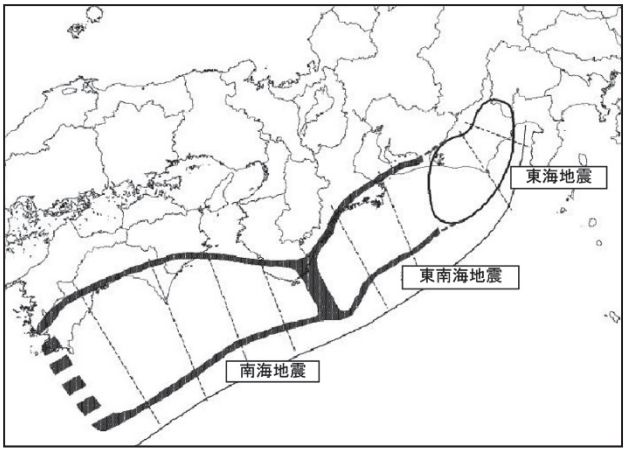

資料：第２次奈良県地震被害想定調査結果

■震度分布図（中央構造線断層帯）

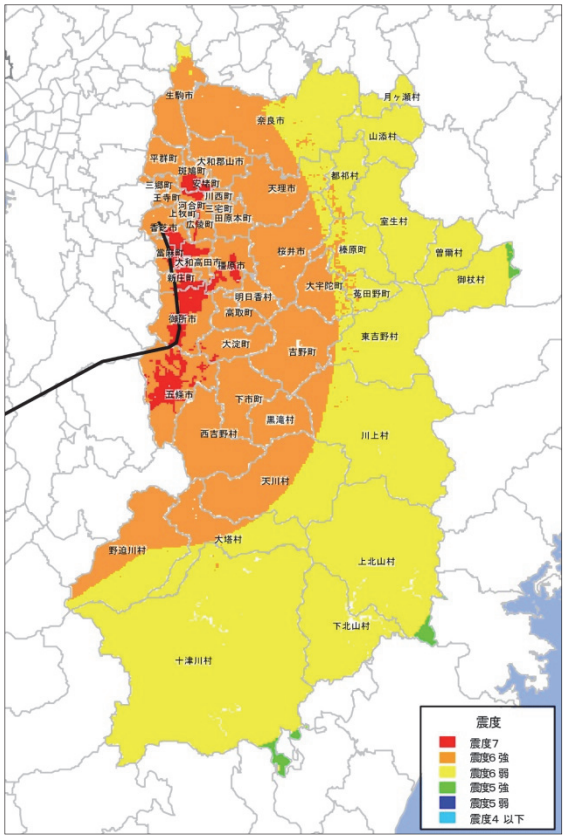

■東南海・南海地震同時発生

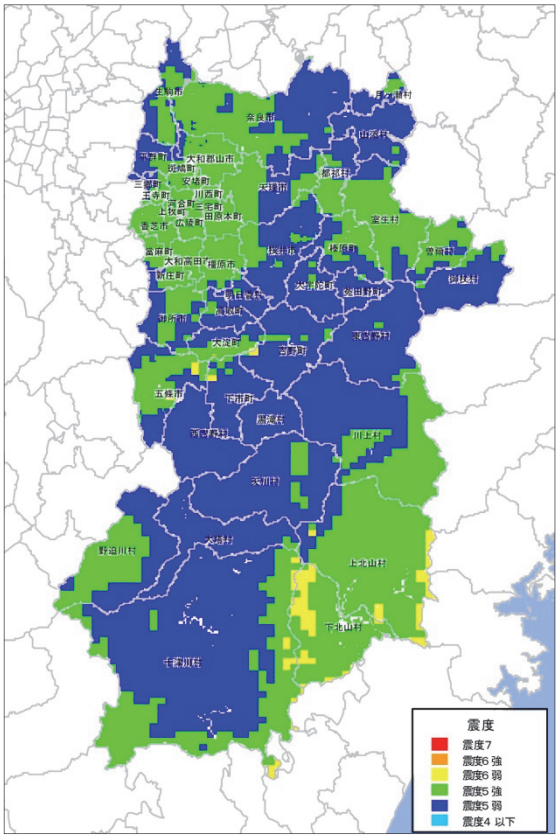

資料：第２次奈良県地震被害想定調査結果

２　被害想定

平成 16 年第２次奈良県地震被害想定調査報告書によると、中央構造線断層帯及び海溝型（東南海・南海地震同時発生）に起因する地震の発生により、本町では下記のような被害が想定されている。

（１）推定震度

ア　中央構造線断層帯

町内では、震度６強又は７と予測される。

イ　海溝型(東南海・南海地震同時発生)

町内では、震度５弱、一部震度５強と予測される。

（２）液状化判定

ア　中央構造線断層帯

特に発生は予想されていない。

イ　海溝型(東南海・南海地震同時発生)

特に発生は予想されていない。

（３）人的被害

ア　中央構造線断層帯

町内全域で、死者 24 人、負傷者 123 人、避難者 2,774 人と予測される。

イ　海溝型(東南海・南海地震同時発生)
町内での人的被害はないと予測されている。

（４）建物被害

ア　中央構造線断層帯
町内全域で、全壊 533 棟、半壊 295 棟と予測される。

イ　海溝型(東南海・南海地震同時発生)
町内での建物被害はないと予測されている。

（５）炎上出火予測

ア　中央構造線断層帯
町内では５件と予測される。

イ　海溝型(東南海・南海地震同時発生)
町内での炎上出火はないと予測されている。

（６）ライフライン被害

ア　中央構造線断層帯
断水 2,307 世帯、停電 2,312 世帯の被害が予測される。

イ　海溝型(東南海・南海地震同時発生)
断水 50 世帯の被害が予測される。

■本町における地震被害の予測結果

種　別		中央構造線断層帯	海溝型 (東南海･南海地震同時発生)
予測震度		震度６強～７	震度５弱～５強
人的被害	死　者	24 人	０人
	負傷者	123 人	０人
	避難者	2,774 人	０人
建物被害	全壊建物	533 棟	０棟
	半壊建物	295 棟	０棟
地震火災	炎上出火件数	５件	０件

注）平成 16 年第２次奈良県地震被害想定調査報告書による。
炎上出火件数及び焼失建物数は、地震発生後１日目の値である。
表中の各値は、想定条件に基づいた予測結果であり、災害の発生時間、状況等によって被害程度は異なる。

＜参考＞

「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）（平成 24 年８月、中央防災会議)」における想定と奈良県の想定を比較し、以下に示す。

区　分	中央防災会議(H24)	第２次奈良県地震被害想定調査(H16)	
地震名称	南海トラフの巨大地震	東南海・南海地震 同時発生	中央構造線断層帯
県内最大震度	６強（本町は震度６弱）	６弱 （大半は５弱、５強）	7
住家全壊棟数	約 7,500～47,000 棟	約 1,300 棟	約 98,100 棟
死者数（※）	約 100～1,700 人	4 人	約 4,300 人

（※）県内死者数の内訳（建物倒壊、急傾斜地崩壊、火災による）

■震度分布図（陸側ケース）

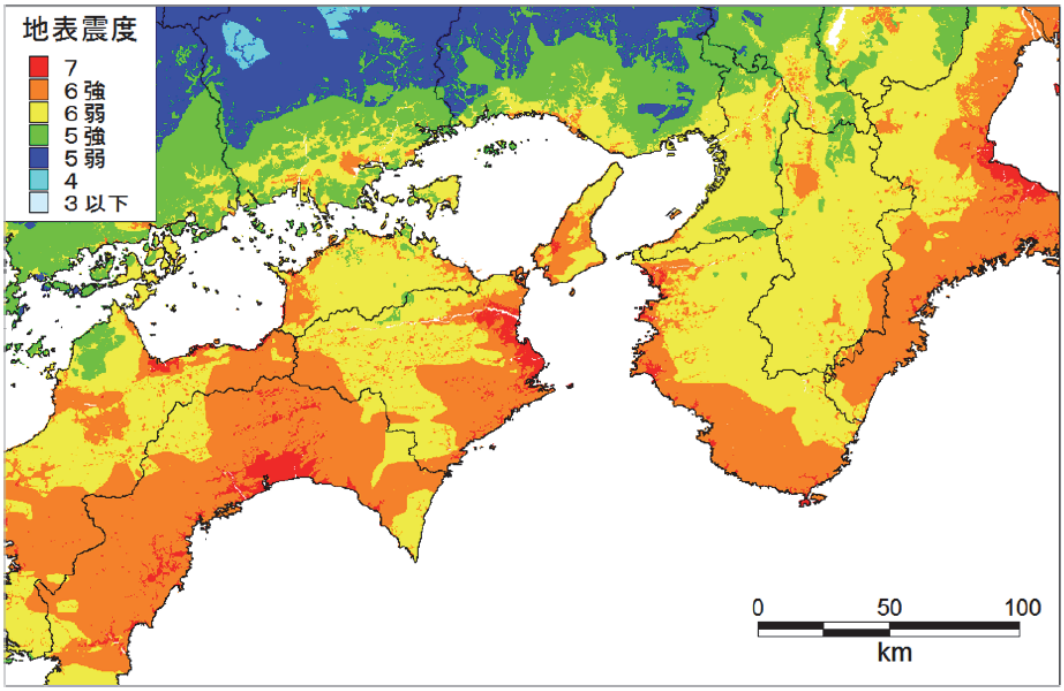

出典：南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）（H24.8、中央防災会議）

また、平成２５年３月、被害想定の第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害がとりまとめられた。県内の施設等の被害の概要は次の通り。

①ライフライン施設被害

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン施設被害	上水道（断水人口）	約１３０万人
	下水道（支障人口）	約９３万人
	電力（停電軒数）	約８２万軒
	固定電話（不通回線数）	約２３万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約３万８千戸

②交通施設被害

被害想定項目		県内の想定被害（最大値）
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約９２０箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約５９０箇所

③避難者数

被害想定項目		県内の想定被害（最大値）
避難者数	発災１日後	約１４万人
	発災１週間後	約２９万人
	発災１ヶ月後	約２３万人

④帰宅困難者数

被害想定項目	県内の想定被害（最大値）
帰宅困難者数	約１３万人

⑤被災可能性のある国宝・重要文化財

被害想定項目	県内の想定被害（最大値）
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）	３８施設

⑥孤立可能性のある集落数

被害想定項目	県内の想定被害（最大値）
孤立可能性のある集落数（農業集落）	４１集落

※　内閣府の令和元年６月の被害想定（再計算）（参考）

南海トラフ巨大地震の被害想定（平成２４年８月公表）について、最新のデータ（建築物や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等）に基づき、再計算されたものである。

令和元年６月の被害想定（再計算）は、マクロの被害を把握する目的で実施されており、都府県別の数値はその計算根拠を明確にするために示されたものであるため、ある程度幅をもって見る必要がある。なお、この結果は各都府県において地域の実情に応じて実施されている被害想定に影響を与えるものではないとされている。

・県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース（被害が最少の場合）	陸側ケース（被害が最大の場合）
県内市町村における最大震度の分布	６強：２市町村 ６弱：３５市町村 ５強：２市町村	６強：２７市町村 ６弱：１２市町村 ５強：なし
死者数	約６０人	約１，３００人
住家全壊棟数	約６，５００棟	約３８，０００棟

・ライフライン施設被害

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン 施設被害	上水道（断水人口）	約１３０万人
	下水道（支障人口）	約９７万人
	電力（停電軒数）	約８８万軒
	固定電話（不通回線数）	約１５万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約３万８千戸

・避難者数

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
避難者数	発災１日後	約１０万人
	発災１週間後	約２６万人
	発災１ヶ月後	約２０万人

第２項　風水害

本町における風水害の主要な要因としては、梅雨期や台風期の豪雨、近年の異常気象による集中豪雨が想定される。

以下に、水防法の規定により県が指定した大和川水系曽我川、高取川の浸水想定区域を示す。

■基本事項

	曽我川	高取川
作成主体	奈良県	奈良県
指定年月日	平成 31 年 3 月 26 日	令和 2 年 3 月 27 日
告示番号	奈良県告示第 489 号	奈良県告示第 493 号
指定の根拠法令	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第１項	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第１項
対象となる水位周知河川	大和川水系曽我川（実施区間：左岸御所市大字重阪字内谷 643 番の１地先から小柳橋まで、右岸御所市大字重阪字内谷 639 番地先から小柳橋まで）	大和川水系高取川（実施区間：左岸高市郡高取町大字下小島字マトカ 29 番の１地先から曽我川への合流点まで、右岸高市郡高取町大字上小島字マトバ２番の６地先から曽我川への合流点まで）
指定の前提となる計画の基本となる降雨	水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による	水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による
関係市町	大和高田市、橿原市、御所市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、広陵町、河合町、大淀町	大和高田市、橿原市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、広陵町、河合町

曽我川浸水想定区域図

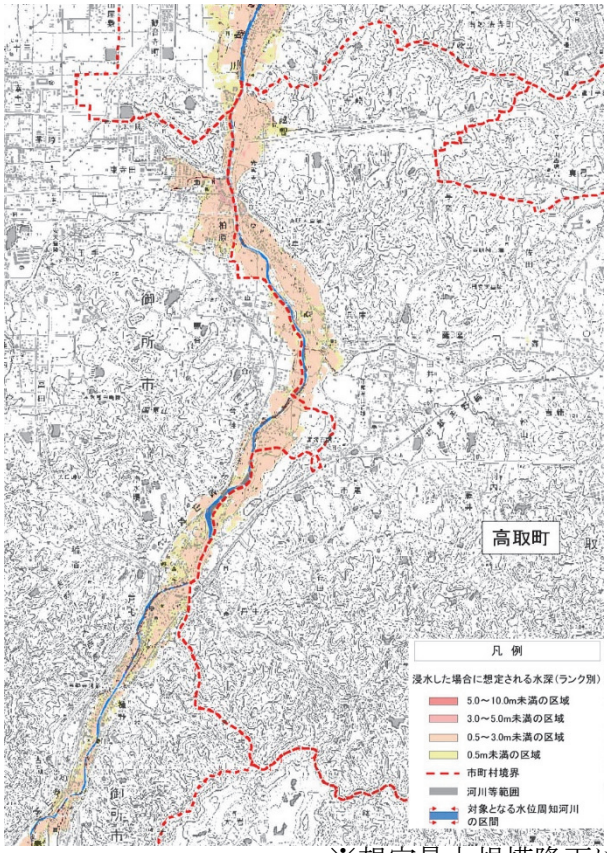

高取川浸水想定区域図

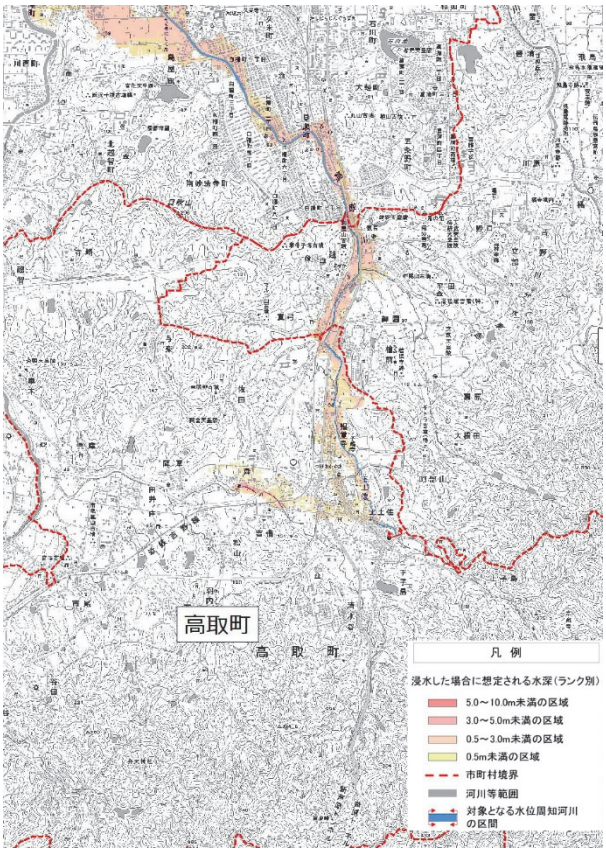

※想定最大規模降雨による想定　　出典：奈良県土木部河川課

第３項　その他の災害

本町における地震災害及び風水害以外の災害として、下記の災害を想定する。

（１）市街地等における大規模火災及び林野火災
（２）危険物の爆発等による災害
（３）航空機、鉄道等による災害
（４）その他による災害

第２章　災害予防計画

第１節　災害に強いまちづくり

第１項　都市の防災機能の強化

■担当部署・機関

総務課、事業課、県、奈良県広域消防組合高市消防署

１　防災都市計画の推進

町内における防災基盤施設の強化策として、各種の都市施設が災害発生時でも致命的な損壊を被ることなく必要最小限の機能が果たせるよう、防災都市計画を推進する。

そのため、町は、都市機能関連の諸施設を計画的に配置、建設、改善する。

（１）道路と橋梁の整備

災害時に道路は、避難行動、緊急物資の輸送、救援活動等の通行路線としての機能ばかりではなく、火災の延焼防止の機能を持ち合わせている。

不規則に築造された道路は、災害時に大きな障害となるため、都市計画道路の早期完成を図るとともに、防災上区画道路が必要となる地区の道路や避難場所への避難経路については、道路の改良又は新設の道路の整備を促進する。

（２）公園の整備

公園は、環境保全の場としてだけでなく、災害時の避難場所や災害の緩衝地帯の機能を果たしているので、積極的に公園の整備を推進する。

また、貯水槽、備蓄倉庫及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

（３）下水道の整備

下水道の未整備区域において浸水被害が生じた場合、汚水・汚物等の流出により、生活環境・衛生面での問題を引き起こす可能性があるため、下水道整備計画に基づき順次整備を推進する。

下水道事業の実施については、事業計画区域内において緊急かつ効果的な地域から速やかに促進を図る。

（４）土佐街道周辺地区の防災機能強化

ア　県と連携し、「奈良県と高取町とのまちづくりに関する包括協定」（平成 27 年７月）に基づき、高取藩下屋敷跡周辺に防災機能を備えた多目的施設の設置を推進し、土佐街道周辺地区の防災機能の強化を図る。

イ　住宅密集地域において、空き家や空き地等を防災空地としての整備を検討する。また、整備した防災空地に耐震性貯水槽等の設置の検討を進める。

（５）災害に強い計画的な土地利用の推進

ア　災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進

町は、都市計画マスタープラン等に防災に関する都市計画の方針を定め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進めるよう努める。

イ　防災を考慮した土地利用

町は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進めるよう努める。

ウ　防火地域、準防火地域の指定

町は、市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。

エ　立地適正化計画による防災まちづくりの推進

町は、立地適正化計画を策定する場合、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるよう努める。

オ　住宅の立地誘導による防災まちづくりの促進

県及び町は、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

（６）空家等の状況の確認

町は、二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

（７）所有者不明土地の活用

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

２　都市基盤施設の防災機能の強化

小・中学校をはじめとする公共施設や公園、道路、河川、ため池等の都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

（１）避難地となる公園や小・中学校等における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、自家発電装置、放送設備及びヘリポート等）の設置

（２）河川やため池の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

３　道路施設災害予防対策の推進

道路施設の維持補修等に従事する者は、道路施設被害を軽減して交通障害を防止し、かつ緊急輸送を円滑に行うため、平常時から道路、橋梁についての危険箇所及び迂回道路を

調査し、逐次改良及び補修に努める。

（１）道路及び橋梁の危険箇所の調査

町管理の道路及び橋梁のうち、特に未改良道路の危険箇所又は橋梁の荷重制限の必要箇所、耐震対策が必要な箇所を調査して、その状況を把握しておく。

（２）維持補修及び改良

災害による被害の軽減を図るため、上記調査による危険箇所について可能な限りの補修を行う。幅員３メートル未満の道路で自動車交通の不能な道路並びに通行上危険の伴う橋梁については、逐次改良施工するように努める。

軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

（３）復旧用資機材等の整備

災害発生時における道路及び橋梁の破損・崩壊箇所を迅速に補修するため、工事に必要な資機材、重機、車両及び要員の確保に努める。

４　危険物等災害予防対策の推進（奈良県広域消防組合高市消防署）

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）における危険物の貯蔵及び取扱い並びに運搬の形態は、産業構造の変化及び科学技術の進歩等に伴い、ますます複雑化、大規模化している。このような危険物施設等の災害を防止するため、施設の適正な維持管理計画を樹立し、危険物施設等の保安管理に万全を期する。

（１）予防査察等

危険物貯蔵所、防火対象物等の予防査察及び災害予防上必要な措置については、「消防法」の定めるところにより実施する。

特に、大地震発生時の危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、以下の事項について危険物施設の立入り検査等を随時実施し、保安体制の強化を図る。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
イ　危険物の貯蔵、取扱い状況
ウ　危険物総括保安監督者等の行うべき保安監督業務実施状況
エ　危険物の運搬等の方法
オ　危険物周辺の環境整備状況

（２）設備・資機材等の整備

大災害発生時の危険物災害に即応するため、設備・資機材等の整備を図る。

ア　危険物火災等に即応するため、化学消火剤・設備及び資機材等を備蓄するよう危険物施設の管理者を指導する。
イ　危険物災害対策用の化学消火剤・設備及び資機材等を確保するため、これらを保有する施設、民間業者等の実態を把握する。

（３）危険物の対策

危険物による火災は、燃焼する速度が著しく速く、短時間に広範囲に燃え広がる危険性と消火が非常に困難であるという特性を考慮して次の対策を講じる。

ア　危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）の適正な維持管理及び正しい危険物の貯蔵取扱いに努める。
イ　事故事例を研究し事前検討を行う。
ウ　危険物取扱者を対象に請習会及び研修会を実施し、保安教育を行う。
エ　危険物災害発生を防止することを目的として、危険物取扱い事業所等が組織している協会を通じて、関係者の自発的な防火意識の高場を図る。
オ　立入り検査時及び各種火災予防運動週間等に計画的な指導を行う。

（４）液化石油ガス対策

液化石油ガス供給設備等、貯蔵タンクでのガス漏れ等の事故を防止するため、次の対策を講じる。

ア　（一社）奈良県ＬＰガス協会等の関係機関との緊密な連絡の徹底
イ　「消防法第４条」に基づく立入検査等、一般的な火災予防についての指導のほか、事業所での自主的な保安管理、災害発生時の応急措置体制の確立等についての防火指導を実施する。

（５）放射性物質関係施設対策

放射性同位元素等の放射性物質関係施設が整備されたとき、関係施設の災害を防止するため、次の対策を講じる。

ア　予防対策

（ア）立入検査による指導

関係施設の立入検査に際しては、一般の業態別による立入検査要領によるほか、次の事項について指導を行う。

・放射性物質の管理及び災害予防措置として、主要構造部に破損、亀裂がないか、耐火構造又は不燃材料で造られているか及び地崩れや浸水のおそれの少ない場所に設置されているかの確認
・放射性物質を貯蔵し取扱う関係施設の防火設備及び火気管理
・関係施設周辺の整理整頓及び火気管理

（イ）防火管理の指導

「消防法第８条」の規定に基づき、消防計画を作成しなければならない関係施設については、一般的な計画に加えて、次の事項を指導する。

・貯蔵し取扱う放射性物質の変動に係わる連絡調整
・火災発生時における放射性物質の所在、汚染区域の通報
・現場消防隊との連絡要員の指定

イ　事前対策

（ア）警防計画の作成

関係施設の特別警備計画を作成し、事前に貯蔵・取扱場所の調査及び消防水利等を把握する。また、放射線の種類、容量等について明記し警防活動対策に努める。

（イ）放射線の検出

事故発生時の放射線検出については関係者の協力を求め、危険区域、警戒区域の設定等に関し事前協議を行う。

第２項　建築物等の安全対策の推進

■担当部署・機関

事業課

１　建築物等の耐震対策

町は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和 56 年の「建築基準法」の改正（新耐震基準）以前に設計・施工された建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号)」の趣旨を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また、防災上の重要度に応じて、新耐震基準が適用された後に設計・施工された建築物についても耐震性能の向上を図るとともに、建築物の新築に際しても十分な耐震対策を実施するよう努める。

（１）公共建築物の耐震性能の向上

ア　防災上重要な役割を果たす建築物

町は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、指定避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

イ　その他の既存建築物

町は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

ウ　非構造部材の耐震対策

町は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

（２）民間建築物の耐震性能の向上

ア　耐震性向上の普及・啓発

町は、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックや耐震改修事例集等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広くわかり易く耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

イ　民間建築物の耐震診断・改修の促進

町は、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果た

すべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

ウ　木造住宅の耐震診断・改修の促進

町は、地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により指導・啓発を行うとともに、耐震診断の助成制度の活用を図る。

エ　非構造部材の耐震対策

町は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

２　落下物対策等

（１）ブロック塀・石塀等対策

ブロック塀・石塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀・石塀等の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取組の強化を図る。

（２）落下物等対策

地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるもの及び道路に面した自動販売機の転倒防止等について、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

（３）家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、町民に対しパンフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

３　風害の予防対策

公共施設の管理者及び民間施設の管理者並びに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（公告、看板、工事用建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めなければならない。

第３項　風水害予防対策の推進

■担当部署・機関

総務課、事業課、県

１　事前調査等

河川の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、「水防法」の定めるところにより実施する。

２　河川・水路の改修

（１）奈良県管理の河川

降雨等により水害を起こすおそれのある曽我川については、「大和川水系河川整備計画（曽我葛城圏域）」（平成23年9月、奈良県）に基づき、改修が行われることとなっている。

（２）町管理の河川・水路

降雨等により水害を起こすおそれのある町域の河川・水路については、町において改修中であり、その改修も年次計画により推進される予定である。

（３）ため池の改修

降雨等により堤防決壊のおそれのあるため池については、改修や補強等の措置を取るとともに、雨期における貯水制限や余水吐けの流水の妨げとなる障害物の除去等を図る。

３　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

（１）洪水浸水想定区域における避難確保措置

曽我川における浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

なお、洪水浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた（又は、建設が予定されている）不特定かつ多数の者が利用する施設)、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）又は大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。））については、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

（２）事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

ア　地下街等の避難確保計画、浸水防止計画の作成等

本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同

して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告する。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行う。さらに自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を町長に報告する。

イ　要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施する。訓練を実施した場合は、その結果を町長に報告するものとする。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ　大規模工場等の浸水防止計画の作成等

本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

（３）町民への周知

町は、洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により町民に周知するとともに、【警戒レベル５】緊急安全確保、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル３】高齢者等避難等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から町民への周知徹底に努める。

また、町長は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

４　総合的な対策の推進

治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地の整備に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど水系毎に、国・県・市町村等と連携しつつ、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」も積極的に活用し、大和川水系流域治水プロジェクト（曽我葛城圏域）にのっとり、総合的な対策の推進を図る。

なお、「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みである「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」に基づく特定都市河川の指定（令和３年12 月）を受け、その後、令和４年５月に「大和川水系水害対策計画」が策定されており、同計画に沿って、水害に強いまち（流域）づくりを目指し、関係者が一体となって流域治

水を本格的に実践し、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図るものとする。

（１）治水対策

河川整備計画に基づき、国および県は、洪水を安全に流下させる能力が不足する区間について計画的に河道改修を進めている。また、国においては、大和川の中流部において大和川の洪水を一時的に貯留する約 100 万㎥の遊水地の整備を行う。

（２）流域対策

開発によって低下した奈良盆地の保水機能を回復し、雨水が河川に一気に流れ出すことを押さえることを目的とした流域対策に重点的に取り組んでいる。大和川流域では、ため池の保全やため池の治水利用、雨水貯留浸透施設整備、水田貯留を推進するとともに、開発行為等（0.1ｈａ以上）に対して防災調整池の設置を求めている。

また、県と市町村が連携し、河川の水位上昇に伴う内水による床上・床下浸水被害を解消するため、必要な貯留施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を推進している。

（３）土地利用対策

浸水のおそれのある地域の市街化を抑制するため、10 年に１回程度の降雨により、50ｃｍ以上の浸水が想定される地区を市街化編入抑制区域として指定し、原則として新たに市街化区域に編入しないこととする。

５　洪水氾濫による被害軽減対策

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「大和川上流部流域治水部会」を活用し、国、流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して下記の取組を推進する。

（１）「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」における取組

ア　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

イ　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

ウ　毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

エ　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（２）「大和川上流部流域治水部会」における取組

ア　集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

イ　流域のあらゆる関係者が協働して行う対策として、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすた

めの対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の充実を図る。

６　水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、（１）水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、（２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、（３）水防に関する情報又は資料の収集、提供、（４）水防に関する調査研究、（５）水防に関する知識の普及、啓発、など業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

第４項　土砂災害予防対策の推進

■担当部署・機関

総務課、事業課、県

１　事前調査等

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく危険区域並びに法指定以外の危険箇所の行為規制、その他災害予防上必要な措置については、関係機関と協力し万全を期する。

急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害が予想される地区においては、町民からの連絡、通報等により事前に避難指示等適切な措置をとるよう努める。

２　急傾斜地対策

町域の急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊危険のある自然斜面並びに人工斜面の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

（１）急傾斜地対策事業の現況と計画

県では、土砂災害特別警戒区域内で、要配慮者が２４時間利用する施設や避難所のある急傾斜地崩壊危険区域において、優先的に対策工事を実施しており、崩壊防止対策事業を継続して順次実施していく予定である。

（２）行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は法律に基づいて規制し、地域の保全を図る。

資料 11-３　砂防指定地一覧

３　山地災害対策

町域の山地災害を防止するため、山腹の地形、土質、植生等の特性からその危険性の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するように県に要請する。

（１）山地災害対策事業の計画

集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえて、きめ細かな防災措置を講じるため、関係機関との連携を保ちながら総合的な山地災害対策を推進する。

資料 11-５　山地災害危険地区一覧

４　宅地災害対策

（１）規制区域内防災パトロールの実施

町域で行われている宅地造成工事については、県と点検・指導を進めるとともに、規制区域内防災パトロールを定期的に実施する。危険箇所に対しては、土地所有者、造成主、施工業者等関係者の聴聞を速やかに実施し、必要な防災措置を行うよう指導する。

また、毎年５月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く町民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

（２）都市計画方法に基づく開発行為の許可申請に係わる行政指導

本町の市街化区域において 500 ㎡以上の開発行為をする者は、町を通じて県知事の許可が必要であり、その機会に災害防止、環境の保全に対する必要な行政指導を行う。

（３）がけ地近接危険住宅移転

町は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進する。

（４）盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた是正指導等の実施

県は、令和５年５月に施行された危険な盛土等を規制する新たな法律（宅地造成および特定盛土等規制法）に基づき、規制区域内の無許可行為等について、是正措置等を行う。

（５）大規模盛土造成地マップの作成・公表

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、宅地災害の未然防止や被害の軽減に努める。

５　警戒避難体制等の整備

（１）警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法に基づき、関係町民が安全で円滑な避難が行えるよう、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項は以下に示すとおりであり、地域住民に周知徹底する。

ア　警戒避難体制の確立

（ア）情報収集及び伝達体制の整備
（イ）土砂災害危険箇所等の周知
（ウ）避難指示等の発令基準の設定
（エ）避難単位の設定
（オ）指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の設定
（カ）要配慮者支援体制の整備
（キ）防災意識の向上

イ　危険箇所の周知徹底

土砂災害に係る危険箇所について、警戒避難計画の作成や、必要に応じて地区別の防

災に関する総合的な資料を作成するとともに、危険箇所において看板等を設置し、また、洪水・土砂災害ハザードマップや広報紙等により、地域住民に周知徹底する。

ウ　自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係町民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

（２）危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

梅雨期及び台風期の前に定期的に町内の危険箇所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施して当該危険箇所についての状況を的確に把握する。

（３）情報収集及び伝達体制の整備

町は、気象予警報等の情報収集に努め、収集及び伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線等の通信機器の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順及びルートを定めておく。

また、危険箇所周辺に要配慮者関連施設や乳幼児、高齢者、障がい者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

（４）防災知識の普及

町は、関係町民に対して日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、町民への広報に努める。

６　土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等

（１）警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の住民が安全で円滑な避難ができるように、当該地域ごとに以下の項目について定め、警戒避難体制の強化を図る。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ　救助に関する事項

カ　土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

（２）警戒避難体制の周知

町は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年４月改訂　国土交通省砂防部）、避難情報に関するガイドライン（令和３年５月改訂　内閣府（防災担当））等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目につい

て住民に対し周知するように努める。

ア　情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。

イ　土砂災害警戒区域等の箇所

ウ　適切な避難単位の設定

土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害警戒区域の重複等も考慮し、住民への効率的な情報伝達の観点から、町内会、自治会、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせ設定。

エ　避難指示等の発令・解除の基準

土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・県等からの助言活用等。

オ　安全な避難場所・避難経路の確保

避難場所の開設、運営体制、避難場所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して指定されている安全な避難場所。

カ　防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

（３）要配慮者利用施設における避難確保計画作成等

ア　避難確保計画の作成

本計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成しなければならない。避難確保計画を作成又は変更したときは、町長に報告しなければならない。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

イ　避難訓練の実施

前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を町長に報告しなければならない。

町長は、報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第５項　火災予防対策の推進

■担当部署・機関

総務課、奈良県広域消防組合高市消防署、各社会福祉施設

１　建築物等の火災予防（奈良県広域消防組合高市消防署）

防火対象物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

（１）火災予防査察の強化

町内の防火対象物について消防法に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の解消について、改善指導する。

ア　防火対象物に対する査察

イ　一般建築物に対する査察

ウ　その他の査察（特別査察、臨時査察）

（２）防火管理者制度の推進

防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法に基づく防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

防火管理者に対しては、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

（３）防火基準適合表示制度の推進

対象施設関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取り組みを推進する。

（４）建築物の不燃化

木造建築物及び不特定多数の人の用に供する建築物等について、耐火構造並びに耐火簡易構造にする等建築物の不燃化・耐火化の指導を行う。

２　防火思想の普及（奈良県広域消防組合高市消防署）

（１）一般家庭に対して、災害発生時の火気器具の取扱い及び消火器の使用方法等についての指導を行う。

（２）寝たきりの高齢者や一人暮らしの高齢者、障がい者等要配慮者の防火訪問を行う。

（３）防火管理者、危険物取扱者、消防設備士並びに自治会、自主防災組織、婦人団体等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等を行う。

（４）地域住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより、火災の多発時期及び火災予防運動週間等に広報活動を実施する。

（５）家庭内における火災予防の徹底を図るため、自主防災組織の結成を促進し、初期消火訓練、防火講習会及び防災訓練等への参加を通して一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。

（６）保育所、幼稚園等において幼年消防クラブの結成を促進し、防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図るとともに、将来的な予防的成果を期待し、小中学生を対象とした少年消防クラブの結成・育成も推進する。
（７）女性消防クラブの育成と指導を行う。
（８）電話防火パトロールを実施する。
（９）震災時の出火を防止するため、耐震安全装置付器具の普及を図る。
(10) 住宅用火災警報器の普及啓発を図る。

３　震災時等の出火防止・初期消火（奈良県広域消防組合高市消防署）

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために関係機関と連携し、以下の対策を実施する。

（１）各種集会、広報媒体を通じて、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
（２）震災時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等における消火器、消火バケツの普及指導を行う。
（３）地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織に対して、防災訓練を通じて出火防止と初期消火の知識、技術を修得させる。

４　社会福祉施設の火災予防対策

町内の各社会福祉施設は、非常災害時において施設利用者の安全を確保するため、非常災害対策を策定するとともに、奈良県広域消防組合高市消防署の指導のもとに、施設利用者の火災等予防に当たる。

（１）防災施設等の整備
消防法等により、整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）
（２）自主防火管理体制の整備
職員及び施設利用者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等、自主防火管理体制の整備に努める。
（３）非常災害時の備えの充実
有事の際における施設利用者の避難所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議等非常災害時の備えの充実に努める。

５　林野火災予防（奈良県広域消防組合高市消防署）

林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

（１）監視体制等の強化

ア　火災警報の発令、周知徹底

イ　防火線、防火樹帯の導入促進

ウ　防火用水の確保

エ　森林法に基づく火入れの許可

オ　一定区域内のたき火、喫煙等の制限

カ　入山者等への火気使用の規制

キ　火気使用施設に対する指導

（２）防火知識の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。

ア　公衆に対する啓発活動

（ア）広報宣伝の充実

県、町、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

（イ）学校教育による防火思想の普及

県、町、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、県・町教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

イ　地域住民、林内作業者に対する啓発活動

（ア）地域での指導・啓発

町及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

（イ）職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

（３）活動体制の整備

県、町及び消防機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

ア　消防体制の整備

町及び消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

イ　広域相互応援体制の整備

県、町及び消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

ウ　消防資機材の整備

県、市町村及び消防機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

エ　消防水利の確保

町及び消防機関は、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

オ　計画

空中消火を含めた林野火災対策については、消防計画において定める。

カ　林野火災消火訓練の実施

県、町、消防機関、その他防災機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

第６項　防災営農対策の推進

■担当部署・機関

まちづくり課、農業協同組合

この計画は、農地用施設等営農基盤の災害予防事業の推進と防災的見地からの営農指導について定める。

（１）水稲、麦
ア　刈取り期にあるものは早期に刈取る。
イ　水稲の台風時には、倒伏、乾燥防止のために深水に保つ。
ウ　畦畔を補強し、排水路を清掃整備しておく。
エ　稲木架けしてあるものについては倒伏しないよう補強する。
（２）野菜
ア　現在ほ場に作付けされているものは、早めに収種するほか、植物体を保護するため防風ネット等を設置したり、支柱等の補強を行う。また、キュウリ、インゲン等つる性のものは、支柱等をはずして地面にはわせる。
イ　播種直後及び育苗中のものは、寒冷紗を覆って保護に努め、状況により定植時期をはずしたり又は補植苗を準備する等作付面積の確保に努める。
ウ　直播のものについては、播種期や間引き時期の繰下げを行うほか、生育中のものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
エ　トンネル・ビニールハウス、寒冷紗等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去する。
オ　湿害の防止のため、排水溝・排水路を清掃整備しておく。
カ　風水害後については、病害の発生が多くなるので薬剤散布を励行する。
（３）施設園芸
ア　施設の入口、屋根を十分に補強し、雨漏りに注意する。
イ　排水溝、排水路の清掃準備に努める。
ウ　施設の周辺部の飛散物の整理及び除去に努める。
（４）ため池の災害予防

大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが心配されている。

災害発生の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手出来ないため池についても、低水管理や保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。

ア　ため池等防災対策推進事業の実施
（ア）ため池防災対策調査計画事業の実施

堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想される「防災重点た

め池」について、堤体の安全性に対する機能診断調査やため池の定期的な監視（以下、ため池パトロールという。）等を進める。

（イ）ため池整備事業の実施

老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で整備を検討する。

イ　防災減災対策の啓発・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、ハザードマップの作成・公表・周知や緊急連絡体制の整備を行うとともに、管理者等に対して、ため池パトロールを通して日常の管理・点検実施の指導を行う。

あわせて、防災重点ため池の管理者からの相談に直接対応し、管理等に関する助言を行う、県の「ため池支援センター」を周知する。

第７項　雪害予防対策の推進

■担当部署・機関

事業課、国、県

１　方　針

町内の冬期道路交通を確保するために、降雪前期に関係機関は除雪機械及び要員の確保を図り除雪体制の整備に努める。

２　実施機関

一般国道	直轄区間は国土交通省、その他は県
主要地方道及び一般県道	県、ただし市街地については町が協力を行う
一般町道	町

３　除雪機械の確保

豪雪時においては、機械力を必要とするので、積雪の深度に対応した除雪機械を確保する。

また、必要により建設業者等を動員する。

第８項　文化財の保護対策の推進

■担当部署・機関

教育委員会、奈良県広域消防組合高市消防署

町及び奈良県広域消防組合高市消防署は連携し、文化財の保護対策の推進を図る。

（１）町民に対する文化財防災意識の普及と啓発

ア　文化財保護強調週間、保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて所有者、町民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

イ　防災訓練・講習会の実施

（２）所有者等に対する防災意識・対策の徹底

（３）予防体制の確立

ア　初期消火と自衛組織の確立

イ　関係機関との連携

ウ　地域住民との連携

（４）消防用設備の整備、保存施設等の充実

ア　消防用設備、避雷設備等の防災設備等の設置促進

イ　建造物、美術工芸品保存施設の耐震・耐火構造化の促進

資料５－２　指定文化財一覧

第９項　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

■担当部署・機関

関係各課

１　計画期間

令和３～令和７年度

２　対象事業

町の地域防災計画に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

（１）消防用施設（消防ポンプ自動車、防災資機材等）
（２）緊急輸送道路
（３）公立幼稚園、小中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（４）耐震性貯水槽
（５）防災行政無線設備
（６）公共施設等耐震化事業（庁舎等）

第２節　災害に備えた防災体制の確立

第１項　防災体制の整備

■担当部署・機関

関係各課

１　中枢組織体制の整備

町は、町域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢組織体制の整備・充実を図る。

また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制、勤務時間外における参集体制及び災害対応マニュアルの整備を図る。

２　防災中枢機能等の確保、充実

発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

（１）防災中枢施設の整備

町は、災害対策本部となる町役場の防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時においても通信システム、上下水道等ライフラインの応急確保ができるシステム構築に努める。

また、中・長期の停電に対応できるよう自家発電設備の稼動持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を図る。

（２）代替施設の確保

町役場が被災することにより災害対策本部の運営に支障をきたさないように、高取町リベルテホールを代替施設として位置づける。

（３）現地対策本部施設の確保

町内の特定地域で大規模な災害が発生した場合に、災害発生箇所の近くで緊急対応ができる災害対策本部を設置できるよう各地域において公共施設や公園等の整備に努めるとともに、地域の集会施設や民間の空地等を活用できるよう協力体制を確保する。

（４）災害対策本部用品の備蓄

町の災害対策本部用として、防災中枢機能を確保できる物品等を備蓄する。

（５）データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図・構造図等の復旧に必要な各種データを整備して保管する。

特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

３　業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

４　複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して２つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）による被害の深刻化を防ぐため、複合災害に対する備えの充実を図る。

（１）複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。
（２）災害対応に当たる要員、資機材等に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることから、外部からの支援を早期に要請することを検討する。
（３）様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

５　防災関係情報の共有化

（１）町、県、防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。
（２）町は、県が発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携し、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく。
（３）水位周知河川がある本町においては、県、気象台などの関係機関と連携の上、防災関係機関毎の時系列の防災行動計画をまとめた水害対応タイムラインを作成するものとする。また必要に応じて見直しを行うとともに、効果的な運用に努める。

６　大規模水害発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大水害時の倒壊等の防止にとどまらず、大水害後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。
（１）新規に建物を設計及び建築する際は、大水害及び大水害により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。
（２）大水害の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

7　大規模停電対策

（1）町は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

（2）町、防災関係機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

（3）病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（4）町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

第２項　広域防災体制の確立

■担当部署・機関

総務課、奈良県広域消防組合高市消防署

１　県等との連携強化

災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図る。その際、実効性の確保に留意する。また、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

町は、県等への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を進める。

２　広域応援体制の整備

町は関係機関と連携し、平常時から大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

国内で発生した大規模災害時における救助活動・消防活動等をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

また、近隣での同時被災を考慮し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援協定の締結等を検討する。

なお、他の自治体等からの支援部隊の受入れ場所の選定や、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める（受援計画）とともに、円滑な受入れ・受援のために、平常時から相互交流を深めておく。

さらに、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結するよう努める。

３　自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から県及び近隣市町村との連絡体制の強化や派遣の依頼手続の明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

４　支援体制の整備

被災都道府県からの応援の求めを受けた県が、本町に対して被災市町村への応援を求めた場合、県と協力し被災市町村への支援を行う。町は、連絡調整等県との一体的な支援体制の整備に努める。

（１）医師、保健師、歯科衛生士、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

（２）個別につながりのある市町村との災害時相互応援協定の締結を進め、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

（３）災害時における応援協定、全国町村会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する体制を整備する。また、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む）による場合は、県と連携して実施する。

（４）原子力事故発生時等の県外からの避難者の受入れ

県と協力し、福井県等の原子力発電所立地県からの原発事故発生時等の避難者を受入れる。

そのため、県又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、指定避難所の提供等について検討を行う。

（５）被災者の長期受入れ体制の整備

ア　被災者を長期間受入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

イ　社会福祉法人、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行う等、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続等、生活全般について「とことん親切に対応」する。

ウ　県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

５　受援体制の整備

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備を図る。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）の整理を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

（１）情報の提供と共有体制の明確化

災害対策本部に集約された管内の被害状況、被災者ニーズ等の情報を応援側に速やかに情報提供し、応援側との情報共有を図るため、定期的な連絡会議の開催や本町側から応援側への業務の引継ぎ方法等の情報共有体制を明確にしておく。

（２）受援体制の確立

ア　受援担当者の配置

事前に受援担当者を指名するとともに、他機関との連絡調整や、災害対策本部と被災現場間の連絡調整体制を明確にしておく。

イ　指示系統の明確化

応援側に明確な指示を行うため、本町側の指示系統を明確にする必要があること、ま

た、本町側の指揮者が不在の場合に業務が滞ることを避けるため、業務ごとに複数の担当者を置き、その序列を明確にする等、応援側に明確に指示できる体制を整えておく。

（３）受入れ場所等の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輌の駐車スペース、ヘリポート等を検討する。

（４）応援側の活動環境の整備

応援側が単独で活動するのではなく、応援側と本町側がペアになって活動する体制を整備するほか、応援側の活動拠点の確保、地図や業務マニュアル等の資料提供の準備等、応援側が円滑に活動できるよう必要な環境整備を行う。

（５）応急対策職員派遣制度の活用

町は、県と連携し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

（６）災害対応経験者の活用

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

６　企業や事業所との災害時応援体制の整備

町は、災害時における企業や事業所との多種多様な協力体制を整備するとともに、災害時における地域貢献が可能な分野での自主的な協力体制を構築するよう求める。

第３項　防災拠点及び防災資機材等の整備

■担当部署・機関

総務課、奈良県広域消防組合高市消防署

１　防災拠点の整備

災害発生時に的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できるように、平常時から防災拠点となる施設の安全性を確保する必要がある。

災害対策本部室に近接して、本町における救護・救援、復旧活動等の拠点となる防災活動拠点の整備に努める。

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に町内に整備する。

■防災活動拠点の諸機能

機　　能	（１）災害時 ア　県から派遣された要員や緊急物資の集積場所等 イ　町域の消防、救援・救助、復旧等の活動拠点 ウ　要員や資機材の集積場所 エ　物資の備蓄・保管場所 （２）平常時 ア　防災訓練、防災知識の普及・啓発 イ　防災教育等の地区の防災活動の拠点
主な設備	（１）県広域防災拠点から搬入される緊急物資及び復旧資機材の集積・配送スペース （２）防災活動のための駐屯スペース （３）物資及び復旧資機材の備蓄施設 （４）防災ヘリポート

２　防災資機材等の整備

奈良県広域消防組合高市消防署と連携し、大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり物資調達需要が発生することが予想されるため、防災資機材等に関し一定量の備蓄及びその整備点検に関する計画を定める。

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、災害時に機能が十分に発揮できるよう、計画的に点検し、整備する。

（１）防災資機材整備点検の実施

整備点検の実施については、梅雨期前、台風期前及び火災多発期前に行うものとし、不足資機材についてはその都度補充する。

ア　整備項目

（ア）水防、消防等の資機材

（イ）特殊車両

（ウ）建設用資機材

（エ）医薬品、薬剤等の医療品

（オ）その他災害用装備資機材（広報車等）

イ　保有資機材の点検

（ア）不良箇所の有無

（イ）機能試験の実施

（ウ）種類、規格と数量の確認

（エ）薬剤等の効能の確認

（オ）その他

（２）備蓄倉庫の整備

大規模災害に対応するため、備蓄倉庫の整備及び備蓄品の確保を進める。

（３）民間事業者等との応援体制の整備の推進

資機材の確保のため、民間事業者等との「災害時応援協定」の締結や民間事業者・自治会との「地域防災協定」の締結等、人的・物的な応援体制の整備を進める。

第４項　研修・訓練等の実施

■担当部署・機関

総務課、福祉課、事業課、教育委員会、奈良県広域消防組合高市消防署、消防団

１　防災訓練の実施

災害時における応急対策を迅速かつ確実に実施できるよう、平常時から関係機関と緊密な連携をとり、図上又は現地で次の区分により計画的に訓練を実施する。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

（１）水防訓練

水防活動を円滑に遂行するため、毎年１回以上、消防職員及び消防団員により水防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて隣接する他の市町村や関係機関と合同して実施する。

ア　実施時期

洪水発生が予想される梅雨期の前に、訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

イ　実施地域

河川の危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ　方法

次の事項等について訓練を行う。

（ア）観測　（イ）通報　（ウ）動員　（エ）輸送　（オ）工法　（カ）水防信号

（２）消防訓練

消防計画に基づく消防活動を円滑に遂行するため、消防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村と合同して実施する。

ア　実施時期

春秋２回の防火週間、その他適当な時期を選んで実施する。

イ　方法

学校、病院、工場、事業所、興行場、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する箇所において実施する。

（ア）消防ポンプ操法　（イ）放水　（ウ）非常招集、出動　（エ）通信連絡

（オ）人命救助（カ）避難　（キ）一般火災防御　（ク）特別火災防御　（ケ）水利統制

（３）災害救助訓練

災害発生時に救助計画に基づく救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次の事項についての訓練を、町単独又は必要に応じて他の市町村と合同して行う。

ア　実施時期

実施効果の高い台風期前等、適当な時期を選んで実施する。

イ　方法

実施の方法についてはその都度定めるが、おおむね次の事項について実施する。

（ア）通信連絡　（イ）避難救出　（ウ）炊出し　（エ）給水　（オ）物資輸送

（カ）応急救護

（４）災害通信連絡訓練

予警報の伝達、災害現場との無線による連結等を円滑に実施できるよう県及び気象台の協力を得て、次の事項について訓練を実施する。

ア　実施時期

実施効果のあがる梅雨期及び台風期等の適当な時期を選んで実施する。

イ　方法

実施の方法についてはその都度定めるが、おおむね次の事項について実施する。

（ア）県及び気象台から受けた気象予警報の伝達

（イ）災害現場と本部との無線による連絡

（５）非常招集訓練

災害が発生した時若しくは発生のおそれのある場合で、特に勤務時間外において本部長が動員を指令した時、動員計画に基づいて迅速に登庁して配備体制ができるよう適当な時期を選んで訓練を実施する。

（６）避難訓練

避難指示、避難誘導等、町民を安全に避難させるための訓練と合わせて指定避難所の開設・運営訓練を実施する。

また、要配慮者の積極的参加をもって、孤立者、負傷者、高齢者、障がい者等の避難誘導や介助方法、集団避難等の実践的な訓練等についても重点的に実施する。

（７）施設復旧訓練

災害により土木施設、上下水道施設、ガス施設、電気施設、通信施設等の生活関連施設及び危険物施設に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

（８）学校安全避難訓練

授業中において、火災その他の災害が発生した場合、迅速かつ規律正しく安全な場所に避難して児童・生徒を危険から守ることができるよう、各学校において防火管理者が適当な時期を選んで訓練を実施する。

教育長及び福祉課長の各学校・保育所への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるよう連絡網を整備しておく。

学校長・園長は、おおむね次の事項を計画しておく。

ア　災害の種別・程度・場所に応じた避難指示等の伝達方法

イ　避難場所の選定

ウ　誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、重要書類等搬出責任者

エ　災害種別に応じた乳幼児・児童・生徒の携行品

校舎等については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておく。

乳幼児・児童・生徒が家庭にいる場合における連絡網を整備する。

学校長・園長は、災害種別に応じた避難訓練を毎年２回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教員・保育士の理解を深めておく。

（9）総合防災訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、町民（自主防災組織等）、国、県、町、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

なお、町が実施する総合防災訓練は、町長が定める適当な時期に、防災関係各機関と合同して各種の訓練を実施するものとし、その実施要領は、その都度定める。

2　人材の育成

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、町職員に対し防災教育を実施する。

また、町は、平常時から、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を推進できるよう、研修などを通じ人材の育成に努める。

（1）教育の方法

ア　講習会、研修会等の実施
イ　見学、現地調査等の実施
ウ　防災活動マニュアル等の配付

（2）教育の内容

ア　町地域防災計画等及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
イ　非常参集の方法
ウ　気象、水象、地象、その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
エ　過去の主な災害・被害事例
オ　防災知識と技術
カ　防災関係法令
キ　その他必要な事項

3　防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

第５項　情報収集伝達体制の整備

■担当部署・機関

総務課

１　情報通信施設の整備

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報等を町民や関係機関に確実に伝達できるよう、防災行政無線をはじめ、多様な情報通信施設を整備、確保する。

また、災害発生時に情報通信施設が十分機能し活用できるよう、施設設備の耐震化対策及び非常用電源の確保等の停電対策を実施する。

（１）無線通信設備の整備

緊急時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、通信設備の整備及び運用体制の強化を図る。

ア　デジタル式防災行政無線（移動系・同報系）の整備

イ　消防救急デジタル無線の整備

ウ　指定避難所との連絡体制の整備

エ　自治会等との連絡体制の整備

（２）衛星携帯電話の整備

無線基地局の破損や停電等による通信途絶に備え、衛星携帯電話の整備を図る。

（３）全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）及び緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）の活用

町では、全国瞬時警報システム及び緊急情報ネットワークシステムを活用し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築している。

（４）災害時優先電話の設置

災害時には電話が著しくふくそうし、電話がかかりにくい場合が予想されるため、西日本電信電話株式会社に対し、災害時優先電話の設置を要請する。

（５）耐災性の向上

各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

また、自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。

（６）孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、町は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

ア　衛星携帯電話

町は、避難所の機能強化の為、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように

努める。

イ　町防災行政無線

町は、避難所等と双方向の通話が可能な防災行政無線の整備に努める。

2　情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図る等情報収集伝達体制の強化に努める。

また、災害時に迅速かつ的確な災害や被害発生状況等の情報の収集・伝達が行えるように、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。特に、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるように通信訓練を実施する。

3　災害広報体制の整備

（1）町民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、防災行政無線、Lアラート、インターネット、電子メール、緊急速報メール、公式LINE等ＳＮＳ等による情報提供を検討する。

また、指定緊急避難場所・指定避難所となる学校等との通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した多様できめ細やかな広報手段の確保に努める。

なお、携帯電話等を活用した情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報入手が困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できる体制の整備に努める。また、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、町民への普及啓発活動に努める。

（2）町民への広報手段の周知

ア　災害時は、防災行政無線、Ｌ アラート、テレビ、ラジオ、インターネット、電子メール、緊急速報メール、ＳＮＳ等による情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

イ　あらかじめ、町役場、消防署、駅、指定避難所及び町の掲示板等の災害時情報拠点を設定し、町民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報等の広報手段を定めておく。

（3）災害時の広聴体制

町民等から寄せられる被害情報や災害応急状況に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう電話やファクシミリ、インターネット、電子メール、ＳＮＳ等の広聴体制の整備に努める。

（4）災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者若しくはあらかじめ指名する職員が災害広報・広聴責任者を選任しておく。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

ア　災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理

イ　要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

ウ　広報文案の事前準備

（ア）地震の震源・規模・その後の地震活動・気象・水位等の状況

（イ）町民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

（ウ）出火防止及び初期消火の呼びかけ

（エ）要配慮者への支援呼びかけ

（オ）災害応急活動の窓口及び実施状況

４　緊急地震速報の活用

災害時、被害を最小限に抑えるため、気象庁が発表する緊急地震速報を効果的に活用する。

（１）伝達体制及び通信設備等の充実

緊急地震速報を迅速に伝達するため、その伝達体制及び通信設備等の整備充実を図る。

（２）緊急地震速報の習熟

緊急地震速報の利用方法等を定めるマニュアルを整備する等、緊急地震速報に関する知識の習熟を図る。

（３）普及・啓発等

緊急地震速報は、その特性や限界を理解した上で利用することにより、減災効果をより発揮し、混乱や事故等を防ぐことが期待される。

よって、町は、緊急地震速報を受けたときの町民の適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する知識の普及・啓発に努める。

また、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

５　安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

災害発生後、町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」を活用し、所在地を把握する。

また、町外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

６　災害用伝言ダイヤル等の運用

各事業者は、災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を速やかに提供する。

町は、各事業者に対して、テレビ・ラジオ等による広報活動等により、利用方法を町民に周知するように依頼する。

■災害用伝言ダイヤル

録音：１７１＋１＋被災者の電話番号＋伝言内容（被災地エリアの利用者）
再生：１７１＋２＋被災者の電話番号

第６項　消防・救助・救急体制の整備

■担当部署・機関

奈良県広域消防組合、奈良県広域消防組合高市消防署、消防団

１　消防計画の策定

奈良県広域消防組合高市消防署及び高取町消防団が消防活動を行う上での基本指針となる消防計画を町の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び内容の主な事項は次のとおりである。

（１）消防計画の大綱

ア　消防力の整備に関すること。

イ　防災のための調査に関すること。

ウ　防災教育訓練に関すること。

エ　災害の予防、警戒及び防御に関すること。

オ　災害時の避難及び救助・救急に関すること。

カ　その他災害対策に関すること。

（２）消防計画の内容

ア　組織計画（組織機構、災害時の消防隊等の班及び隊の編成）

イ　消防力等の整備計画（消防力等の現況、施設及び資機材の整備点検）

ウ　調査計画（消防水利調査、災害危険区域等調査）

エ　教育訓練計画（教育、訓練）

オ　災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、地震災害の予防指導、風水害等の予防指導、広報活動）

カ　警報発令伝達計画（火災警報、その他警報の伝達及び周知）

キ　情報計画（情報収集・報告・連絡、情報広報、情報記録）

ク　火災警備計画（消防職員の出勤、団員の招集、警戒、通信、火災防御）

ケ　地震災害計画（職員の招集、出動、警戒、通信、事前処置）

コ　風水害等計画（職員の招集、出動、警戒、通信、事前処置）

サ　避難計画（勧告及び指示の基準、伝達、指定緊急避難場所・指定避難所への誘導方法、指定避難所の警戒）

シ　救助救急計画（非常招集、出動、医療機関との協力体制）

ス　応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

２　消防力の充実

（１）消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年１月20日消防庁告示第１号）に基づき消防本部を配

置し、消防車両等の消防施設整備、情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図る等、総合的消防力の充実に努める。

（２）消防水利の確保

「消防水利の規準」（昭和39年12月20日消防庁告示第７号）に基づき、消火栓、防火水槽を配置する。

また、河川、ため池等の自然水利の確保、遠距離大量送水システムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

（３）活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

（４）自衛消防組織の充実

奈良県広域消防組合高市消防署は、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第８条の２の５）のほか、設置が義務付けられていない事業所に対しても、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言を行う。

（５）消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア　体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進等により、組織強化に努める。

また、消防団協力事業所表示制度の活用等、被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、機能別分団員（大規模災害や予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保等による組織の強化に努める。

イ　消防施設、装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の充実強化を図る。

ウ　消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識及び技能の向上を図るため、教育訓練の計画を策定し教育訓練を実施する。

３　救助・救急体制の充実

救助・救急の充実を図るため、救助隊員・救急隊員の知識の高度化、救急車両の整備拡充、資機材の充実強化及び町民への啓発に努める。

（１）救急救命士の育成に努める。
（２）災害時に救急隊員が負傷者のトリアージを適切に行えるよう研修の実施に努める。
（３）救命・救急機能を強化した救急車両の整備拡充を図る。
（４）救助工作車や救助用資機材、高度救助用資機材の整備拡充を図る。
（５）救命講習会等を開催し、町民の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
（６）町民による救助活動が行えるよう、指定緊急避難場所・指定避難所等に必要な資機材

の整備を促進する。

４　広域消防応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、消防機関相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

第７項　応急医療体制の整備

■担当部署・機関

福祉課

１　現地医療体制の整備

医療関係機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、災害時の医療体制の整備を図るとともに、消防、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

また、救護所では、被災者のトリアージ（治療の優先順位の決定）や搬送前の応急処置、軽傷者の治療を行う。

（１）災害医療情報の収集伝達体制（医療情報システム）の整備

現行の救急医療情報システムを活用するとともに、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

（２）医師会等との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、橿原地区医師会等と常に協力体制を形成しておく等、確実な現地医療体制を整備する。

また、県及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

（３）医療救護班等の整備

橿原地区医師会等の協力を得て、医療救護班等の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等についてあらかじめ計画する。

なお、医療救護班の構成は、医師２名、保健師又は看護師２名、補助員２名の計６名を標準として１班を構成し、必要に応じて薬剤師等を加える。

また、歯科医療救護班は、歯科医師１名、歯科衛生士２名、補助員１名、計４名を標準として１班を構成する。

（４）救護所の設置

災害発生直後から、主に軽傷病者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、指定避難所等を救護所設置予定場所とする。

また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

２　後方医療体制の整備

（１）協力病院の拡充

県指定の地域災害拠点病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、県や関係

機関と連携して、協力病院の拡充に努める。

（２）後方医療体制

救護所等で対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、被災を免れた全ての医療機関で後方医療活動を実施する。

なお、災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先する。

３　医薬品等の確保供給体制の整備

医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資機材及び医薬品等の確保供給体制を整備する。

（１）医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療資機材等については、備蓄を推進する。

また、橿原地区医師会や関連業者との協力によって医療用資機材の調達体制の整備を図る。

（２）医薬品等の確保供給体制の整備

保健センターを中心に、災害発生後３日間において必要とする医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から奈良県薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

また、災害用医薬品及び血液製剤等を迅速に供給するため、県との連携を図り、調達体制の整備及び備蓄のあり方についての検討を進める。

４　広域搬送拠点

広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出する等、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

搬送拠点では、県や独立行政法人国立病院機構等の広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（治療の優先順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備について、あらかじめ整備するよう努める。

５　災害医療に関する普及啓発

町、奈良県広域消防組合、日本赤十字社奈良県支部、医療機関は、町民に対する救急蘇生法、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルスケア等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

第８項　防疫体制の整備

■担当部署・機関

福祉課、中和保健所

１　防疫班の編成

災害の被災地域や指定避難所等は、衛生条件の悪化や感染症等の疾病の発生が予想されるため、中和保健所と連携し、防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

防疫班は、数名（４～５名）により編成する。

２　防疫・保健衛生用資機材等の確保

防疫のために必要な薬剤や器具を備蓄するとともに、薬品業者等と連携し、必要資機材が確保できる体制を確立する。

３　防疫に係る教育の実施

保健衛生・防疫活動の方法や内容について、町職員等への研修を行うとともに、学校教育の中においても、児童生徒に対する指導を行っていく。

また、町職員は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第９項　緊急輸送体制の整備

■担当部署・機関

総務課、事業課、関係機関、道路管理者

１　陸上輸送体制の整備

（１）緊急輸送道路の選定

ア　県選定の緊急輸送道路

県が選定している本町に係る緊急輸送道路は、国道 169 号、主要地方道橿原高取線（国道 169 号～群界橋東詰）、町道清水谷市尾丹生谷線である。

イ　町の緊急輸送道路の指定

県が選定する緊急輸送道路と町の防災中枢施設や防災拠点、町が選定する災害活動用緊急ヘリポート、町で指定する地域医療機関、災害協力病院及び指定緊急避難場所・指定避難所等を連絡する道路を町の緊急輸送道路として指定する。

（２）緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、多重性・代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送道路網の整備を図る。

（３）災害時の応急点検体制等の整備

緊急輸送道路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

（４）緊急通行車両等の事前届出

ア　防災関係機関の届出

町等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

なお、事前届出の対象車両は、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合とする。

（ア）災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両

①　警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関する事項
②　消防、水防その他の応急措置に関する事項
③　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
④　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
⑤　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
⑥　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
⑦　犯罪の予防、交通の規則その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
⑧　緊急輸送の確保に関する事項

⑨　その他の災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

（イ）町等防災関係機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

イ　公安委員会の緊急通行車両等事前届出済証の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

（５）規制除外車両の事前届出

ア　防災関係機関の届出

町等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

なお、事前届出の対象車両は、次に該当する場合とする。

（ア）医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両

（イ）医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

（ウ）患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

（エ）建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ　公安委員会の規制除外車両事前届出済証の交付

公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

２　輸送手段の確保体制

関係機関は、陸上輸送等の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用手段を整備する。さらに、緊急時において確保できる車両等の配備や運用をあらかじめ計画するとともに、不足が生じる場合を想定して、民間業者との協定に努める。

町は、県消防防災ヘリコプター等の受入れ体制を確立するため、次の事項を定めておく。

（１）要請担当窓口

（２）派遣要請手続

（３）ヘリコプター臨時離着陸場の指定

（４）その他必要な事項

３　交通規制・管理体制の整備

道路管理者は、町における道路施設の破損・決壊等が生じて通行が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

４　事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊

急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

（1）物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
（2）災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。
（3）効率のよい物流体制実現のためには、発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。

5　災害活動用緊急ヘリポートの整備

災害時の救助・救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリポートの面積、周囲の障害物等を考慮して、町内の公共施設及びそれに準ずる施設の中からヘリコプターの離発着が可能な場所を選定し、緊急時の開設に備えて必要な準備を進める。

第１０項　避難収容体制の整備

■担当部署・機関

総務課、福祉課、教育委員会

１　避難収容施設の定義

「避難」とは「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の２つに分類する。

避難収容施設としては、災害対策基本法改正（令和３年５月施行）を踏まえて、以下のように区分する。

指定緊急避難場所（法第 49 条の４）		災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定）
指定避難所（法第 49 条の７）		災害が発生した場合に、避難のために立退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した町民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設
	指定一般避難所（災害対策基本法施行令第 20 条の６、同施行規則第１条の７の２関係）	指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設を指定一般避難所という。
	指定福祉避難所（災害対策基本法施行令第 20 条の６、同施行規則第１条の７の２関係）	高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所をいう。この指定福祉避難所は、指定避難所の一種となっている。

※本計画においては「指定緊急避難場所」「指定避難所」「福祉避難所」を使用することとする。

２　避難路の選定

次の事項に留意して避難路を選定し、平常時から町民への周知徹底に努める。

また、ハザードマップ等により、浸水想定区域や土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域が指定された場合はその区域）等の情報を周知するとともに、区域外であっても必ずしも安全ではなく、注意する必要があることを周知する。

（1）原則として、指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
（2）可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。
（3）道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
（4）避難路となる道路、橋梁、トンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

3　指定緊急避難場所の選定、整備

（1）指定基準

町長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

ア　災害の種類

（ア）洪水（内水氾濫含む）
（イ）土砂災害（がけ崩れ、土石流）
（ウ）地震
（エ）大規模な火事等

イ　指定基準

（ア）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）等に開放されること。
（イ）居住者等の受入れ用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は災害による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
（ウ）災害が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（安全区域）内にあるものであること。

ただし、次の（エ）（オ）に適合する施設については、この限りでないが、（エ）（オ）に適合した施設であっても、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。

（エ）災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により、当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
（オ）洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れ用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
（カ）地震に対する安全性に係る建築基準法及びこれに基づく命令並びに条例の規定に適合するものであること。
（キ）当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

（2）指定に当たっての注意事項

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

（3）県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

（4）指定の取消

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。

その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

（5）留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、平常時から町民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

（6）指定緊急避難場所及び避難路の整備

町は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。なお、指定緊急避難場所の安全性や整備状況については、最新の情報を住民に公表する。

ア　指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保

イ　高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備

ウ　幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保

エ　近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理

オ　避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの、円滑な避難のための、地域のコミュニティを活かした避難活動の促進

カ　誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

資料８－２　指定緊急避難場所一覧

４　避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築

町は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を設定する。河川の水位や気象情報、洪水警報の危険度分布、土砂災害は土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を収集・活用した具体的な基準を設定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月　内閣府（防災担当））」、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成 27 年４月　国土交通省砂防部）」等を参考にする。

また、町は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべ

き業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

５　住民への周知及び啓発

（１）災害に関するリスク等の開示

町は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知する。

あわせて、町は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。

また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。

（２）ハザードマップの内容の理解促進

町は、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

（３）迅速かつ適切な避難行動等の促進

迅速かつ適切な避難行動のためには、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとること、及び、自主防災組織や自治会、近隣住民等による、地域としての避難の体制ができていることが重要である。

町は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

また、ひとりで２階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、町や自主防災組織、自治会、近隣住民等が連携して取り組むものとする。

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定緊急避難場所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、町は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。

また、町は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

６　指定避難所の選定、整備

家屋の滅失、損壊により避難を必要とする町民を臨時に収容することのできる指定避難所を選定、整備する。

（１）指定避難所の選定

ア　選定基準

指定避難所は、小学校区を基本に、河川、道路、鉄道等の地形・地物や避難に要する距離等を考慮し、小・中学校をはじめとする公共施設を選定した上で、耐震化・不燃化の促進、備蓄のためのスペースや通信設備等の整備に努める。また、要配慮者や女性に配慮を行い、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。

なお、町長は、次の事項に留意して指定避難所を選定し、指定避難所の場所、収容人数、安全性、整備状況等について、平常時から町民への周知徹底に努める。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

（ア）避難のための立退きを行った居住者又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。

（イ）速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。

（ウ）洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。

（エ）車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

（オ）主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合すること。なお、指定避難所のうち当該基準を満たす施設を福祉避難所という。

イ　指定に当たっての注意事項

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得る。指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ウ　県への通知

町長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

エ　指定の取消

町長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

オ　町民への周知

町長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

（２）福祉避難所の確保

高齢者や身体障がい者をはじめとする要配慮者を避難させるため、事業者等の協力を得て、社会福祉施設等を福祉避難所として確保するよう努める。

（３）指定避難所以外の避難収容施設の確保

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、町所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者と協議を行う等、指定避難所以外の避難収容施設の確保に努める。

（４）指定避難所の運営管理体制の整備

町は、指定避難所の運営管理体制を整備する。

ア　指定避難所の管理者不在時の開設体制

イ　指定避難所を管理するための責任者の派遣

ウ　災害対策本部との連絡体制

エ　自主防災組織、施設管理者との協力体制

（５）指定避難所の整備

ア　トイレのバリアフリー化等

町は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図るものとする。

イ　耐震性の強化

町は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、又は耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

ウ　家庭動物のための避難スペース確保

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

（６）設備の充実による避難施設としての機能強化

ア　非常用電源（外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む)、自家発電機

イ　衛星携帯電話等複数の通信手段

ウ　換気や空調、照明設備

エ　シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備

オ　食糧、飲料水、生活用品

カ　マスクや手指消毒液

キ　冷暖房器具

ク　マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
ケ　簡易トイレ
コ　パーティション　等

（7）要配慮者等を考慮した整備
ア　紙おむつ等の介護用品
イ　口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
ウ　高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
エ　生理用品
オ　粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

（8）指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

資料８－３　指定避難所一覧

7　避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の明示

地域住民が、指定された避難所等に安全かつ容易に避難できるように、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所等の名称・方向等の標識類の整備を進める。その際、要配慮者に配慮した避難誘導標識、防災情報案内板等の整備に努める。

8　指定避難所の運営

（1）避難所運営マニュアルの作成

災害時における迅速かつ円滑な指定避難所の管理・運営等を図るため、「奈良県避難所運営マニュアル」（平成 29 年３月改定）に基づき、避難所運営のためのマニュアルの作成を検討する。

また町は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和２年６月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

【マニュアルの主な記載内容】
１．避難所運営の基本方針
２．マニュアルの目的・構成及び使い方
３．各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
４．各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
５．要配慮者への対応
６．女性への配慮
７．避難所のペット対策
８．大規模災害時の避難所の状況想定
９．関係機関の役割

10. 様式

（2）指定避難所としての学校施設利用計画の策定

町は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や指定避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。

（3）住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

町は、指定避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

（4）指定避難所開設・運営訓練の実施

町は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な指定避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

（5）女性や性的マイノリティの多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

町は、住民主体の避難所運営組織と連携し、指定避難所の設営や運営において、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。

町は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

（6）普及啓発

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

（7）平常時の感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

（8）在宅被災者等への支援体制の整備

町は、指定避難所において、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

（9）住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、指定避難所運営組織を編成して指定避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

町は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

９　避難所生活の長期化に対応した環境整備

高齢者や障がい者、女性、子ども等、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

（1）水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合等の衛生対策を推進する。
（2）施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。
（3）避難者が指定避難所で亡くなることがないように、二次被害の防止対策を推進する。
（4）持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
（5）医療・保健・福祉等多様な専門職の視点を取り入れる。
（6）女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
ア　乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
イ　女性用物干し場の設置
ウ　トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置等
（7）指定避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
（8）避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
（9）福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。

１０　地域住民の避難計画の策定

（１）地域における避難計画の策定促進

自主防災の観点から地域住民や他団体と一体となって、地域の実状に応じた避難計画の策定を促進する。

その際、住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努める。

これにより、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。町は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

（２）要配慮者（避難行動要支援者）の避難計画

ア　要配慮者（避難行動要支援者）の誘導に当たり、自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等、地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

イ　町・避難支援者（災害発生直後から実際に避難の支援を行っていただく方）・関係機関の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制の整備を図る。

ウ　要配慮者（避難行動要支援者）の把握、避難支援者、情報共有、地域における支援体制のネットワークづくり等については、「第２章第３節第４項　要配慮者の安全確保対策」に定める。

（３）広域避難

円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定める。

１１　防災上重要な施設における避難計画

学校、病院、社会福祉施設等、多数の人が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

なお、指定避難所になる学校等の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成 29 年６月法改正)、該当施設の管理者や町は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

（１）学校・幼稚園・保育所

学校・幼稚園・保育所においては、それぞれの地域の特性を考慮した上で、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

ア　避難場所及び避難経路

イ　避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ　収容施設の確保

エ　避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

オ　災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールづくり
カ　災害発生時における幼稚園・保育所等の各施設と町、各施設間における連絡・連携体制の構築

（2）病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

ア　他の医療機関又は安全な場所へ患者等を集団で避難させるための収容施設の確保及び移送方法
イ　治療・保健・衛生・給食等の実施方法

（3）社会福祉施設等

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、次の事項に留意して避難計画を作成する。作成に当たっては、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

ア　指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路
イ　避難誘導及びその指示伝達の方法
ウ　収容施設の確保
エ　保健・衛生・給食等の実施方法

（4）不特定多数が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

また、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

１２　自宅療養者等の避難

町の福祉担当部局と防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第１１項　二次災害防止体制の整備

■担当部署・機関

事業課

１　応急危険度判定制度等の整備

地震又は豪雨等による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる人命への危害（二次災害）を防止するため、被災した建築物や宅地の危険度判定制度の整備に努める。

（１）被災建築物・宅地応急危険度判定士の養成

県及び建築関係団体の主催による危険度判定講習会の受講を普及し、被災建築物・宅地応急危険度判定士の養成に努める。

また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

（２）実施体制の整備

災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築する。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

また、応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、県へ要請し、派遣された被災建築物・宅地応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

（３）制度の普及啓発

県及び建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定制度の趣旨について町民の理解が得られるよう広報紙等を通じて普及啓発に努める。

２　砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用

土砂災害から町民を守るために、県と県砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定士制度の活用を推進する。

（１）実施主体の整備

県及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定士制度の活用を図る。

（２）制度の普及啓発

県及び県砂防ボランティア協会と協力して、斜面判定士制度の趣旨について町民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第１２項　緊急物資確保体制の整備

■担当部署・機関

総務課、事業課

１　飲料水給水体制の整備

（１）給水用資機材等の整備

ア　給水用資機材の整備

給水タンク車から被災者へ給水するための、貯水タンク、ポリタンク、飲料水袋等の備蓄を計画的に推進していく。更に、災害発生時には高取町指定給水装置工事事業者等から資機材を調達できるよう協定を締結する等検討する。

イ　プール水等の活用

ろ水機等応急給水機材を整備するとともに、小・中学校等プールやため池の水の活用を図る。

（２）協力体制の整備

ア　自主防災組織、消防団等に対して、日頃から飲料水の貯水に関する啓発を行うとともに、災害時において給水活動の協力が得られるよう要請していく。

イ　高取町指定給水装置工事事業者等や市町村間の相互支援協定で、災害時の応急給水及び給水用資機材の相互支援ができるよう検討していく。

２　食糧及び生活必需品の確保体制の整備

現物備蓄及び流通備蓄双方の特性を踏まえ、備蓄手法、備蓄品目、数量等を検討し、計画的に備蓄の充実を図る。

また、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

なお、災害発生時は指定避難所における食物アレルギーを有する者などのニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（１）重要物資の備蓄

ア　アルファ化米、乾パン等

イ　高齢者用食、粉ミルク、ほ乳ビン

ウ　毛布

エ　衛生用品（おむつ（高齢者用を含む)、生理用品等）

オ　災害用トイレ（簡易トイレ、仮設トイレ等）

（２）その他の物資の確保

長期にわたる避難生活を想定して確保する物資は次のとおりである。

ア　精米、即席麺等の主食
イ　野菜、漬物、菓子類等の副食
ウ　高齢者用食、粉ミルク、ほ乳ビン
エ　毛布
オ　被服（肌着等）
カ　炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
キ　光熱用品（ＬＰガス、ＬＰガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
ク　日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
ケ　衛生用品（おむつ、生理用品等）
コ　医薬品等（常備薬、救急セット）
サ　高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
シ　棺桶、遺体袋
ス　その他必要物資

（３）備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送・提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、関係機関や民間事業者との協定締結等により物資の確保を図る。

また、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。

ア　防災備蓄倉庫の整備

防災備蓄倉庫は、本庁舎の他に中学校、小学校等に計画的に整備を図る。

イ　備蓄物資の点検及び更新

（ア）災害に使用した備蓄物資は、速やかに補充する。
（イ）管理責任者は、定期的に保管倉庫を巡視し、管理に十分注意する。
（ウ）備蓄物資受払簿を備えて出納の記録を行う。
（エ）乾パンについては備蓄目標を定め、賞味期限に近いものは、各種防災訓練実施の機会に参加者に配布を行う等、有効に活用する。

ウ　定期的な流通在庫量の調査の実施
エ　供給体制の整備（自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄）
オ　救援物資集積拠点の選定
カ　市町村間の応援協定の締結
キ　事業者との協定締結による備蓄の確保

（４）県への報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、少なくとも年１回、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に報告する。

資料７－１　災害時における物資供給等に関する協定書

3　町民・自治会による備蓄の推進

一人当たり１週間分の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄、非常持ち出し品の準備等、必要な当座の物資を各人で確保しておくよう周知する。

町民は、東日本大震災の経験から「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、１週間分以上の食糧、飲料水、生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

特に、食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な町民は、平常時から１週間分の分量を自ら確保するよう努める。

この分量を確保するために、ローリングストック法（※）等により、ストックが可能な食糧及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で継続して備蓄できるように努める。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

自治会においても、３日分以上の食糧や飲料水等の備蓄に努める。

（※）ローリングストック法とは、日常的に非常食を食べて、食べたら買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法

第１３項　廃棄物処理体制の整備

■担当部署・機関

住民課

１　災害時の相互協力体制

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成 24 年８月１日締結)」に基づき、災害発生時における県の相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう、平常時から必要な整備・維持管理に努める。

また、関係業者等との協定の締結に努める。

２　廃棄物処理施設の整備等

（１）施設の整備

災害時に円滑な稼働が損なわれることなく処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう、クリーンセンターかしはらに要請する。

また、停電時の非常用自家発電設備及び断水時の機器冷却水、冠水等により設備の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

（２）廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

（３）収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

業者所有のごみ運搬車についても、災害時に町が要請すれば直ちに出動できるよう、平常時から車両を整備し点検しておくよう協力を要請する。

また、し尿運搬車についても、浸水等による災害時のし尿処理に備え、平常時から車両の整備や点検を実施するよう協力を要請する。

第１４項　火葬場等の確保

■担当部署・機関

住民課

１　火葬データベースの整備

火葬の際の受入れ先となる葬祭業者等を把握し、火葬データベースとして整備する。

２　応援協力体制の確立

葬祭業者等との連携・協力体制をはじめ、近隣市町村間による火葬受入れ等の応援体制を整備する。

第１５項　応急住宅等供給体制の整備

■担当部署・機関

事業課

１　応急仮設住宅の供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、県や一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

高齢者や障がい者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう、県と連絡調整を行う。

２　応急仮設住宅の設置数想定

応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

また、あらかじめ、町域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の選定に努める。

３　公営住宅の空家状況の把握

災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性があるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、金銭的な負担が生活再建の妨げにならないよう家賃負担の軽減等の配慮を行う。

４　民間賃貸住宅の借上げ等に係る協力体制

町は、大規模災害時において応急仮設住宅等の供給が不足する場合に備え、町内の事業者等と応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等及び被災者への住宅のあっせんに関する協力体制の構築に努める。

第１６項　ライフライン確保体制の整備

■担当部署・機関

事業課、ライフライン関連事業者

１　上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

（１）水道施設の耐震化

主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努める。

（２）水道施設の土砂災害対策

水道事業者等は、指定されている土砂災害（特別）警戒区域に位置する浄水場、調整池、配水池及びポンプ場等の水道施設については、事前に土砂災害から施設を守るため、土砂災害対策計画を策定し、その計画に基づき、緊急度の高い箇所から順次、設計・工事を行い、安定して水道水が供給できるように水道施設の土砂災害対策を実施する。

（３）水の融通体制の確立

水道事業者等は、送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町村間等において、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

（４）防災用資機材等の整備

必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

（５）給水データベースの整備

給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

（６）初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

２　下水道

（１）下水道施設の災害予防

ア　災害時における被害の防止のため、下水管、電気設備、通信設備等に関して、平常時から巡回点検を行って異常箇所の早期発見に努め、必要な補修・改良を実施する。

イ　保守業者による緊急対応及び管路業協会との災害協定を締結し、受援体制の強化を図る。

ウ　雨天時の流入量が増大することから、不明水の究明も継続的に進める。

（２）応急復旧体制の強化

下水道事業業務継続計画（下水道ＢＣＰ）の整備により、下水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、管路の被害予想をとりまとめ、整理しておく。

また、平常時より災害に備えるとともに、災害時の応急対策において活用できるよう、防災訓練の実施等により関係職員に周知徹底する。

（３）災害対策用資機材の整備・点検

ア　被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。

イ　平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

（４）防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

（５）協力体制の整備

災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるとともに、県及び近隣市町村との協力応援体制を整備する。

３　電力（関西電力送配電株式会社奈良本部）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

（１）防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

（２）防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

（３）電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

ア　水害対策

（ア）送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

（イ）変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、防水壁等を組み合わせて対処する。

イ　風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ　雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

（ア）送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪鉄塔を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

（イ）変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

（ウ）配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

エ　雷害対策

（ア）送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

（イ）変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を

強化する。

（ウ）配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

オ　地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

カ　火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

キ　土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのＰＲを徹底する。

ク　地震対策

（ア）送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用する等、耐震性を考慮した設計を行う。

（イ）変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

（ウ）配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用する等、耐震性を考慮した設計を行う。

（エ）通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

（４）防災業務施設及び設備の整備

ア　観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

①　雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備
②　地震動観測設備

イ　通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、無線伝送設備、有線伝送設備、交換設備、ＩＰネットワーク回線、通信用電源設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

ウ　非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

エ　コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震及び火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ　水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

（ア）水防関係

①　防水壁、防水扉等の浸水対策施設
②　排水用のポンプ設備
③　各種舟艇及び車両等のエンジン設備
④　警報用設備

（イ）消防関係

①　消火栓、消火用屋外給水設備
②　各種消火器具及び消火剤
③　火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

カ　石油等の流出による災害を防止する施設及び設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

（ア）防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
（イ）オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

キ　その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発変電設備等を確保し、整備・点検を行う。

（５）復旧用資機材等の確保及び整備

ア　復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ　復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ　復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材等の数量把握及び整備点検を行う。

エ　復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材等の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ　食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

カ　復旧用資機材等の仮置場

災害発生時に仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

（６）電気事故の防止

ア　電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ　広報活動

（ア）電気事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

①　無断昇柱、無断工事をしないこと。

②　電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

③　断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

④　浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

⑤　大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付けすること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

⑥　屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

⑦　電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

⑧　台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

⑨　その他事故防止のため留意すべき事項。

（イ）ＰＲの方法

電気事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及び SNS 等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

（ウ）停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等使用者の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

４　電信電話施設（西日本電信電話株式会社）

災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

（１）電気通信設備等の防災計画

ア　電気通信設備等の高信頼化

（ア）水害対策

①　豪雨・洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

②　通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物のかさあげを実施する。

（イ）風害対策

①　暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。

②　無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。

③　電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

（ウ）火災対策

①　火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

②　建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。

③　火災報知器・警報設備及び消火設備を常備する。

（エ）震災対策

災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行う。

イ　電気通信システムの高信頼化

（ア）重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

（イ）通信ケーブルの地中化を推進する。

（ウ）重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

（エ）重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進する。

（２）災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

（３）災害対策用資機材等の確保と整備

ア　災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ　災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ　災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ　食糧、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

（４）情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

（５）防災に対する教育、訓練

ア　防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ　県、町防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

（６）災害時優先電話

県、町及び防災関係各機関の申出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。

なお、県、町及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるよう西日本電信電話株式会社に申出を行い、協議し決定する。

５　電信電話施設（株式会社ドコモ（携帯電話））

株式会社ドコモは、ＮＴＴグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

（1）防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう防災に関する教育を実施する。

（2）防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年１回以上実施する。

ア　災害予報及び警報の伝達

イ　非常招集

ウ　災害時における通信そ通確保

エ　各種災害対策用機器の操作

オ　電気通信設備等の災害応急復旧

カ　消防及び水防

キ　避難及び救護

（3）総合防災訓練への参加

中央防災会議、あるいは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

（4）電気通信設備等に対する防災計画

ア　電気通信設備等の高信頼化

災害発生時の被害を最小限にし、迅速な復旧を実現するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

イ　電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

ウ　電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ　災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置（通信網に対する措置）に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

（5）重要通信の確保

ア　災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ　常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ　災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロール（通信規制）を行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

（6）災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

（7）災害対策用資機材等の確保と整備

ア　災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ　災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ　災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ　災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

オ　食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

カ　災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

６　電信電話施設（ＫＤＤＩ株式会社（携帯電話））

ＫＤＤＩ株式会社は、防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

（１）防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

ア　本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ　総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

ウ　事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

（２）通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

（３）通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア　網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ　伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

（4）災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

（5）災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第８条第１項及び電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号）第５５条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

（6）社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

（7）社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

（8）防災に関する教育、訓練

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

イ　防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集･伝達、災害対策本部等の設置、非常召集･参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防･水防、避難･救護等に関する防災訓練を毎年１回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

ウ　訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

7　電信電話施設（ソフトバンク株式会社（携帯電話））

ソフトバンク株式会社では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制等を整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、

信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

（1）顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

ア　停電対策

イ　伝送路対策

ウ　移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

（ア）移動電源車

（イ）移動無線基地局車

（ウ）可搬型無線機

（エ）緊急時・災害時の通信網整備

（2）社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

ア　対応マニュアルの徹底

イ　非常時体制の確立と連絡網の整備

ウ　防災備蓄品の配備

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車等）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品も確保している。

併せて、飲料水、食糧及び生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

（3）防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

ア　ネットワーク障害対応訓練

イ　安否確認訓練

ウ　火災・地震の対応訓練

（4）応急復旧設備の配備

ア　代替基地局設備

（ア）基地局の代替サービスエリアの確保

（イ）代替基地局の研究開発

8　電信電話施設（楽天モバイル株式会社（携帯電話））

（1）関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

ア　本社における対応

（ア）総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し

連絡調整を図る。

（イ）災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

（ウ）円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

イ　地域における対応

（ア）当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

（イ）平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

（2）通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。

（3）重要通信を確保する

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

（4）災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

（5）防災に関する教育、訓練

災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

９　ＬＰガス（一般社団法人奈良県ＬＰガス協会、ＬＰガス販売事業者）

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ＬＰガス及び簡易ガスの安定供給並びに迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

（1）高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。

（2）ＬＰガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底する。

（3）ＬＰガス販売事業者は、その貯蔵施設内のＬＰガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるＬＰガス漏出事故発生防止を徹底する。

（4）一般社団法人奈良県ＬＰガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。

（5）従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

第１７項　交通確保体制の整備

■担当部署・機関

事業課、道路管理者、近畿日本鉄道株式会社

１　道路施設

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制を整備する。

また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

さらに、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より関係機関相互の連携強化に努める。

道路利用者等に対しては、道路防災週間等の防災関連行事を通して、災害・事故の危険性を周知するとともに、町ホームページやパンフレット等により、防災・事故に対する知識の普及に努める。

２　鉄道施設

近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

（１）防災施設の維持管理計画
ア　橋梁の維持補修並びに管理強化
イ　河川改修に伴う橋梁管理
ウ　法面、土留擁壁の維持改修並びに管理強化
エ　トンネルの維持、補修並びに管理強化
オ　建物等の維持補修並びに管理強化
カ　線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
キ　電線路支持物の維持補修並びに管理強化
ク　その他防災上必要な設備管理
（２）災害警備体制の確立
ア　気象観測機器の整備
イ　災害時の連絡体制、配備体制の確立
ウ　各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
（３）災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
（４）防災訓練の実施

第１８項　防災営農対策の推進

■担当部署・機関

まちづくり課、農業協同組合

１　防災営農指導体制の確立

町及び農業協同組合は、各種災害による農産物等の被害の軽減を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立を図る。

２　防災営農技術の普及

町は、営農指導に関して広報及び研修会等を実施し、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及を図る。

３　家畜伝染病の予防と対策

町は、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、国、県（奈良県家畜保健衛生所）の対策マニュアルに基づき、注射・消毒等の指導を行う。

鳥インフルエンザ、ＢＳＥ等の発生（国内・県内・町内）時は、県の防疫対策マニュアルに基づき対応する。

第１９項　孤立集落対策

■担当部署・機関

総務課

１　町民・自主防災組織による対策

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、１週間分以上の食糧、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくよう留意する。

孤立する可能性のある町民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平常時から訓練しておく。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等)。

２　通信手段等の確保

民間通信インフラがつながらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やＬＰガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

３　救援・救助体制の整備

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

また、孤立した集落の町民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに町民の救援・救助体制の整備に努める。

第２０項　罹災証明書発行体制等の整備

■担当部署・機関

総務課、奈良県広域消防組合高市消防署

町は、町民の生活再建を迅速に実施するために必要となる「被災者台帳」を作成するため、罹災証明書発行体制を整備する。

罹災証明書発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人員数・資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討の上、順次必要な整備を行う。

罹災証明書の発行に際しては、被災した住家の被害認定調査を行う職員の確保が必要となることから、認定を行うための被害認定調査体制の整備を図るとともに、正確かつ速やかに調査を行うことができるよう、「災害に係る宅地の被害認定基準運用指針（内閣府)」や、県や被災経験のある自治体より調査経験のある職員の協力を要請し、被害認定調査を担当する町職員の研修等の実施により、ノウハウを持った人材の育成に努める。

さらに町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第３節　地域防災力の向上

第１項　防災意識の高揚

■担当部署・機関

総務課、福祉課、教育委員会、奈良県広域消防組合高市消防署

１　防災知識の普及啓発

災害から、生命、身体、財産を守るためには、町民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは町や県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、町民が、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、町は防災関係機関と連携し、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用等、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及啓発を行い、町民の理解促進を図る。

（１）普及啓発の内容

ア　災害の知識

（ア）気象知識

（イ）災害の態様や危険性（頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性）

（ウ）各関係機関の防災体制及びこれらの機関が講じる措置

（エ）地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）

（オ）町内で起こった過去の災害の紹介とその教訓

イ　災害への備え

（ア）１週間分の飲料水、食糧及び生活物資の備蓄（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）

（イ）非常持ち出し品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

（ウ）家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策

（エ）家屋・施設の耐震診断及び改修

（オ）警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え

方

（カ）避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

（キ）指定緊急避難場所・指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

（ク）自主防災組織活動、防災訓練等の防災活動への参加

（ケ）飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

（コ）様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

（サ）災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと

（シ）ライフライン途絶時の対策

（ス）自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること

ウ　災害時の行動

（ア）様々な条件下（屋内外、運転中等）における身の安全確保の方法、初期消火、救助、応急手当の方法

（イ）情報入手の方法

（ウ）自家用車の使用自粛等の注意事項

（エ）要配慮者への支援

（オ）初期消火、救出救護活動

（カ）心肺蘇生法、応急手当の方法

（キ）避難生活に関する知識

（ク）「災害用伝言ダイヤル 171」等の災害時における安否情報伝達手段

（ケ）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

（コ）指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底

エ　生活再建に向けた事前の備え（保険・共済等への加入）

（２）普及啓発の方法

ア　パンフレット等による啓発

（ア）防災パンフレット（ハザードマップ等）、ＤＶＤ等の作成・活用

（イ）町広報紙及びテレビ、ラジオ、インターネット等マスメディアを利用した普及啓発

（ウ）外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、外国語、点字版の作成やＤＶＤへの字幕・手話通訳の挿入等

（エ）視聴覚教材の貸出

（オ）災害リスクの現地表示

イ　活動等を通じた啓発

（ア）防災週間（９月１日を含む１週間)、火災予防運動期間（春季は毎年３月１日～３月７日、秋季は毎年 11 月９日～15 日)、防災とボランティアの週間（１月 15 日～21 日）をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催

（イ）職員による出前講座の実施

（ウ）地域社会活動等の促進・活用による普及啓発

（エ）防災器具・災害写真等の展示や貸出

（オ）起震車を活用した地震体験による防災意識の高揚

２　町民防災訓練の実施

町は防災関係機関と連携し、町民の防災に関する意識と防災行政力の向上に資するため、自主防災組織等の町民を主体とする地区別ごとの訓練に対し、関係者の派遣等の援助を実施するとともに、関係機関等の訓練にも町民が積極的に参加するよう要請する。

また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

（１）安全な避難ルートの確認等のための避難訓練（要配慮者の避難支援訓練を含む）

（２）指定避難所開設・運営訓練（要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮）

（３）安否確認訓練（例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難場所に集団避難し、町等に報告する）

（４）情報収集・伝達訓練（例：避難指示等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する）

（５）避難指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等

なお、総合防災訓練と組み合わせ、同日に町内で一斉に実施することも検討する。

３　防災上重要な施設の管理者等の防災教育

町は防災関係機関と連携し、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

４　学校における防災教育

（１）防災教育のねらい

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教

育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

ア　自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ　地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

ウ　自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

（２）防災教育の内容

気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

ア　火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

イ　地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ　火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方

エ　風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

オ　放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方

カ　指定避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

キ　ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

ク　地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力

ケ　災害時における心のケア

（３）防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

（４）教職員に対する防災研修

県及び町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

（５）体験的・実践的な防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

５　災害教訓の伝承

町は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第２項　自主防災体制等の整備

■担当部署・機関

総務課、奈良県広域消防組合高市消防署

１　自主防災組織の育成

町は防災関係機関と連携し、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

（１）組織

自治会、婦人会、小学校区等の単位で、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、町と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めるよう努める。

（２）構成

本部組織として、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等を置く。

（３）活動内容

ア　平常時の活動

（ア）地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発（防災新聞による避難指示等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等）

（イ）地域における危険箇所の把握（町等が作成したハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等）

（ウ）地域における消防水利の確認（消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等）

（エ）家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発（家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等）

（オ）地域における情報収集・伝達体制の確認（有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難指示等の避難情報の伝達訓練等）

（カ）要配慮者の把握（要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等）

（キ）避難場所・指定避難所・医療救護施設及び避難経路の確認（ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等）

（ク）防災資機材の整備、配置、管理（バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等）

（ケ）防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加（初期消火訓練、避難誘導訓練、

図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等）

（コ）自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成（消防署・消防団・民間企業・行政などの OB の活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等）

（サ）地域全体の防災意識向上の促進（ＰＴＡや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等）等

イ　災害時の活動

（ア）避難誘導（安否確認、集団避難、要配慮者の避難支援等）

（イ）救出救護（救助用資機材を使用した救出、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送等）

（ウ）出火防止と初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火等）

（エ）情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報等の町民への周知等）

（オ）避難所運営（指定避難所の運営、避難生活の指導等）

（カ）物資分配（物資の運搬、給食・給水、分配）

（キ）ボランティア活動（災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援）

（４）育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

ア　防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施

イ　自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導

ウ　活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援

エ　各コミュニティへの個別指導・助言

オ　自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）

カ　自主防災に関する啓発資料の作成

キ　自主防災に関する情報の提供

（５）自主防災組織間の連携

各地域における自主防災組織の強化・育成とともに、平常時からの自主防災組織間の情報交換、合同訓練等を通じて、組織間の連携強化及び地域間の防災活動にみられる格差の解消に努める。

２　事業所による自衛消防組織の整備

町は防災関係機関と連携し、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自衛消防組織を整備するよう啓発する。

（１）啓発の内容

ア　平常時の活動

（ア）防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）

（イ）災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
（ウ）災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等）
（エ）災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等）

イ　災害時の活動
（ア）避難誘導（安否確認、避難誘導、要配慮者援助等）
（イ）救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
（ウ）初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
（エ）情報伝達（地域内での被害情報の町への伝達、救援情報等の周知等）
（オ）地域活動への貢献（地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放等）

（２）啓発の方法

高取町商工会等の経済団体と連携して、事業所による自衛消防組織の整備について指導・助言する。

ア　町広報紙等を活用した啓発
イ　教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
ウ　消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

３　地区防災計画の策定

（１）地区防災計画の目的

地区防災計画は、地区居住者等（一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画であり、町地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

また、地区の特性をよく知っている地区居住者等自身が、計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能になり、地域防災力の底上げを効果的に図ることを目的とする。

（２）地区防災計画の内容

地区防災計画は、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができる。計画内容を例示すると次のとおりである。

（計画内容の例）
ア　計画の名称
イ　計画の対象範囲（位置・区域）
ウ　基本方針（目的）
エ　防災訓練
オ　物資及び資材の備蓄
カ　地区居住者等の相互の支援
キ　活動目標（指標等）
ク　長期的な活動予定

ケ　その他地区の特性に応じて必要な事項等

（３）計画提案の手続き

ア　町地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

地区防災計画を規定する方法は、次のとおりとする。

（ア）町防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として町地域防災計画に規定する。

（イ）地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、町防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて町防災会議が、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

イ　計画提案の流れ

（ア）計画提案を行うためには、当該地区において防災活動を行う地区居住者等が提案書を作成し、地区防災計画の素案とともに、町防災会議に提案する。計画提案に当たっては、次の点に留意することが必要である。

①　地区防災計画では、実際に活動体制が機能し、活動の実効性があがるよう努めることが必要。

②　計画提案に当たっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人の登記事項証明書等が必要（災害対策基本法施行規則第１条）。

③　自主防災組織等において、計画に基づく防災活動についてメンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、自主防災組織等の役員等が、共同して計画提案を行うことが可能とする。

ウ　計画提案が行われた場合には、町防災会議が、当該計画を町地域防災計画に規定する必要があるか否か判断する。必要がないと判断した場合は、その理由を提案者に通知しなければならない。

エ　町防災会議において、町地域防災計画に規定することが必要と判断された場合には、速やかに町地域防災計画に当該地区防災計画を盛り込む。

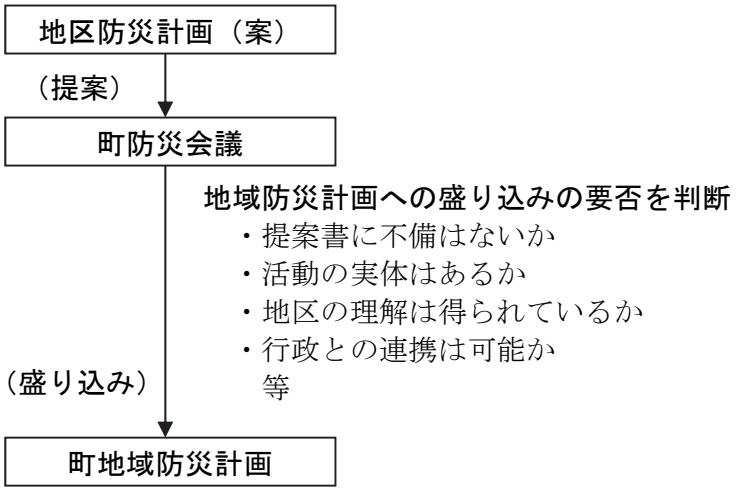

（４）地区防災計画策定に当たっての留意点

地区居住者等は、地区防災計画策定に当たっては、「地区防災計画ガイドライン」（平成 26 年３月、内閣府）を参考にし、地区防災計画の策定についての全体像の把握、活動を行う人や活動を行う団体の活動内容やレベル、地区の特性等に応じて、地域コミュニティの課題と対策について検討を行い、地域コミュニティの地区防災計画を作成するとともに、計画に沿った活動の実践や見直しを行っていく。

また、計画作成に当たっては、早期に行政関係者、学識経験者等の専門家の解説・アドバイスを求めるよう努める。

（５）個別避難計画との整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第３項　消防団員による地域防災体制の充実強化

■担当部署・機関

総務課、奈良県広域消防組合高市消防署、消防団

１　消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

２　他の組織との連携

（１）奈良県広域消防組合高市消防署との連携

地域の防災力の柱となる奈良県広域消防組合高市消防署との連携をさらに強化する。

ア　消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動

イ　大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

（２）自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

ア　定期的な合同訓練等による連携強化

イ　自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

（３）事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

ア　特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実

イ　事業所の自衛消防組織との連携の促進

（４）地域コミュニティとの連携

将来を見据えた町民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

３　消防団員数の確保

（１）総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。また、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

（２）被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

（３）女性及び若年層等の入団促進等

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び学生消防団活動認証制度等を活用した若年層の入団促進と、団員数の確保に努める。

また、機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保に努める。

さらに、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

第４項　要配慮者の安全確保対策

■担当部署・機関

総務課、住民課、福祉課、奈良県広域消防組合高市消防署

「要配慮者」とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等である。

また、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第 49 条の 10）により、町に居住する「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者である。

１　避難行動要支援者名簿の作成等

町は、災害対策基本法（第 49 条の 10 第１項）の規定に基づき、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援や安否確認、生命・身体の保護等に必要な措置を行うための基礎資料となる避難行動要支援者名簿を作成し、保管する。

町は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、（２）項の避難支援等関係者に対し、本人の同意、又は、町の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じる。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

（１）避難行動要支援者名簿の作成

名簿の作成・更新、外部への提供は、福祉課が総務課と連携して行う。

名簿の作成や活用に当たっては、（２）以下の事項に留意して行う。

（２）避難支援等関係者となる者

町関係部署、奈良県広域消防組合高市消防署、橿原警察署、高取町社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

（３）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア　要介護認定者（要介護３以上）

イ　身体障がい者手帳１・２級所持者

ウ　療育手帳Ａ判定所持者

エ　精神障がい者保健福祉手帳１級・２級所持者
オ　その他、町長が災害時の支援を必要と認める方

（４）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。

なお、名簿の個人情報は、福祉課等の町関係部署が保有する情報により確認する。

ア　氏名、性別、生年月日
イ　住所（又は居所）
ウ　電話番号その他の連絡先
エ　避難支援等を必要とする理由
オ　上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

（５）名簿の更新に関する事項

ア　３か月に１回更新
イ　名簿登録者が死亡、町外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する

（６）名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

ア　名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講ずる
イ　名簿を外部に提供する際には、要配慮者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める

（７）要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する等、要配慮者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。

（８）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

２　個別避難計画の作成

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進めるよう努める。その際は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成するよう努める。

また、町は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

そして、町は、前項の避難支援等関係者に対し、本人の同意、又は、町の定めがある場

合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

３　地域における支援体制のネットワークづくり

町は、事前に把握した要配慮者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

なお、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等は、平常時より要配慮者への声かけや見守りを行い、災害時の円滑な安否確認及び避難誘導等につなげるよう努める。

４　指定避難所対策

町は、要配慮者が指定避難所を安全に利用できるよう整備を図る。

（１）指定避難所の整備

ア　指定避難所となる施設においては、福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。

イ　指定避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から高取町社会福祉協議会等との連携に努める。

（２）福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障がい者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、町は、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、福祉避難所として指定する。指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないよう、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、町は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。

また、町は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定締結に努める。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。町は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

（３）転送体制の整備

ア　入所可能な社会福祉施設を把握する。

イ　災害発生時の受入れについて、協力を依頼する。

５　社会福祉施設等における対策

奈良県広域消防組合高市消防署は、社会福祉施設等に次の対策を指導する。

（１）消防計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な消防計画を策定する。

（２）防災訓練の実施

策定された消防計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう各施設に定期的に防災訓練を実施する。

（３）施設・設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属危険物を常時点検する。また、火器については日頃より安全点検を行う。

（４）地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

（５）緊急連絡先の把握

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の把握を行う。

６　情報伝達手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報が伝達されにくかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「１７１」、携帯電話による災害用伝言板サービスや遠隔手話通訳サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図るよう努める。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保できるよう努める。

７　外国人等への対策

町は、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人や旅行者等が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供及び地域社会との連携に努める。また、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

（１）防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成・配布に努め、表記は多言語や「やさしい日本語」となるよう配慮する。また、ホームページ、ＳＮＳ等での情報発信

等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。

観光客等に対しては、町メールや町ホームページ、SNS 等を活用して、町内の指定避難所へ誘導する。

（2）案内標識の検討

避難地・避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の案内標識の設置に当たっては、日本語表記にあわせて、外国語でも表記することとし、表記する言語について検討する。

また、観光地に、その近くの指定緊急避難場所・指定避難所を掲示するように協力を要請する。

（3）地域社会との連携

ア　地域での支援体制づくりに努める。

イ　指定避難所等に、通訳を行う一般ボランティアが派遣できるよう、平常時から高取町社会福祉協議会との連携に努める。

ウ　観光地の責任者は、従業員に対して避難誘導やパニック防止等の指導・訓練を実施するよう努める。

エ　防災訓練の際には、外国人の積極的な参加を呼びかける。

（4）指定避難所における外国人対策

外国人が安心して指定避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、指定避難所運営マニュアル等に記載する。

8　防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災市民組織、地元の警察・消防・医療機関・障がい者団体(又は関係団体)等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供するよう努める。

また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するような取り組みに努める。

さらに、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも検討する。

9　要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

町において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べるこ

とを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。

ただし、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求める。

第５項　帰宅困難者支援体制の整備

■担当部署・機関

総務課

１　普及啓発

大規模災害発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

災害時の基本原則である「むやみに移動しない」ということの周知徹底を図るとともに、以下の内容についての意識啓発を図る。

（１）町民への普及啓発

町は、町民に対し、大規模災害発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

（２）企業等への普及啓発

町は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

（３）集客施設や公共交通機関への普及啓発

町は、集客施設や公共交通機関に対して、大規模水害や台風等の発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

２　情報提供の体制づくり

指定避難所、交通機関の運行や復旧状況等の情報を迅速に提供できるよう、町ホームページや緊急速報メール等の活用、駅、交番、主要公共施設等における張り紙、放送、等により、防災関係機関、民間企業、民間団体、ＮＰＯ等の関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

３　事業所等における対策

事業所等における災害時の施設内での一時滞在等のルールづくりや、そのための水、食糧、毛布等の備蓄の推進を啓発する。

コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の民間事業者について、トイレ利用や情報提供も含めて、協力を求める。

４　一時退避場所や一時滞在施設の確保

大規模災害が発生した場合、駅周辺等で発生した多くの行き場のない滞留者を一時的に避難させるため、駅周辺のオープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。

また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合に帰宅困難者を受け入れるため、町は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

なお、帰宅できない状況が長期にわたる場合は、指定避難所に収容する。

第６項　ボランティア活動支援環境の整備

■担当部署・機関

総務課、福祉課、高取町社会福祉協議会

災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からの災害ボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、災害ボランティア活動の普及・啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活性化を推進するとともに、奈良防災プラットフォーム連絡会及びボランティア団体・ＮＰＯ等の関係機関・関係団体等との連携強化を図る。

１　災害ボランティアの育成

災害ボランティアの育成・啓発に関する以下の活動を行う。

（１）災害ボランティア登録制度の確立
（２）ホームページや各種の広報媒体等による個人やグループへの情報提供
（３）児童、生徒、学生に対する各種の啓発活動
（４）災害ボランティア希望者のための各種講座の開催

２　既存ボランティアの活用

災害ボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進を図るため、登録あるいは組織化されている既存のボランティアの活用を図るとともに、広報や普及活動等により登録者の増加を図る。

３　リーダー、コーディネーター等の養成

ボランティアリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成、活動支援を図るとともに、企業や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害ボランティア活動への参加を呼びかける。このほか、個人の災害ボランティア希望者に対する講座開催や情報提供等により登録者の増加及び組織作りの支援を行う。

また、これらボランティアグループに対し、平常時より防災訓練、イベント等を通じたネットワーク作りを促すとともに、ネットワーク化を支援する。

４　災害ボランティア拠点の整備

リベルテホールを災害ボランティア拠点として位置付け、災害ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行い、災害ボランティア活動を支援する拠点とする。なお、リベルテホールが町災害対策本部代替施設となった場合は、文化センターを代替施設とする。

５　ＮＰＯ・ボランティア等との連携強化

災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、協定の締結等により町災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。

また、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や指定避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第７項　文教対策の推進

■担当部署・機関

教育委員会、福祉課

１　児童生徒等の安全確保対策

（１）震度５弱以上の地震が発生した場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡しを原則とする。

保護者が引き取れない又は時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。

学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある指定緊急避難場所等で待機することを基本とする。

（２）大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。

（３）非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校のメールやホームページ等）を整備するよう努める。

（４）児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。

（５）学校や幼稚園・保育所は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

【学校等における危機管理マニュアル等策定の留意事項】

ア　防災体制に関する内容

（ア）校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）

（イ）教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）

（ウ）家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

イ　安全点検に関する内容

（ア）安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）

（イ）防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）

（ウ）避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

ウ　防災教育の推進に関する内容

（ア）防災教育の推進及び指導計画の作成

（イ）教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

エ　防災（避難）訓練の実施に関する内容
（ア）避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
（イ）防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）
（ウ）児童・生徒等の安否確認
（エ）児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練
オ　緊急時の連絡体制及び情報収集
（ア）教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
（イ）関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
（ウ）ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）
カ　学校等が指定避難所になった場合の対応
（ア）本部事務局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
（イ）施設開放区域の明示
（ウ）指定避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成等）

２　登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

（１）通学路の安全確保
ア　通学路は、橿原警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。
イ　各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
ウ　幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。

（２）登下校等の安全指導
ア　災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。
イ　通学路や通園路の危険箇所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
ウ　登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第８項　企業防災の促進

■担当部署・機関

総務課

１　事業所等の役割

（１）災害時に果たす役割

災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の提供を業とする事業者等（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

（２）平常時の対策

勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておく。

また、従業員の安全等を確保するため、避難経路の確保・周知、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食糧等物資の備蓄に努める等、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努める。

また、事業所等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努める。また、事業継続計画（ＢＣＰ）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成するよう努める。

２　町の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開で

きるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行う等、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行い、事業所等の防災力向上を促進する。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

3　商工団体等の役割

事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第３章　地震災害応急対策計画

第１節　応急活動実施体制の確立

第１項　防災組織

■担当部署・機関

各班

この計画は、高取町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町がその有する全機能を発揮して迅速的確な防災活動を実施するための体制について定める。

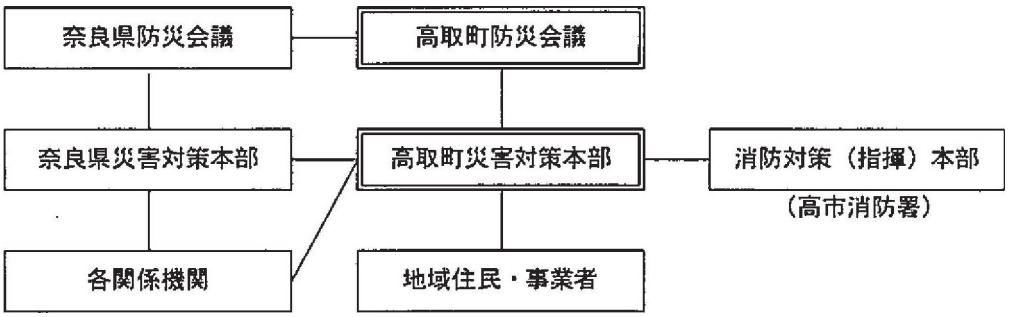

１　高取町防災会議

「災害対策基本法第 16 条」及び「高取町防災会議条例」に基づいてこの会議を設置する。町域に係る防災に関する基本方針の決定並びに町の業務を中心とした町域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施を図るとともに、災害の情報収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整を行い、防災活動の円滑な推進と有機的な運営を図る。

参考-１　高取町防災会議条例

２　高取町災害対策本部

高取町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、強力に防災活動を推進する必要があると認めるとき、町長は「災害対策基本法」及び「高取町災害対策本部条例」に基づき、高取町災害対策本部を設置する。

資料１－１　高取町災害対策本部条例

第２項　組織体制

■担当部署・機関

各班

１　災害警戒体制（１号動員、２号動員）

災害対策本部を設置するに至らない地震が発生した場合、又は応急対策の必要が生じた場合は、町長の指示により災害警戒体制をとり、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

（１）設置基準
ア　１号動員
（ア）町域に震度４の地震が発生した場合
イ　２号動員
（ア）町域に震度５弱の地震が発生した場合
（イ）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
（２）廃止基準
ア　町長が、災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合
イ　調査の結果、災害対策本部の設置により災害応急対策を実施する方が望ましい震災規模であると町長が認めた場合
（３）組織及び運営
災害警戒体制の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に準じる。
（４）設置及び廃止の通知
町長は、災害警戒体制を設置又は廃止した場合は、各班にその旨を通知する。

２　災害対策本部（３号動員、４号動員）

災害対策基本法第 23 条の２に基づき、町域に地震が発生し、その対策を必要とする場合、町長は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部は、町長が本部長となり、職員を統括して災害応急対策及び二次災害予防を実施する。

（１）設置基準
ア　３号動員
（ア）町域に震度５強の地震が発生した場合
（イ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
イ　４号動員
（ア）町域に震度６弱以上の地震が発生した場合

（イ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

（２）廃止基準

ア　本部長が、町域において災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合

イ　調査の結果、町域に大きな被害がないと本部長が認めた場合には、必要に応じて、被害状況に即した体制（災害警戒体制）に移行する。

（３）組織及び運営

ア　部の組織

災害対策本部の組織、運営については、災害対策本部組織及び所掌事務に基づく。

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施時の指令を行う。

また、災害対策本部組織図は、資料編に示すとおりである。

資料１－２　災害対策本部組織図

イ　災害対策本部会議

災害対策本部会議（以下、本部会議という。）は、災害応急対策に関する重要事項を協議し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し、本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

また、災害対策本部会議の構成及び協議事項は、資料編に示すとおりである。

資料１－３　災害対策本部会議の構成及び協議事項

（４）設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各班、知事、防災会議委員、報道機関、町民等にその旨を通知する。

（５）設置場所

災害対策本部は、町役場集会室に設置する。

ただし、当該施設が使用不能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図る必要がある場合は、町長の判断により、高取町リベルテホール等の町有施設に設置する。

この場合、各班、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関には、電話等によって周知徹底を図る。

（６）本部表示等の掲示

ア　災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口に「高取町災害対策本部」の標識を掲示する。

イ　災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事する場合は、次の腕章及び標識をつける。

（ア）腕章（黄色に黒文字）

①本部長が着用する腕章

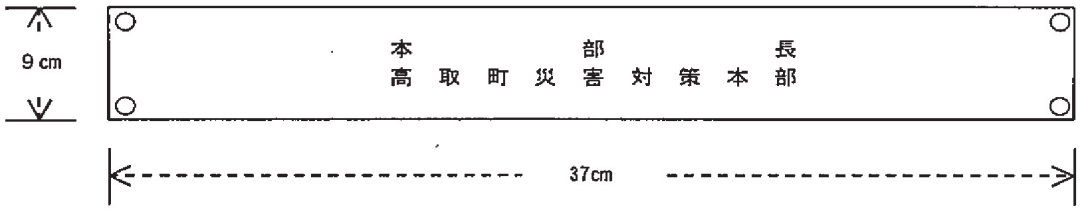

②副本部長が着用する腕章

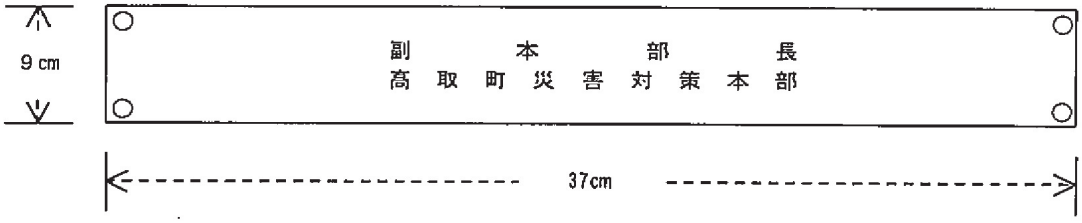

③本部員が着用する腕章

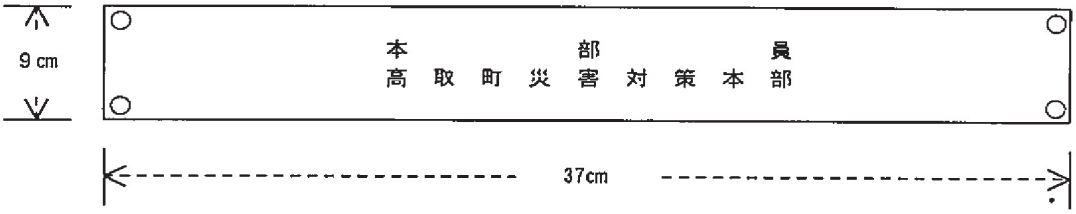

④班長が着用する腕章

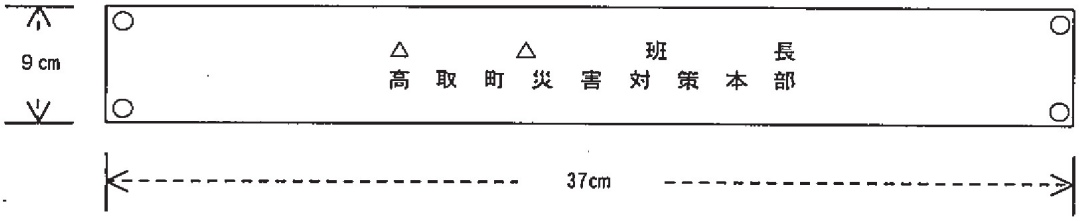

⑤班員が着用する腕章

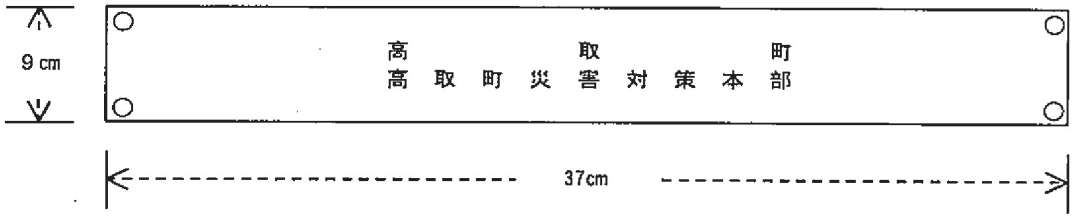

（イ）自動車用標識（赤字に白文字）

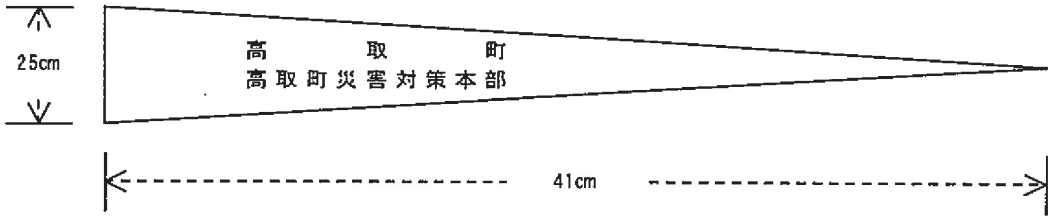

（７）職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は町長が当たり、町長が不在の場合には、副町長、教育長、総務課長の順位で代行する。

（８）対策の実施

各班は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害対策活動を実施する。

本部から各班へ決定事項が迅速かつ的確に伝わるよう、各班の班長は、災害対策本部に集合する。

（９）現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域において重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する活動内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

資料１－４　高取町災害対策本部の担当課一覧

資料１－６　高取町災害対策本部の編成及び事務分掌

第３項　配備・動員体制

■担当部署・機関

各班

１　配備体制

震度４以上の地震が発生した場合、又は東海地震警戒宣言発令の報を受けた場合、下記の体制により警戒に当たるとともに、災害対策本部設置の判断資料を得るため、災害状況等の情報収集、災害対策に関する連絡調整等に万全を期する。

■災害配備体制のフロー図

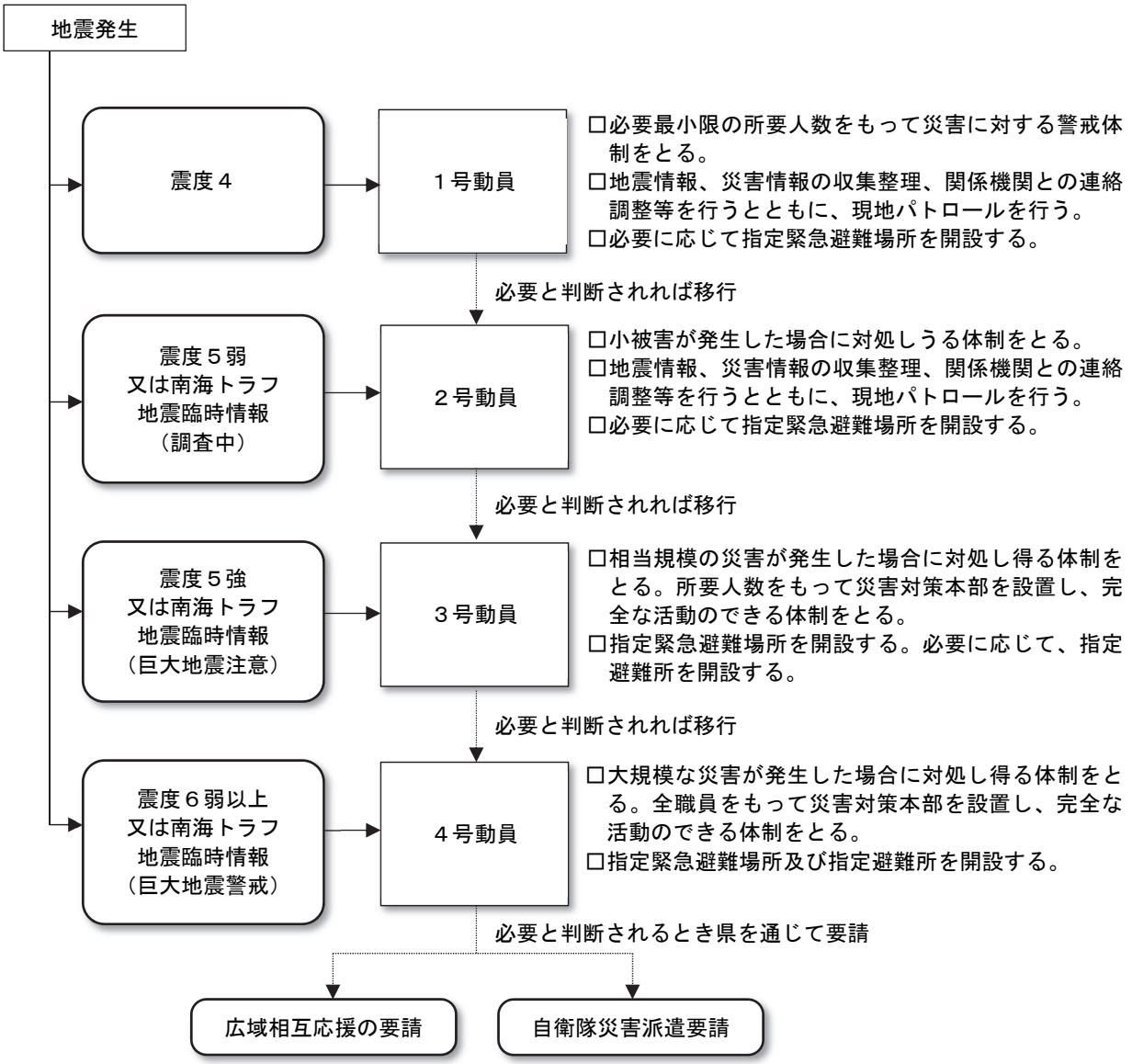

２　動員体制

動員区分及び配備体制については、災害の種類、規模、被災地域等により異なるため、その都度、被害状況により町長が指示することとし、資料編に示す「配備体制区分表」のとおり４段階で行う。

資料１－５　配備体制区分表

３　勤務時間内における動員

（１）連絡方法

担当班の班長は、動員職員に対し、庁内放送又は各課の内線電話を利用して動員の伝達を行う。

動員職員は指定の場所に参集する。

（２）活動体制への移行

平常時の勤務体制から、各班を編成して、直ちに災害応急活動時の動員体制に切り替える。

また、連絡系統図は、資料編に示すとおりである。

資料１－７　連絡系統図

４　休日・勤務時間外における動員

（１）参集方法

職員は、自らラジオ、テレビ、インターネット、メール等によって地震情報を収集し、動員基準に定める震度の地震を確認した場合は、動員配備該当職員は、連絡がなくとも直ちに参集する。

なお、参集手段は、原則として徒歩、自転車及びバイクによるものとし、自動車で参集する場合は、通行が可能かどうかを判断した上で参集する。

（２）参集場所

職員の参集場所は、災害警戒体制に係る動員の場合は本庁舎集会室又は各所属に参集する。参集している動員職員の協議により、被害その他状況に応じ、より多くの職員を必要であると判断した場合は、さらに上位の動員を招集する。

また、災害対策本部体制に係る動員の場合は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とする。

（３）動員状況の報告及び連絡

ア　すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

イ　班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を総務班防災情報係へ報告する。

ウ　総務班防災情報係は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

また、連絡系統図は、資料編に示すとおりである。

資料１－７　連絡系統図

５　参集途上の活動

職員は、参集場所に参集する場合、その途上において情報収集活動等、以下の事項に十分留意して参集する。

（１）被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後直ちに「参集途上における被災状況報告書」を作成し、所属班長を通じて総務班防災情報係に報告する。

ア　道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況
イ　鉄道施設の被害状況及び運行状況
ウ　建築物等の倒壊等被災状況
エ　河川、ため池等の被災状況及び水位の状況
オ　がけ崩れ等の土砂災害の状況
カ　火災発生状況
キ　被災者・避難者の状況
ク　その他必要な状況

（２）被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、橿原警察署、奈良県広域消防組合高市消防署に通報するとともに、原則として付近の消防団、自主防災組織等に救助・救護活動を依頼する。

資料３－８　参集途上における被災状況報告書

６　人員確保

各班長は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員調整をし、なおかつ応援が必要な場合は、本部事務局に要請する。

この場合、本部事務局は速やかに可能な範囲において、応援要員の派遣を行う。

７　平常業務の機能確保

全職員が動員の配備体制下では、震災発生から時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能の確保については、本部事務局と協議の上、優先度の高い平常業務を確保していく。

８　動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。

これに該当する職員は、速やかに災害対策本部に連絡し、以後の指示を受ける。

ただし、参集を妨げる事態が収束出来次第、直ちに参集しなければならない。

（1）職員自身が震災発生時に療養中又は震災の発生により傷病の程度が重傷である場合
（2）親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
（3）自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
（4）同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
（5）当該職員が居住する自宅が全壊、半壊等の被害を受けた場合
（6）その他の事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第４項　情報の収集・伝達

■担当部署・機関

総務班防災情報係、本部事務局、各班

１　地震に関する情報の種類

地震に関する情報の種類及びその内容は次のとおりである。

種　類	発表官署	内　　容
緊急地震速報	気象庁	最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）で震度６弱以上を「特別警報」と位置づけている。
震度速報	気象庁	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	気象庁	震度３以上の地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 この地震により大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。
震源・震度情報	気象庁	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	気象庁	震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で１回発表）
その他の情報	気象庁	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	気象庁	震度５弱以上で、観測した各地の震度データをもとに、250ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

種　類	発表官署	内　　容
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度	奈良県	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度１以上で震度を観測し、県防災統括室に送信される。 県防災統括室では、この震度情報を震度１以上で奈良地方気象台に、震度３以上で県内市町村及び消防本部に、震度４以上で消防庁、県警警備課、陸上自衛隊第４施設団に通知する。

２　地震情報の伝達系統

地震情報は、地震発生時において、発生日時、発生場所（震央、震源震度）、規模、震度１以上を観測した地点等を発表する。

地震情報の伝達系統については次のとおりである。

■地震情報の伝達系統

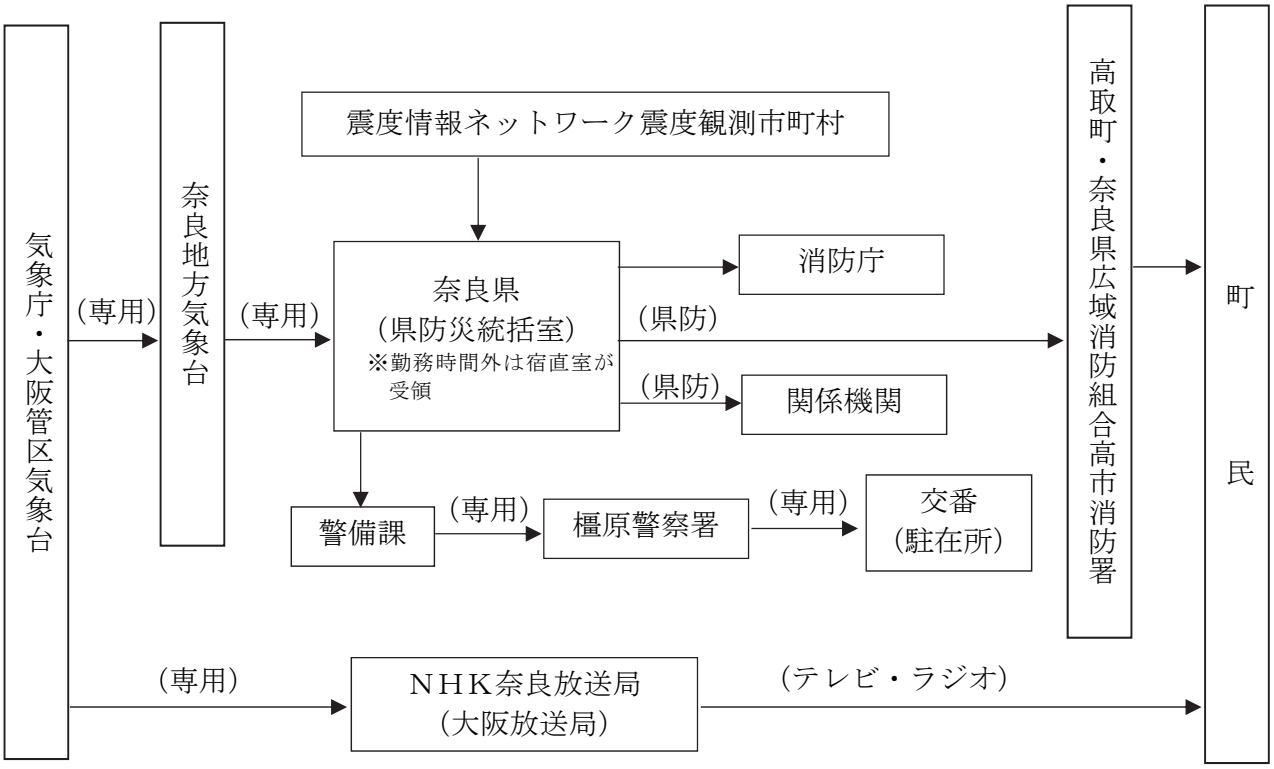

※（県防）：県行政通信ネットワーク　（専用）：専用線又は専用無線

3　異常現象発見措置

地震発生後に、堤防からの漏水や、地割れ等、被害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、施設管理者、警察官又は消防職（団）員に通報する。

通報を受けた者は、その旨を速やかに町長に、また町長は、県、奈良地方気象台、橿原警察署、奈良県広域消防組合高市消防署等の関係機関に通報するとともに、町民に対してその危険性を周知徹底する。

4　地震被害に関する情報の収集・伝達系統

町内に地震が発生した場合に、その震災に係わる各種情報を、町、町民及び関係機関に速やかに伝達する。

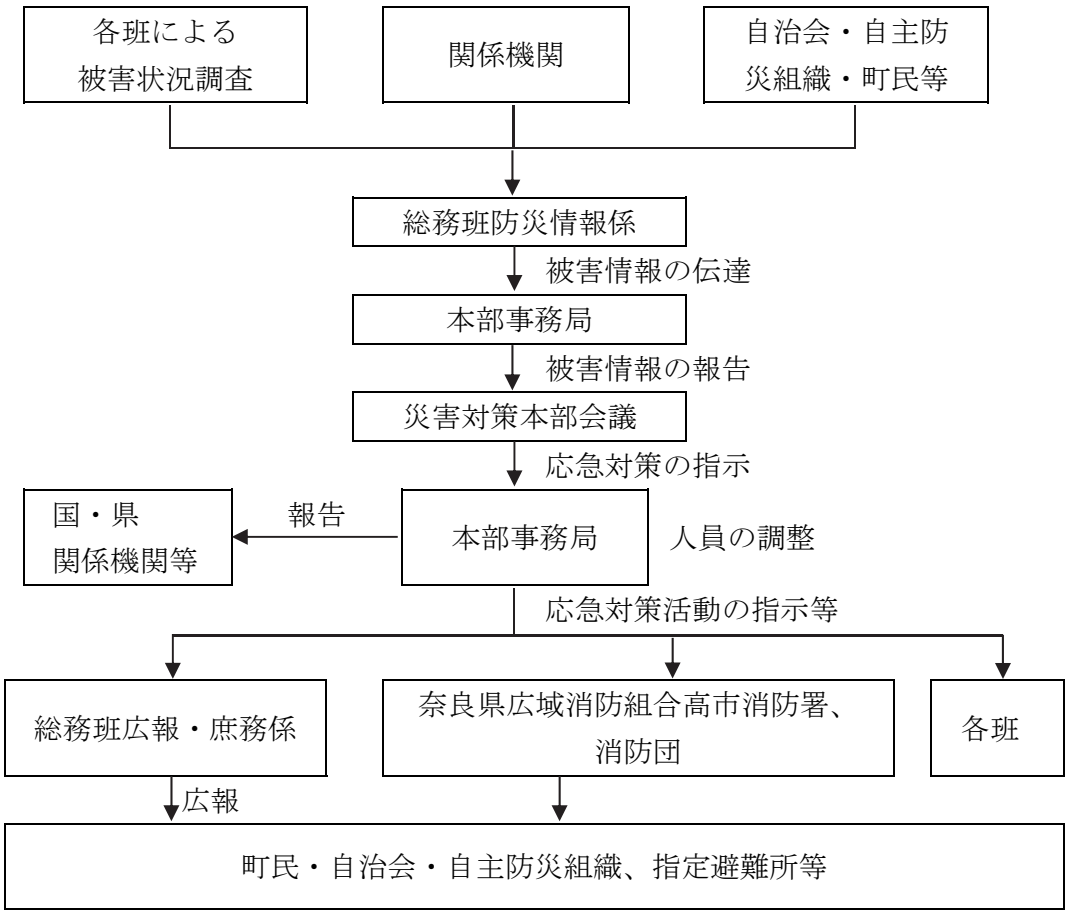

5　被害概況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、地震発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、町民等の協力を得て詳細な被害状況を把握する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。

（１）被害概況の把握

ア　実施担当

各班は、事務分掌に基づき被害概況を把握し、総務班防災情報係に報告する。なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

イ　把握する内容

（ア）人的被害の発生状況

（イ）建物被害（全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼、一部損壊）の状況

（ウ）火災・土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性

（エ）避難の状況、町民の動向

（オ）道路交通の状況

（カ）ライフラインの被害状況、供給等の停止状況

（キ）その他災害の拡大防止措置上必要な状況

ウ　把握の手段

（ア）防災行政無線を用いる。

（イ）電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。

（ウ）町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借上げ、徒歩等によって行う。

資料３－５　応急被災状況報告書

（２）被害概況の集約

総務班防災情報係は、各班からの報告に基づき、次の被害概況を取りまとめ、本部会議に提出する。

ア　人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

イ　建物被害

全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼、一部損壊の状況

ウ　公共土木施設等の被害

（ア）道路、橋梁の状況

（イ）河川、水路、ため池の状況

（ウ）災害の状況

（エ）道路交通、公共交通機関の状況

（オ）ライフラインの状況

エ　その他

（ア）消火・人命救助活動の状況

（イ）医療活動の状況

（ウ）避難指示等、警戒区域の設定状況

（エ）その他必要な情報

６　詳細被害状況の把握

（１）把握する内容及び実務担当

各班は、震災発生後速やかに、町内全域について自己の班に属する被害状況の把握を

行う。

被害状況調査の際には、必要に応じて被害状況の写真を撮影し、各班で保管する。

各班は、直接その班に関係のない被害であっても、住民その他より被害情報を受けた場合はこれを聴取し、所管の班へ連絡する。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務班防災情報係
	負傷者の状況	総務班防災情報係
住家被害	全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼、一部損壊の状況	施設資材班施設係
非住家被害	公共建物（官公署庁舎等）	救護厚生班町営住宅係
	その他（倉庫、車庫等）	施設資材班施設係
その他被害	田畑の被害状況	施設資材班施設係
	文教施設の被害状況	救護厚生班教育総務係
	医療機関の被害状況	救護厚生班避難係
	道路、橋梁の被害状況	施設資材班施設係
	河川、水路、ため池の被害状況	施設資材班施設係
	山地災害危険地区等の被害状況	施設資材班施設係
	上水道施設の被害状況	施設資材班上下水道係
	下水道施設の被害状況	施設資材班上下水道係
	ごみ焼却施設等の被害状況	環境衛生班環境衛生係
	火葬場の被害状況	環境衛生班環境衛生係
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総務班防災情報係

（２）調査方法

ア　人的被害

総務班防災情報係は、各班から報告された被害について調査を行う。なお、家屋損壊に伴う人的被害については、施設資材班施設係からの情報をまとめるとともに、他に負傷者がいないかを調査時に被災者等から事情聴取する。

イ　家屋被害

施設資材班施設係は、自治会等の協力を得て被災地の調査を行い、被害報告基準に基づいて、家屋の損壊の程度及びそれに係わる人的被害並びに世帯状況を調査する。

被害状況の調査方法は、２人１組で外観目視により行う。

なお、被害報告がなかった家屋損壊及びそれに伴う人的被害についても、被災地の調査の中で判明すれば、その調査結果を同様にまとめる。

施設資材班施設係は調査結果をとりまとめ、総務班防災情報係に報告する。

大災害のため、施設資材班施設係だけでは迅速かつ的確に調査を行うことが困難なときは、本部長の指示に基づき、各班又は指定緊急避難場所（指定避難所）から必要な人員の応援をうけて調査を実施する。

ウ　その他被害

各班は、それぞれの所管事項に関わる被害情報を受けた場合には、適切な応急活動を行い、その結果を各班長が取りまとめる。

資料３－３　被害報告基準
資料３－６　被害状況調査書

（３）被害状況等の判定

被害状況等の判定は、被害報告基準に該当する程度のものとする。

（４）罹災状況、被害金額の把握

現地調査により把握した被害状況に基づき、自己の班に属する罹災状況と被害金額を把握する。

把握する内容		実施担当
罹 災 状 況	罹災世帯数、罹災者数	総務班防災情報係
被 害 金 額	公共文教施設の被害金額	救護厚生班教育総務係・社会教育係
	その他公共施設の被害金額	救護厚生班町営住宅係
	農林水産業施設の被害金額	施設資材班施設係
	公共土木施設の被害金額	施設資材班施設係
	農林、商工の被害金額	施設資材班施設係

（５）被害状況の報告

現地調査により把握した被害状況、罹災状況及び被害金額を「被害状況調査報告書」にとりまとめ、総務班防災情報係に報告する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務班防災情報係へ報告する。

資料３－７　被害状況調査報告書

７　被害状況等の集約・整理等

（１）被害状況等の集約・整理

総務班防災情報係は、各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理し、本部会議に提出する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア　被害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
イ　被害分布図等
ウ　町内における被害総額

（２）集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

ア　確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
イ　確認された情報に基づき震災の全体像を把握すること。
ウ　応援要請等に係る情報を整理すること。

エ　情報の空白地帯を把握すること。
オ　被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。
カ　被害状況、避難状況等の脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については必要に応じて住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。

８　県及び国への報告

（１）即報基準

次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの。
イ　県又は町が災害対策本部を設置したもの。
ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
エ　地震が発生し、町の区域内で震度５弱以上を記録したもの。
オ　地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
カ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

（２）直接即報基準

町の区域内で震度５強以上を記録した場合は、県に加え、直接消防庁に報告するものとする（被害の有無を問わない。）。

（３）報告要領

震災が発生したときから、当該震災に対する応急対策が完了するまでの間、「被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）」により、県防災統括室に対して、次の要領により報告を行う。

なお、県への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、消防庁の定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へ直接報告を行い（「災害概況即報　第４号様式（その１）」「被害状況即報　第４号様式（その２）」）、事後、速やかにその旨を県に報告する。

ア　災害概況即報

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第１報を、「被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）」により、直ちに次の情報を電子メール、県防災情報システム等で県（防災統括室）に報告する。

また、「直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。

（ア）人命危険の有無及び人命災害の発生状況
（イ）火災等の二次災害の発生状況及びその危険性
（ウ）避難の必要の有無及び避難の状況
（エ）地域住民の動向
（オ）道路交通状況
（カ）その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、震災時の第１報のように死傷者の有無、火災の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、県に報告する。

イ　被害状況即報

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに「被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報)」により報告し、以後判明したものから逐次電子メール、県防災情報システム等により県（防災統括室）に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告する。

ウ　災害確定報告

応急対策終了後、14 日以内に「被害状況即報（第４号様式（その２))」により報告するものである。

エ　災害年報

毎年１月１日から 12 月 31 日までの震災による被害の状況を翌年３月 10 日までに「災害年報（第３号様式)」により報告する。

資料３－１　災害概況即報（第４号様式（その１))
資料３－２　被害状況即報（第４号様式（その２))
資料３－４　災害年報（第３号様式)

（４）119 番通報殺到状況の報告

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに消防庁、県防災統括室それぞれに対し、通報が殺到している状況を報告する。

（５）国への報告

ア　震度５強以上の地震が発生した場合は、第１報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、直ちに、分かる範囲で報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第１報後の報告についても引き続き行う。

イ　県への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に対して直接災害情報を報告する。

ただし、この場合にも町（本部事務局）は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

奈良県防災統括室の連絡先	
代表電話	0742-22-1101　内線 2286・2290
直通電話	0742-27-8456(ダイヤルイン)
ＦＡＸ	0742-23-9244
奈良県防災行政無線（衛星）	8-111-9011
奈良県防災行政無線ＦＡＸ（衛星）	8-111-9210
夜間等代表電話	0742-27-8944

消防庁への報告先

区　　分		平日（9:30～17:45）	左記以外（宿直室）
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	ＴＥＬ	8-048-500-90-43422	8-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

（６）被害状況報告（県事業担当課への報告）

各班は、災害が発生したときは担当する調査事項について被害状況等をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
１　人・住家の被害	町	
２　避難に関する状況 （避難指示等の発令状況、指定避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	町	
３　福祉関係施設被害	町（県）	
４　医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町（県）	保健所
５　水道施設被害	町	
６　農業生産用施設	町	県農林振興事務所
７　畜産被害	町	県家畜保健衛生所
８　水産被害	町	
９　農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
１０　林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
１１　林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所
１２　商工関係被害	町（県）	県農林振興事務所
１３　公共土木施設被害	町（県）	県土木事務所
１４　都市施設被害	各施設	
１５　県有財産、県有建築物被害 （文化財、警察関係施設除く）	県	町
１６　文教関係施設被害	町（県）教育委員会	
１７　文化財被害		
１８　警察関係被害	警察本部、警察署	町
１９　生活関連施設被害	指定公共機関等	町

９　通信手段の確保

地震発生後、総務班防災情報係は直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。

また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、震災に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。（災害対策基本法第 57 条）

（１）電気通信設備の利用

ア　総務班防災情報係は、電気通信事業者に対し、応急回線の作成や利用制限等の措置による通信ふくそうの緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ　優先利用

総務班防災情報係は、必要に応じて電気通信事業者に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

（２）有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、地震情報の収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

ア　県、近隣市町村との連絡

県防災行政無線を利用して行う。

また、必要に応じ、消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令（バイク、自転車、徒歩による）の派遣を行う。

イ　関係機関との連絡

本部事務局は、関係機関に対し、職員の災害対策本部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

ウ　消防電話・警察電話等の利用

総務班防災情報係は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合高市消防署又は橿原警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

エ　非常通信の利用

総務班防災情報係は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、震災に関する通信の確保を図る。

（ア）警察、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

（イ）放送局が保有する無線

（ウ）アマチュア無線等

（３）災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各班職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（バイク、自転車、徒歩による)、派遣等の適当な手段によって行う。

（４）通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について復旧対策を講じ、通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行う。

１０　通信手段の運用方法

（１）県防災行政通信ネットワーク

県からの気象予警報、地震情報及び災害に関する情報の伝達や、町からの被害状況等の伝達を行い、災害の予防及び応急対策を円滑に実施するため、県防災行政通信ネットワークの活用を図る。

県防災行政通信ネットワークは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機

関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から町へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、町等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。

なお、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。

■県防災行政無線　　（令和５年度）

機関名	衛星回線	設置場所
高取町	401-91	総務課

（２）防災相互通信用無線

災害時に現地等において、人命救助や災害救援等の災害対策を実施するに当たり、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、防災相互通信用無線を活用する。

（３）災害時優先電話等

災害時には電話が著しくふくそうし、かかりにくい場合が予想されるため、あらかじめ西日本電信電話株式会社に申出て措置した災害時優先電話を、 発信専用として活用する。

（４）有線・無線通信設備の使用

各関係機関は、有線電気通信法第３条第４項第４号に掲げる人（警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、気象事務、鉄道事業、電気事業、自衛隊）等が設置する有線・無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災害対策基本法第 57 条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行う。

（５）非常無線通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第 52 条及び同法第 74 条の規定に基づくとともに、奈良地区非常通信協議会細則で定めた運用を行い、通信連絡を確保する。

	非常通信経路
高取町 ⇄ 県庁	町役場（総務課）―― 奈良県広域消防組合高市消防署 消防機関設備 ―― 県庁（防災統括室） 奈良県防災行政無線設備

第５項　災害広報・広聴対策

■担当部署・機関

総務班広報・庶務係、総務班防災情報係、救護厚生班避難係、本部事務局

１　広報活動の実施

総務班広報・庶務係は、被害情報、応急活動状況等に基づき、正しい情報を住民等に伝えるため広報資料を作成し、的確な広報活動を実施する。

なお、災害時における広報活動はあくまでも人命尊重を第一義とし、流言飛語等による人心の動揺を防止し、住民が正確な判断を下せるように、統一ある広報により被害を最小限度にとどめることを基本とする。

（１）地震発生直後の広報
ア　地震の規模、その後の地震活動、気象予報・警報等に関する情報
イ　出火防止、初期消火の呼びかけ
ウ　要配慮者への支援の呼びかけ
エ　避難情報、避難先の指示
オ　町の災害警戒体制又は災害対策本部の活動現況
（２）その後の広報
ア　二次災害の危険性
イ　ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
ウ　安否情報
エ　被災状況とその見通し
オ　ライフラインや交通施設等の被害及び復旧状況
カ　交通規制情報及び被害復旧状況
キ　交通渋滞解消、電話混雑解消への協力依頼
ク　救護所、医療機関等の医療関連情報
ケ　ごみ、し尿収集等の生活関連情報
コ　食糧、生活必需品の供給及び給水に関する情報
サ　救援物資等の取扱い
シ　その他人心安定及び社会秩序保持に関すること
（３）広報手段
ア　防災行政無線による伝達
イ　携帯スピーカーによる伝達
ウ　広報車等による現場広報
エ　広報紙の掲示、配布等による広報
オ　自治会・自主防災組織等の協力による伝達
カ　指定避難所等における職員の派遣、チラシの掲示・配布

キ　テレビ、ラジオによる広報
ク　インターネットの活用
ケ　県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

（４）要配慮者に配慮した広報

総務班広報・庶務係は、救護厚生班避難係と連携し、要配慮者に対して、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービス、インターネット等のメディアを活用するほか、ボランティア等の協力を得て、手話、点字、外国語等による広報を行う。

（５）停電や通信障害発生時の広報

総務班広報・庶務係は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

２　報道機関との連携

（１）緊急放送の実施

本部事務局は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合においては「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和 54 年３月１日）に基づき、県を通じて報道機関に、震災に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を依頼する。

（２）報道機関への情報提供

総務班広報・庶務係は、震災に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して、定期的な情報提供を行う。

３　広聴活動の実施

総務班防災情報係は、被災地の地域住民の要望事項等を把握するとともに、町民からの各種問合せに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

４　安否情報の提供等

（１）安否情報の提供（災害対策基本法第 86 条の 15 第１項、第２項、第４項）

総務班防災情報係は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、町が把握する情報に基づき回答することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要が

あると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ア　被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、連絡先、負傷及び疾病の状況その他安否の確認に必要と認められる情報

イ　被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷及び疾病の状況

ウ　被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

（２）安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

ア　氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ　照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ　照会をする理由

（３）被災者に関する情報の利用（災害対策基本法第 86 条の 15 第３項）

総務班防災情報係は、安否情報の回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用以外の目的のために内部で利用することができる。

（４）安否不明者の氏名等の公表

総務班防災情報係は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

（５）被災者台帳の作成

総務班防災情報係は、大規模な被害が発生した場合等必要に応じて、被災者の被害状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係各班で共有するとともに、応急対策に活用する。

被災者台帳の作成に当たっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

５　災害記録の作成

総務班広報・庶務係は、災害状況に関しての写真撮影、ビデオ撮影等を行って貴重な記録を保存し、将来の災害対策の参考資料にするとともに、住民に広く公開する。

第６項　広域応援等の要請・受入れ

■担当部署・機関

本部事務局、総務班防災情報係

１　応援の要請・受入れ

（１）県への応援要請

町長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は災害応急対策の実施の要請を行う。（災害対策基本法第 68 条）

なお、その場合の手続は、次の事項を記載した文書で行う。ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

資料７-16　県への応援要請様式

（２）職員の派遣の斡旋に対する県への要請

町長（本部長）は、応急対策又は復旧対策のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関等の職員の派遣の斡旋を求める。（災害対策基本法第 30 条）

なお、その場合の手続は、次の事項を記載した文書で行う。ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、口頭又は電話により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

ア　派遣の斡旋を求める理由
イ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

（３）指定地方行政機関等への応援要請

町長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第 29 条第２項）

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人数
ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

（４）他市町村等への応援要請

町長（本部長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第 67 条、地方自治法第 252 条の 17）

なお、その場合の手続は、次の事項を記載した文書で行う。ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、口頭又は電話により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

ア　派遣の斡旋を求める理由
イ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

（５）応援の受入れ

総務班防災情報係は、連絡責任者を定め、災害の状況、道路交通状況等の応援上必要な情報を要請先の機関に連絡し、応援手段について協議する。

また、総務班防災情報係は、応援を要請した各班と協議して町の受入れ体制を次のように確立させる。

ア　総務班防災情報係は、宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
イ　施設資材班施設係は、応援職員の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
ウ　応援を要請した各班は、作業計画を作成し、派遣部隊と協議を行う。
エ　総務班防災情報係は、派遣部隊受入れ後知事へ報告する。

（６）経費の負担

ア　費用の範囲
（ア）給与、諸手当等
（イ）旅費、交通費
（ウ）輸送費
（エ）食糧費
（オ）応援のために要した資機材等物品の費用
（カ）その他本町が負担しなければならない経費

イ　負担方法

原則として本町が負担する。

２　消防活動に係る応援の要請・受入れ

奈良県広域消防組合高市消防署で消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき、他消防署の応援を要請する。

（１）大地震発生時における相互応援

震災時においては、個々の市町村・組合の消防力及び消防応援協定を締結している隣

接市町村等の消防力をもってしても、防御又は救助等が困難であることが予想されるため、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

ア　県内市町村相互の広域応援体制

（ア）自らの消防力では対処できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市に応援を要請する。

（イ）奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、奈良県消防広域応援基本計画に基づき、奈良県広域消防組合消防本部を通じて他の協定市へ行う。

イ　他都道府県からの応援体制

奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、奈良県広域消防組合消防本部から知事に対し応援要請を行う。

ウ　応援受入体制の整備

応援要請を行う際には、次により受入体制を整備する。

（ア）応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化

（イ）応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化

（ウ）応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握

（エ）資機材の手配

（オ）応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

（２）大規模災害応援

地震による大規模な震災が発生した場合に、被災地近隣の消防本部が「消防組織法第 39 条」に基づき、いち早く被災地に駆けつけ、効率的な消火、救急・救助等の応援活動を展開することにより、被害の軽減を図る。

この体制は、主に発災直後から「緊急消防援助隊運用要綱」に定める消防庁長官の措置（消防組織法第 44 条）による体制が機能し始めるまでの間実施されるものであり、消防庁長官の措置による応援体制が行われた時点で、同法に基づく体制となる。

（３）緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊は、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動を行う。

緊急消防援助隊は平成７年６月に発足し、市町村長は設置した救助・救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。

出動については、消防庁長官が被災地の属する都道府県の知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、「消防組織法第 44 条」の規定に基づき、適切な措置をとるものとされている。

町長（本部長）は、被害の状況が町の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

（４）広域航空消防の応援要請

大規模特殊災害時に広域航空消防による応援を求める計画は次による。

ア　対象となる災害

広域航空消防の応援の対象とする大規模特殊災害は、次に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

（ア）大規模な地震、風水害等の自然災害
（イ）山林等、陸上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
（ウ）高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が著しく困難なもの
（エ）航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
（オ）その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

イ　広域航空応援の要請先の決定

奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援が必要となったときは、奈良県防災航空隊と協議し応援側都道府県又は応援側市町村（以下、「応援側都道府県等」という。）を決定するものとする。

ウ　広域航空消防の要請手続き

奈良県広域消防組合は広域航空消防応援の応援側都道府県等を決定したときは、直ちに市町村に報告の上、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合において、同時に応援側知事又は応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

（ア）応援側市町村
（イ）要請者・要請日時
（ウ）災害の発生日時・場所・概要
（エ）必要な応援の概要

３　民間との協力

災害時における応急対策等に従事する要員は、可能な限り職員によって行うが、災害の程度、規模等により職員だけでは、要員が不足して迅速な応急対策等が実施できないときは、労働者の雇用、近隣の民間人の協力、民間団体への協力要請により、労務供給の万全を図る。

労務供給に係わる業務の実施は、本部事務局とする。

（１）労働者の雇用

ア　労働者供給の範囲

災害応急対策のための労働者供給の範囲は、おおむね次に掲げる場合とする。

（ア）罹災者の避難誘導
（イ）医療及び助産における患者の移送
（ウ）罹災者の救出
（エ）飲料水の供給
（オ）救助物資の整理、配分及び運搬
（カ）感染症発生予防のための、そ族・昆虫等の駆除及び被災家屋の消毒
（キ）応急復旧の整理、配分及び運搬
（ク）被災家屋等から排出されたごみ、がれき、汚泥の搬出及び処理

（ケ）その他

イ　労働者供給の方法

災害時において必要に応じ、迅速に労働者を確保して円滑に応急対策等が実施できるように、県及び職業安定所等に対して労働者の確保を要請するものとし、その方法についてはおおむね次のとおりとする。

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一段階として、県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要期間及び賃金等を記載した文書をもって斡旋を要請する。ただし、緊急時においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

（ア）申込書に記載すべき事項

①　求人を必要とする理由
②　作業の種別
③　必要人員
④　必要期間
⑤　賃金
⑥　その他必要事項

ウ　災害時における非常清掃作業及び復旧資材等の輸送のため、町内の民間業者等から車両の借上げを実施した場合、その車両に従事する業務員を別に確保することが困難になると予想されるので、できる限り１車に付き、運転者を含めた３名の派遣を要請する。

エ　応急対策等に従事するために雇用した労働者に対する賃金は、その時点における通常のものとする。

（２）災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令等を発して要員の確保に努める。

ア　従事命令等の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令		執行者
災害応急対策事業 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法	第65条第１項	町長
		〃	第65条第２項	警察官
		災害対策基本法	第65条第３項	派遣を命じられた部隊等の自衛官
災害救助作業 （災害救助法に基づく救助）	従事指示	災害救助法	第７条	知事
	協力命令	〃	第８条	
災害応急対策事業 （災害救助を除く応急処置）	従事命令	災害対策基本法	第71条第１項	知事 委任を受けた町長
	協力命令	〃	第71条第２項	
災害応急対策事業 （災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法	第４条	警察官
消防作業	従事命令	消防法	第29条第５項	消防吏員 消防団員

イ　従事命令等の対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令 （災害応急対策全般）	当該町の区域の町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策及び救助作業）	１．医師、歯科医師及び薬剤師 ２．保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士及び歯科衛生士 ３．土木技術者及び建築技術者 ４．大工、左官及びとび職 ５．土木業者、建築業者及びその者の従事者 ６．鉄道事業者及びその従事者 ７．軌道経営者及びその従事者 ８．自動車運送事業者及びその従事者 ９．船舶運送業者及びその従事者 10．港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策及び救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者

ウ　公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更若しくは取消すときは災害対策基本法に定める公用令書を交付する。

エ　費用

町長が災害対策基本法第 71 条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ　損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合には「高取町消防団員等公務災害補償条例」に基づきその損害を補償する。

（３）自治会等の民間団体の協力

震災時における地域の防災活動について、自治会、地域婦人会、その他ボランティア団体等に協力を求める。

協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては、

協力団体等の意見を尊重して行う。

ア　炊出し及び救護
イ　飲料水の供給
ウ　清掃及び防疫
エ　救助物資の整理、配分及び運搬
オ　軽易な事務の補助

４　県消防防災ヘリコプターの受入れ

総務班防災情報係は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県消防防災ヘリコプターの派遣を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

また、高取町消防団及びヘリポートとなる施設の管理者は、本部事務局を通じて、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

なお、受入れに際しては、次の措置をとる。

（１）受入れ体制

ア　離着陸場所の確保及び安全対策
イ　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
ウ　空中消火用資機材、空中消火基地の確保
エ　その他必要な事項

（２）発着場の開設

ア　ヘリポートに紅白の吹き流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
イ　離着陸地点には、Ⓗ記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。
ウ　ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
エ　ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
　　表示方法は、上空から良く判断できるよう、白布又は赤布等を縛り付ける。
オ　離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるため、できるだけ取り除く。
カ　離着陸の際は砂塵が発生するため、その防止対策として消防車等による散水を行う。

５　ＩＳＵＴの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるＩＳＵＴ（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ＩＳＵＴは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び町等の防災対応を支援する役割を持つ。

県及び町（総務班防災情報係）は、必要に応じて派遣されるＩＳＵＴとも連携し、対応に当たるものとする。

第７項　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

■担当部署・機関

本部事務局、総務班防災情報係、施設資材班施設係、消防団

１　災害派遣依頼基準

（１）人命救助のため応援を必要とするとき。
（２）大規模な震災が発生し、又は発生することが予想され、緊急に応援を必要とするとき。
（３）町内で大規模な震災が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき。
（４）救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
（５）主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
（６）応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

２　派遣依頼手続

（１）町長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を依頼する。
（２）自衛隊派遣要請依頼手続は、本部事務局が行う。
（３）知事への依頼ができない場合は、町長は直接自衛隊に対して派遣依頼の通知をすることができる。

自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

町長は、通知した旨を知事へ報告する。

（４）災害対策に当たる各班は、震災時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して町長へ上申する。
（５）派遣の依頼は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

ア　震災の状況及び派遣を依頼する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に依頼する。

資料９－１　自衛隊の災害派遣要請申請書

（６）自衛隊緊急時連絡網

陸上自衛隊　第４施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）	
京都府宇治市広野町風呂垣外１－１	
電話	０７７４－４４－０００１
通信相手	第４施設団本部　防衛対策班 （内線７２３）
夜間通信先	第４施設団本部　防衛対策班（内線２１２）
ＦＡＸ	０７７４－４４－０００１（交換切替、内線２３３） （大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線２３３に切替えを依頼した後、ＦＡＸボタンを押す）
県防災無線	６７－５７１－１１ （夜間：６７－５７１－１２）
県防災無線ＦＡＸ	６７－５７１－２１

（７）自衛隊の自主派遣

各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣することがある。

３　派遣部隊の受入体制

本部事務局は、派遣を依頼したときは直ちにその旨を関係機関に連絡する。

総務班防災情報係は、受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

（１）派遣部隊の誘導

自衛隊が派遣されることとなったときは、橿原警察署長に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

（２）受入体制

自衛隊の災害派遣が決定したとき、総務班長は、関係班長と協議した上、県の派遣部隊の受入計画に準じて町の受入体制を次のように確立する。

ア　総務班防災情報係は、宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備するとともに、派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定めて派遣する。

イ　施設資材班施設係は、自衛隊の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。

ウ　消防団は、ヘリコプターによる応援を受ける場合に、着陸地点、風向き表示等の必要な事前準備を行う。

エ　作業計画の連絡調整

総務班防災情報係は、自衛隊に対する作業要請に際しては、次の事項に留意して応急

対策活動の重複を避け、資機材の効率的運用が図れるよう調整する。

（ア）作業箇所及び作業内容

（イ）作業箇所別必要人員及び資機材

（ウ）作業箇所優先順位

（エ）作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

（オ）部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（３）自衛隊の活動内容

以下の事項について、災害の態様に応じた活動を自衛隊に依頼する。

ア　被害状況の把握

イ　避難の援助

ウ　遭難者等の捜索及び救助

エ　水防活動、消防活動

オ　道路又は水路の啓開

カ　応急医療、救護及び防疫

キ　人員及び物資の緊急輸送

ク　炊飯及び給水

ケ　物資の無償貸付け又は譲与

コ　危険物の保安及び除去

サ　交通規制の支援その他必要な活動

４　経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として町が負担するものとし、町において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担する。

（１）災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

（２）上記に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

５　ヘリコプター臨時発着場の開設

総務班防災情報係は、消防団に対してヘリコプター臨時発着場の開設を指示する。なお、消防団が応急活動に従事し、そのいとまがないとき、町長（本部長）は他の班に行わせることができる。

（１）Ⓗの基準

（２）吹流しの基準

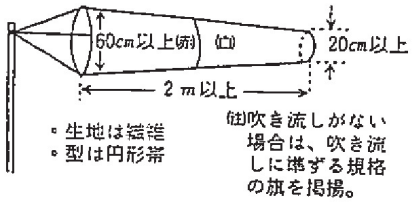

（３）離着陸地点及び無障害地帯の基準

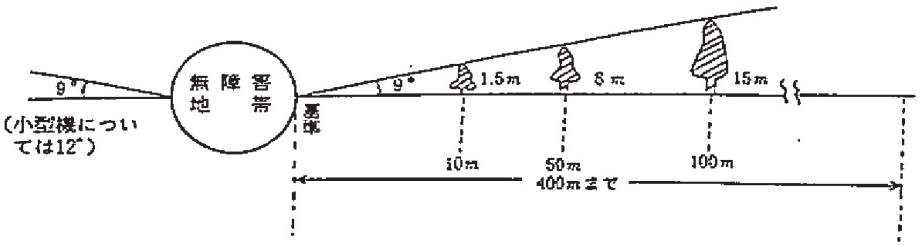

① 小型機（ＯＨ－６）の場合

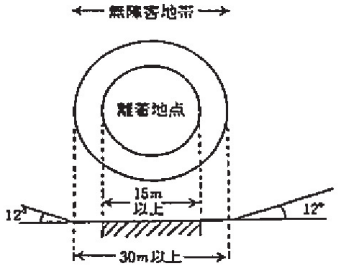

② 中型機（ＵＨ－１）の場合

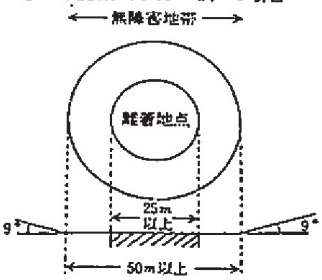

③ 大型機（Ｖ－107及びＵＨ－60Ｊ）の場合

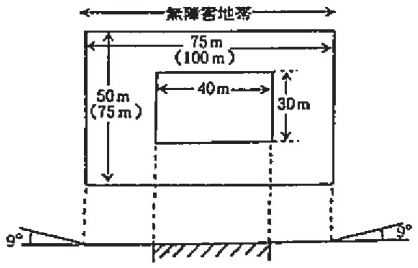

④ 大型機（ＣＨ－47）の場合

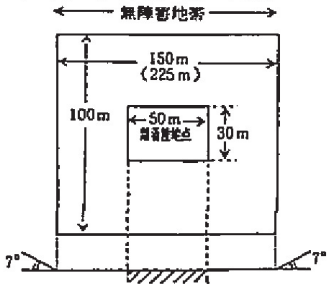

（４）臨時ヘリポート設置場所

災害活動用臨時ヘリポートは、高取健民運動場に設置する。

６　派遣部隊等の撤収依頼

作業の進捗状況を把握し、派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、知事に対して文書をもって撤収の依頼を行う。

本部事務局は、まず電話等により県防災統括室に自衛隊の撤収を要請し、その後速やか

に次に掲げる事項を記載した知事あての文書を提出する。

（１）撤収要請日時
（２）災害派遣人員等及び従事作業内容
（３）その他参考となるべき事項

資料９－２　自衛隊の撤収要請申請書

第８項　災害救助法の適用

■担当部署・機関

本部事務局

１　救助の実施

災害救助法に基づく救助活動は、知事が実施し、町長がこれを補助する。

ただし、震災の事態が急迫し、知事による救助活動の実施を待つことができない場合、町長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し、指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、町長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

■災害救助法における救助の種類及び実施機関

救助の種類	実施機関
1　避難所の設置	
2　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
3　被災者の救出	
4　埋葬	
5　遺体の捜索及び処理	知事
6　応急仮設住宅の供与	
7　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	及び
8　医療及び助産	
9　被災した住宅の応急修理	町長
10　生業に必要な資金、器具又は資料の給与若しくは貸与	
11　学用品の給与	
12　震災によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

２　適用基準

（１）災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、町の区域を単位に実施する。

（２）災害が発生した場合の適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県

の区域内の人口規模と、住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められており、本町においては以下の基準で適用を受ける。

ア　町域内の住家滅失世帯が 40 世帯以上に達するとき。

イ　県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、町域内の住家滅失世帯数が 20 世帯以上に達するとき。

ウ　県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上である場合であって、町域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　震災が隔絶した地域に発生したものである等、震災にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があるとき。

オ　多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

３　住家滅失世帯数の算定基準

（１）全壊（焼）世帯は１世帯とする。

（２）半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって１世帯とする。

（３）床上浸水、土砂の堆積等で一時的な生活困難世帯は３世帯をもって１世帯とする。

４　適用手続

（１）町長は、町における震災の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被害者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を申請する。

（県への報告を必要とする災害）

ア　災害救助法の適用基準に該当するもの

イ　その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの

ウ　被害が２市町村以上にわたる広域的で大規模なもの

エ　災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの

オ　その他特に報告の指示があったもの

（２）震災の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

５　救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」に示すとおりであるが、救助の期間については震災の規模、被害の程度等、震災の状況により応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

資料３－９　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

６　費　用

災害救助法第 18 条により、救助に要する費用は県が支弁する。

ただし、同法第 21 条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

7　県の小災害に対する救助内規

町域で、「災害救助法」の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。

この応急救助に対応して各班は、別に定めた所掌事務により被災者に応急救助を実施する。

8　日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、下記の救助を行う。

（1）全・半壊及び全・半焼の場合

毛　布	１人に対して１枚（11 月～翌３月は２枚）
日用品セット	１世帯に対して１個（内容は４人分）
バスタオル	１人に対して１枚
布　団	１人に対して１組

（2）床上浸水又は指定避難所等に避難の場合

毛　布	１人に対して１枚（11 月～翌３月は２枚）
日用品セット	１世帯に対して１個（内容は４人分）

（3）死亡者の遺族

見舞金	１人に対して 20,000 円 ただし、災害救助法が適用された場合を除く。

第２節　初動期の応急活動

第１項　要配慮者の支援

■担当部署・機関

救護厚生班避難係、救護厚生班教育総務係、総務班広報・庶務係

１　要配慮者の被災状況の把握

救護厚生班避難係は、要配慮者の安否確認及び被災状況並びに被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

（１）要配慮者等の安否確認及び被災状況の把握

ア　自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに住宅に残された要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

イ　社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の把握に努める。

ウ　保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

（２）福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの把握に努める。

２　被災した要配慮者への支援活動

救護厚生班避難係は、被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供や情報提供の支援活動に努める。

（１）在宅福祉サービスの継続的提供

ア　被災した要配慮者に対し、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅において補装具や日常生活具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

イ　救護厚生班教育総務係は、救護厚生班避難係と連携し、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障がい（ＰＴＳＤ）等に対応するために、心のケア対策に努める。

（２）要配慮者の施設への緊急入所

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

（３）情報の提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。また、指定避難所における要配慮

者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。

聴覚障がい者に対しては、手話通訳用タブレットを活用するなど、災害時の情報提供や避難誘導等ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努める。

（４）福祉避難所

要配慮者の避難状況に応じて福祉避難所も開設し、指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者を受入れる。

（５）奈良県災害派遣福祉チームの派遣要請

救護厚生班避難係は、県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、指定避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

また、必要に応じて、救護厚生班避難係は、本部事務局を通じて、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、県に対して、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良ＤＷＡＴ）の派遣要請を行い、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。

３　被災した外国人への支援活動

（１）情報の提供

ア　総務班広報・庶務係は、被災した外国人に対し、被害の状況、避難指示等の避難情報、医療救護情報、食糧や飲料水、生活必需品等の供給情報の提供に努める。

イ　情報提供の手段として、広報紙・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送、通訳ボランティアによる情報提供等に努める。

ウ　観光地の運営者等は、防災に関する外国語会話集やコミュニケーションカード、多言語のアナウンス、災害時多言語情報作成ツールの活用、さらに、通信が可能な場合はスマートフォン用アプリ「Safety tips」※の活用を図る。

※　(財)自治体国際化協会が作成・提供しているツールで、多言語対応した掲示、携帯メール・サイト、音声メディアの作成を支援する。

エ　多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、ＳＮＳ等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

（２）支援サービス

総務班広報・庶務係は、ボランティアの協力を得て、外国人に対する相談窓口を指定避難所に設置するよう努めるとともに、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

また、旅行会社等と外国人旅行者の被災情報を交換し、指定避難所等に滞在する外国人旅行者の安否確認を行うほか、必要に応じて、一時滞在施設を確保する。

第２項　避難誘導

■担当部署・機関

本部事務局、救護厚生班避難係、救護厚生班教育総務係、救護厚生班社会教育係、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団、橿原警察署、避難支援者、自主防災組織、地元自治会役員、施設管理者

１　避難指示等の発令

町民の生命及び身体を震災から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

実施責任者は、避難指示等を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

なお、町長は、必要な場合には、県及び気象台等に対し、避難指示等に関する助言を求めることができ、避難指示等を解除する場合においても、県及び気象台等に助言を求めることができる。

（１）避難のための立退き勧告又は指示等の権限

■避難指示の実施責任者

種別	避難指示を行う要件	発令を行う者	根拠法令
災害全般	町民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき。	町長	災害対策基本法第60条
	町において、事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代行する。	知事	災害対策基本法第60条
	(1) 町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 町長から要求があったとき。 (3) 人の生命及び身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき。	警察官	(1)(2)は災害対策基本法第61条 (3)は警察官職務執行法第4条
	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいない場合	自衛官（災害派遣を命じられた部隊）	自衛隊法第94条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

■緊急安全確保の実施責任者

種別	緊急安全確保を行う要件	発令を行う者	根拠法令
災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	町長	災害対策基本法 第60条

（２）避難指示

実施基準	・建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき。 ・火災が拡大するおそれがあるとき。 ・爆発等のおそれがあるとき。 ・地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき。 ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
伝達内容	・避難対象地区 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項 ・その他の必要事項

（３）緊急安全確保

実施基準	・状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合
伝達内容	・避難指示と同じ

（４）避難指示等の解除

本部長（町長）は、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難指示等の解除を行う。解除の伝達方法については避難指示等の発令に準じて行う。

なお、本部長（町長）以外の人が実施した避難指示等については、避難指示等の状況をあらかじめ察知するように努めるとともに、その解除についてもよく協議する。

（５）県への報告

本部長（町長）は避難指示等を行ったときは、次の事項を直ちに県（防災統括室）に報告する。

ア　避難指示、緊急安全確保の種類

イ　発令時刻

ウ　対象地域

エ　対象世帯数及び人員

オ　その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

（６）関係機関への連絡

町、県、警察本部及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

（７）避難指示等の伝達

ア　避難指示等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、ＳＮＳ、Ｌアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

イ　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

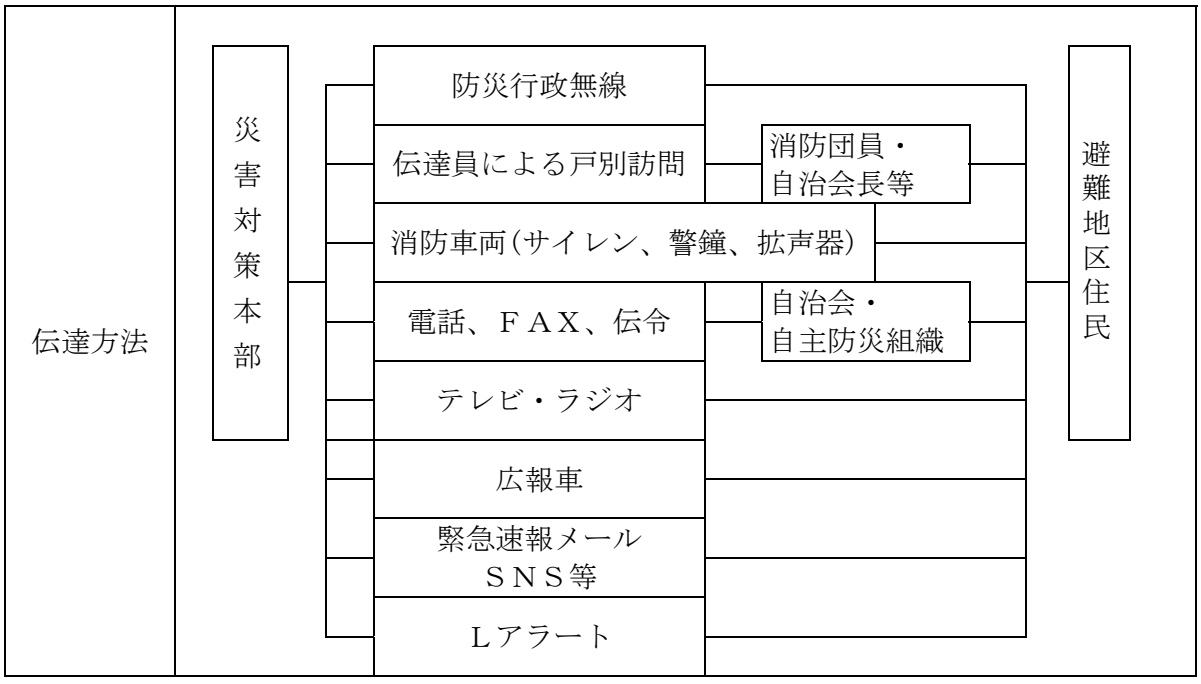

資料８－１　防災行政無線等の伝達文例

２　指定緊急避難場所への避難

（１）町長（本部長）は、震災後、火災等の二次災害の発生又は発生するおそれがあり、避難指示等を行った場合、被災状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、町民に周知する。

（２）選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに開設する。
ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。

（３）自主避難あるいは避難指示等の発令に応じて避難行動を開始した町民は、選定された指定緊急避難場所へ避難を行う。

（４）救護厚生班避難係は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

（５）指定避難所が開設されている場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

資料８－２　指定緊急避難場所一覧

３　避難者の誘導

避難誘導は、消防職員（消防団員）、警察官、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

誘導員の増員を必要とするときは、本部長（町長）が、救護厚生班の中から必要人員を動員する。

（１）誘導に当たっては、定められた指定緊急避難場所・指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、妊産婦、傷病人、乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。なお、要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

（２）避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

（３）避難に際しては、必ず火気及び危険物等の始末を完全に行う。また、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

（服装・携行品等）

ア　避難者は３食程度の食糧、水、日用品、最小限の着替え、肌着及び照明具等を携行し、安全に避難するために過重な携帯品は除外すること。

イ　避難者は、素足を避け必ず帽子、頭巾等を着用し、必要に応じて防寒雨具を携行すること。

ウ　可能な限り、氏名票（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの）を携行すること。

エ　平素用意しておける物品は、非常用袋に入れておくこと。

（４）避難は、避難者が各個に徒歩で行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両等により行う。

（５）警察官、消防署員、消防団員等は、迅速かつ安全に避難できるように自動車の規制、荷物の運搬等を規制する等通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に当たる。
（６）震災が広範囲で大規模な立退き移送を要し、町では対応不可能なときは、県に協力を要請する。

４　避難行動要支援者の避難

救護厚生班避難係は、発災時には、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

（１）在宅の避難行動要支援者の避難については、避難支援者、自治会、自主防災組織等地域の協力を得て、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画に基づき、速やかに避難誘導を行う。
（２）救護厚生班避難係は、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者情報と指定緊急避難場所・指定避難所で作成する避難者名簿と照合し、避難完了を確認する。
（３）要配慮者関連施設の入所者・利用者については、各施設管理者が救護厚生班避難係に対し、避難完了を速やかに報告する。その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

資料８－５　避難行動要支援者名簿（個別計画）様式例

５　学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあっては、日頃から町、奈良県広域消防組合高市消防署及び橿原警察署等の関係機関と協議の上、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、震災時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

（１）避難実施責任者
（２）避難の時期（事前避難の実施等）
（３）避難の順位
（４）避難誘導責任者・補助者
（５）避難誘導の要領・処置
（６）避難者の確認方法
（７）家族等への引渡し方法
（８）登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
（９）通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

６　警戒区域の設定等

（１）設定

震災が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命及び身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入りの禁止及び退去を命じることができる。

ただし、警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、町長が警戒区域を設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、奈良県広域消防組合高市消防署、橿原警察署、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定には、ロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。また、警察の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

■警戒区域の設定権限

種別	設定権者	要　件（内　容）	根拠法令
災害全般	町長	町民の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
	知　事	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条
	警察官	町長又はその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、あるいは、これらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合。	
火災	消防長 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生すれば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第23条の２
	警察署長	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員等が現場にいないとき、あるいは、消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	
水災を除く災害	消防吏員 消防団員	水災を除く災害の現場。	消防法第28条 同第36条
	警察官	消防吏員又は消防団員が現場にいないとき、あるいは、消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	

（２）周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち

入らないようにする。

（３）警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

（４）警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討するよう努める。

７　広域避難

本部長は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

また、本部長は、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難についての助言を求めることができる。

なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第３項　指定避難所の開設・運営

■担当部署・機関

救護厚生班避難係、本部事務局、総務班防災情報係、施設管理者、自治会、自主防災組織

１　指定避難所の開設

（１）指定避難所の開設

ア　本部長は、地震が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所を選定・開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。その際、災害の規模に鑑み、必要な指定避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

　指定避難所を開設するときは、速やかに避難所施設の管理者に協力を要請し、指定避難所の安全性及び必要な設備の使用可否を確認した上で開設する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

イ　救護厚生班長は、速やかに指定避難所責任者を派遣し、指定避難所を開設する。

　ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、消防団員やあらかじめ要請した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

　指定避難所責任者は、指定避難所開設時には、指定避難所開設台帳とともに、次の用品を持参する。

（ア）懐中電灯等の照明用具

（イ）軽微な負傷、症病に必要な救急薬品及び材料

（ウ）トランジスタラジオ

（エ）毛布

ウ　指定避難所を開設した場合、本部事務局は、直ちに次の事項を知事及び橿原警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する）

（ア）開設の日時、場所

（イ）避難所名、避難世帯数及び避難者数

エ　指定避難所の開設期間は、震災発生の日から７日以内とする。

　ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することができる。

オ　開設状況や混雑状況等の広報

　指定避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

カ　指定避難所の追加開設

　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多

様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災者が自発的に避難している施設等も指定避難所として位置づけることができる。追加開設をした指定避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。

キ　民間の施設の利用

救護厚生班避難係は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、それでも不足するときは、県等への要請等により、必要な施設の確保を図る。

ク　避難所が不足した場合の対応

カ及びキの対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

資料８－６　指定避難所開設台帳

（２）指定避難所の収容対象者

ア　住居が全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼等の被害を受け、居住の場所を失った者

イ　自己の住家には直接被害はないが、現実に震災に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ　震災により、現に被害を受けるおそれがある者

エ　避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

オ　その他避難が必要と認められる者

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

資料８－３　指定避難所一覧

２　指定避難所の管理・運営

救護厚生班避難係は、指定避難所の運営に当たっては、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

（１）管理責任者

指定避難所の管理責任者は、原則として指定避難所責任者とする。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、当該施設の管理者、自治会、自主防災組織等の中から指名した者を管理責任者とすることができる。

（２）自主運営

救護厚生班避難係は、自治会、自主防災組織等を中心とした地域住民組織の自主的な活動によって指定避難所の運営が行われるよう支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を

支えることができるよう留意する。

なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるよう努める。

（3）ボランティアの役割

救護厚生班避難係は、必要に応じてボランティアに対して協力を求める。

（4）指定避難所の管理・運営

ア　避難者の把握

管理責任者は、避難者名簿（帰宅困難者、屋外避難者を含む）を作成し、避難者の実態を把握するとともに、救護厚生班避難係を通じて総務班防災情報係に報告する。

イ　食糧、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、指定避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数について、救護厚生班避難係に報告し、調達を要請する。

ウ　情報等の提供

避難者の不安感の解消と指定避難所内の秩序維持のため、生活情報、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を提供する。

その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障がいのある避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。

エ　生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施等、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

オ　感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、町（救護厚生班避難係）及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所運営に必要な情報を共有する。

カ　女性や要配慮者への配慮

指定避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食糧や生活用品を確保する。

このほか、以下の事項に配慮する。

（ア）管理責任者は、指定避難所を開設した場合、地域住民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

（イ）管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が福祉避難所、社会福祉施設、病院等へ入所できるよう救護厚生班避難係と協議する。

また、それら施設等への入居が困難な場合は、指定避難所でも比較的落ち着いた場所を提供する等の配慮を行う。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者については、その計画に基づき避難所生活の支援を行う。

（ウ）スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設のスロープを設置する。

（エ）女性や要配慮者に配慮したトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設等の対応策について救護厚生班避難係を通じて環境衛生班環境衛生係と協議する。

（オ）女性用物資の保管管理や女性スタッフによる配布体制の確保に努める。

（カ）女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、トイレ・浴室等の配置の工夫、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・ＤＶについての注意喚起のポスター掲載等、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

（キ）被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子供は不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

（ク）視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

（ケ）避難所生活に必要な福祉機器の確保に努める。

キ　衛生に関すること

（ア）仮設トイレの速やかな設置に努める。

（イ）食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

（ウ）保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

（エ）ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

（オ）入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみの処理状況等、指定避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

ク　保健・医療

（ア）医療関係機関の協力を得て、指定避難所に医療救護所を設置するよう努める。

（イ）避難者や指定避難所に係わる運営スタッフ等の心身のケアのために医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。

ケ　本部事務局への報告

管理責任者は、次の事項が発生したときには、直ちに救護厚生班避難係を通じて本部事務局に報告する。

（ア）被災者の収容を開始したとき。

（イ）収容者の全部が退出又は転出したとき。

（ウ）収容者が死亡したとき。

（エ）指定避難所に悪疫が発生したとき。

（オ）その他報告を必要とする事項が発生したとき。

（５）他の指定避難所への収容

ア　管理責任者は、地震により多数の被災者が発生し、当該指定避難所では収容できない

場合、本部長の指示のもと、避難者を他の地区の指定避難所に収容する。

イ　被災地域が広域にわたり、町域内に予定していた指定避難所では被災者の収容ができない場合、本部長は、県を通じて他の市町村への避難を要請する。

ウ　他の指定避難所に避難者を輸送する場合は、その距離を考慮した上で、輸送手段を判断する。

また、避難者の生命、身体保護のため、輸送を必要とする場合は、総務班防災情報係を通じて、町保有の車両又は借上げ車両により輸送を行う。

（6）在宅被災者等への支援

救護厚生班避難係は、指定避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、指定避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。

（7）車中泊者への対応

救護厚生班避難係は、指定避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

ア　指定避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）

イ　車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）

ウ　車中泊が長期にならないための指定避難所等への入所等の勧奨

3　指定避難所の縮小・閉鎖

（1）本部長は、震災の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、管理責任者に必要な指示を与える。

（2）管理責任者は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な処置をとる。

（3）本部長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については、指定避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

4　「災害救助法」が適用された場合の措置

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。また、指定避難所を開設したときは、救護厚生班避難所係で必要な書類を整理し、保管する。

資料 8－7　避難所用物資受払簿
資料 8－8　避難所設置及び避難生活状況
資料 14－1　救助実施記録日計表

5　広域一時滞在

本部長は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、

県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

第４項　二次災害の防止

■担当部署・機関

施設資材班施設係、救護厚生班町営住宅係・教育総務係・社会教育係、本部事務局、奈良県広域消防組合高市消防署、県、施設管理者、電力、ガス各事業者

１　公共土木施設等

施設資材班施設係は、二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況等を早急に把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

（１）道路、橋梁

ア　被害状況の把握

道路や橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ　他の道路管理者への通報

町管理道路以外の道路が損壊等によって通行に支障を来している場合は、本部事務局を通じて当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ただし、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

ウ　避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び町民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ　応急措置

被害を受けた町管理道路について、優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

また、町単独での応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて県に対し応援を要請する。

（２）河川、水路、ため池

ア　被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に係る浮遊物等の障害物の除去、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ　河川管理者、ため池管理者への通報

町の所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、本部事務局を通じて当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ　避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び町民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ　応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、町の所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて県に対し応援を要請する。

（３）土砂災害危険箇所

県及び町（施設資材班施設係）は、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険個所の点検を行う。その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行う。

２　建築物

（１）公共建築物

施設資材班施設係及び救護厚生班町営住宅係・教育総務係・社会教育係は、公共建築物の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急措置を行う。

また、施設資材班施設係及び救護厚生班町営住宅係は、二次災害を防止するため応急危険度判定を実施する。

ア　町所管の公共建築物

町が所管する公共建築物のうち、防災関連業務に必要な施設に被害が生じている場合は、被害状況に応じて応急措置を講じる。

（ア）危険箇所があれば緊急に復旧措置を講じる。

（イ）機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。

（ウ）電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、本部事務局を通じて関係機関に応急措置の実施を要請する。

（エ）応急措置が不可能な場合は、建物内への立入禁止措置や避難対策等の二次災害防止対策を講じる。

（オ）防災関連業務の実施のため必要がある場合は、仮設建築物の建設を手配する。

イ　町所管以外の公共建築物

町の所管以外の公共建築物に被害が生じている場合は、当該施設管理者に通報し、必要に応じて応急措置の実施を要請する。

（２）民間建築物

施設資材班施設係は、民間建築物の応急危険度判定を行う。

また、総務班防災情報係を通じて被害状況を県に報告する。

（３）被災建築物応急危険度判定

施設資材班施設係は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

ア　被災建築物応急危険度判定の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、実施に当たり被災建築物応急危険度判定士の人数や資機材が不足する場合は、県に支援要請を行う。

（ア）住宅地図等の準備、割当区域の計画

（イ）被災建築物応急危険度判定士の受入れ名簿の作成

（ウ）震災に係る宅地の被害認定基準運用指針、調査表、判定標識、備品等の交付

イ　調査の体制

各判定士を中心として、２人１組の判定チームを編成し、調査を実施する。

ウ　判定結果の通知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

エ　相談窓口の設置

判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

（４）被災宅地危険度判定

施設資材班施設係は、大規模地震で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、町において被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

ア　被災宅地危険度判定作業の準備

施設資材班施設係は、判定作業に必要な次のものを準備するとともに、実施に当たり被災宅地危険度判定士の人数や資機材が不足する場合は、本部事務局を通じ、県に支援要請を行う。

（ア）住宅地図等の準備、割当区域の計画

（イ）被災宅地危険度判定士の受入れ名簿の作成

（ウ）災害に係る宅地の被害認定基準運用指針、調査表、判定標識、備品等の交付

イ　調査の体制

判定士を中心として、２人１組の判定チームを編成し、調査を実施する。

ウ　判定結果の通知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

エ　相談窓口の設置

判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

オ　庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、町職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

３　危険物等

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、奈良県広域消防組合高市消防署は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物・劇物の施設を保有する管理者に対し、施設の点検及び応急措置を講じるよう要請する。

（1）施設の点検、応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、施設管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて立入検査を行う等適切な処置を講じる。

（2）避難及び立入制限

爆発、施設の倒壊等によって著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに施設管理者に対し、町民等への連絡及び適切な避難対策を実施するよう要請する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険物区域へ立入制限を実施するよう要請する。

4　電力、ガス等

電力、ガスの各事業者は、感電事故、漏電火災及びガスの漏洩等による二次災害が発生するおそれがある場合は、それぞれの危険予防措置を講じるとともに、町、県、警察及び付近の地域住民に周知する。

第５項　消火活動

■担当部署・機関

奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団

この計画は、「消防組織法」（昭和 22 年法律第 226 号）及び「消防法」等の消防関係法令に基づき、住民の生命と財産を火災から保護するため、消防機能を高度に活用して災害の未然防止と被害の軽減を図るための必要な諸対策である。

１　消防の組織と事務機構

消防対策に係わる業務の実施は、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団とする。また、消防力の現況は、資料編に示すとおりである。

資料２－１　消防力の現況

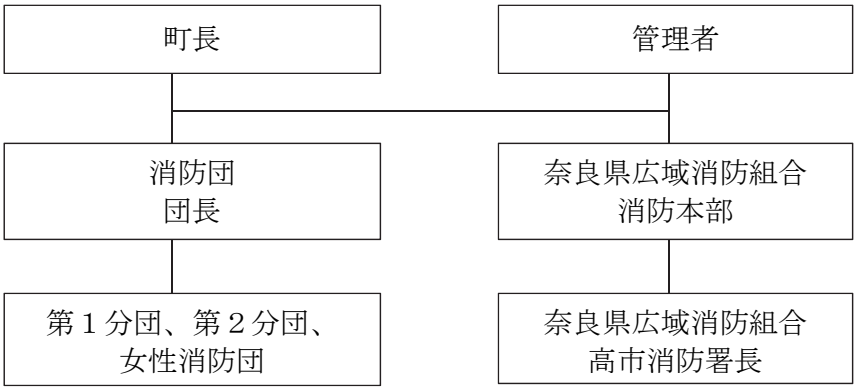

分団名	区　分
第１分団	高取町内全域
第２分団	高取町内全域
女性消防団	高取町内全域

２　火災防御体制

火災発生に際し、消防署・消防団が相互協力し、防御活動の適正をなすとともに、火災による被害の軽減を図るため、次による防御体制をもってこれに当たる。

（１）消防機関の出動及び警戒

火災を警戒し、鎮圧するための警防計画による出動区分は次のとおりとする。

ア　出動

通常時における火災（救助・救急を含む）出動は、火災発生時刻－場所－状況等により、奈良県広域消防組合高市消防署出動隊編成計画によるものとする。

イ　出動の原則

消防隊の出動は、各分隊ごとに定める出動区分により出動するものとし、出動区分は

高取町内及び応援出動区域内とする。

ウ　出動体制区分

火災を認知したときの出動は、消防署２分隊と消防団第１・２分団とする。（職員及び団員の非常招集も含む）

エ　動員体制（非常招集）

招集を受けた消防職員は、原則として消防署へ、指示された場合は当該場所へ参集する。消防団員にあっては、所属分団詰所又は災害現場とする。

（ア）奈良県広域消防組合高市消防署動員方法

署長は全職員を招集し、防御活動に全力を期す。

（イ）高取町消防団員動員方法

団長は全団員を招集し、防御活動に万全を期す。

（２）現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、火災等災害発生の規模、形態に応じて、次により設置する。

ア　家屋密集地の火災で、延焼拡大のおそれがあると予測される場合。

イ　その他、奈良県広域消防組合高市消防署長が必要と認めた場合。

（３）異常時の火災防御体制

ア　大火災時の防御

乾燥及び強風速等の気象条件により、火災の規模が広範囲に拡大するおそれがある場合は、次により防御体制を講じる。

（ア）動員計画

大火誘発条件のため署長は直ちに消防職員・団員の招集を行い、出動部隊の増強を図る。

延焼拡大による大火が予想され、増援部隊の要請が必要と認めるときは、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、応援部隊の要請を求める。

全出動部隊（職・団員）及び関係機関並びに地域住民の協力を得ても防御が困難と判断したときは、町長から知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

（イ）飛火警戒の編成

非常招集人員をもって必要と認める飛火警戒隊を編成する。

飛火警戒の範囲は、風向・風速・湿度・燃焼物等条件により限定しがたいが、おおむね次の基準により配置する。

①　風速５ｍ以下では火災地直近。

②　風速５ｍ以上 10ｍ以内ではおおむね 500ｍ以内。

③　風速 10ｍ以上では 500ｍ以上として、その状況に対応する。

（ウ）出動部隊

出動部隊は、署・団員の総出動を初出動として現場指揮本部を設置し、延焼拡大防御・避難誘導・人命救助を第１として次の活動を行う。

①　火災防御

・先着部隊は、人命検索、救助を優先する。

・風向・風速による延焼面への延焼防止及び重要方面への延焼防止を第一とする。

・非常招集により参集した消防団員から数名を選出して一隊を編成し、住民の避難

誘導を行い人命安全を図る。

② 人命救助

災害現場において生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明とする者の救助（救出）は、次により行う。

・人命検索

先着部隊の分隊長は、現場到着と同時に要救助者の有無について検索し、救助第一とした活動をとる。

・救助活動

現場において特に危機に瀕する者がある場合、防御活動に優先して人命救助活動を行う。

イ　乾燥時の火災予防措置

（ア）乾燥注意報が発表された場合、広報車・広報無線により町民に啓発を行う。

（イ）水利の確保

乾燥注意報が長期にわたり発表された場合、水不足が予想されるため、関係機関と事前に協議し、有事に支障をきたさぬよう水利確保に努める。

（ウ）断・減水時の火災防御

長期にわたる晴天により降水量が不足又は使用増加と水道工事による消火栓の使用不能若しくは自然水利の減少等に際した火災発生の場合には、大火が予想されるが、こうした条件下の防御対策を次により講じる。

① 事前対策

・増水の手配

・自然水利の確保

② 防御要領

・部隊運用

・防御行動

３　地震火災発生時の措置

（１）非常招集

地震により火災が発生すると察知したときは、自主的に所属署（団員にあっては、所属分団屯所）に参集し、所属署に参集できない者は、最寄りの消防署に参集し指揮を受ける。

ア　応招した消防職員、消防団員

奈良県広域消防組合高市消防署長は消防署員、高取町消防団長は消防団員を指揮する。

イ　災害状況の収集

消防職員及び消防団員は自己居住地付近及び応招途上における火災被害状況の概要の収集に努める。

（２）消防隊の編成

「第３章第２節第５項　２　火災防御体制」による消防隊の編成とするが、情報収集及び二次的な災害発生に備え、消防車の分散配備等状況に応じて編成替えする。

（３）出火防止、初期消火の周知

地震発生直後の出火防止、初期消火活動は、住民、地域や職場等によって行われるが、消防機関はあらゆる方法によって住民等にこの活動の重要性を周知徹底する。

（４）被害情報の収集

地震発生直後の初動活動を迅速、的確に行うため、関係機関との連携を密にし、あらゆる施設と通信網を活用し、被害状況等の収集を行う。

（５）消防隊の運用（消防車両の配備）

ア　情報収集、無線通信連絡及び人命救助並びに初期消火等の迅速な活動を実施するため、地震の通報後直ちに、消防車等を消防署前に警戒配備する。

イ　広報車等消防車両は、消防無線を搭載して町内を巡回し、災害情報を調査するとともに、情報収集活動を行う。

ウ　高取町消防団の各分団は消防車で分団の管轄区域を巡回し、災害情報を調査するとともに、情報収集活動を行う。

（６）火災防御活動

「第３章第２節第５項　２　火災防御体制」による異常時の各火災防御体制に準じて行動する。特に、震災による火災は同時多発することがあることを考慮し、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団（各分団）が連携した行動により人命救助を優先して、災害の拡大防止と避難者の安全確保を主眼とした防御活動を行う。

ア　避難地、避難経路確保の優先

延焼火災が発生した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難経路確保の防御を行う。

イ　重要地域防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して防御を行う。

ウ　消火可能地域防御の優先

同地域に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防御を行う。

エ　重要対象物防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要対象物を優先に防御を行う。

第６項　救助・救急活動

■担当部署・機関

総務班防災情報係、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団、橿原警察署、自主防災組織

災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその人を保護するため、救助・救急活動を行う。

１　救助活動

（１）実施機関

奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団が、橿原警察署と協力して実施する。

災害の規模及び被害の程度により、本部長が必要と認めたときは、町の職員による臨時救助班を編成する。

これらのみでは対応できない場合は、隣接する警察署、市町村、県に応援を要請し、特に大規模災害に際して必要と思われるときは、県に対し自衛隊の派遣を依頼する。

（２）救助の対象

ア　地震時、倒壊家屋の下敷きになったような場合

イ　地震火災時に火中に取り残されたような場合

ウ　地震に伴うがけ崩れ、山崩れ、地すべり等の土砂災害に遭遇した者

エ　地震に伴う列車、自動車等の大事故によって、生命や身体が危険な状態にある者

オ　地震に伴うガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等の大事故により、生命や身体が危険な状態にある者

カ　その他、救出、救助を必要とする者

（３）救助の方法

ア　自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

イ　奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

ウ　奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

（４）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

被災者を救出した場合は、「救助実施記録日計表」「被災者救出用機械器具燃料受払簿」「被災者救出状況記録簿」「被災者救出用関係支払証拠書類」を整理し、保管する。また、町長は災害で身の危険にある者の救出を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

資料 10-２　被災者救出状況記録簿

資料 10-３　被災者救出用機械器具燃料受払簿
資料 14-１　救助実施記録日計表

２　救急活動

奈良県広域消防組合高市消防署は、関係機関との連携と協力を密にして、災害又は事故による傷病者を対象とし、救護、治療処置を要して医療機関へ即刻搬送又は現場で応急処置を施す等の対策に万全を期す。

（１）初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
（２）迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
（３）医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
（４）道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等にはヘリコプターによる救急搬送を県に要請する。

３　各関係機関の相互協力

町（総務班防災情報係）、奈良県広域消防組合高市消防署、警察署、自衛隊等の消防防災関係機関は、救助活動等を行うに当たって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

第７項　医療救護活動

■担当部署・機関

救護厚生班避難係、本部事務局

１　医療情報の収集活動

救護厚生班避難係は、医療関係機関と密接な連携のもと、医療施設の被害状況、空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

２　初期医療体制

地震発生後、倒壊現場や火災現場等において発生した負傷者に対し、震災現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタッグを付した上、応急手当を実施し、重症者を救急医療機関等へ搬送する。

また、多くの軽傷者は、保健センター、中学校、小学校等に開設される救護所や最寄りの医療機関で医療処置を受ける。

ただし、救護所が開設されるまでは、本部長は医療救護班を派遣し、応急手当を行う。

３　現地医療対策

被災町民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣する等現地医療を確保する。

（１）現地医療の確保

ア　救護所の設置

救護厚生班避難係は、必要に応じて救護所を設置し、運営する。

なお、救護所を設置した場合は、その旨の標識を設置するとともに、本部事務局を通じて関係機関に報告を行う。

（ア）設置基準

①　町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応できない場合

②　傷病者が多数で、町内医療機関だけでは対応できない場合

③　被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から、被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

（イ）設置場所

救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認の上、被害状況に応じて決定する。

設置予定場所：保健センター、中学校、小学校等

イ　救護所の運営

次の事項に留意の上、救護所を運営する。

（ア）医療品、医療用資機材の補給

（イ）医療用水の確保

（ウ）交代要員の確保

（エ）食糧、飲料水の確保

（オ）携帯電話等通信手段の確保

（カ）その他医療救護活動に必要な事項

（２）医療救護班の編成・派遣

救護厚生班避難係は、救護所を設置した場合、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請する。

ア　医療救護班の編成及び構成

医療救護班は、医師２名、保健師又は看護師２名、補助員２名の計６名を標準として１班を構成し、震災の規模等の状況に応じて班数を設定する。

また、歯科医療救護班として、歯科医師１名、歯科衛生士２名、補助員１名の計４名を標準として１班を構成する。

イ　派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に医療救護班の派遣を要請する。

（３）医療救護班の受入れ、調整

救護厚生班避難係は、医療救護班の受入窓口を設置するとともに、救護所への配置調整を行う。

（４）医療救護班の活動内容

ア　負傷者の重症度の判定（トリアージ）

イ　重症患者に対する救急蘇生術の施行

ウ　後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

エ　転送困難な患者及び指定避難所等における軽傷者に対する医療

オ　助産業務

カ　死亡の確認

（５）保健医療活動チームの派遣要請

救護厚生班避難係は、町の対応能力のみでは不足すると認める時は、本部事務局を通じ、県保健医療調整本部に保健医療活動チーム（ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。）、保健師等支援チーム、災害支援ナース、ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）等で、保健医療活動を行うチームをいう。）の派遣を要請する。

４　要継続的医療支援者（人工呼吸器使用者等）の支援

救護厚生班避難係は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として次の活動を行う。

（1）人工呼吸器等使用者への支援

ア　情報の収集及び把握

救護厚生班避難係は、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集し、地域保健医療調整本部に報告する。

イ　医療支援

保健医療調整本部は、人工呼吸器等の電源確保・供給を行う。

（2）その他の要継続的医療支援者への支援

ア　情報の収集及び把握

救護厚生班避難係は、特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、または継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を地域保健医療調整本部に報告する。

イ　医療支援

必要に応じて、救護厚生班避難係は、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

5　後方医療活動

町内及び周辺市町村の病院並びに医院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。

また、これらの後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段を優先的に確保する等特段の配慮を行う。

6　医薬品等の確保供給活動

救護厚生班避難係は、地域の各種医療機関や薬局の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。

また、不足が生じた場合は、県（奈良県保健医療調整本部（薬務班）又は中和保健所）に対して供給の要請を行う。

7　災害救助法が適用された場合の措置

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

なお、医療、助産を実施した場合は、必要書類を整理し保存する。

資料 12-１　医療品衛生材料受払簿
資料 12-２　救護班活動状況
資料 12-３　病院、診療所医療実施状況
資料 12-４　衛生材料等受払簿
資料 12-５　助産台帳
資料 14-１　救助実施記録日計表

第８項　緊急輸送活動

■担当部署・機関

施設資材班施設係、本部事務局、総務班防災情報係、道路管理者

１　緊急輸送道路の決定と確保

（１）道路施設の調査・点検

施設資材班施設係は、道路管理者等と連携してあらかじめ選定した緊急輸送道路の中から使用可能な道路を把握するため、当該道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

（２）県への点検結果の報告等

本部事務局は、道路施設の点検結果を県及び警察に報告するとともに、町域に流入するその他の道路について、県から情報を収集する。

（３）緊急輸送道路の決定

施設資材班施設係は、県、警察、道路管理者と協議の上、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急輸送道路を決定する。

（４）緊急輸送道路の道路啓開

施設資材班施設係は、緊急輸送道路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材等を民間業者等の協力を得て調達し、町管理道路の啓開作業を行う。

また、他の道路管理者等が行う道路啓開作業に協力するとともに、必要に応じて啓開作業を行う。

２　輸送手段の確保

総務班防災情報係は、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

（１）車両の確保

総務班防災情報係は、町が所有するすべての車両の集中管理を行い、車両が不足する場合は、運送業者等に協力を依頼する。

町内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に斡旋を要請する。

ア　輸送区間及び借上げ期間
イ　輸送人員又は輸送量
ウ　車両等の種類及び台数
エ　集結場所及び日時
オ　車両用燃料の給油場所及び給油予定量
カ　その他必要事項

（２）配車計画

ア　輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

（ア）第１段階

①　救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資

②　災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資

③　情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員及び災害対策要員並びに物資等

④　後方医療機関へ搬送する負傷者

⑤　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資

⑥　被災者に対して災害対策本部等が供給する食糧及び水等生命維持に必要な物資

⑦　被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資

⑧　被災者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送

（イ）第２段階

①　上記（ア）の続行

②　要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送

③　傷病者及び被災者の被災外との輸送

④　輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

（ウ）第３段階

①　上記（イ）の続行

②　災害応急対策に必要な要因及び物資

イ　配車手続等

（ア）総務班防災情報係は、各班で所有する車両及び運送業者等から調達した車両について総合的に調整し、配分する。

（イ）車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。

（ウ）防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

（３）緊急通行車両の確認

ア　事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済みの交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ　震災発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務班防災情報係が運送業者等から調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を橿原警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

ウ　緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

（４）規制除外車両の確認

ア　事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済みの交付を受けている車両については、直ちに規制除外車両の確認を行い、標章及び規制除外車両確認証明書の交付を受ける。

イ　災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、規制除外車両に該当する車両は、規制除外車両であることの疎明書類とともに交通規制課、橿原警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所に申請し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

（５）ヘリコプターによる輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられるときは、県の防災ヘリコプター又は県を通じて自衛隊等にヘリコプター輸送を要請する。

なお、ヘリポートは、あらかじめ指定した場所に設置する。

第９項　交通規制

■担当部署・機関

施設資材班施設係、総務班広報・庶務係、本部事務局、道路管理者、警察機関

１　交通規制の実施責任者

震災によって、交通施設、道路等に危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は規制を行うが、道路管理者及び警察機関は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

■交通規制の実施責任者及び範囲

区　　分	実施責任者	範　　囲	根　拠　法
道路 管理者	知事 町長	１．道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 ２．道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第１項
警　察	公安委員会	震災が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認められる場合	道路交通法 第４条第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第５条第１項

	警察官	警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の３
		道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第６条第２項
		道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

２　道路管理者による交通規制

道路管理者は、それぞれが管理する道路について、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合又は災害道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、橿原警察署と協議し、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

３　県公安委員会、県警察による交通規制

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限することができる。

４　警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じることができる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

なお、通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両の、消防吏員は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとることができる。

５　相互連絡

本部事務局は、道路管理者、県公安委員会、県警察と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

６　交通規制の標識等の設置

施設資材班施設係は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、車両の通行の禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が現地において指示・誘導する等の措置を講ずる。

７　広報

施設資材班施設係は、総務班広報・庶務係と連携し、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、警察、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、町民に対しても、規制内容、迂回路について広報する。

第１０項　交通の確保

■担当部署・機関

施設資材班施設係、総務班防災情報係、本部事務局、道路管理者、鉄道施設管理者

１　道路施設

（１）被害状況の報告

施設資材班施設係は、地震が発生した場合には、速やかに町域の道路の被害状況を調査し、総務班防災情報係に報告する。

なお、被害が生じた場合には、総務班防災情報係は、県に報告する。

（２）他の道路管理者への通報

町が管理する以外の道路に被害が生じている場合は、本部事務局を通じて当該道路管理者に適切な措置を講じるよう通報する。

（３）各道路管理者における対応

施設資材班施設係及びその他の道路管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。

ア　あらかじめ定めた基準に基づき、通行の禁止又は制限若しくは速度制限を行う。

イ　負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、奈良県広域消防組合高市消防署及び橿原警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ　交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

２　鉄道施設

（１）被害状況の報告

総務班防災情報係は、地震が発生した場合には、鉄道施設管理者を通じて、速やかに町域の鉄道施設の被害状況を調査する。

なお、被害が生じた場合には、総務班防災情報係は、県に報告する。

（２）鉄道施設管理者における対応

鉄道施設管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。

ア　あらかじめ定めた基準に基づき、列車の緊急停車、運転の見合せ又は速度制限を行う。

イ　負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、奈良県広域消防組合高市消防署及び橿原警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ　乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への誘導を行う。

第１１項　帰宅困難者対策

■担当部署・機関

総務班広報・庶務係、救護厚生班避難係、事業者等

１　発災直後の対応

（１）一斉帰宅抑制の呼びかけ

総務班広報・庶務係は、帰宅行動を抑制するため、町民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

（２）事業所等における対応

事業者等は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

（３）集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、避難場所等の案内等を行う。

２　帰宅困難者への情報提供

総務班広報・庶務係は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、交通状況に関する情報等について、交通事業者と協力して駅前に情報を掲示するほか、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等と協力してトイレ利用や情報の提供を行う等、帰宅支援となる情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシ等を利用して、必要な情報を提供する。

３　応急食糧・飲料水・生活必需品の供給

救護厚生班避難係は、帰宅困難者の状況を把握し、必要に応じて、応急食糧、飲料水、毛布等を提供する。

４　一時滞在施設の開設

救護厚生班避難係は、あらかじめ選定した指定避難所等について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第３節　応急復旧期の活動

第１項　緊急物資の供給

■担当部署・機関

施設資材班上下水道係、救護厚生班避難係、総務班広報・庶務係、本部事務局、自治会、自主防災組織

１　給水活動

（１）情報の収集

施設資材班上下水道係は、地震発生後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握する。

ア　配水場等上水道施設の状況を確認し、貯水量の把握を行う。

イ　給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

（２）給水の実施

施設資材班上下水道係は、把握した情報に基づき、応急給水を実施する。

ア　給水対象者

（ア）地震により上水道施設が被災し、飲料水を得ることができない者

（イ）飲料水の汚染等により、飲料に適した水を得ることができない者

イ　目標量

被災者１人当たり１日３リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合わせて順次給水量を増加する。

災害発生からの日数	一人当たり目標水量（リットル／日）	水量の用途内訳	主な給水方法
～3 日	3	飲料等（生命維持に最小限必要）	給水タンク車、耐震性貯水槽
4～10 日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等（日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近の仮設給水栓
11～20 日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等（数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の仮設給水栓
21～28 日	被災前給水量（約 250）	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

ウ　給水方法

（ア）給水拠点における給水

配水場を給水拠点として、給水を実施する。

（イ）指定避難所、公共施設等への給水

指定避難所や医療機関、福祉施設、公共施設等を優先的に、給水拠点から給水タンク車による運搬給水を行う。

（ウ）医療機関等への給水

貯水槽等を備えている医療機関等へは、給水拠点から給水タンク車による運搬給水を行う。

（エ）県営水道の応急給水栓における給水

公設水栓を設置して、給水袋、容器等への給水等を行う。

（オ）県営水道が破損した場合における給水

非常用井戸水の利用やプール水、自然水を飲料水化する浄水器を順次指定避難所等へ設置する。

（カ）給水に当たっての留意点

①　給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。

②　災害の規模により１戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

③　要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

（３）広報

総務班広報・庶務係を通じて、町の広報車や防災行政無線により給水場所や給水時間を町民に広報するとともに、震災時における節水について周知する。

（４）応援要請

町単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県、他の市町村に応援を要請する。県に要請する場合は、次の事項を明らかにして要請する。

ア　給水を必要とする人員
イ　給水を必要とする期間及び給水量
ウ　給水する場所
エ　必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
オ　給水車両借り上げの場合は、その必要台数
カ　その他必要な事項

（５）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

飲料水の供給を実施したときは、必要書類を整理し保管する。また、飲料水の供給を行ったときは、町長は速やかにその状況を知事に報告する。

資料 ６－１　給水機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
資料 ６－２　飲料水の供給簿
資料 14－１　救助実施記録日計表

２　食糧・生活必需品等の供給体制の確立

救護厚生班避難係は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即し

た具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

（１）把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。

（２）把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。

（３）輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。

（４）供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。

（５）その他、物資の供給に必要なことを定める。

３　食糧の供給

救護厚生班避難係は、避難者、被災者等に対する食糧を確保し、炊出しその他の方法によって応急供給を実施するよう努める。

なお、「災害救助法」の適用基準に達しない場合においても、町長の判断により、下記の方法で本町の備蓄食糧等を支給することができる。

（１）食糧供給の対象者

ア　指定避難所に収容された者

イ　住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない在宅避難者

ウ　被害を受け一時的に縁故先等に避難する者

エ　旅行者、町内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

（２）必要量の把握

食糧供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

（３）食糧の確保

食糧供給計画に基づき、町が保有する備蓄食糧や調達によって確保する。

ア　災害用備蓄物資

町は整備した災害用備蓄物資を使用する。

イ　調達食糧

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、町において食糧の調達が困難な場合は、本部事務局を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村や近畿農政局奈良地域センター、日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

ウ　要配慮者への配慮

高齢者や病弱者、障がい者等そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、必要に応じて、かゆ等の食べやすい食糧の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

（４）供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよ

う迅速に食糧を供給する。

なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

（５）炊出しの実施

必要に応じて炊出しを実施する。

ア　炊出しの方法

（ア）炊出しは、自治会や自主防災組織、ボランティア、女性消防団、自衛隊等の協力を得て実施する。

（イ）炊出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

（ウ）他団体等からの炊出しの申入れについては、調整の上、受入れる。

イ　炊出しの場所

（ア）炊出しは、給食センター、学校、その他炊出しができる場所で行う。

（イ）給食センター、学校の炊出しの現場にはあらかじめ、その責任者を定めておく。

（６）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

炊出しを実施した場合、実施責任者は必要書類を整理し保管する。また、炊出し、その他による食糧品の給与を行ったときは、町長はその状況を速やかに知事に報告する。

資料 ６－３　炊出し、その他による食品給与物品受払簿
資料 ６－４　炊出し給与状況
資料 14－１　救助実施記録日計表

４　生活必需品の供給

救護厚生班避難係は、被災者に対し、寝具や被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

（１）生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

（２）供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

ア　被服、寝具及び身のまわり品
イ　タオル、石けん等の日用品
ウ　ほ乳瓶、オムツ
エ　衛生用品
オ　炊事道具、食器類
カ　光熱用品
キ　医薬品等
ク　高齢者・障がい者等用の介護機器、補装具、日常生活用品等
ケ　高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品等

（３）必要量の把握

生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

（４）生活必需品の確保

供給計画に基づき、町が保有する備蓄品や調達によって確保する。

ア　災害用備蓄物資

町は整備した災害用備蓄物資を使用する。

イ　調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、本部事務局を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。

なお、他市町村や日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

（５）供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に生活必需品を供給する。

なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

（６）調達、救援物資集積場所等

被害の状況等により本部長が必要と認めたときは、リベルテホールに救援物資集積所を設け、物資の集積及び配分を行う。

また、救護厚生班避難係は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

（７）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

救助物資を購入し、配分する場合は、必要書類を整理し保管する。

資料 ６－５　物資受払簿
資料 ６－６　被服、寝具その他生活必需品の給与状況
資料 14－１　救助実施記録日計表

５　物資の調達・供給状況の報告

町（救護厚生班避難係）及び県は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

（１）救護厚生班避難係は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

（２）救護厚生班避難係は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

（３）県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、町の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

６　町民、町、県の役割分担について

（１）町民の役割

町民は、自ら備蓄していた食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

（２）町の役割

救護厚生班避難係は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

（３）県の役割

県は、町からの要請に応じ、または町の備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、町へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

第２項　防疫・保健衛生活動

■担当部署・機関

救護厚生班避難係、本部事務局、中和保健所

１　防疫活動

救護厚生班避難係は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律 114 号）及び「災害防疫実施要綱」（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づいて、関係機関と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

（１）消毒

県（中和保健所）の指示により、感染症予防法第 27 条第２項及び第 29 条第２項に基づき、感染症の患者がいた場所等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所や、病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物や衣服、寝具その他の物件を消毒する。

（２）そ族（ねずみ族）、昆虫等の駆除

県（中和保健所）の指示により、感染症予防法第 28 条第２項に基づき、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるそ族（ねずみ族）や昆虫等を駆除する。

（３）生活の用に供される水の使用制限等

県（中和保健所）が感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるとして、生活の用に供される水の使用又は供給を制限した場合は、感染症予防法第 31 条第２項に基づき、当該生活の用に供される水の使用者に対し給水を実施する。

（４）感染症の予防

感染症を予防するため必要がある場合は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県（中和保健所）に予防接種の実施を要請するとともに、県（中和保健所）から指示があった場合は、臨時に予防接種を行う。

また、被災地域において感染症患者又は病原体保有者が発生した場合は、直ちに県（中和保健所）に通報するとともに、県（中和保健所）が感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を実施するので、県（中和保健所）の指導によりその他の予防措置をとる。

なお、救護厚生班避難係は、学校施設等を利用して予防接種を行う場合は、管内の教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施する。

（５）指定避難所等の防疫指導

県防疫職員の指導のもとに、指定避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

（６）応援要請

町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて県（中和保健所）に協力を要請する。

（7）防疫・保健衛生用資機材の調達等

救護厚生班避難係は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、調達が困難な場合には、本部事務局を通して県に斡旋を依頼する。

（8）災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、本部事務局及び中和保健所を経て県に提出する。

2　被災者の健康維持活動

救護厚生班避難係は県と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

（1）被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

救護厚生班避難係は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

（2）保健師等の派遣要請

救護厚生班避難係は、必要に応じて保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。

（3）避難所での保健活動

ア　救護厚生班避難係は、指定避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、指定避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

（ア）指定避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。

（イ）指定避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。

（ウ）救護厚生班避難係は、指定避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、中和保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

イ　保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下、「保健師等支援チーム」という。）は、指定避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握して適切な機関につなげる。

（4）在宅被災者等への支援体制の整備

ア　救護厚生班避難係は、避難せず自宅にとどまる被災者や指定避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

（ア）在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。

（イ）在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。

（ウ）在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、中和

保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

イ　保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

（５）精神障がい者対策

救護厚生班避難係は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障がい者の安否及び健康状況を確認し、保健医療調整本部（精神保健支援班）に情報を提供し、支援を要請する。

また、救護厚生班避難係は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

第３項　ライフラインの確保

■担当部署・機関

施設資材班上下水道係、総務班広報・庶務係、本部事務局、ライフライン事業者

１　上水道施設

上水道施設災害に係わる業務の実施は、施設資材班上下水道係とする。

（１）点検

ア　町長（本部長）が動員指令を発したときは、即座に出動してそれぞれの部署に待機する。

イ　水道諸施設復旧資材、防災行政無線機、給水タンクの確認及び再点検を行う。

ウ　被害を最小限にするための事前処置及び被害発生時の応急措置、復旧対策が迅速に行われるよう準備する。

（２）応急復旧

災害が発生して上水道施設が被災した場合、水道施設の被害状況を調査して、これの復旧措置を行うために、次のことを実施する。

ア　上水道施設に係わる送電線の状況については、関西電力送配電株式会社奈良支社と緊密な連携を保ち、施設が被災した場合は、停電時における送水対策を再確認するとともに早期復旧を要請する。

イ　停電時においては自家発電設備により対処するため、送水ポンプの運転状況及び配水池の水位を絶えず調査し把握する。

ウ　被害の程度によって早期の復旧が困難であって、断水に至ると判断されるとき、又は応急措置等のために局部断水の必要が生じた場合は、その断水地区の住民に対して早期に予告する。

エ　飲料水の供給

災害により現に飲料水を得ることのできない者に対する飲料水の供給方法は、「第３章第３節第１項　緊急物資の供給」に基づいて実施する。

オ　被害状況の調査及び対策

被害情報の迅速な収集、把握、分析及び対策の実施

カ　応急復旧工事の実施

応急復旧工事を速やかに行い給水の確保をしたのち、被害の程度によりかなりの期間と工事費を必要とする箇所については、後に本復旧工事を施工する。

キ　応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、本部事務局を通じ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県に対する広域的な支援の要請を行う。なお、日本水道協会奈良県支部への要請は、施設資材班上下水道係が行う。

2　下水道施設

下水道施設災害に係わる業務の実施は、施設資材班上下水道係とする。

（1）緊急調査

施設資材班上下水道係は、地震災害の発生時に管渠については地表から目視により被災状況を早急に調査する。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、総務班広報・庶務係を通じ、応急復旧工事が完了するまで、生活水の節水に努めるよう周知する。

（2）応急復旧

ア　下水管渠の被害に対しては、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。

イ　応急復旧作業に必要な要員として補修業者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。

ウ　被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に手配する。

3　電力施設（関西電力送配電株式会社奈良本部）

地震災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

（1）通報・連絡

ア　通報・連絡の経路

通報・連絡は、以下のとおりとする。

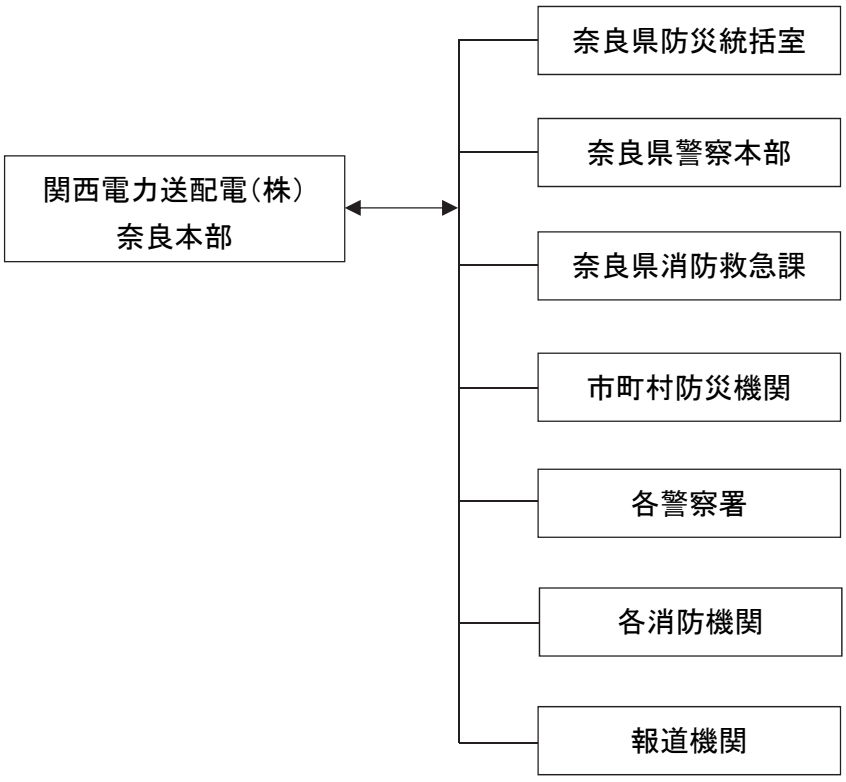

イ　通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害予防計画に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

（2）災害時における情報の収集、連絡

ア　情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

（ア）一般情報

①　気象、地象情報

②　一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

③　社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

④　その他災害に関する情報（交通状況等）

（イ）当社被害情報

①　電力施設等の被害状況及び復旧状況

②　停電による主な影響状況

③　復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項

④　従業員等の被災状況

⑤　その他災害に関する情報

イ　情報の集約

国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

（3）災害時における広報

ア　広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

（ア）無断昇柱、無断工事をしないこと。

（イ）電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

（ウ）断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

（エ）浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。

（オ）大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付けすること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

（カ）屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

（キ）電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

（ク）台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
（ケ）その他事故防止のため留意すべき事項。

イ　広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳおよびＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

（４）対策組織要員の確保

ア　対策組織要員の確保

（ア）夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
（イ）対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出社する。

イ　復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

（５）災害時における復旧資材の確保

ア　調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

（ア）現地調達
（イ）対策組織相互の流用
（ウ）他電力会社等からの融通

イ　輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

ウ　復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼する等、迅速な確保に努める。

（６）災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

（７）災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

（８）災害時における応急工事

ア　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ　応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

（ア）送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

（イ）変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

（ウ）配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

（エ）通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ　災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

（９）復旧計画

ア　設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

（ア）復旧応援要員の必要の有無

（イ）復旧要員の配置状況

（ウ）復旧資材の調達

（エ）復旧作業の日程

（オ）仮復旧の完了見込み

（カ）宿泊施設、食糧等の手配

（キ）その他必要な対策

（１０）復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

４　電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しいふくそうが発生した場合において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

（１）発生直後の対応

ア　災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防

災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

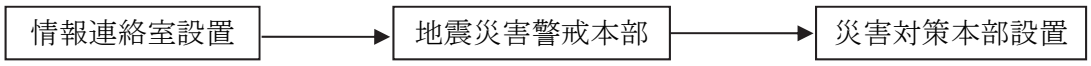

イ　災害対策情報の連絡体制

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告する。

ウ　情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

（ア）気象状況、災害予報等
（イ）電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
（ウ）当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
（エ）被災設備、回線等の復旧状況
（オ）復旧要員の稼働状況
（カ）その他必要な情報

エ　被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

（ア）災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
（イ）復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
（ウ）被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、ＮＴＴ西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ　防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

（２）災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶又は一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況、被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報する等、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア　被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
イ　被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
ウ　広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

エ　報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載による広報活動を行う。

オ　有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

（３）応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復　旧　回　線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用線等各１回線以上 ○気象機関 ○水防機関 ○消防機関 ○災害救助機関 ○警察機関 ○防衛機関 ○輸送の確保に直接関係のある機関 ○通信の確保に直接関係のある機関 ○電力の供給に直接関係のある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用線等各１回線以上 ○ガスの供給の確保に直接関係のある機関 ○水道の供給の確保に直接関係のある機関 ○選挙管理機関 ○預貯金業務を行う金融機関 ○新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○国又は地方公共団体（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

（４）通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し、又は通信がふくそうした場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

（５）通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

（６）災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

（７）災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

５　電気通信施設（株式会社ドコモ（携帯電話））

株式会社ドコモは、ＮＴＴグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

（１）社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

（２）警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

ア　情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。

イ　異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。

ウ　重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。

エ　災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。

オ　防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。

カ　電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。

キ　その他、安全上必要な措置を講ずること。

（３）通信の非常そ通措置

ア　重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

（ア）応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

（イ）通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

（ウ）非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

（エ）警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

（オ）電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

イ　携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

ウ　災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

（４）社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

ア　要員対策

イ　資材及び物資対策

ウ　交通及び輸送対策

エ　電源対策

オ　お客様対応

カ　その他必要な事項

（５）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

６　電気通信施設（ＫＤＤＩ株式会社（携帯電話））

ＫＤＤＩ株式会社は、ＫＤＤＩ防災業務計画の定めるとおり以下のとおり実施する。

（１）情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

ア　災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ　必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

（２）準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

（３）防災に関する組織

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

イ　災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

（４）通信の非常疎通措置

ア　災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第５６条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

（５）設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

（６）設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

（７）大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

ＫＤＤＩ株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。

ア　地震防災応急対策

（ア）地震予知情報等の伝達

（イ）災害対策本部等の設置

（ウ）地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務

（エ）災害対策用機器、設備、車両等の配備

（オ）局舎、設備等の点検

（カ）社員等の安全確保

（キ）地震防災応急対策の実施準備

（ク）地震防災応急対策の実施状況等の報告

イ　地震防災に関する知識の普及及び訓練

（ア）地震防災上必要な知識の普及

（イ）地震防災訓練

（８）南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

ＫＤＤＩ株式会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、（７）の対応に加えて、次の措置をとるものとする。

ア　南海トラフ地震に関連する情報等の伝達経路等の設定

イ　地震防災応急対策

（ア）安全の確保

（イ）重要通信の確保

ウ　地震防災上必要な知識の普及

７　電気通信施設（ソフトバンク株式会社（携帯電話））

ソフトバンク株式会社は、地震時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合等、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

（１）顧客への発災時の支援

ア　発災情報の通知

イ　被災情報の相互連絡

ウ　貸出用携帯電話等の配備

エ　位置情報通知システム

オ　ＷＥＢサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

カ　ＷＥＢサイト上での災害関連地域情報の公開

（２）通信サービス確保の対策

ア　緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンク株式会社が被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧等の対策を講じる。

■緊急対策本部体制図

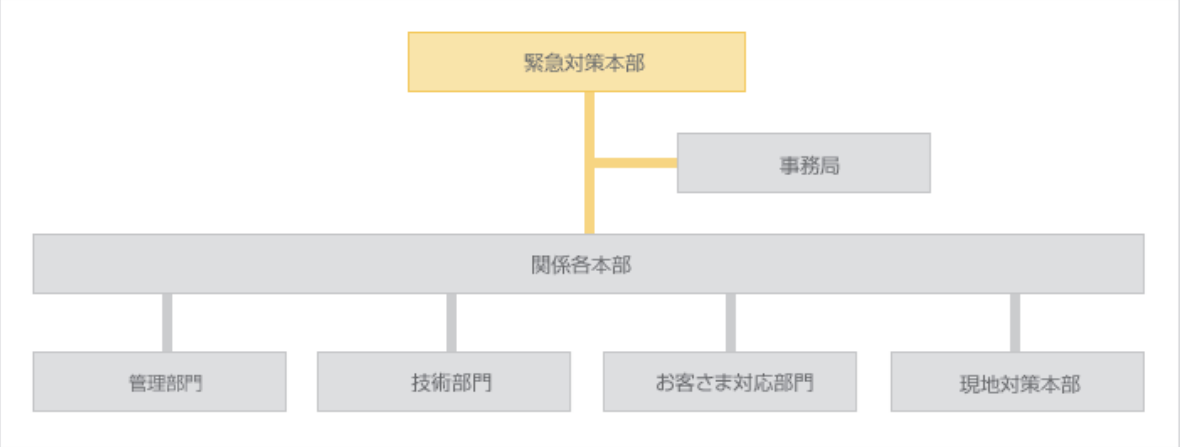

イ　通信の確保・維持

（３）通信エリアの復旧と確保

ソフトバンク株式会社では、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

ア　停電基地局の発電機設備による電源確保

イ　移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置

（ア）移動無線基地局車

（イ）可搬型衛星基地局

（ウ）新規伝送路確保による既存基地局復旧

（エ）基地局の建て直し

（オ）燃料調達

（カ）移動電源車

（キ）周辺基地局によるエリア救済

（ク）代替基地局設備の導入

（４）災害時通信サービス

ア　緊急速報メール

イ　災害用伝言板サービス

ウ　災害用音声お届けサービス

エ　ＷＥＢサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

８　電気通信施設（楽天モバイル株式会社（携帯電話））

（１）情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

ア　災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧

計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

イ　必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

（2）警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

（3）重要通信の疎通確保

ア　災害等に際し、通信ふくそうの緩和および重要通信の確保を図る。

イ　「災害救助法」（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

（4）災害時における広報

ア　災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ　テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

（5）対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

（6）社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

（7）災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

（8）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

９　ＬＰガス施設（ＬＰガス事業者等）

ＬＰガス事業者は、地震発生地域のＬＰガス等施設による地震災害を最小限に止め、ＬＰガス等の消費及び地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り並びに防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

（1）緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のとおり行う。

ア　ＬＰガス設備の被害状況の確認は、緊急度が高くかつＬＰガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校、病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

イ　確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無、容器の転倒･配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

ウ　確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器撤去を行う。

エ　震度６弱以上の地震が発生した地域では、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

（２）供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のＬＰガス設備に対して実施する必要があるため、以下のとおり行う。

ア　安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備及び震度６弱以上の地震が発生した地域並びにＬＰガス設備が浸水した地域のＬＰガス設備全てとする。

イ　安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

ウ　安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

（３）広報

ア　二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第４項　交通の機能確保

■担当部署・機関

施設資材班施設係、道路管理者、鉄道施設管理者

１　道路障害物の除去

（１）実施機関

道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

ア　県管理の国道及び県道にあっては奈良県

イ　町道にあっては本町（施設資材班施設係）

ウ　電柱架線等は関西電力㈱及び西日本電信電話株式会社

エ　建設中の現場工作物等は、その業者

（２）障害物除去の優先道路順位

災害時に発生した障害物の除去は、交通の安全及び輸送の確保に必要な場合又は応急措置の支障となるもので緊急を要する場合に実施し、実施の優先順位は次のとおりとする。

ア　避難路等の地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路

イ　災害の拡大防止上重要な道路

ウ　緊急輸送を行う上で重要な道路

エ　その他応急対策活動上重要な道路

（３）除去作業の実施

ア　実施責任者は、災害発生後速やかに道路関係障害物の実態を調査し、状況に応じて自らの組織、労力、機械、器具を用い、又は道路関係業者の協力を得て速やかに実施する。

イ　除去作業は、緊急の応急措置を実施する上で止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、道路交通に支障の起こらないよう配慮して実施する。

ウ　処理能率の向上を図るため必要に応じて空地等を利用し、障害物の集積地又は中継地を設ける。

（４）放置車両等に対する措置

放置車両等については、以下の措置を実施する。

ア　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

イ　道路管理者は、アの措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ　施設資材班施設係は、知事からの指示等があった場合は、速やかにアの措置を実施する。

２　道路施設及び鉄道施設の応急復旧

（１）道路施設

施設資材班施設係及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、以下の事項に留意しつつ、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

ア　被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急輸送道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。

なお、橋梁、トンネル等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

イ　被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ　運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

エ　応急復旧の実施

（ア）被害状況の調査

あらかじめ定めている担当区域ごとに巡回して、被災したそれぞれの箇所ごとに被害金額を算定し、応急復旧の工法を考案し、また復旧費を算定した調書を作成する。

（イ）応急復旧の措置

この措置についてはそれぞれ被害状況により異なるが、おおむね次の工法により応急工事を施工する。

①　道路

・路肩決壊の場合は杭打又は土俵積にて施工する。
・小規模の道路全壊の場合は、築堤するあるいは仮橋にて施工する。
・仮橋が適当でない場合、仮設道路を施工する。

②　橋梁

・橋梁面が被害を受けて通行不能となった場合は、並べ木で応急施工するか、鉄板等にて覆工する。
・橋脚、橋台、橋体等が被災した場合は、仮橋を架設する。

（２）鉄道施設

各鉄道施設管理者は、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

ア　線路、保安施設、通信施設等列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、段階的な応急復旧を行う。

イ　被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

ウ　運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

第５項　建築物・住宅応急対策

■担当部署・機関

施設資材班施設係、救護厚生班町営住宅係

１　被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

県から委任を受けた場合は、施設資材班施設係が土木業者に請負わせて行う。

住宅の応急修理を実施したときは、必要書類を整理し保管する。なお、直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工・作業員等の出面簿、材料輸送簿等を整備する。

また施設資材班施設係は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

資料 10-４　住宅応急修理記録簿
資料 14-１　救助実施記録日計表

２　住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では障害物の除去を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、障害物の除去を実施する。

県から委任を受けた場合は、施設資材班施設係が土木業者に請負わせて行う。同法が適用されない場合は、町長が被害戸数を勘案した上、必要の都度実施する。

（１）障害物の対象

障害物の除去の対象は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもので、おおむね次のとおりとする。

ア　当面の日常生活が営み得ない状態であること。
イ　居間、炊事場等の日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれている又は家の出入りが困難な状態であること。
ウ　自らの資力で障害物の除去ができない者。
エ　住家が半壊又は床上浸水を受けた者。

（２）除去作業の実施

ア　施設資材班施設係は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、倒木等を地元住民の協力のもとに、必要最小限度の日常生活が営める状態に除去する。
イ　障害物除去対象予定住宅を調査してその住宅を選定し、除去作業に必要な車両、機械、器具を確保する。

（３）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。障害物の除去を実施した場合は以下の書類を整理し、保管する。

資料 ３-10　障害物除去の状況
資料 14-１　救助実施記録日計表

３　応急仮設住宅の建設

（１）応急仮設住宅の建設主体

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が全壊、全焼し、又は、半壊し、かつ、居住継続が困難な程度の損傷や避難指示の長期化により、住宅としての利用ができず、自らの住宅に居住できない者に対し、応急仮設住宅を建設し供与する。

県から要請があった場合は、施設資材班施設係が建設する。

ただし、町長（本部長）が必要と認めた場合、応急仮設住宅を建設することができる。なお、公営住宅の特定入居の据置を優先的に行う。

（２）建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地の中から選定する。

資料 10-５　応急仮設住宅建設予定地

（３）建設戸数

全焼、全壊戸数、震災の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して、応急仮設住宅の必要戸数を算定した上で、県にその建設を要請する。

（４）入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県の委任により施設資材班施設係が選定する。

（５）要配慮者への配慮

高齢者や障がい者等の単身世帯及び高齢者や障がい者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

ア　応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。

（ア）住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。また、必要により集会所を設置する。

（イ）従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。

（ウ）建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等

（エ）低層浴槽、高低調整型炊事設備、障がい者用トイレの設置等

（オ）寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

イ　応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

（ア）高齢者や障がい者等の優先入居

（イ）高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。

（ウ）入居後の高齢者や障がい者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

（6）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

応急仮設住宅を設置して被災者を入居させたときは、必要書類を整理し保管する。

資料 10-６　応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）
資料 10-７　応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）
資料 10-８　入居誓約書
資料 14-１　救助実施記録日計表

４　公共住宅等への一時入居

救護厚生班町営住宅係は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、町営住宅・県営住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

５　応急借り上げ住宅等

救護厚生班町営住宅係は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅の情報収集、被災者への住宅情報の提供を行う。また、必要に応じて利用可能な民間賃貸住宅を応急借上げ住宅として供給する。

６　住宅に関する相談窓口の設置等

施設資材班施設係は、応急仮設住宅や空き家、融資等の住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を推進するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等の適切な措置を講じる。

第６項　農林関係応急対策

■担当部署・機関

施設資材班施設係、総務班広報・庶務係

１　農業用施設

施設資材班施設係は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

（１）農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、県及び農業用施設管理者の協力を得て、応急措置を講じる。
（２）ため池、農道、水路等が被災した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。
（３）資機材が不足する場合は、県に協力を要請する。

２　農作物

総務班広報・庶務係は、以下の農作物応急対策を実施する。

（１）災害対策技術の指導
県及び奈良県農業協同組合と協力し、被害を最小限にくい止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。
（２）種子もみ及び園芸種子の確保斡旋
必要に応じて、県及び奈良県農業協同組合に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子の斡旋を依頼し、その確保を図る。

３　畜産

総務班広報・庶務係は、震災発生時に、急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て、伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。

さらに、国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

４　林産物

総務班広報・庶務係は、県と協力して、倒木に対する措置等の技術指導を行う等、林産物の被害の軽減に努める。

５　林道・農道

（１）林道

ア　応急措置

林道を管理する町、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

イ　応急復旧

林道を管理する町・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

（２）農道

ア　応急措置

町及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

町及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

イ　応急復旧

被災した農道のうち応急復旧活動、住民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについては、県の指導協力のもと、町及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施する。

第７項　応急教育等

■担当部署・機関

救護厚生班教育総務係、教育委員会、学校園長

１　園児・児童・生徒の安全確保

校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

（１）校内での応急対応
ア　園児・児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
イ　施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
ウ　非常持ち出し品の搬出を指示する。
エ　避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、園児・児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。
（２）登下校時の応急対応
ア　通学路及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、園児・児童・生徒等の安否確認を指示する。
イ　避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた園児・児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
ウ　保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。
（３）学校行事（校外）においての応急対応
ア　現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、園児・児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
イ　全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
ウ　保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

２　災害状況の報告

校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

（１）公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を町教育委員会に報告し、報告を受けた町教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。
（２）私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。

３　学校・園施設の応急対策

救護厚生班教育総務係は、速やかに平常の教育活動ができるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設整備について必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保する等必要な措置を講じる。

（１）応急修理で使用できる場合は、速やかに修理の上使用する。
（２）被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の学校・園又は公民館、その他適当な公共施設を利用する。
（３）校舎・園舎の一部が使用できない場合は、特別教室や体育館等を活用する。
　　なお、授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切りや仮設トイレ等を設置する。
（４）学校・園が指定避難所等に利用され、校舎・園舎の全部又は大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と協議する。

４　応急教育の実施

校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と連絡の上、被害の状況に応じ休校又は短縮授業の応急教育を実施する。

教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

（１）応急教育への対応
ア　校長等は、教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。
　　災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。
イ　校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
ウ　教育委員会は、学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園等仮設校舎等の建築可能場所をあらかじめ選定しておく。
エ　校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応する。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたすときは、教育委員会と相談して教員の確保に努める。
オ　教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。
（２）園児・児童・生徒及び保護者への対応
ア　できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、指定避難所訪問等を行い、園児・児

童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。

イ　休校や指定避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。

ウ　校長等は、総務班広報・庶務係と連携し、園児・児童・生徒及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Ｗｅｂページ、電話、自治会等の放送等の中から利用可能な方法で実施する。

５　児童・生徒等に対する援助

（１）教科書及び学用品の支給

救護厚生班教育総務係は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具及び学用品を支給する。

災害救助法が適用されない場合は、被災児童、生徒及び家庭の被害状況を調査して、その被害により生計が著しく困難となった保護世帯、準要保護世帯及びその他特に町長が必要と認める世帯の児童・生徒には、学用品（教科書を除く）の経費を助成する措置をとる。

資料 13-１　学用品の給与状況
資料 14-１　救助実施記録日計表

（２）学校諸費用等の減免等の措置

救護厚生班教育総務係は、町立小・中学校及び幼稚園においては、その被害により学校諸費用等の納入が著しく困難となった生徒等に対して、学校諸費用等の減免等の適切な措置をとる。

（３）転出、転入の手続き

教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

（４）児童・生徒等に対する心のケア

救護厚生班教育総務係は救護厚生班避難係と連携し、専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障がい）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

６　学校給食の実施

被災した学校は、給食施設や設備、物資等に被害があった場合は、速やかに救護厚生班教育総務係に報告し協議の上、給食活動の可否について決定するが、この場合、次の事項に留意する。

なお、救護厚生班教育総務係は、関係機関と協議の上、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じる。

（１）被害があってもできる限り継続実施に努めること。

（２）震災時に給食施設が被災者用の炊出しに利用された場合は、学校給食と被災者用炊出しとの調整に努めること。

（３）給食施設が被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう

努めること。

（4）被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については注意の上実施すること。

第８項　文化財災害応急対策

■担当部署・機関

救護厚生班社会教育係、県教育委員会、文化財所有者・管理者

１　災害発生の通報

（１）救護厚生班社会教育係、指定文化財の所有者・管理者は、震災が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに町教育委員会を通して、県教育委員会へ通報する。

　なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は町または町教育委員会を通して、その旨を県に報告する。

（２）県教育委員会は通報を受理したときは、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。

２　被害状況の調査・復旧対策

（１）県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。

（２）現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし、国指定文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

資料５－２　指定文化財一覧

３　大規模災害における応急対策

　県内において大規模な災害が発生して、県・町の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県もしくは町（または町教育委員会)は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿２府７県及び文化財保護関係機関等（以下「近隣府県等」という。）への応援を要請する。

（１）事前準備

　被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

ア　指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。

イ　目録は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低１年１回とする。

ウ　被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。

エ　被害時に迅速な情報交換ができるように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

（2）支援要請

ア　災害時において、被害状況から応援を受けることが必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。

イ　必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。

ウ　応援に要する経費は原則として応援を受ける県の負担とする。

（3）被害状況調査

ア　近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。

イ　指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編成し実施する。

ウ　調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

（4）復旧計画の立案・実施

被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

第９項　廃棄物の処理等

■担当部署・機関

環境衛生班環境衛生係、本部事務局

非常災害により生じた廃棄物は、平常時同様、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保しなければならないため、国、県、町、事業者等の関係者が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

１　し尿処理

環境衛生班環境衛生係は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

（１）初期対応

ア　処理を計画的に実施するため、①し尿処理施設の被害状況と稼働見込み、②指定避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数、③倒壊家屋等の便槽及び指定避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測、④下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握し、県に報告する。

イ　被災者の生活に支障が生じることのないように、要配慮者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

（２）仮設トイレの設置

必要に応じ、関係業者と協力して仮設トイレの設置を行う。

ア　仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

仮設トイレ設置基数　：１基／100 人、災害発生直後の初動期は１基／250 人

イ　仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、業界団体と早急に連絡をとるとともに、本部事務局を通じて県に協力を要請する。

ウ　仮設トイレの設置

（ア）仮設トイレは、指定避難所等に優先的に設置する。

（イ）屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議の上、照明施設を設置する。

（ウ）仮設トイレを設置する際には、地下浸透の防止対策を講じる。

エ　設置期間

上下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

オ　仮設トイレの管理

関係業者と協力の上、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

（３）処理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確定する。

（４）応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、本部事務局を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

県に支援を要請する場合は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア　災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

イ　支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

ウ　その他必要な事項

エ　連絡責任者

２　ごみ処理

環境衛生班環境衛生係は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

（１）初期対応

ア　処理を計画的に実施するため、①ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、②指定避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握し、県に報告する。

イ　ごみ処理施設（クリーンセンターかしはら）の被害状況と復旧見込みを把握する。

（２）処理活動

ア　被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ　町所有の車両のほか、必要に応じて業者等の車両（１台につき３人付きのダンプ車）を調達し、収集車両を確保する。

ウ　ごみの処理は、ごみ処理施設（クリーンセンターかしはら）のほか、必要に応じて埋立て等環境衛生上支障のない方法で行う。なお、必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

エ　防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い生活ごみや浸水地域のごみは、迅速に収集処理する。

オ　消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

カ　住民に対するごみ処理指導

（ア）自治会長等を通じて、住民による自主搬出の協力を求める。

（イ）震災により発生した廃材、土砂、ごみ等の区分を徹底するよう求める。

（ウ）集積地を周知徹底する。

キ　動物（犬、猫類）の死体の処理は、土地・建物の所有者又は管理者等が自らの責任で行うが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、所有者等の申請や住民の通報により、環境衛生班環境衛生係が収集を行い処理する。なお、家畜の死体の処理は、所有者が行うものとし、家畜感染症の疑いがある場合においても、県家畜保健衛生所の指示に従って所有者が処理する。

（3）応援要請

町単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、本部事務局を通じて、県、他の市町村、自衛隊に応援を要請する。

3　がれき処理

環境衛生班環境衛生係及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

（1）初期対応

ア　処理を計画的に実施するため、発生量を把握し、県に報告する。

イ　がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートを確保する。

（2）処理活動

ア　がれき処理については、危険な物、道路通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。

イ　がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

ウ　アスベスト等の有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する。

エ　環境衛生班環境衛生係は、アスベスト等の有害物質による環境汚染の未然防止に努めるとともに、町民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するよう指導する。

オ　震災により発生したがれき等の廃棄物の不適切な処理に伴う環境汚染を発見した場合は、速やかに適切な処分及び処理を指導するとともに、本部事務局を通じて県に報告を行う。

（3）応援要請

町単独でがれきの除去及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、本部事務局を通じて、次に掲げる事項を明示して、県、他の市町村に応援を要請する。

ア　災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

イ　支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

ウ　支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

エ　その他必要な事項

オ　連絡責任者

（4）緊急支援要員の派遣（災害廃棄物処理緊急支援要員）

県は、災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員を速やかに町へ派遣する。

緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。

ア　災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集

イ　町が実施する災害廃棄物処理への支援（仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等）

第１０項　行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋火葬等

■担当部署・機関

本部事務局、総務班防災情報係、救護厚生班避難係、環境衛生班環境衛生係、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団、橿原警察署、自衛隊、自治会等

災害発生時に不幸にして行方不明となり、かつ周囲の状況、事情から推定して既に死亡していると考えられる者を捜索する。また災害のために死亡した者について、遺体識別等のための処置を行い、かつ遺体の応急的な埋火葬を実施する。

１　行方不明者の捜索

（１）奈良県広域消防組合高市消防署、橿原警察署は、高取町消防団及び関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。また、被災状況により、橿原警察署との密接な連携のもと、自衛隊、地元自治会等の協力を得て実施する。
（２）総務班防災情報係は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
（３）行方不明者の捜索期間は、震災発生の日から10日以内とする。
　ただし、10 日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。

２　遺体の収容

遺体を発見した場合、救護厚生班避難係は所定の措置を講じた上、遺体収容所へ搬送し収容する。

（１）遺体を発見した場合の措置
ア　遺体を発見した場合、発見者は速やかに橿原警察署に連絡する。
イ　橿原警察署は、警察等が取り扱う死体の起因又は身元の調査等に関する法律（平成24 年法律第 34 号）及び検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第３号）並びに死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則第４号）に基づき、遺体検視その他所要の処置を行った後、関係者（遺族又は救護厚生班避難係）に引き渡す。
ウ　遺体の検案
　検案は、原則として救護厚生班避難係が、医師会等に要請して行う。
　検案に当たっては、警察官の立会いを必要とする。
（２）遺体の収容
　救護厚生班避難係は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。
ア　遺体収容所の開設
　遺体収容所は、学校等の敷地、その他公共施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
　なお、遺体収容所を開設した場合、本部事務局は関係機関に報告を行う。

イ　収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、警察とその関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。

ただし、現場の状況等によって現場での検視や検案が困難な場合は、遺体収容所において行う。

3　遺体の処置

遺体の処置は、災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のためこれらを行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、救護厚生班避難係が実施する。

（1）遺体の処置

葬儀業者等から、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置の要員と資機材を確保し、遺体の処置を行う。

ドライアイス及びひつぎが不足する場合は、本部事務局を通じて県に確保、斡旋を要請する。

（2）身元不明者への対応

橿原警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問合せに対応する。

橿原警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力する。

4　遺体の埋火葬

環境衛生班環境衛生係は、遺族が混乱期のため埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者を含む）に、下記の埋葬方法に基づき遺体の埋葬を実施する。

（1）埋葬は、原則として火葬により実施する。

（2）身元不明の遺体及び身元の引取りのない遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、遺体処理台帳及び遺品を保存した上で、火葬により埋葬を行う。

なお、遺骨及び遺品等を町又は寺院に依頼して保存する。

（3）火葬場の稼働状況、ひつぎの確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、ひつぎの調達、遺体搬送の手配等を実施する。

（4）遺体の火葬、遺族に対するひつぎ、骨つぼの支給等、必要な措置を講じる。

（5）相談窓口等の設置により、遺体の火葬の円滑な実施に努める。

5　応援要請

総務班防災情報係、救護厚生班避難係、環境衛生班環境衛生係は、遺体の捜索・処理・埋火葬等について町のみでは対応できないとき、本部事務局を通じて、次の事項を示して県に応援を要請する。

（1）捜索・処理・埋火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
（2）捜索地域
（3）火葬等施設の使用可否
（4）必要な搬送車両の数
（5）遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

なお、他市町村への受け入れが認められた場合、救護厚生班避難係は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

6　災害救助法が適用された場合の措置

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。また、町長は、行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋火葬を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

【行方不明者の捜索関係】	資料 14-1	救助実施記録日計表
	資料 14-2	捜索用機械器具燃料受付簿
【遺体の処置関係】	資料 14-1	救助実施記録日計表
	資料 14-3	遺体処理台帳
【埋火葬関係】	資料 14-1	救助実施記録日計表
	資料 14-4	埋葬台帳

第１１項　ボランティア等の自発的支援の受入れ

■担当部署・機関

本部事務局、総務班広報・庶務係、救護厚生班避難係、高取町社会福祉協議会

１　ボランティアの受入れ

救護厚生班避難係は、県や日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、高取町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

また、高取町社会福祉協議会と連携し、必要に応じＮＰＯ・ボランティア等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、町災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

（1）受入窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）の自主性を尊重する。

また、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、高取町社会福祉協議会の協力を得て、その活動に対して情報提供、調整支援を行う窓口を開設する。

（2）ボランティアの確保

ア　一般災害ボランティア

救護厚生班避難係は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、高取町社会福祉協議会及びその他のボランティア団体に、一般災害ボランティアの派遣を依頼する。

また、救護厚生班避難係は、県の紹介窓口を通じて一般災害ボランティアを確保するとともに、本部事務局と連携し、県を通じてテレビやラジオ等の報道機関を通じて募集の報道を要請する。

これらの一般災害ボランティアについては、応急活動所管各班やボランティアを必要とする自治会及び指定避難所等の要請内容等を確認・調整した上で派遣を要請する。

イ　専門的技能を有するボランティア

本部事務局は、災害応急対策を実施する上で、各班から下記のような専門的技能を有するボランティアの要請があった場合、県や関係機関に対し、活動内容や期間、派遣場所等を明らかにした上で、ボランティアの派遣を依頼する。

（ア）医療、助産分野
（イ）心身障がい者、老人福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
（ウ）建築分野（被災建築物応急危険度判定士）
（エ）語学分野
（オ）輸送分野
（カ）情報通信分野
（キ）その他専門的な技能を有する分野

（３）活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所を確保するとともに、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

（４）情報収集・情報提供

救護厚生班避難係は、被害に関する情報、指定避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、町災害ボランティアセンターに提供し、ＮＰＯ・ボランティア等への広報・周知を図る。

また、町社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ＩＣＴやＳＮＳの活用を図る。

（５）中間支援組織等との情報共有

救護厚生班避難係は、町社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るため、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

（６）救助の調整事務

県から事務の委任を受けた町（救護厚生班避難）は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２　義援金の受入れ及び配分

本部事務局は、寄託された義援金の受入れ及び配分を行う。

（１）義援金・救援物資の募集

総務班広報・庶務係は、テレビやラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて、義援金・救援物資の募集を呼びかける。

（２）義援金の受入れ及び配分

ア　受入れ

本部事務局は、義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

イ　配分

（ア）義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法や伝達方法等を協議の上決定する。

（イ）定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

３　救援物資の受入れ及び配分

救護厚生班避難係は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

（1）受入れ

ア　救護厚生班避難係は、町役場等に救援物資の受入窓口を開設し運営を行う。

イ　仕分作業がスムーズに行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容や数量等の必要事項を記入する。

ウ　救援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

（ア）救援物資は荷物を開閉することなく、物資名や数量がわかるように表示すること

（イ）複数の品目をこん包しないこと

（ウ）腐敗する食糧は避けること

（2）救援物資の配分

義援品の配分については、本部事務局が関係機関と協議の上、配分計画を決定する。

救援物資の配分については要配慮者を優先する。

（3）救援物資の搬送

ア　県及びその他の市町村等からの物資は、庁舎内の適当な場所に一時集積所を確保し、仕分けの上、各指定避難所へ搬送する。なお、被害の状況等により本部長が必要と認めた場合は、リベルテホールに救援物資集積所を設け、物資の集積配分を行う。

イ　搬送は、ボランティア等の協力を得て実施する。

4　海外からの支援の受入れ

本部事務局及び救護厚生班避難係は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

（1）連絡調整

ア　海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

イ　海外からの支援が予想される場合は、県と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要や想定されるニーズを連絡するとともに、国からの照会に迅速に対応する。

（2）支援の受入れ

ア　次のことを確認の上、受入準備を行う。

（ア）支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

（イ）被災地域のニーズと受入体制

イ　海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

（ア）案内者、通訳等の確保

（イ）活動拠点、宿泊場所等の確保

第１２項　社会秩序の維持

■担当部署・機関

総務班広報・庶務係、本部事務局、橿原警察署

１　町民への呼びかけ

総務班広報・庶務係及び県は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、流言飛語を防止し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

２　警備活動

本部事務局は、橿原警察署等との密接な連絡協力を行い、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施するよう要請する。

また、総務班広報・庶務係は、災害広報を通じて、町民に自主防犯の注意、指導を行う。

３　物価の安定及び物資の安定供給等

総務班広報・庶務係、県及び関係機関は、買占め、売惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と、経済復興の促進を図る。

また、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や広報活動等により万全を尽くす。

（１）消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

（２）生活必需品等の確保

生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議して、物資が速やかに市場に流通するよう努める。

第１３項　愛玩動物の収容対策

■担当部署・機関

環境衛生班環境衛生係、飼養者

１　放浪犬猫の保護収容

環境衛生班環境衛生係は、震災後、被災により放浪する犬猫について、県、獣医師会、動物愛護団体等と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。

また、必要に応じ関係団体に支援を行う。

２　指定避難所における適正な飼育と情報提供

環境衛生班環境衛生係は、飼い主とともに避難した動物の飼育については、適正な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、指定避難所における愛玩動物の情報等を提供する。

３　愛玩動物飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

４　奈良県動物救援本部との連携

県は、「動物救護本部」を設置し、次の事業を行う。

（１）被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
（２）傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
（３）被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
（４）被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
（５）その他、救護本部が定めた事業

環境衛生班環境衛生係は、「奈良県動物救援本部」が設置された場合は、連携して愛玩動物対策を実施する。

第４節　警戒宣言発令時の対応

「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号)」に基づき、東海地震に係わる地震防災対策強化地域において大規模な地震（震度６弱以上）の発生が予想される場合は、内閣総理大臣は地震災害に関する「警戒宣言」を発することになっている。

この宣言が発令されたときの町の対応措置についての計画を策定し、かつ万一町内で地震により大被害が発生するような場合には、町において速やかに応急対策体制に移行できるよう措置する。

第１項　警戒宣言が発令されたときの基本方針

■担当部署・機関

各班

１　基本方針

東海地震が発生したとしても、町内における震度予測から、本町は、「地震防災対策強化地域（震度６弱以上）」外になっているため、「警戒宣言」発令後の対策は、町において警戒体制を整備して初動活動に入ることと、住民生活及び社会生活に混乱を来さないように努めることに重点を置くことにする。

（１）「警戒宣言」発令中においても、日常の生活及び都市機能は平常どおりに確保する。
（２）東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ「警戒宣言」に伴う社会的混乱の防止に努めることにより、住民の生命、身体、財産等の安全を確保する。
（３）原則として、「警戒宣言」の発令から地震の発生、警戒解除宣言の発令までの間にとるべき措置を定める。なお、地震防災対策強化地域判定会（以下、「判定会」という）の招集が決定された旨の連絡を受けたとき、又はその情報を得たときから「警戒宣言」が発令されるまでの間についても、早期に活動体制を整える。
（４）住民や事業所に対しては、「警戒宣言」発令中の対処法に関して、広報活動及び行政指導により周知徹底し、全面的な協力を求める。
（５）著しい地震災害が発生した場合には、「第３章第１節～第３節」に準じる。

２　前提条件

「警戒宣言」の発令形態については、２～３日以内に地震が発生するおそれがあるという形態を想定し、その発令時刻についても、最も社会的混乱が予想される平日の昼間である可能性を考慮する。

（１）本町における予想震度等

ア　震度：震度４。ただし、沖積層等の地盤の悪いところでは震度５弱。

イ　震源域：駿河湾沖

東辺は駿河トラフの線に沿い、北辺は駿河湾奥までとする南北方向100～200km程度と東西方向50kmで囲まれた地域内。

ウ　規模：マグニチュード8.2

第２項　警戒宣言情報等の収集・伝達

■担当部署・機関

総務班防災情報係

町においては、判定会の招集が決定された旨の連絡を受けたとき、又はその情報を得たときは、「警戒宣言」の発令に備えて、社会的混乱の防止と被害を最小限に止めるために、速やかに対処する。

１　警戒宣言情報の伝達

東海地震の「警戒宣言」に係わる強化地域判定会の招集連絡報は、本地域では強化地域外であるので、報道解禁時に奈良地方気象台が気象庁からの通知を受けて県に通知した後、県は県防災行政無線を通じて各市町村に伝達する。

（１）勤務時間内における伝達

伝達方法は、「第３章第１節第４項　情報の収集・伝達」に準じる。

（２）勤務時間外における伝達

勤務時間外において県防災行政無線ファックスで警戒宣言情報が伝達されたとき、夜間勤務者は総務課長に連絡する。

なお、奈良県広域消防組合高市消防署へは勤務時間内と同様の経路で警戒宣言情報が伝達される。

２　庁内における伝達事項

庁内においては、頻繁に提供される情報を的確に把握して、逐次この情報を迅速に伝達するとともに、速やかに必要な体制に移行する。このときの伝達事項は以下のとおりである。

（１）判定会招集連絡報の内容
（２）「警戒宣言」が発令されることを考慮して、災害警戒体制の設置及び地震配備体制による配備
（３）判定会の結果についての必要事項
（４）その他連絡する事項

第３項　警戒体制

■担当部署・機関

各班

東海地震による災害が発生する場合を想定して、応急対策を迅速に実施できる体制を整えるとともに、未だ経験したことのない「警戒宣言」の意味合いと地震への備えを広報して、社会の安定を図ることを重視する。

１　体制の整備

「警戒宣言」が発令されたとしても、町内では実際問題として地震災害が発生しているのではなく、東海地震による災害の発生が予想されるのであって、このような事態に適切に対処しなければならない。

したがって、災害警戒体制により関係職員の配備を行う。

２　活動内容

（１）配備の確認

ア　活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。

イ　出先機関、防災関係機関等との情報連絡を緊密にする。

（２）出動の準備

ア　消防関係者を含む全職員は、地震災害発生に備えて出動準備を整える。

イ　応急対策に必要な資機材、車両、燃料等の数量及び保管場所を確認し、機能の整備を行う。

ウ　勤務時間外において、地震配備体制の関係職員以外の職員は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし動員に備える。

（３）住民・事業所への広報

ア　「警戒宣言」が発令された段階で、町民生活や社会経済活動混乱を生じさせないために、次項に示すような広報活動を冷静に繰り返して行う。

イ　自治会に対して、広報活動の協力要請を行う。

第４項　住民等への広報

■担当部署・機関

各班

「警戒宣言」が発せられたとき、本町は住民、事業所等に対して、家庭や職場で必要な防災措置を講じるように周知するとともに、町が行う措置に協力するように要請する。

また、特に外国人を含む観光客、旅行者等に対しては、事態の重要性及び緊急性を周知徹底させ、防災担当者による指示に従うように協力を要請する。

１　町民、家庭、観光客・旅行者への広報

東海地震が発生しても本町での災害は激甚なものにはならないと予想されており、冷静に行動することを徹底する。

この点を第一義として、以下のような広報を繰り返して行う。

（１）的確な情報を収集すること。
ア　警戒宣言発令中は、テレビ、ラジオのスイッチを常に入れておく。
イ　町役場、消防署、警察署からの情報をキャッチする。
ウ　車内ではラジオを常時聞く。
エ　自分の居住している地域及び現在いる場所の災害危険性及び避難の必要性等を把握するように努める。
（２）家族防災会議を開くこと。
ア　家族の役割分担を決めておき、いつでも行動できるようにしておく。
イ　連絡不能に備えて、家族の行動予定及び万一の場合の集合場所を決めておく。
（３）出火防止措置を講じること。
火気使用を自粛するとともに、火の始末を完全に行う。
（４）初期消火措置を講じること。
消火機器（消火器、バケツ、消化用水等）を準備する。
（５）危険を防止すること。
ア　家具類等を固定する。
イ　ガラス戸のついた食器棚やサイドボードの収容物は、なるべく外に出す。
ウ　家具の上に物を置かない。
エ　荷造りテープ等を窓ガラスに貼る。
オ　ベランダの植木等を片付ける。
カ　エレベーターの使用は避ける。
キ　ブロック塀、門柱、看板等の転倒・落下防止措置を講じる。
ク　危険物容器、プロパンガスボンベを固定する。
ケ　魚釣り、海水浴等で海岸に出かけない。

（６）避難時に注意すること。
ア　危険箇所以外の人はむやみに避難せず、自宅に止まる。
イ　老朽ブロック塀は倒壊のおそれがあるので、近づくのを避ける。
ウ　身軽で安全な服装をする。
エ　水、食糧、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品等の非常持ち出し品を用意する。
オ　避難所や避難路を確認し、安全な避難所を確保する。
（７）社会的混乱を防止すること。
ア　水を汲み置く。（ポリタンク、バケツを利用する。なお、地震時に流出しないよう措置するとともに、水質確保のため蓋をしておく。）
イ　不要不急の自家用自動車の使用は自粛する。
ウ　消防署や学校等への問合せや照会の電話は自粛する。
エ　異なった地域（市外局番）の親類、知人等を通じての連絡ルートを決めておく。
オ　事態に興奮して、品物を買いだめしない。
カ　デマ、流言等に惑わされず、隣保精神に徹する。
（８）その他、地震防災に関すること。
自治会や自主防災組織は防衛態勢をとる。

２　職場・事業所への広報

（１）情報の収集と伝達
ア　テレビ、ラジオのスイッチを常に入れておく。また町役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意し、正確な情報の収集に努め、これを職場全体に伝達する。
イ　自動車の車内ではラジオで情報を収集する。
（２）職場防災会議の開催
防災管理者、保安責任者等を中心に、すぐ職場防災会議を開催し、消防計画、予防規程等に基づく役割分担に従ってすぐに行動する。
（３）出火防止措置
ア　火気はできるだけ使用しない。
イ　火気使用場所の不燃化、整理整頓を行う。
ウ　石油コンロ、ストーブ等の使用中の火気に注意する。
エ　危険物積載車両は運転の自粛ないしは安全運転に留意する。
オ　石油類と危険物類の安全を確認する。
（４）避難時の措置
ア　危険箇所以外の人は、むやみに避難せず、職場でとどまる。
イ　老朽ブロック塀の倒壊に注意する。
ウ　車両による避難はしない。
エ　重要書類、有価証券等の非常持出品を確認し、いつでも持ち出せるようにする。
オ　不特定多数の者を収容する職場では、まず入場者の安全確保を第一に考え、適切に避難誘導を行う。
（５）危険防止措置
ア　万一のとき身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置を講じる。

イ　エレベーターの使用は避ける。
ウ　荷造りテープ等を窓ガラスに貼る。
エ　ブロック塀、門柱、看板等の転倒・落下防止措置を講じる。
オ　工事中の建築物その他工作物又は施設については、応急補強等の必要な措置を講じる。

（６）社会的混乱防止措置
ア　自家用自動車による通動は自粛する。
イ　家族の安否に関する問合せの電話はできるだけ控える。
ウ　自動車は目的地へ到着後は、これ以降の乗車はできるだけ自粛する。
エ　時差退社を行い、近距離の者は徒歩帰宅する。
オ　水を汲み置く。（ポリタンク、バケツを利用する。なお、地震時に流出しないよう措置するとともに、水質確保のため蓋をしておく。）

３　町民・事業所に対する町からの呼び掛けの例文

「警戒宣言」が発せられた場合には、町民及び事業所に対して町は以下のように広報を行う。

町民・事業所に対する町からの呼び掛け文（例文）

住民及び事業所の皆さん、こちらは高取町役場です。
先程、テレビ、ラジオで報道されましたように、本日○○時○○分、内閣総理大臣から東海地震に係わる「警戒宣言」が発令されました。
その内容は、２、３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるということです。この東海地震が発生した場合、高取町内では、静岡県等の地震防災対策強化地域（震度６弱以上）とは異なり、震度は４～５弱程度であると予想されます。
震度４では、被害はほとんど発生しません。また、地盤の悪いところでは局地的に震度５弱程度になるところもありますが、このときでも家屋等の倒壊はなく、老朽建物の破損、窓ガラスの落下、家具の転倒等が考えられます。住民、事業所の皆さんが冷静沈着な行動をとり、適切に対処すれば被害は最小限にくい止めることができます。
まず、地震に備えて危険な作業、また不要不急の電話の利用や自動車の使用は極力自粛してください。品物の買いだめ等に走り回らないでください。また、デマ等に惑わされず、テレビ、ラジオの情報や役場等の防災機関からの広報等正確な情報に耳を傾けてください。
繰り返します。この東海地震が発生した場合でも、皆さんが冷静に行動すれば大文夫です。あわてず落ち着いて行動していただくよう、重ねてお願いいたします。

4　広報の方法

（1）防災行政無線による伝達
（2）町有車両、消防自動車等による巡回広報
（3）テレビ、ラジオによる広報
（4）不特定多数が集まる場所でのチラシ、ビラの配布
（5）自治会への協力要請による地区住民への周知
（6）自治会の掲示版への広報資料の掲示
（7）新聞等の報道機関への情報提供

第４章　風水害等災害応急対策計画

第１節　応急活動実施体制の確立

第１項　防災組織

■担当部署・機関

各班

この計画は、高取町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町がその有する全機能を発揮して迅速的確な防災活動を実施するための体制について定める。

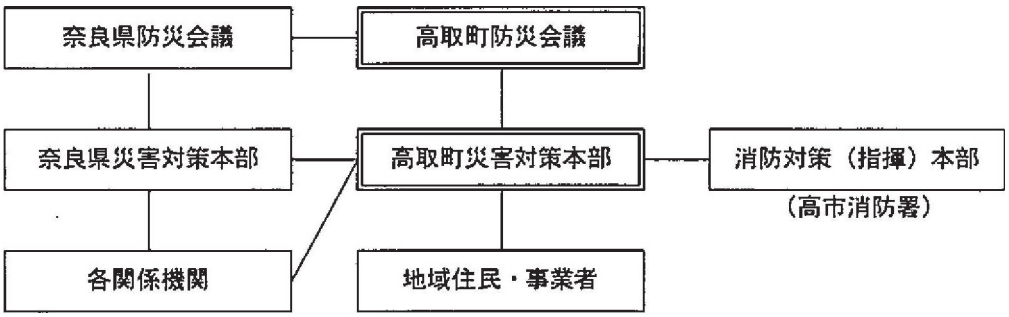

１　高取町防災会議

「災害対策基本法第 16 条」及び「高取町防災会議条例」に基づいてこの会議を設置する。町域に係る防災に関する基本方針の決定並びに町の業務を中心とした町域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施を図るとともに、災害の情報収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整を行い、防災活動の円滑な推進と有機的な運営を図る。

参考－１　高取町防災会議条例

２　高取町災害対策本部

高取町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、強力に防災活動を推進する必要があると認めるとき、町長は「災害対策基本法」及び「高取町災害対策本部条例」に基づき、高取町災害対策本部を設置する。

資料１－１　高取町災害対策本部条例

第２項　組織体制

■担当部署・機関

各班

１　災害警戒体制（１号動員、２号動員）

災害警戒体制は、気象警報が発表されたとき、台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある場合又は小規模の災害が発生したとき、若しくは発生することが予想される場合に、災害の警戒のため情報連絡活動を円滑に行う体制として配備する。

災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒体制は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

（１）設置基準

ア　１号動員

・気象警報が発表されたとき、又は台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある場合

イ　２号動員

・小規模な災害が発生したとき、あるいは発生することが予想される場合

（２）廃止基準

ア　町長が、災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合

イ　調査の結果、災害対策本部の設置により災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると町長が認めた場合

（３）組織及び運営

災害警戒体制の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に準じる。

（４）設置及び廃止の通知

町長は、災害警戒体制を設置又は廃止した場合は、各班にその旨を通知する。

２　災害対策本部（３号動員、４号動員）

災害対策基本法第 23 条の２に基づき、町域に災害が発生し、その対策を必要とする場合、町長は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部は、町長が本部長となり、職員を統括して災害応急対策及び二次災害予防を実施する。

（１）設置基準

ア　３号動員

・相当規模の災害が発生したとき、又は発生することが予想される場合。あるいは小規模な災害が数箇所で発生した場合

イ　４号動員

（ア）大規模な災害が発生したとき、又は発生することが予想される場合

（イ）暴風又は大雨その他にかかる特別警報が発表された場合

（２）廃止基準

ア　本部長が、町域において災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合

イ　調査の結果、町域に大きな被害がないと本部長が認めた場合には、必要に応じて、被害状況に即した体制（災害警戒体制）に移行する。

（３）組織及び運営

ア　部の組織

災害対策本部の組織、運営については、災害対策本部組織及び所掌事務に基づく。

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施時の指令を行う。

また、災害対策本部組織図は、資料編に示すとおりである。

資料１－２　災害対策本部組織図

イ　災害対策本部会議

災害対策本部会議（以下、本部会議という。）は、災害応急対策に関する重要事項を協議し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し、本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

また、災害対策本部会議の構成及び協議事項は、資料編に示すとおりである。

資料１－３　災害対策本部会議の構成及び協議事項

（４）設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各班、知事、防災会議委員、報道機関、町民等にその旨を通知する。

（５）設置場所

災害対策本部は、町役場集会室に設置する。

ただし、当該施設が使用不能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図る必要がある場合は、町長の判断により、高取町リベルテホール等の町有施設に設置する。

この場合、各班、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関には、電話等によって周知徹底を図る。

（６）本部表示等の掲示

ア　災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口に「高取町災害対策本部」の標識を掲示する。

イ　災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事する場合は、次の腕章及び標識をつける。

（ア）腕章（黄色に黒文字）

①本部長が着用する腕章

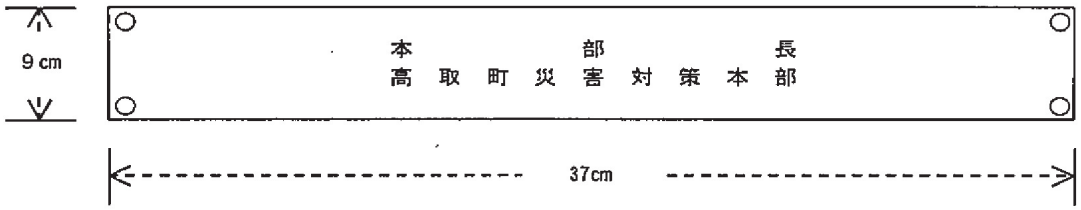

②副本部長が着用する腕章

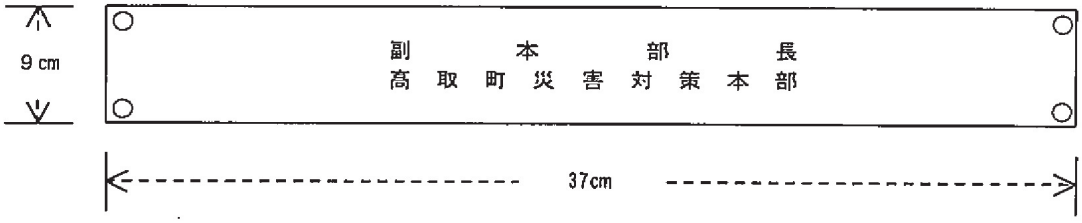

③本部員が着用する腕章

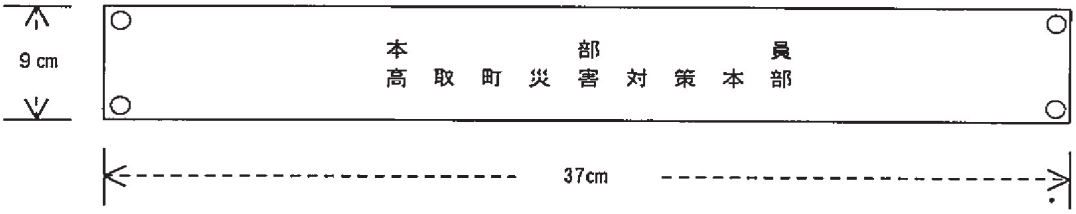

④班長が着用する腕章

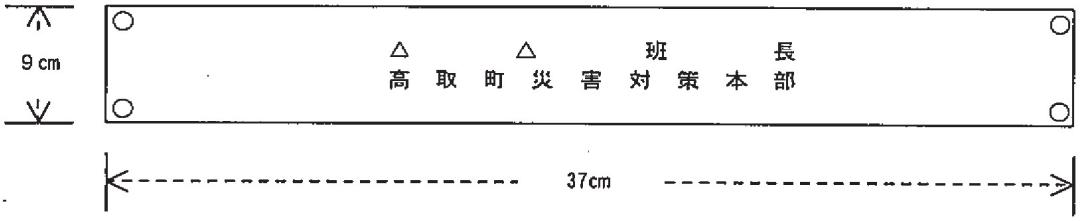

⑤班員が着用する腕章

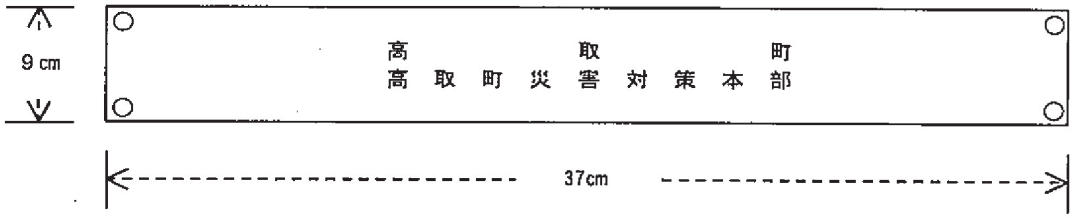

（イ）自動車用標識（赤字に白文字）

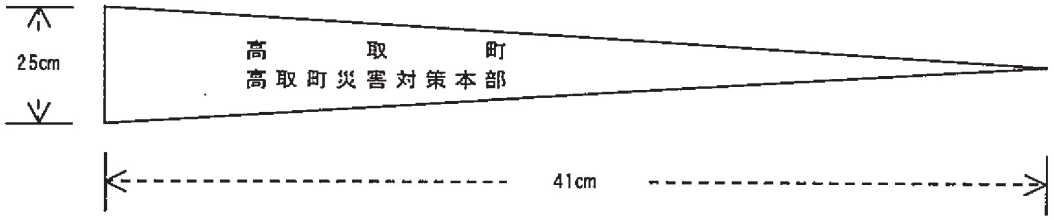

（７）職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は町長が当たり、町長が不在の場合には、副町長、教育長、総務課長の順位で代行する。

（８）対策の実施

各班は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害対策活動を実施する。

本部から各班へ決定事項が迅速かつ的確に伝わるよう、各班の班長は、災害対策本部に集合する。

（９）現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域において重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する活動内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

資料１－４　高取町災害対策本部の担当課一覧
資料１－６　高取町災害対策本部の編成及び事務分掌

第３項　配備・動員体制

■担当部署・機関

各班

１　配備体制

気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とするときは、下記の体制により警戒に当たるとともに、災害対策本部設置の判断資料を得るため、気象、水防等の情報収集、災害対策に関する連絡調整等に万全を期する。

■災害配備体制のフロー図

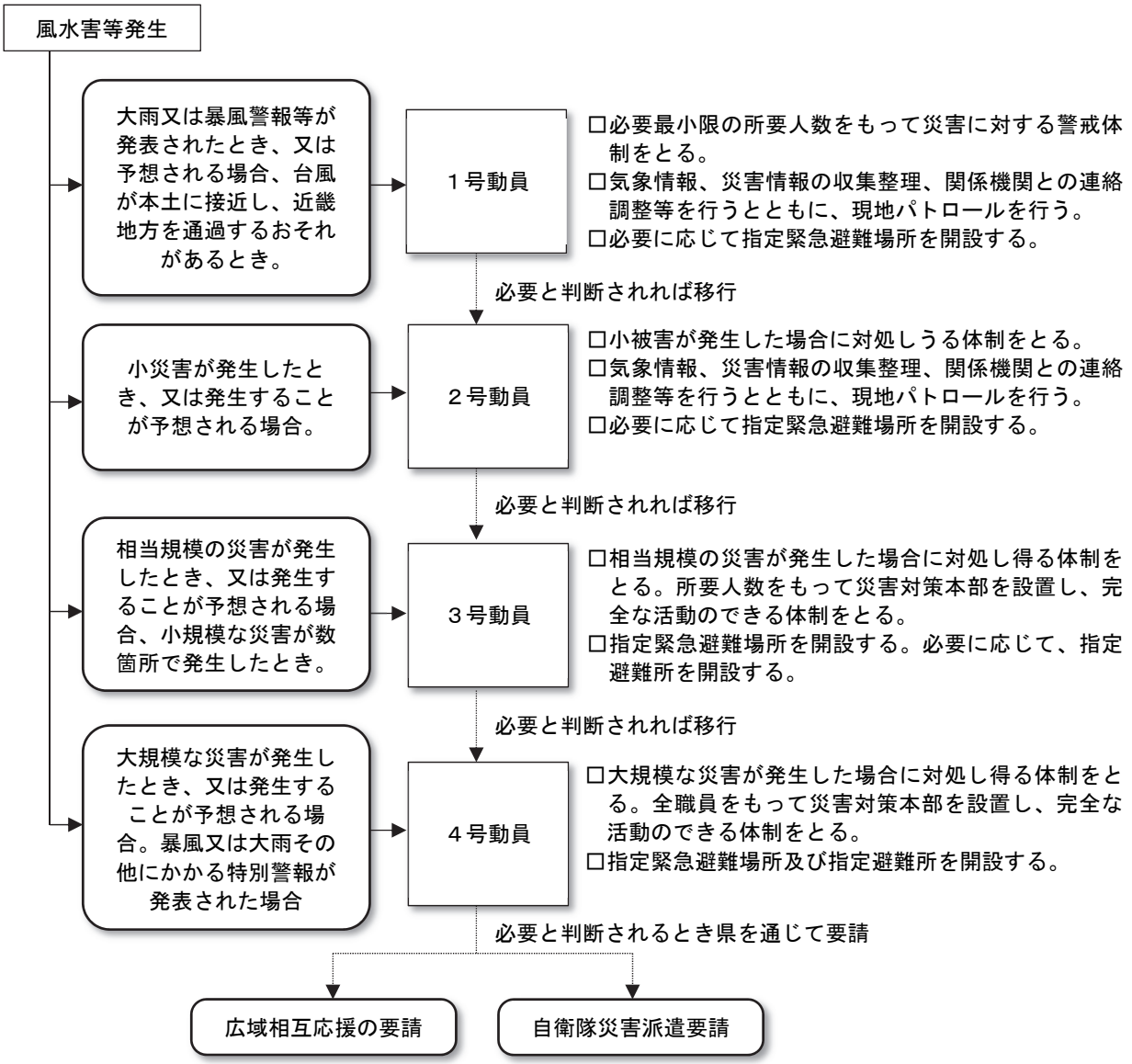

２　動員体制

動員区分及び配備体制については、災害の種類、規模、被災地域等により異なるため、その都度、被害状況により町長が指示することとし、資料編に示す「配備体制区分表」のとおり４段階で行う。

資料１－５　配備体制区分表

３　勤務時間内における動員

（１）連絡方法

担当班の班長は、動員職員に対し、庁内放送又は各課の内線電話を利用して動員の伝達を行う。

動員職員は指定の場所に参集する。

（２）活動体制への移行

平常時の勤務体制から、各班を編成して、直ちに災害応急活動時の動員体制に切り替える。

また、連絡系統図は、資料編に示すとおりである。

資料１-７　連絡系統図

４　休日・勤務時間外における動員

（１）参集方法

職員は、自らラジオ、テレビ、インターネット、メール等によって災害情報を収集し、動員基準に定める災害を確認した場合は、動員配備該当職員は、連絡がなくとも直ちに参集する。

なお、参集手段は、原則として徒歩、自転車及びバイクによるものとし、自動車で参集する場合は、通行が可能かどうかを判断した上で参集する。

（２）参集場所

職員の参集場所は、災害警戒体制に係る動員の場合は本庁舎集会室又は各所属に参集する。参集している動員職員の協議により、被害その他状況に応じ、より多くの職員が必要であると判断した場合は、さらに上位の動員を招集する。

また、災害対策本部体制に係る動員の場合は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とする。

（３）動員状況の報告及び連絡

ア　すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

イ　班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を総務班防災情報係へ報告する。

ウ　総務班防災情報係は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

また、連絡系統図は、資料編に示すとおりである。

資料１-７　連絡系統図

５　参集途上の活動

職員は、参集場所に参集する場合、その途上において情報収集活動等、以下の事項に十分留意して参集する。

（１）被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後直ちに「参集途上における被災状況報告書」を作成し、所属班長を通じて総務班防災情報係に報告する。

ア　道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況
イ　鉄道施設の被害状況及び運行状況
ウ　建築物等の倒壊等被災状況
エ　河川、ため池等の被災状況及び水位の状況
オ　がけ崩れ等の土砂災害の状況
カ　火災発生状況
キ　被災者・避難者の状況
ク　その他必要な状況

（２）被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、橿原警察署、奈良県広域消防組合高市消防署に通報するとともに、原則として付近の消防団、自主防災組織等に救助・救護活動を依頼する。

資料３－８　参集途上における被災状況報告書

６　人員確保

各班長は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員調整をし、なおかつ応援が必要な場合は、本部事務局に要請する。

この場合、本部事務局は速やかに可能な範囲において、応援要員の派遣を行う。

７　平常業務の機能確保

全職員が動員の配備体制下では、災害発生から時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能の確保については、本部事務局と協議の上、優先度の高い平常業務を確保していく。

８　動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。

これに該当する職員は、速やかに災害対策本部に連絡し、以後の指示を受ける。

ただし、参集を妨げる事態が収束出来次第、直ちに参集しなければならない。

（１）職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生により傷病の程度が重傷である場合
（２）親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
（３）自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
（４）同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
（５）当該職員が居住する自宅が全壊、半壊等の被害を受けた場合
（６）その他の事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第２節　災害警戒期の活動

第１項　気象予警報等の収集・伝達

■担当部署・機関

総務班防災情報係

１　気象予警報等の種類と発表基準

（１）注意報

注意報とは、気象業務法に基づき被害の発生が予想される場合において、奈良地方気象台が一般に注意を促すために発表するものをいう。

（２）警報

警報とは、気象業務法に基づき重大な災害が起こるおそれのある場合において、奈良地方気象台が一般に厳重な警戒を促すために発表するものをいう。

奈良地方気象台発表（令和６年５月 23 日現在）の、本町における注意報、警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
警　報	洪　水　警　報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大　雪　警　報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴　風　警　報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷　注　意　報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
	霜　注　意　報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※　土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害)」として発表される。

警報・注意報発表基準

令和６年５月 23 日現在
発表官署　奈良地方気象台

高取町	府県予報区	奈良県	
	一次細分区域	北部	
	市町村等をまとめた地域	北西部	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	128
	洪水	流域雨量指数基準	曽我川流域=14.8，高取川流域=5.6
		複合基準＊1	－
		指定河川洪水予報による基準	－
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	96
	洪水	流域雨量指数基準	曽我川流域=11.8，高取川流域=4.4
		複合基準＊1	高取川流域=（6，3.5）
		指定河川洪水予報による基準	－
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程　　100m	
	乾燥	最小湿度40％で実効湿度65％	
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨＊2	
	低温	最低気温-5℃以下＊3	
	霜	晩霜期　最低気温１℃以下	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上　気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量　　100mm	

＊1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
＊2 気温は奈良地方気象台の値。
＊3 気温は奈良地方気象台の値。

（３）特別警報

特別警報は、原則市町村単位で奈良地方気象台から発表されるとともに、該当する県に対し通知される。

町は、特別警報の伝達を受けた時は、地域住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

■気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基　　準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（４）土砂災害警戒情報について

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と奈良地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

ア　発表対象地域

発表は市町村を対象としている。

イ　利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の渓流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

ウ　土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

・県内で震度５強以上の地震を観測した場合
・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合。詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

（５）顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って提供される情報である。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル４相当以上の状況で発表される。

２　火災気象通報

（１）消防法により奈良地方気象台は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報する。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

（２）町長がこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。火災警報については、防災行政無線又は広報車により住民へ広報する。

（３）町長が火災警報を発令した場合には、総務班防災情報係は、その旨を県防災統括室へ報告する。

■火災警報発令系統図

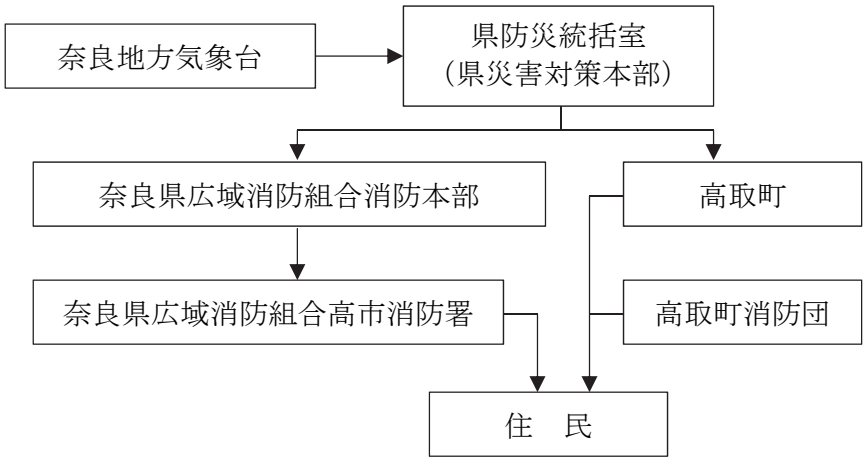

３　水防警報

水防警報とは、水防法第 16 条に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川に洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣又は知事が発表するものをいう。

町域には、国土交通大臣指定の河川はなく、奈良県知事指定の曽我川のみとなっている。

当該河川について洪水のおそれがある場合は、知事から水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知される。

知事の発表する水防警報の発表基準は次のとおりである。

■水防警報の発表基準（曽我川）

階　級	警報の種類	内容及び時期
第１段階	待　　機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予報の内容又は上流の降雨状況により行う。
第２段階	準　　備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位 1.10m）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第３段階	出　　動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位 1.80m）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第４段階	解　　除	水防活動終了の通知
適　宜	水　　位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。

４　水位周知河川における水位到達情報（氾濫警戒情報）

県は、次の河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、その旨を町へ通知する。

■水位周知河川

河川名		箇　　所	対　象 量水標	水　　位	所管
曽我川	左岸 右岸	御所市戸毛台橋から国土交通省が水防警報を行う指定河川との境界まで	車木	水防団待機水位　1.10m （通報水位） 氾濫注意水位　1.30m （警戒水位） 避難判断水位　1.50m 氾濫危険水位　2.00m （洪水特別警戒水位）	県中和土木事務所
			古瀬	水防団待機水位　1.10m （通報水位） 氾濫注意水位　1.80m （警戒水位） 避難判断水位　2.00m 氾濫危険水位　2.50m （洪水特別警戒水位）	県中和土木事務所
高取川	左岸 右岸	高市郡明日香村大字檜前 知事が定める重要水防箇所上流端から曽我川合流点まで	越	水防団待機水位　1.00m （通報水位） 氾濫注意水位　1.50m （警戒水位） 避難判断水位　1.50m 氾濫危険水位　2.10m （洪水特別警戒水位）	県中和土木事務所

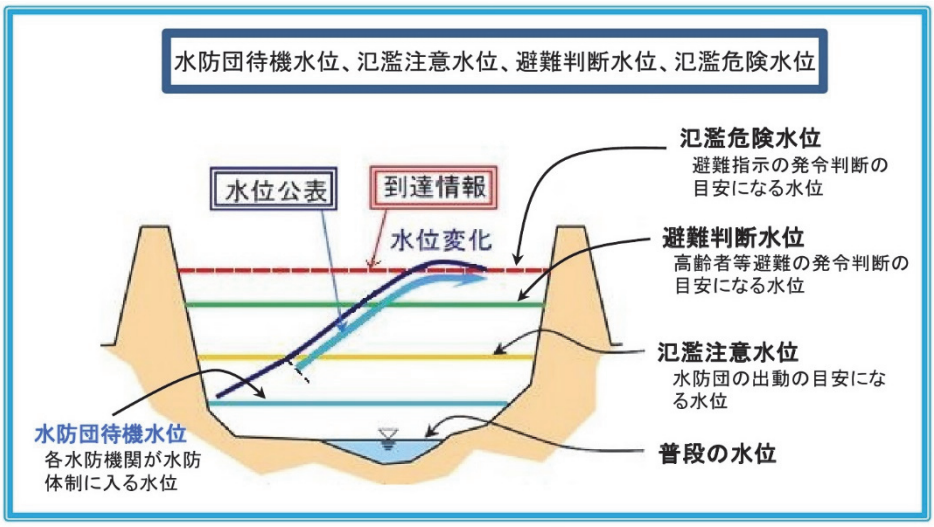

出典：令和５年度奈良県水防計画

５　気象予警報等の伝達系統

気象予警報等の伝達系統については次のとおりである。

（１）気象予警報に関しては、県防災統括室から総務課（総務班防災情報係）が情報を収受する。
（２）収受した情報は町長（本部長）に報告するとともに、その種類に応じ、総務課（総務班防災情報係）からそれぞれの関係課（班）並びに関係機関に伝達する。
（３）連絡の方法は、あらかじめ指定された略記号等の電話による伝達とするが災害対策本部を設置した場合の関係各班への連絡は、総務課（総務班防災情報係）で受報した用紙を配布する方法によるものとする。

■気象予警報等の伝達系統

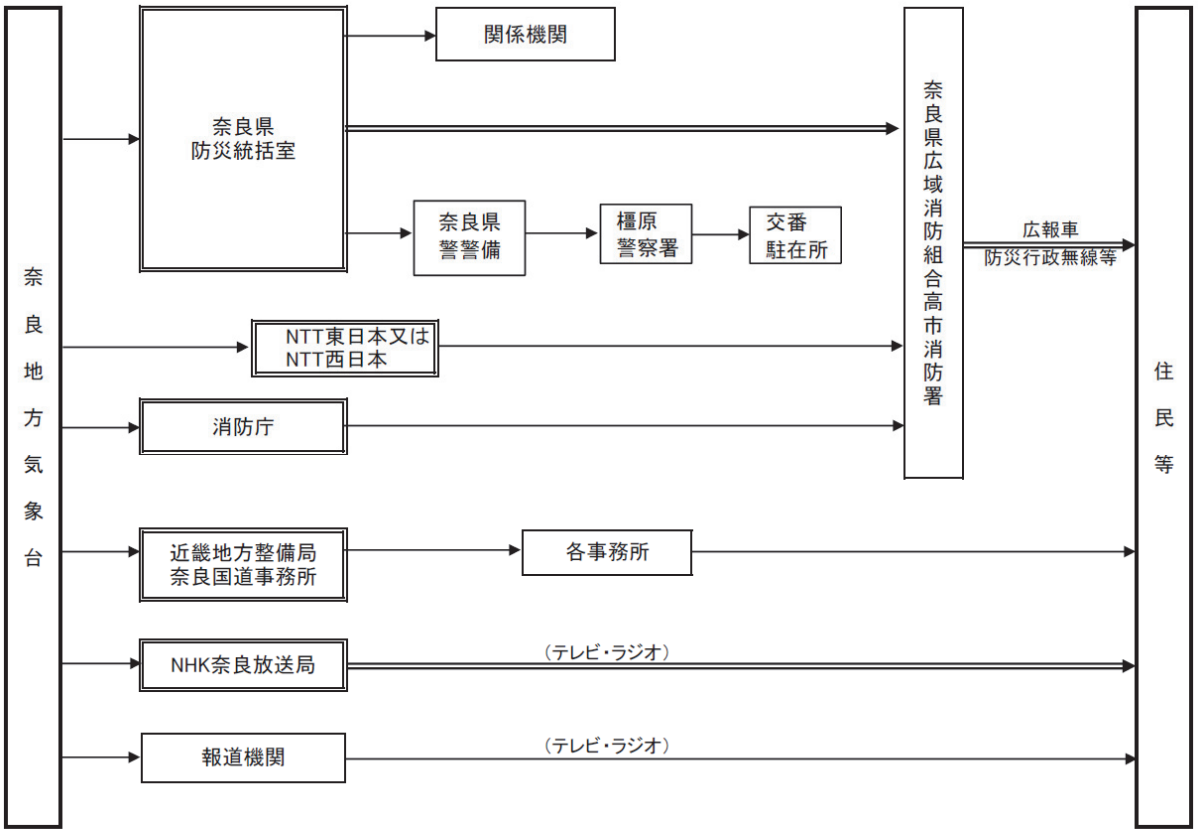

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

（注）二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

６　気象予警報等の伝達機関における措置

気象予警報等を受けた場合、直ちに庁内各班、出先機関に通知する。

各班、出先機関にあっては、通報を待つのみでなく、積極的に関係機関と情報交換を行うとともに、ラジオ、テレビ、インターネット等にも注意し、的確な情報収集に留意しなければならない。

７　異常現象発見措置

堤防からの漏水や地割れ等、被害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その現象が火災に関する場合は奈良県広域消防組合高市消防署に、水防に関する場合は役場に、その他の場合は警察署又は役場に通報する。

通報を受けた者は、その旨を速やかに町長に、また町長は、県、奈良地方気象台、橿原警察署、奈良県広域消防組合高市消防署等の関係機関に通報するとともに、町民に対してその危険性を周知徹底する。

８　気象予警報等の周知徹底等

（１）予報・警報等の周知徹底

町及び関係担当の各機関は、災害に関する予報・警報等の発表を承知したときは、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し、次の方法により周知徹底する。

ア　伝達組織を通じて徹底する方法

イ　ラジオ放送、テレビ放送による方法

ウ　広報車・消防指令車等を利用する方法

エ　サイレンによる方法

（２）通報連絡内容の略符号化

災害に関する予報・警報及び被害報告等の通報連絡は、その迅速化を図るため、あらかじめモデル文例又は略符号を定めて実施するよう努める。

（３）通報連絡体制の確立

災害に関する予報・警報等の通報連絡に関係のある機関は、あらかじめそれぞれ受領連絡する責任者及びその体制を定めておく。

第２項　水防活動

■担当部署・機関

総務班防災情報係、施設資材班施設係、高取町消防団

１　水防本部

（１）水防管理者は、知事から洪水予報の通知を受けた場合及び洪水等による被害が予想され、水防活動の必要があると認められる場合は、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理する。

（２）本計画に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統合する。

２　水防配備体制基準

水防配備体制は、県水防計画における県水防本部の配備体制に準じて、以下の４つの配置区分とする。

配備区分	配備時期	動員内容
第１配備 （情報連絡体制）	次の各注意報の通知を受けて、今後の気象状況により、災害がおこるおそれがあると予想され、監視と警戒が必要な場合 ・気象注意報（大雨） ・洪水注意報 ・水防活動用気象注意報（大雨） ・水防活動用洪水注意報	関係職員は情報収集を行い、第２配備に向けた準備、警戒を行う。
第２配備 （情報連絡 強化体制）	次の各警報の通知を受けて、降雨状況等により、第１配備の体制を強化する場合 ・気象警報（大雨） ・洪水警報 ・水防活動用気象警報（大雨） ・水防活動用洪水警報 ・曽我川水防警報 ・曽我川車木観測所にて水防団待機水位（通報水位）に達したとき	１号動員
第３配備 （警戒体制）	浸水被害が発生した場合、あるいはそのおそれがある等重大な水防事態の発生が予測される場合又は第２配備では処理が困難な場合	２号動員
第４配備 （非常体制）	重大な浸水被害が発生した場合、あるいはそのおそれがある等、事態が切迫して第３配備では処理が困難な場合	３号動員

（１）水防配備に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、注意報及び警報の発表が予想される場合は、自主的にその勤務に就かなければならない。

（２）水防配備に配属された職員は、配備後においては水防業務を最優先して行わなければならない。

（３）水防配備に配属された職員は、交代者と引継ぎを完了するまでは、勤務場所を離れてはならない。

　また、交代が予定されている者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

３　水防団（消防団）及び消防機関の出動、出動準備

（１）出動準備

　水防管理者は、次の場合、水防団（消防団）又は消防機関に対し水防第１信号により出動を準備させるとともに、その旨、現地指導班（中和土木事務所。以下同様）に報告する。

ア　水防警報第２段階を受信したとき。

イ　河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがありかつ出動の必要が予測されるとき。

（２）出動

　水防管理者は、次の場合、直ちに水防団（消防団）又は消防機関をあらかじめ定められた計画に従い水防第２信号により出動させ、非常配備につかせるとともに、その旨、現地指導班に報告する。

ア　水防警報第３段階を受信したとき。

イ　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測されるとき。

（３）災害補償

　水防法第 6 条の 2 及び第 45 条に基づく災害補償は、条例の定めるところにより、これを補償する。

４　巡視及び警戒

（１）巡視

　水防管理者は、平時に２ｋｍ毎に１人の基準で巡視員を設け随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに現地指導班長に連絡して必要な措置を求める。

（２）警戒

ア　水防管理者は、巡視する河川が水防団待機水位（通報水位）に達する等、水防上危険であると認められる場合は、水防活動を開始する。

　また、堤防、ため池、調整池、井堰、排水門・取水門等にも巡視員の配置を検討し、知事の指定する河川（曽我川、高取川）においては、県水防計画による事項に該当する場合及び異常を発見した場合は、直ちに現地指導班長に報告する。

イ　水防法第 22 条に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察

署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めることができる。

５　水位の通報

（１）水位の通報

水防管理者は、増水のおそれがあるときは水位の変動に注意し、次に掲げる場合、分団長は団長に、団長は町長（本部長）に、町長（本部長）は中和土木事務所長に通報する。

ア　報告とその間隔

（ア）県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時

（イ）水防団待機水位（通報水位）に達したとき

（ウ）氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

（エ）避難判断水位に達したとき

（オ）氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき

（カ）氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に下がったとき

（キ）避難判断水位に下がったとき

（ク）氾濫注意水位（警戒水位）を下ったとき

（ケ）水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

イ　報告様式

水位の報告は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を奈良県河川情報システムで行うが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信ネットワーク又は電報にて報告する。

（２）情報交換の徹底

ア　水防管理者は、現地指導班長と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換（洪水対応ホットライン等）に努めなければならない。

※洪水対応ホットラインとは、危険水位超過時及び洪水被害等の情報を確認した時に、現地指導班長から水防管理者に対し、直接電話により情報伝達する仕組みである。

イ　情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定める。また、送受信は電話、ファクシミリ、防災行政通信ネットワークにて行うものとし、送受信の記録（送受信者名、送受信日時等）は必ず行う。

ウ　水防管理者は、現地指導班長からの降雨及び水位情報並びに自ら観測した降雨及び水位状況について、必要な情報を住民、奈良県広域消防組合高市消防署（消防団）、井堰・排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。

エ　住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加がみられた場合、住民は速やかに水防管理団体等水防機関に対し通報しなければならない。

■水防通信連絡系統図

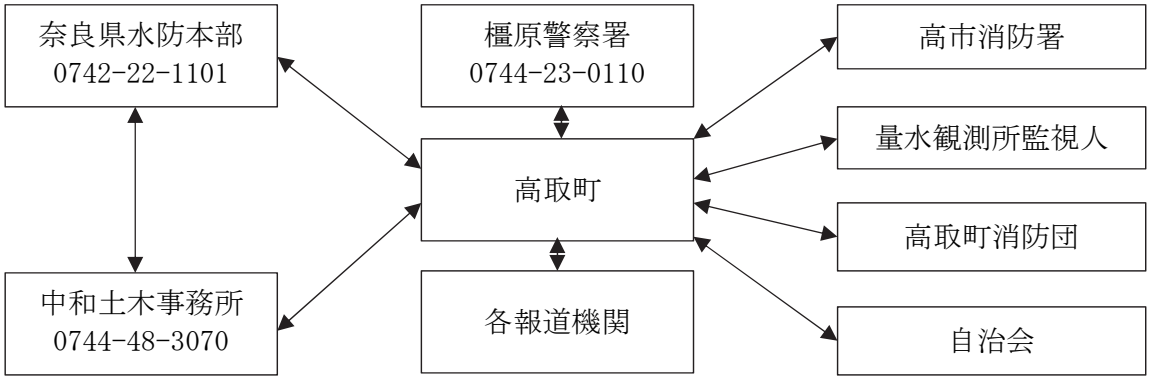

６　輸送

水防に要する輸送については施設資材班施設係がこれに当たるとともに、被害程度、規模等により町所有の車両だけで不足するときは、輸送業者等の民間所有の車両を借上げて実施する。

施設資材班施設係は、必要資材、作業要員又は避難者の運搬と輸送に当たる。

７　ため池、調整値、井堰等の操作

ため池、調整池、井堰等の管理者（操作担当者を含む）は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平常時から工作物を点検し、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象警報・注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位（通報水位）又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うとともに、非常の場合は直ちに水防本部長に報告する。

水防本部長は、河川にあっては中和土木事務所長に、ため池にあっては県農村振興担当課長に通知し、相互に密接な連絡をとり適切な措置を講ずる。

８　決壊の通報並びに決壊後の措置

「水防法第 25、26 条」に基づき堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防本部長は、直ちにその旨を中和土木事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報するとともに、被害が拡大しないよう努めなければならない。

９　避難のための立退き

（１）洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規定による立退きの指示は、サイレン、警鐘、電話、口頭等で最も迅速な方法をもって行うほか、避難者の誘導及び救助は、総務班防災情報係が当たる。

（２）水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を現地指導班長に速やかに報告する。

（３）水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておく。

１０　費用負担と公用負担

（１）費用負担

町においてその管轄区域の水防に要する費用は、水防法第 41 条により町が負担する。

ただし、他の水防団体に対する応援のため要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。

町の水防によって著しく利益を受ける市町村は、その水防に要する費用の一部を負担する。

（２）公用負担

ア　公用負担の権限委任証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防長又は消防団長にあってその資格を示す証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

ただし、公用負担命令権限発令者は消防職員にあっては消防司令補以上、消防団にあっては分団長以上又は消防長の指名する者とする。

イ　公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により公費負担の権限を行使したときは、公用負担命令票を２通作成して、その１通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

１１　水防解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなったときは、水防本部長はこれを一般に周知させるとともに、中和土木事務所に対してその旨を報告する。

１２　水防記録と水防報告

（１）水防管理者は、次の事項について、その都度現地指導班長に通知する。

ア　水防団待機水位（通報水位)、氾濫注意水位（警成水位）に達した時

イ　水防作業を開始した時

ウ　水防警戒態勢を解除した時

エ　堤防その他施設、河川占用物、危険区域に異常を発見した時、その措置及び被災状況

オ　水防法第 29 条に基づき立退き指示をした時及びその理由

カ　その他緊急報告を必要とする事項

（２）災害対策本部長（水防本部長を兼ねる）は水防活動が終結したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて水防実施状況報告書により中和土木事務所に報告するとともに水防記録を作成してこれを保管する。

１３　応援要請

（１）他の水防管理者等への応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村若しくは奈良県広域消防組合消防長に対して応援を求める。

なお、水防管理者は、相互に水防作業、応援の派遣が円滑、迅速にできるよう近接管理団体と協定する。

協定の内容は中和土木事務所長に一部送付する。

（２）警察への応援要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、橿原警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求める。

（３）自衛隊の災害派遣要請

水防管理者が知事（県防災統括室）に、天災地変その他の災害に際し住民の人命又は財産の保護のため自衛隊法の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣の要請を依頼する場合は、併せて現地指導班長に通知する。

１４　浸水想定区域の措置

本町における浸水想定区域は、曽我川、高取川において洪水防御に関する計画の基本となる降雨である１時間に最大 69㎜ 程度の大雨が降ったことにより、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域である。

当該河川における浸水想定区域において、円滑かつ迅速な避難を確保するため以下の措置をとる。

（１）洪水予報等の伝達方法

ア　テレビ、ラジオ、インターネットの気象情報

イ　町の広報車等からの情報

ウ　消防、警察、自治会からの情報

（２）指定避難所の確保

あらかじめ指定避難所に参集することが指名されている職員は、速やかに定められた指定避難所に参集し、開設のための準備を行う。

ア　被害状況調査

小・中学校等の指定避難所として選定された施設の被害状況調査を行い、周辺地域の被害情報を把握し、避難者の実態把握に努める。

イ　避難者の受入れ準備

避難してきた町民が冷静に避難行動を行えるように、受入れ準備を行う。

資料８－３　指定避難所一覧

（３）特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

要配慮者関連施設等特に防災上配慮を要する者が利用する施設は、資料編に示す。

資料８－９　危険区域内に位置する要配慮者利用施設

第３項　土砂災害等警戒活動

■担当部署・機関

総務班防災情報係、施設資材班施設係

１　情報収集

大雨の気象警報が発表される等、土砂災害の発生するおそれがある場合は、災害警戒体制（１号動員）をとり、関係機関との連絡体制を整備し、雨量等の気象情報の収集及び伝達に努める。

２　警戒活動の内容

豪雨、強風等によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害警戒体制（２号動員）をとり、次の警戒活動を行う。

なお、二次災害の危険が予想される土砂災害危険箇所等については、当該箇所・区域内及び近隣に居住又は滞在する町民等に、速やかに周知徹底するとともに、警戒避難体制の強化を図る。

（１）第１次警戒活動

ア　各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

イ　地元自治会、自主防災組織等の活動を要請する。

ウ　必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

（２）第２次警戒活動

ア　地域住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

イ　必要に応じて、災害対策基本法に基づく「高齢者等避難」の発令、避難指示等を行う。

３　道路及び橋梁の危険箇所の把握

（１）道路巡視

ア　降雨等により、道路及び橋梁に危険箇所の発生が予想されるときは道路巡視を実施する。道路の破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握するとともに、迂回路を確保して、災害時に迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

イ　道路、橋梁等交通施設の被害、その他交通関係の異常な混乱を発見した者は、遅滞なく町長（本部長）に通報する。

（２）警戒業務

気象警報が発表されて災害が発生するおそれのあるときで、町長（本部長）から動員が指令された場合は速やかに出動して、あらかじめ定めている担当区域を巡回し道路施設の危険箇所を応急修理して、その被害を最小限にとどめるように努める。

（３）復旧待機

災害が発生したときは、職員はそれぞれの部署に待機して機械、器具及び資材を整備点検して、災害後において迅速に応急復旧等の措置が実施できる体制を整えておく。

第４項　避難誘導

■担当部署・機関

本部事務局、救護厚生班避難係、救護厚生班教育総務係、救護厚生班社会教育係、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団、橿原警察署、避難支援者、自主防災組織、地元自治会役員、施設管理者

１　避難指示等の発令

町長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準にのっとって、避難指示等を発令する。

避難指示等の判断に当たっては、気象庁の防災情報提供システム等を参考にして、迅速に行う。その際、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

また、夜間や早朝であっても、躊躇なく発令する。町民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを周知しておく。台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

実施責任者は、避難指示等を行った場合、その旨を速やかに県及び関係機関に通報する。

緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

なお、町長は、必要な場合には、県及び気象台等に対し、避難指示等に関する助言を求めることができ、避難指示等を解除する場合においても、県及び気象台等に助言を求めることができる。

（１）避難指示等の権限

■【警戒レベル３】高齢者等避難の実施責任者

種別	高齢者等避難を発令する要件	発令を行う者	根拠法令
災害全般	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	町長	災害対策基本法 第56条

■【警戒レベル４】避難指示の実施責任者

種別	【警戒レベル４】避難指示を行う要件	発令を行う者	根拠法令
災害全般	町民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき。	町長	災害対策基本法 第60条
	町において、事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代行する。	知事	災害対策基本法 第60条
	(1) 町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 町長から要求があったとき。 (3) 人の生命及び身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき。	警察官	(1)(2)は 災害対策基本法 第61条 (3)は 警察官職務執行法 第4条
	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいない場合	自衛官 （災害派遣を命じられた部隊）	自衛隊法第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知　事、 その命を受けた職員、 水防管理者	水防法第29条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条

■【警戒レベル５】緊急安全確保の実施責任者

種別	【警戒レベル５】緊急安全確保を行う要件	発令を行う者	根拠法令
災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	町長	災害対策基本法 第60条

（２）【警戒レベル３】高齢者等避難

実施基準	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル３】高齢者等避難を発令する。 **（洪水）【水位周知河川（曽我川）】** １：曽我川の基準観測地点の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 1.5m に到達した場合 ２：曽我川の基準観測地点の水位が氾濫注意水位である 1.3ｍを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量により判断） ３：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） **（洪水）【水位周知河川以外の河川】** １：水位観測所の水位が水防団待機水位等に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ２：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ３：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） **（土砂災害）** １：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 ２：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ３：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） **（共通）** ・事態の推移によっては、浸水害、土砂災害のおそれがあるとき。

（３）【警戒レベル４】避難指示

実施基準	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル４】避難指示を発令する。 **（洪水）【水位周知河川（曽我川）】** １：曽我川の基準観測地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）である 2.00m に到達した場合 ２：曽我川の基準観測地点の水位が氾濫注意水位である 1.5ｍを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ５：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） **（洪水）【水位周知河川以外の河川】** １：水位観測所の水位が氾濫注意水位等に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ２：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ３：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） **（土砂災害）** １：土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ２：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合 ３：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される

	場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 **（共通）** ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。

（４）【警戒レベル５】緊急安全確保

実施基準	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル５】緊急安全確保を発令する。 **（洪水）【水位周知河川（曽我川）】** （災害が切迫） １：水位が堤防高（背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ２：洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ５：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合） **（洪水）【水位周知河川以外の河川】** （災害が切迫） １：水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達した場合 ２：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ５：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） ６：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合） **（土砂災害）** （災害が切迫） １：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合

	２：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） ３：土砂災害の発生が確認された場合 **（共通）** ・状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合。 ・人的被害の発生する可能性が高まったとき。

注）奈良県土砂災害・防災情報システムの「危険度予測図」は、県ホームページで公開されており、地域住民が避難判断の目安として活用できる。
http://www1.nara-saboinfo.jp/

（５）避難指示等の解除

本部長（町長）は、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難指示等の解除を行う。解除の伝達方法については避難指示等の発令に準じて行う。

なお、本部長（町長）以外の人が実施した避難指示等については、避難指示等の状況をあらかじめ察知するように努めるとともに、その解除についてもよく協議する。

■解除の目安

洪　水	河川の水位が氾濫注意水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない等、気象状況等から水位が再上昇するおそれがなくなったとき。
土砂災害	以下を目安として解除を行う。 ・土砂災害警戒情報が解除されたとき。 ・大雨・洪水警報が解除されたとき。 ・被災した地域の応急復旧作業が完了し、安全度が原形まで回復した時点。

（６）県への報告

本部長（町長）は避難指示等を行ったときは、次の事項を直ちに県（防災統括室）に報告する。

ア　【警戒レベル３】高齢者等避難、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル５】緊急安全確保の種類

イ　発令時刻

ウ　対象地域

エ　対象世帯数及び人員

オ　その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

（７）関係機関への連絡

町、県、警察本部及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

（８）避難指示等の伝達

ア　避難指示等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、ＳＮＳ、Ｌアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

イ　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ウ　災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

エ　伝達の際は、要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。

オ　町長は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫する、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

カ　避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難指示等を発令する。

キ　事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル３】高齢者等避難、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル５】緊急安全確保の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等を発令する等、臨機応変に対応する。

ク　住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

ケ　災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

伝達内容	・避難対象地区 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項 ・その他の必要事項
伝達方法	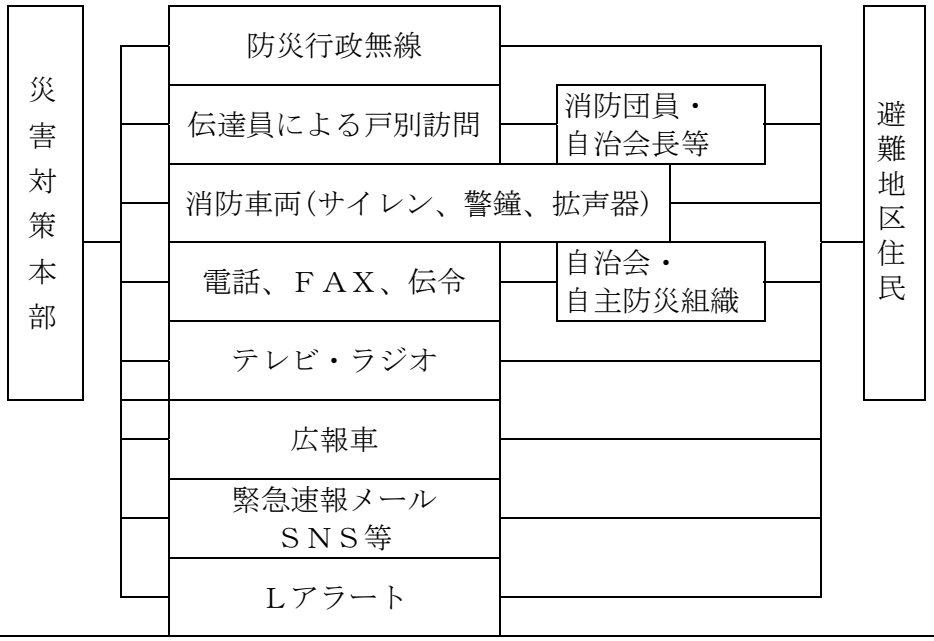

（９）住民に求める避難行動

ア　土砂災害

（ア）防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。

（イ）土砂災害時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

（ウ）豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。

（エ）指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の２階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。

（オ）雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。

（カ）避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

（キ）土砂災害警戒区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

イ　水害

（ア）防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。

（イ）洪水・内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

（ウ）豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。

（エ）指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。

（オ）避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

（カ）浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

資料８-１　防災行政無線等の伝達文例

２　指定緊急避難場所への避難

（１）町長（本部長）は、災害の発生又は発生するおそれがあり、避難指示等を行った場合、被災状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、町民に周知する。

（２）選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに開設する。
ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。

（３）自主避難あるいは避難指示等の発令に応じて避難行動を開始した町民は、選定された指定緊急避難場所へ避難を行う。

（４）救護厚生班避難係は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

（５）指定避難所が開設されている場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

資料８－２　指定緊急避難場所一覧

３　避難者の誘導

避難誘導は、消防職員（消防団員）、警察官、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

誘導員の増員を必要とするときは、本部長（町長）が、救護厚生班の中から必要人員を動員する。

（１）誘導に当たっては、定められた指定緊急避難場所・指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、妊産婦、傷病人、乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。なお、要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

（２）避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

（３）避難に際しては、必ず火気及び危険物等の始末を完全に行う。また、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

（服装・携行品等）

ア　避難者は３食程度の食糧、水、日用品、最小限の着替え、肌着及び照明具等を携行し、安全に避難するために過重な携帯品は除外する。

イ　避難者は、素足を避け必ず帽子、頭巾等を着用し、必要に応じて防寒雨具を携行する。

ウ　可能な限り、氏名票（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの）を携行する。

エ　平素用意しておける物品は、非常用袋に入れておく。

（４）避難は、避難者が各個に徒歩で行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両等により行う。

（５）警察官、消防署員、消防団員等は、迅速かつ安全に避難できるように自動車の規制、荷物の運搬等を規制する等通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に当たる。

（６）災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、町では対応不可能なときは、県に協力を要請する。

４　避難行動要支援者の避難

救護厚生班避難係は、発災時には、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

（１）在宅の避難行動要支援者の避難については、避難支援者、自治会、自主防災組織等地域の協力を得て、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画に基づき、速やかに避難誘導を行う。

（２）在宅の避難行動要支援者の避難については、原則として「高齢者等避難」発令段階における完了に努める。

（３）救護厚生班避難係は、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者情報と指定緊急避難場所・指定避難所で作成する避難者名簿と照合し、避難完了を確認する。

（４）要配慮者関連施設の入所者・利用者については、各施設管理者が救護厚生班避難係に対し、避難完了を速やかに報告する。その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

資料８－５　避難行動要支援者名簿（個別計画）様式例

５　学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあっては、日頃から町、奈良県広域消防組合高市消防署及び橿原警察署等の関係機関と協議の上、

下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

（１）避難実施責任者
（２）避難の時期（事前避難の実施等）
（３）避難の順位
（４）避難誘導責任者・補助者
（５）避難誘導の要領・処置
（６）避難者の確認方法
（７）家族等への引渡し方法
（８）登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
（９）通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

６　警戒区域の設定等

（１）設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命及び身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入りの禁止及び退去を命じることができる

ただし、警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、町長が警戒区域を設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、奈良県広域消防組合高市消防署、橿原警察署、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定には、ロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。また、警察の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

■警戒区域の設定権限

種別	設定権者	要　件（内　容）	根拠法令
災害全般	町長	町民の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
	知事	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条
	警察官	町長又はその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、あるいは、これらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合。	

種別	設定権者	要　件（内　容）	根拠法令
火災	消防長 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生すれば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第23条の２
	警察署長	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員等が現場にいないとき、あるいは、消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	
水災を除く災害	消防吏員 消防団員	水災を除く災害の現場。	消防法第28条 同第36条
	警察官	消防吏員又は消防団員が現場にいないとき、あるいは、消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	
洪水	消防団長 消防団員 又は 消防機関に 属する者	水防上緊急の必要がある現場	水防法第21条
	警察官	現場に消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、あるいは、これらの者から要求があったとき。	

（２）周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

（３）警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

（４）警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討するよう努める。

７　広域避難

本部長は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

また、本部長は、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難についての助言を求めることができる。

なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第３節　初動期の応急活動

第１項　情報の収集・伝達

■担当部署・機関

総務班防災情報係、本部事務局、各班

１　災害被害に関する情報の収集・伝達系統

町内に災害が発生した場合に、その災害に係わる各種情報を、町、町民及び関係機関に速やかに伝達する。

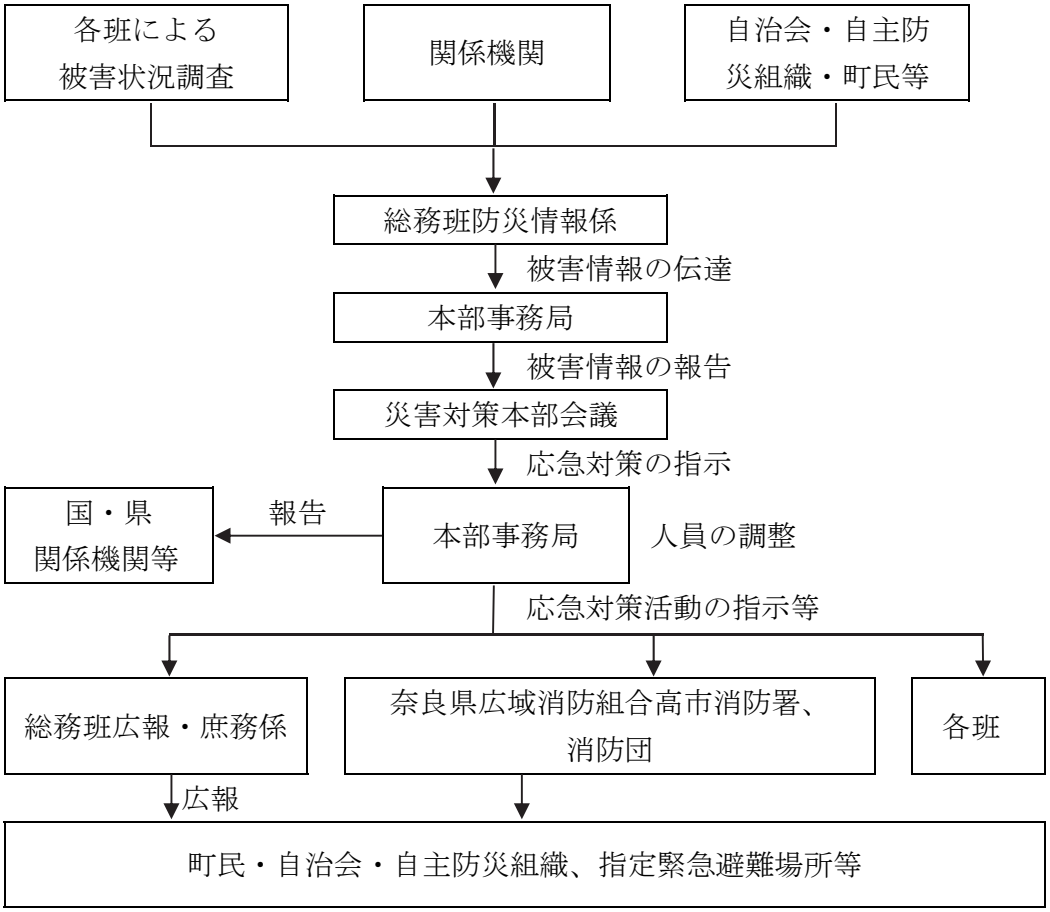

２　被害概況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、町民等の協力を得て詳細な被害状況を把握する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。

（１）被害概況の把握

ア　実施担当

各班は、事務分掌に基づき被害概況を把握し、総務班防災情報係に報告する。なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

イ　把握する内容

（ア）人的被害の発生状況

（イ）建物被害（床上・床下浸水、流出、全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼、一部損壊）の状況

（ウ）火災・土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性

（エ）避難の状況、町民の動向

（オ）道路交通の状況

（カ）ライフラインの被害状況、供給等の停止状況

（キ）その他災害の拡大防止措置上必要な状況

ウ　把握の手段

（ア）防災行政無線を用いる。

（イ）電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。

（ウ）町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借上げ、徒歩等によって行う。

資料３－５　応急被災状況報告書

（２）被害概況の集約

総務班防災情報係は、各班からの報告に基づき、次の被害概況を取りまとめ、本部会議に提出する。

ア　人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

イ　建物被害

床上・床下浸水、流出、全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼、一部損壊の状況

ウ　公共土木施設等の被害

（ア）道路、橋梁の状況

（イ）河川、水路、ため池の状況

（ウ）災害の状況

（エ）道路交通、公共交通機関の状況

（オ）ライフラインの状況

エ　その他

（ア）消火・人命救助活動の状況

（イ）医療活動の状況

（ウ）避難指示等、警戒区域の設定状況

（エ）その他必要な情報

３　詳細被害状況の把握

（１）把握する内容及び実務担当

各班は、災害発生後速やかに、町内全域について自己の班に属する被害状況の把握を行う。

被害状況調査の際には、必要に応じて被害状況の写真を撮影し、各班で保管する。

各班は、直接その班に関係のない被害であっても、住民その他より被害情報を受けた場合はこれを聴取し、所管の班へ連絡する。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務班防災情報係
	負傷者の状況	総務班防災情報係
住家被害	床上・床下浸水、流出、全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼、一部損壊の状況	施設資材班施設係
非住家被害	公共建物（官公署庁舎等）	救護厚生班町営住宅係
	その他（倉庫、車庫等）	施設資材班施設係
その他被害	田畑の被害状況	施設資材班施設係
	文教施設の被害状況	救護厚生班教育総務係
	医療機関の被害状況	救護厚生班避難係
	道路、橋梁の被害状況	施設資材班施設係
	河川、水路、ため池の被害状況	施設資材班施設係
	山地災害危険地区等の被害状況	施設資材班施設係
	上水道施設の被害状況	施設資材班上下水道係
	下水道施設の被害状況	施設資材班上下水道係
	ごみ焼却施設等の被害状況	環境衛生班環境衛生係
	火葬場の被害状況	環境衛生班環境衛生係
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総務班防災情報係

（２）調査方法

ア　人的被害

総務班防災情報係は、各班から報告された被害について調査を行う。なお、家屋損壊に伴う人的被害については、施設資材班施設係からの情報をまとめるとともに、他に負傷者がいないかを調査時に被災者等から事情聴取する。

イ　家屋被害

施設資材班施設係は、自治会等の協力を得て被災地の調査を行い、被害報告基準に基づいて、家屋の損壊の程度及びそれに係わる人的被害並びに世帯状況を調査する。

被害状況の調査方法は、２人１組で外観目視により行う。

なお、被害報告がなかった家屋損壊及びそれに伴う人的被害についても、被災地の調査の中で判明すれば、その調査結果を同様にまとめる。

施設資材班施設係は調査結果をとりまとめ、総務班防災情報係に報告する。

大災害のため、施設資材班施設係だけでは迅速かつ的確に調査を行うことが困難なときは、本部長の指示に基づき、各班又は指定緊急避難場所（指定避難所）から必要な人員の応援をうけて調査を実施する。

ウ　その他被害

各班は、それぞれの所管事項に関わる被害情報を受けた場合には、適切な応急活動を行い、その結果を各班長が取りまとめる。

資料３－３　被害報告基準
資料３－６　被害状況調査書

（３）被害状況等の判定

被害状況等の判定は、被害報告基準に該当する程度のものとする。

（４）罹災状況、被害金額の把握

現地調査により把握した被害状況に基づき、自己の班に属する罹災状況と被害金額を把握する。

把握する内容		実施担当
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	総務班防災情報係
被害金額	公共文教施設の被害金額	救護厚生班教育総務係・社会教育係
	その他公共施設の被害金額	救護厚生班町営住宅係
	農林水産業施設の被害金額	施設資材班施設係
	公共土木施設の被害金額	施設資材班施設係
	農林、商工の被害金額	施設資材班施設係

（５）被害状況の報告

現地調査により把握した被害状況、罹災状況及び被害金額を「被害状況調査報告書」にとりまとめ、総務班防災情報係に報告する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務班防災情報係へ報告する。

資料３－７　被害状況調査報告書

４　被害状況等の集約・整理等

（１）被害状況等の集約・整理

総務班防災情報係は、各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理し、

本部会議に提出する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア　被害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ　被害分布図等

ウ　町内における被害総額

（２）集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

ア　確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別する。

イ　確認された情報に基づき災害の全体像を把握する。

ウ　応援要請等に係る情報を整理する。

エ　情報の空白地帯を把握する。

オ　被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握する。

カ　被害状況、避難状況等の脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については必要に応じて住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。

５　県及び国への報告

（１）即報基準

災害の状況が次の基準に該当する場合、本部事務局は県に報告する。

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ　奈良県又は町が災害対策本部を設置したもの。

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ　気象業務法第１３条の２に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。

オ　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

カ　洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

キ　強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

ク　積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

ケ　積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

コ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

（２）直接即報基準

（１）のオ、カ及びキのうち、死者又は行方不明者が生じたもの（該当するおそれがある場合を含む。）については、県に加え、直接消防庁に報告をするものとする。

（３）報告要領

災害が発生したときから、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、「被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）」により、県防災統括室に対して、次の要領により報告を行う。

なお、県への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、消防庁の定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へ直接報告を行い（「災害概況即報　第４号様式（その１）」「被害状況即報　第４号様式（その２）」）、事後、速やかにその旨を県に報告する。

ア　災害概況即報

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第１報を、「被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）」により、直ちに次の情報を電子メール、県防災情報システム等で県（防災統括室）に報告する。

また、「直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。

（ア）人命危険の有無及び人命災害の発生状況
（イ）火災等の二次災害の発生状況及びその危険性
（ウ）避難の必要の有無及び避難の状況
（エ）地域住民の動向
（オ）道路交通状況
（カ）その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害時の第１報のように死傷者の有無、火災の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、県に報告する。

イ　被害状況即報

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに「被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）」により報告し、以後判明したものから逐次電子メール、県防災情報システム等により県（防災統括室）に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告する。

ウ　災害確定報告

応急対策終了後、14 日以内に「被害状況即報（第４号様式（その２））」により報告するものである。

エ　災害年報

毎年１月１日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況を翌年３月 10 日までに「災害年報（第３号様式）」により報告する。

資料３－１　災害概況即報（第４号様式（その１））
資料３－２　被害状況即報（第４号様式（その２））
資料３－４　災害年報（第３号様式）

（４）119 番通報殺到状況の報告

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに消防庁、県防災統括室それぞれに対し、通報が殺到している状況を報告する。

（５）国への報告

県への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に対して直接災害情報を報告する。

ただし、この場合にも町（本部事務局）は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

奈良県防災統括室の連絡先

代表電話	0742-22-1101　内線 2286・2290
直通電話	0742-27-8456(ダイヤルイン)
ＦＡＸ	0742-23-9244
奈良県防災行政無線（衛星）	8-111-9011
奈良県防災行政無線ＦＡＸ（衛星）	8-111-9210
夜間等代表電話	0742-27-8944

消防庁への報告先

区　　分		平日（9:30～17:45）	左記以外（宿直室）
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	ＴＥＬ	8-048-500-90-43422	8-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

（６）被害状況報告（県事業担当課への報告）

各班は、災害が発生したときは担当する調査事項について被害状況等をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
１　人・住家の被害	町	
２　避難に関する状況 （避難指示等の発令状況、指定避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	町	
３　福祉関係施設被害	町（県）	
４　医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町（県）	保健所
５　水道施設被害	町	
６　農業生産用施設	町	県農林振興事務所
７　畜産被害	町	県家畜保健衛生所
８　水産被害	町	
９　農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
１０　林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
１１　林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所
１２　商工関係被害	町（県）	県農林振興事務所
１３　公共土木施設被害	町（県）	県土木事務所
１４　都市施設被害	各施設	
１５　県有財産、県有建築物被害 （文化財、警察関係施設除く）	県	町
１６　文教関係施設被害	町（県）教育委員会	
１７　文化財被害		
１８　警察関係被害	警察本部、警察署	町
１９　生活関連施設被害	指定公共機関等	町

6　通信手段の確保

災害発生後、総務班防災情報係は直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。

また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。（災害対策基本法第 57 条）

（1）電気通信設備の利用

ア　総務班防災情報係は、電気通信事業者に対し、応急回線の作成や利用制限等の措置による通信ふくそうの緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ　優先利用

総務班防災情報係は、必要に応じて電気通信事業者に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

（2）有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

ア　県、近隣市町村との連絡

県防災行政無線を利用して行う。

また、必要に応じ、消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令（バイク、自転車、徒歩による）の派遣を行う。

イ　関係機関との連絡

本部事務局は、関係機関に対し、職員の災害対策本部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

ウ　消防電話・警察電話等の利用

総務班防災情報係は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合高市消防署又は橿原警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

エ　非常通信の利用

総務班防災情報係は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

（ア）警察、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

（イ）放送局が保有する無線

（ウ）アマチュア無線等

（3）災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各班職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（バイク、自転車、徒歩による）、派遣等の適当な手段によって行う。

（4）通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について復旧対策を講じ、通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、

相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行う。

7　通信手段の運用方法

（１）県防災行政通信ネットワーク

県からの気象予警報、災害情報及び災害に関する情報の伝達や、町からの被害状況等の伝達を行い、災害の予防及び応急対策を円滑に実施するため、県防災行政通信ネットワークの活用を図る。

県防災行政通信ネットワークは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から町へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、町等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。

なお、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。

■県防災行政無線　（令和５年度）

機関名	衛星回線	設置場所
高取町	401-91	総務課

（２）防災相互通信用無線

災害時に現地等において、人命救助や災害救援等の災害対策を実施するに当たり、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、防災相互通信用無線を活用する。

（３）災害時優先電話等

災害時には電話が著しくふくそうし、かかりにくい場合が予想されるため、あらかじめ西日本電信電話株式会社に申出て措置した災害時優先電話を、発信専用として活用する。

（４）有線・無線通信設備の使用

各関係機関は、有線電気通信法第３条第４項第４号に掲げる人（警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、気象事務、鉄道事業、電気事業、自衛隊）等が設置する有線・無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災害対策基本法第 57 条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行う。

（５）非常無線通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第 52 条及び同法第 74 条の規定に基づくとともに、奈良地区非常通信協議会細則で定めた

運用を行い、通信連絡を確保する。

	非常通信経路
高取町 ⇄ 県庁	町役場（総務課） 奈良県広域消防組合高市消防署 消防機関設備 県庁（防災統括室） 奈良県防災行政無線設備

第２項　災害広報・広聴対策

■担当部署・機関

総務班広報・庶務係、総務班防災情報係、救護厚生班避難係、本部事務局

１　広報活動の実施

総務班広報・庶務係は、被害情報、応急活動状況等に基づき、正しい情報を住民等に伝えるため広報資料を作成し、的確な広報活動を実施する。

なお、災害時における広報活動はあくまでも人命尊重を第一義とし、流言飛語等による人心の動揺を防止し、住民が正確な判断を下せるように、統一ある広報により被害を最小限度にとどめることを基本とする。

（１）災害発生直後の広報
ア　災害の発生状況、気象予報・警報等に関する情報
イ　出火防止、初期消火の呼びかけ
ウ　要配慮者への支援の呼びかけ
エ　避難情報、避難先の指示
オ　町の災害警戒体制又は災害対策本部の活動現況
（２）その後の広報
ア　二次災害の危険性
イ　ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
ウ　安否情報
エ　被災状況とその見通し
オ　ライフラインや交通施設等の被害及び復旧状況
カ　交通規制情報及び被害復旧状況
キ　交通渋滞解消、電話混雑解消への協力依頼
ク　救護所、医療機関等の医療関連情報
ケ　ごみ、し尿収集等の生活関連情報
コ　食糧、生活必需品の供給及び給水に関する情報
サ　救援物資等の取扱い
シ　その他人心安定及び社会秩序保持に関すること
（３）広報手段
ア　防災行政無線による伝達
イ　携帯スピーカーによる伝達
ウ　広報車等による現場広報
エ　広報紙の掲示、配布等による広報
オ　自治会・自主防災組織等の協力による伝達
カ　指定避難所等における職員の派遣、チラシの掲示・配布

キ　テレビ、ラジオによる広報
ク　インターネットの活用
ケ　県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

（４）要配慮者に配慮した広報

総務班広報・庶務係は、救護厚生班避難係と連携し、要配慮者に対して、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービス、インターネット等のメディアを活用するほか、ボランティア等の協力を得て、手話、点字、外国語等による広報を行う。

（５）停電や通信障害発生時の広報

総務班広報・庶務係は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

２　報道機関との連携

（１）緊急放送の実施

本部事務局は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合においては「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和 54 年３月１日）に基づき、県を通じて報道機関に、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を依頼する。

（２）報道機関への情報提供

総務班広報・庶務係は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して、定期的な情報提供を行う。

３　広聴活動の実施

総務班防災情報係は、被災地の地域住民の要望事項等を把握するとともに、町民からの各種問合せに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

４　安否情報の提供等

（１）安否情報の提供（災害対策基本法第 86 条の 15 第１項、第２項、第４項）

総務班防災情報係は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、町が把握する情報に基づき回答することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要が

あると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ア　被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、連絡先、負傷及び疾病の状況その他安否の確認に必要と認められる情報

イ　被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷及び疾病の状況

ウ　被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

（2）安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

ア　氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ　照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ　照会をする理由

（3）被災者に関する情報の利用（災害対策基本法第 86 条の 15 第 3 項）

総務班防災情報係は、安否情報の回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用以外の目的のために内部で利用することができる。

（4）安否不明者の氏名等の公表

総務班防災情報係は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

（5）被災者台帳の作成

総務班防災情報係は、大規模な被害が発生した場合等必要に応じて、被災者の被害状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係各班で共有するとともに、応急対策に活用する。

被災者台帳の作成に当たっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

5　災害記録の作成

総務班広報・庶務係は、災害状況に関しての写真撮影、ビデオ撮影等を行って貴重な記録を保存し、将来の災害対策の参考資料にするとともに、住民に広く公開する。

第３項　広域応援等の要請・受入れ

■担当部署・機関

本部事務局、総務班防災情報係

１　応援の要請・受入れ

（１）県への応援要請

町長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は災害応急対策の実施の要請を行う。（災害対策基本法第 68 条、地方自治法第 252 条の 17）

なお、その場合の手続は、次の事項を記載した文書で行う。ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

資料７-16　県への応援要請様式

（２）職員の派遣の斡旋に対する県への要請

町長（本部長）は、応急対策又は復旧対策のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関等の職員の派遣の斡旋を求める。（災害対策基本法第 30 条）

なお、その場合の手続は、次の事項を記載した文書で行う。ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、口頭又は電話により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

ア　派遣の斡旋を求める理由
イ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

（３）指定地方行政機関等への応援要請

町長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第 29 条第２項）

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人数
ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

（4）他市町村等への応援要請

町長（本部長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第 67 条、地方自治法第 252 条の 17）

なお、その場合の手続は、次の事項を記載した文書で行う。ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、口頭又は電話により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

ア　派遣の斡旋を求める理由
イ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

（5）応援の受入れ

総務班防災情報係は、連絡責任者を定め、災害の状況、道路交通状況等の応援上必要な情報を要請先の機関に連絡し、応援手段について協議する。

また、総務班防災情報係は、応援を要請した各班と協議して町の受入れ体制を次のように確立させる。

ア　総務班防災情報係は、宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
イ　施設資材班施設係は、応援職員の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
ウ　応援を要請した各班は、作業計画を作成し、派遣部隊と協議を行う。
エ　総務班防災情報係は、派遣部隊受入れ後知事へ報告する。

（6）経費の負担

ア　費用の範囲
（ア）給与、諸手当等
（イ）旅費、交通費
（ウ）輸送費
（エ）食糧費
（オ）応援のために要した資機材等物品の費用
（カ）その他本町が負担しなければならない経費

イ　負担方法

原則として本町が負担する。

2　消防活動に係る応援の要請・受入れ

奈良県広域消防組合高市消防署で消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき、他消防署の応援を要請する。

（1）大災害発生時における相互応援

災害時においては、個々の市町村・組合の消防力及び消防応援協定を締結している隣

接市町村等の消防力をもってしても、防御又は救助等が困難であることが予想されるため、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

ア　県内市町村相互の広域応援体制

（ア）自らの消防力では対処できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市に応援を要請する。

（イ）奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、奈良県消防広域応援基本計画に基づき、奈良県広域消防組合消防本部を通じて他の協定市へ行う。

イ　他都道府県からの応援体制

奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、奈良県広域消防組合消防本部から知事に対し応援要請を行う。

ウ　応援受入体制の整備

応援要請を行う際には、次により受入体制を整備する。

（ア）応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化

（イ）応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化

（ウ）応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握

（エ）資機材の手配

（オ）応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

（２）大規模災害応援

大規模な災害が発生した場合に、被災地近隣の消防本部が「消防組織法第 39 条」に基づき、いち早く被災地に駆けつけ、効率的な消火、救急・救助等の応援活動を展開することにより、被害の軽減を図る。

この体制は、主に発災直後から「緊急消防援助隊運用要綱」に定める消防庁長官の措置（消防組織法第 44 条）による体制が機能し始めるまでの間実施されるものであり、消防庁長官の措置による応援体制が行われた時点で、同法に基づく体制となる。

（３）緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊は、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき災害等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動を行う。

緊急消防援助隊は平成７年６月に発足し、市町村長は設置した救助・救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。

出動については、消防庁長官が被災地の属する都道府県の知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、「消防組織法第 44 条」の規定に基づき、適切な措置をとるものとされている。

町長（本部長）は、被害の状況が町の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

（４）広域航空消防の応援要請

大規模特殊災害時に広域航空消防による応援を求める計画は次による。

ア　対象となる災害

広域航空消防の応援の対象とする大規模特殊災害は、次に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

（ア）大規模な地震、風水害等の自然災害
（イ）山林等、陸上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
（ウ）高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が著しく困難なもの
（エ）航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
（オ）その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

イ　広域航空応援の要請先の決定

奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援が必要となったときは、奈良県防災航空隊と協議し応援側都道府県又は応援側市町村（以下、「応援側都道府県等」という。）を決定するものとする。

ウ　広域航空消防の要請手続き

奈良県広域消防組合は広域航空消防応援の応援側都道府県等を決定したときは、直ちに市町村に報告の上、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合において、同時に応援側知事又は応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

（ア）応援側市町村
（イ）要請者・要請日時
（ウ）災害の発生日時・場所・概要
（エ）必要な応援の概要

3　民間との協力

災害時における応急対策等に従事する要員は、可能な限り職員によって行うが、災害の程度、規模等により職員だけでは、要員が不足して迅速な応急対策等が実施できないときは、労働者の雇用、近隣の民間人の協力、民間団体への協力要請により、労務供給の万全を図る。

労務供給に係わる業務の実施は、本部事務局とする。

（1）労働者の雇用

ア　労働者供給の範囲

災害応急対策のための労働者供給の範囲は、おおむね次に掲げる場合とする。

（ア）罹災者の避難誘導
（イ）医療及び助産における患者の移送
（ウ）罹災者の救出
（エ）飲料水の供給
（オ）救助物資の整理、配分及び運搬
（カ）感染症発生予防のための、そ族・昆虫等の駆除及び被災家屋の消毒
（キ）応急復旧の整理、配分及び運搬
（ク）被災家屋等から排出されたごみ、がれき、汚泥の搬出及び処理

（ケ）その他

イ　労働者供給の方法

災害時において必要に応じ、迅速に労働者を確保して円滑に応急対策等が実施できるように、県及び職業安定所等に対して労働者の確保を要請するものとし、その方法についてはおおむね次のとおりとする。

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一段階として、県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要期間及び賃金等を記載した文書をもって斡旋を要請する。ただし、緊急時においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

（ア）申込書に記載すべき事項

①　求人を必要とする理由
②　作業の種別
③　必要人員
④　必要期間
⑤　賃金
⑥　その他必要事項

ウ　災害時における非常清掃作業及び復旧資材等の輸送のため、町内の民間業者等から車両の借上げを実施した場合、その車両に従事する業務員を別に確保することが困難になると予想されるので、できる限り１車に付き、運転者を含めた３名の派遣を要請する。

エ　応急対策等に従事するために雇用した労働者に対する賃金は、その時点における通常のものとする。

（２）災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令等を発して要員の確保に努める。

ア　従事命令等の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令		執行者
災害応急対策事業 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法	第65条第１項	町長
		〃	第65条第２項	警察官
		災害対策基本法	第65条第３項	派遣を命じられた部隊等の自衛官
災害救助作業 （災害救助法に基づく救助）	従事指示	災害救助法	第７条	知事
	協力命令	〃	第８条	
災害応急対策事業 （災害救助を除く応急処置）	従事命令	災害対策基本法	第71条第１項	知事 委任を受けた町長
	協力命令	〃	第71条第２項	
災害応急対策事業 （災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法	第４条	警察官
消防作業	従事命令	消防法	第29条第５項	消防吏員 消防団員

イ　従事命令等の対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	当該町の区域の町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策及び救助作業）	１．医師、歯科医師及び薬剤師 ２．保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士及び歯科衛生士 ３．土木技術者及び建築技術者 ４．大工、左官及びとび職 ５．土木業者、建築業者及びその者の従事者 ６．鉄道事業者及びその従事者 ７．軌道経営者及びその従事者 ８．自動車運送事業者及びその従事者 ９．船舶運送業者及びその従事者 10．港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策及び救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者

ウ　公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更若しくは取消すときは災害対策基本法に定める公用令書を交付する。

エ　費用

町長が災害対策基本法第 71 条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ　損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合には「高取町消防団員等公務災害補償条例」に基づきその損害を補償する。

（3）自治会等の民間団体の協力

災害時における地域の防災活動について、自治会、地域婦人会、その他ボランティア団体等に協力を求める。

協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては、協力団体等の意見を尊重して行う。

ア　炊出し及び救護

イ　飲料水の供給

ウ　清掃及び防疫
エ　救助物資の整理、配分及び運搬
オ　軽易な事務の補助

４　県消防防災ヘリコプターの受入れ

総務班防災情報係は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県消防防災ヘリコプターの派遣を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

また、高取町消防団及びヘリポートとなる施設の管理者は、本部事務局を通じて、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

なお、受入れに際しては、次の措置をとる。

（１）受入れ体制
ア　離着陸場所の確保及び安全対策
イ　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
ウ　空中消火用資機材、空中消火基地の確保
エ　その他必要な事項
（２）発着場の開設
ア　ヘリポートに紅白の吹き流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
イ　離着陸地点には、Ⓗ記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。
ウ　ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
エ　ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
　　表示方法は、上空から良く判断できるよう、白布又は赤布等を縛り付ける。
オ　離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるため、できるだけ取り除く。
カ　離着陸の際は砂塵が発生するため、その防止対策として消防車等による散水を行う。

５　ＩＳＵＴの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるＩＳＵＴ（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ＩＳＵＴは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び町等の防災対応を支援する役割を持つ。

県及び町（総務班防災情報係）は、必要に応じて派遣されるＩＳＵＴとも連携し、対応に当たるものとする。

第４項　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

■担当部署・機関

本部事務局、総務班防災情報係、施設資材班施設係、消防団

１　災害派遣依頼基準

（１）人命救助のため応援を必要とするとき。
（２）大規模な災害が発生し、又は発生することが予想され、緊急に応援を必要とするとき。
（３）町内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき。
（４）救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
（５）主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
（６）応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

２　派遣依頼手続

（１）町長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を依頼する。
（２）自衛隊派遣要請依頼手続は、本部事務局が行う。
（３）知事への依頼ができない場合は、町長は直接自衛隊に対して派遣依頼の通知をすることができる。

自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

町長は、通知した旨を知事へ報告する。

（４）災害対策に当たる各班は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して町長へ上申する。
（５）派遣の依頼は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

ア　災害の状況及び派遣を依頼する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に依頼する。

資料９－１　自衛隊の災害派遣要請申請書

（６）自衛隊緊急時連絡網

陸上自衛隊　第４施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）	
京都府宇治市広野町風呂垣外１－１	
電話	０７７４－４４－０００１
通信相手	第４施設団本部　防衛対策班 （内線７２３）
夜間通信先	第４施設団本部　防衛対策班（内線２１２）
ＦＡＸ	０７７４－４４－０００１（交換切替、内線２３３） （大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線２３３に切替えを依頼した後、ＦＡＸボタンを押す）
県防災無線	６７－５７１－１１ （夜間：６７－５７１－１２）
県防災無線ＦＡＸ	６７－５７１－２１

（７）自衛隊の自主派遣

各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣することがある。

３　派遣部隊の受入体制

本部事務局は、派遣を依頼したときは直ちにその旨を関係機関に連絡する。

総務班防災情報係は、受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

（１）派遣部隊の誘導

自衛隊が派遣されることとなったときは、橿原警察署長に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

（２）受入体制

自衛隊の災害派遣が決定したとき、総務班長は、関係班長と協議した上、県の派遣部隊の受入計画に準じて町の受入体制を次のように確立する。

ア　総務班防災情報係は、宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備するとともに、派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定めて派遣する。

イ　施設資材班施設係は、自衛隊の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。

ウ　消防団は、ヘリコプターによる応援を受ける場合に、着陸地点、風向き表示等の必要な事前準備を行う。

エ　作業計画の連絡調整

総務班防災情報係は、自衛隊に対する作業要請に際しては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効率的運用が図れるよう調整する。

（ア）作業箇所及び作業内容
（イ）作業箇所別必要人員及び資機材
（ウ）作業箇所優先順位
（エ）作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
（オ）部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（３）自衛隊の活動内容

以下の事項について、災害の態様に応じた活動を自衛隊に依頼する。

ア　被害状況の把握
イ　避難の援助
ウ　遭難者等の捜索及び救助
エ　水防活動、消防活動
オ　道路又は水路の啓開
カ　応急医療、救護及び防疫
キ　人員及び物資の緊急輸送
ク　炊飯及び給水
ケ　物資の無償貸付け又は譲与
コ　危険物の保安及び除去
サ　交通規制の支援その他必要な活動

４　経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として町が負担するものとし、町において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担する。

（１）災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
（２）上記に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

５　ヘリコプター臨時発着場の開設

総務班防災情報係は、消防団に対してヘリコプター臨時発着場の開設を指示する。なお、消防団が応急活動に従事し、そのいとまがないとき、町長（本部長）は他の班に行わせることができる。

（１）Ⓗの基準

（２）吹流しの基準

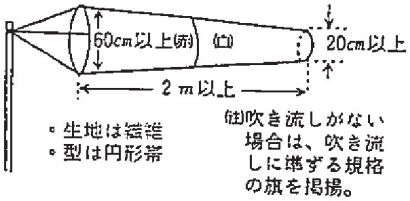

（３）離着陸地点及び無障害地帯の基準

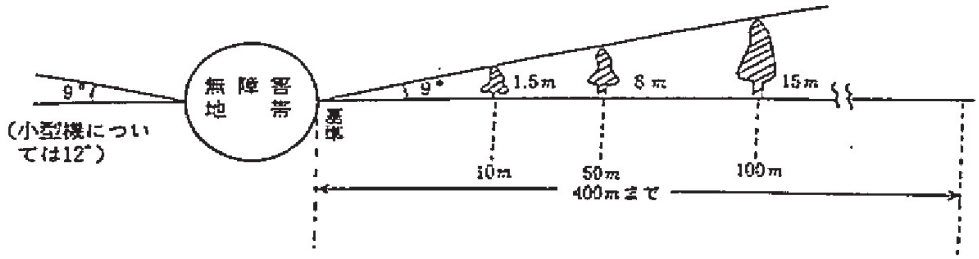

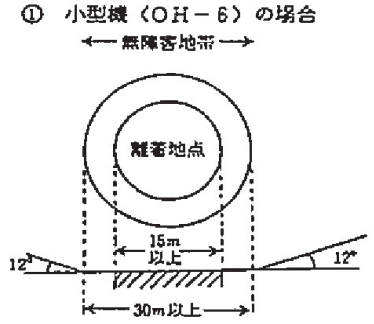

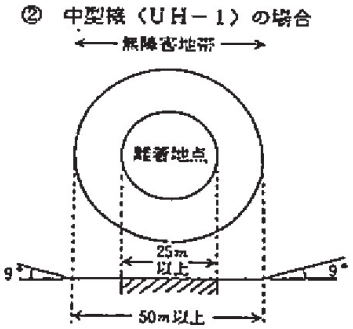

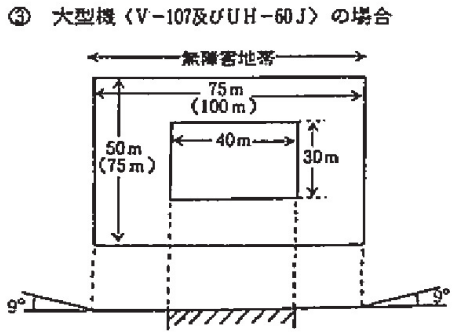

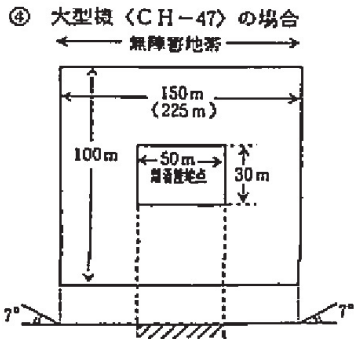

（４）臨時ヘリポート設置場所

災害活動用臨時ヘリポートは、高取健民運動場に設置する。

６　派遣部隊等の撤収依頼

作業の進捗状況を把握し、派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、知事に対して文書をもって撤収の依頼

を行う。

本部事務局は、まず電話等により県防災統括室に自衛隊の撤収を要請し、その後速やかに次に掲げる事項を記載した知事あての文書を提出する。

（１）撤収要請日時
（２）災害派遣人員等及び従事作業内容
（３）その他参考となるべき事項

資料９－２　自衛隊の撤収要請申請書

第５項　災害救助法の適用

■担当部署・機関

本部事務局

１　救助の実施

災害救助法に基づく救助活動は、知事が実施し、町長がこれを補助する。

ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助活動の実施を待つことができない場合、町長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し、指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、町長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

■災害救助法における救助の種類及び実施機関

救助の種類	実施機関
1　避難所の設置	
2　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
3　被災者の救出	
4　埋葬	
5　遺体の捜索及び処理	知事
6　応急仮設住宅の供与	
7　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	及び
8　医療及び助産	
9　被災した住宅の応急修理	町長
10　生業に必要な資金、器具又は資料の給与若しくは貸与	
11　学用品の給与	
12　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

２　適用基準

（１）災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、町の区域を単位に実施する。

（２）災害が発生した場合の適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府

県の区域内の人口規模と、住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められており、本町においては以下の基準で適用を受ける。

ア　町域内の住家滅失世帯が 40 世帯以上に達するとき。
イ　県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、町域内の住家滅失世帯数が 20 世帯以上に達するとき。
ウ　県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上である場合であって、町域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があるとき。
オ　多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

３　住家滅失世帯数の算定基準

（１）全壊（焼）世帯は１世帯とする。
（２）半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって１世帯とする。
（３）床上浸水、土砂の堆積等で一時的な生活困難世帯は３世帯をもって１世帯とする。

４　適用手続

（１）町長は、町における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被害者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を申請する。

（県への報告を必要とする災害）

ア　災害救助法の適用基準に該当するもの
イ　その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
ウ　被害が２市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
エ　災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
オ　その他特に報告の指示があったもの

（２）災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

５　救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度等、災害の状況により応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

資料３－９　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

６　費　用

災害救助法第 18 条により、救助に要する費用は県が支弁する。

ただし、同法第 21 条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

７　県の小災害に対する救助内規

町域で、「災害救助法」の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。

この応急救助に対応して各班は、別に定めた所掌事務により被災者に応急救助を実施する。

８　日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、下記の救助を行う。

（１）全・半壊及び全・半焼の場合

毛　布	１人に対して１枚（11 月～翌３月は２枚）
日用品セット	１世帯に対して１個（内容は４人分）
バスタオル	１人に対して１枚
布　団	１人に対して１組

（２）床上浸水又は指定避難所等に避難の場合

毛　布	１人に対して１枚（11 月～翌３月は２枚）
日用品セット	１世帯に対して１個（内容は４人分）

（３）死亡者の遺族

見舞金	１人に対して 20,000 円 ただし、災害救助法が適用された場合を除く。

第６項　要配慮者の支援

■担当部署・機関

救護厚生班避難係、救護厚生班教育総務係、総務班広報・庶務係

１　要配慮者の被災状況の把握

救護厚生班避難係は、要配慮者の安否確認及び被災状況並びに被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

（１）要配慮者等の安否確認及び被災状況の把握

ア　自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに住宅に残された要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

イ　社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の把握に努める。

ウ　保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

（２）福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの把握に努める。

２　被災した要配慮者への支援活動

救護厚生班避難係は、被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供や情報提供の支援活動に努める。

（１）在宅福祉サービスの継続的提供

ア　被災した要配慮者に対し、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅において補装具や日常生活具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

イ　救護厚生班教育総務係は、救護厚生班避難係と連携し、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障がい（ＰＴＳＤ）等に対応するために、心のケア対策に努める。

（２）要配慮者の施設への緊急入所

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

（３）情報の提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。また、指定避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。

聴覚障がい者に対しては、手話通訳用タブレットを活用するなど、災害時の情報提供や避難誘導等ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努める。

（４）福祉避難所

要配慮者の避難状況に応じて福祉避難所も開設し、指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者を受入れる。

（５）奈良県災害派遣福祉チームの派遣要請

救護厚生班避難係は、県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、指定避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

また、必要に応じて、救護厚生班避難係は、本部事務局を通じて、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、県に対して、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良ＤＷＡＴ）の派遣要請を行い、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。

３　被災した外国人への支援活動

（１）情報の提供

ア　総務班広報・庶務係は、被災した外国人に対し、被害の状況、避難指示等の避難情報、医療救護情報、食糧や飲料水、生活必需品等の供給情報の提供に努める。

イ　情報提供の手段として、広報紙・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送、通訳ボランティアによる情報提供等に努める。

ウ　観光地の運営者等は、防災に関する外国語会話集やコミュニケーションカード、多言語のアナウンス、災害時多言語情報作成ツールの活用、さらに、通信が可能な場合はスマートフォン用アプリ「Safety tips」※の活用を図る。

※　(財)自治体国際化協会が作成・提供しているツールで、多言語対応した掲示、携帯メール・サイト、音声メディアの作成を支援する。

エ　多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、ＳＮＳ等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

（２）支援サービス

総務班広報・庶務係は、ボランティアの協力を得て、外国人に対する相談窓口を指定避難所に設置するよう努めるとともに、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

また、旅行会社等と外国人旅行者の被災情報を交換し、指定避難所等に滞在する外国人旅行者の安否確認を行うほか、必要に応じて、一時滞在施設を確保する。

第７項　指定避難所の開設・運営

■担当部署・機関

救護厚生班避難係、本部事務局、総務班防災情報係、施設管理者、自治会、自主防災組織

１　指定避難所の開設

（１）指定避難所の開設

ア　本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所を選定・開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。その際、災害の規模に鑑み、必要な指定避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

　指定避難所を開設するときは、速やかに避難所施設の管理者に協力を要請し、指定避難所の安全性及び必要な設備の使用可否を確認した上で開設する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

イ　救護厚生班長は、速やかに指定避難所責任者を派遣し、指定避難所を開設する。

　ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、消防団員やあらかじめ要請した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

　指定避難所責任者は、指定避難所開設時には、指定避難所開設台帳とともに、次の用品を持参する。

（ア）懐中電灯等の照明用具

（イ）軽微な負傷、症病に必要な救急薬品及び材料

（ウ）トランジスタラジオ

（エ）毛布

ウ　指定避難所を開設した場合、本部事務局は、直ちに次の事項を知事及び橿原警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する）

（ア）開設の日時、場所

（イ）避難所名、避難世帯数及び避難者数

エ　指定避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

　ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することができる。

オ　開設状況や混雑状況等の広報

　指定避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

カ　指定避難所の追加開設

　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多

様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災者が自発的に避難している施設等も指定避難所として位置づけることができる。追加開設をした指定避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。

キ　民間の施設の利用

救護厚生班避難係は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、それでも不足するときは、県等への要請等により、必要な施設の確保を図る。

ク　避難所が不足した場合の対応

カ及びキの対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

資料８－６　指定避難所開設台帳

（２）指定避難所の収容対象者

ア　住居が全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼等の被害を受け、居住の場所を失った者

イ　自己の住家には直接被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ　災害により、現に被害を受けるおそれがある者

エ　避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

オ　その他避難が必要と認められる者

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

資料８－３　指定避難所一覧

２　指定避難所の管理・運営

救護厚生班避難係は、指定避難所の運営に当たっては、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

（１）管理責任者

指定避難所の管理責任者は、原則として指定避難所責任者とする。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、当該施設の管理者、自治会、自主防災組織等の中から指名した者を管理責任者とすることができる。

（２）自主運営

救護厚生班避難係は、自治会、自主防災組織等を中心とした地域住民組織の自主的な活動によって指定避難所の運営が行われるよう支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を

支えることができるよう留意する。

なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるよう努める。

（３）ボランティアの役割

救護厚生班避難係は、必要に応じてボランティアに対して協力を求める。

（４）指定避難所の管理・運営

ア　避難者の把握

管理責任者は、避難者名簿（帰宅困難者、屋外避難者を含む）を作成し、避難者の実態を把握するとともに、救護厚生班避難係を通じて総務班防災情報係に報告する。

イ　食糧、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、指定避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数について、救護厚生班避難係に報告し、調達を要請する。

ウ　情報等の提供

避難者の不安感の解消と指定避難所内の秩序維持のため、生活情報、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を提供する。

その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障がいのある避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。

エ　生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施等、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

オ　感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、町（救護厚生班避難係）及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所運営に必要な情報を共有する。

カ　女性や要配慮者への配慮

指定避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食糧や生活用品を確保する。

このほか、以下の事項に配慮する。

（ア）管理責任者は、指定避難所を開設した場合、地域住民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

（イ）管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が福祉避難所、社会福祉施設、病院等へ入所できるよう救護厚生班避難係と協議する。また、それら施設等への入居が

困難な場合は、指定避難所でも比較的落ち着いた場所を提供する等の配慮を行う。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者については、その計画に基づき避難所生活の支援を行う。

（ウ）スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設のスロープを設置する。

（エ）女性や要配慮者に配慮したトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設等の対応策について救護厚生班避難係を通じて環境衛生班環境衛生係と協議する。

（オ）女性用物資の保管管理や女性スタッフによる配布体制の確保に努める。

（カ）女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、トイレ・浴室等の配置の工夫、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・ＤＶについての注意喚起のポスター掲載等、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

（キ）被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子供は不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

（ク）視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

（ケ）避難所生活に必要な福祉機器の確保に努める。

キ　衛生に関すること

（ア）仮設トイレの速やかな設置に努める。

（イ）食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

（ウ）保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

（エ）ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

（オ）入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみの処理状況等、指定避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

ク　保健・医療

（ア）医療関係機関の協力を得て、指定避難所に医療救護所を設置するよう努める。

（イ）避難者や指定避難所に係わる運営スタッフ等の心身のケアのために医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。

ケ　本部事務局への報告

管理責任者は、次の事項が発生したときには、直ちに救護厚生班避難係を通じて本部事務局に報告する。

（ア）被災者の収容を開始したとき。

（イ）収容者の全部が退出又は転出したとき。

（ウ）収容者が死亡したとき。

（エ）指定避難所に悪疫が発生したとき。

（オ）その他報告を必要とする事項が発生したとき。

（５）他の指定避難所への収容

ア　管理責任者は、災害により多数の被災者が発生し、当該指定避難所では収容できない場合、本部長の指示のもと、避難者を他の地区の指定避難所に収容する。

イ　被災地域が広域にわたり、町域内に予定していた指定避難所では被災者の収容ができない場合、本部長は、県を通じて他の市町村への避難を要請する。

ウ　他の指定避難所に避難者を輸送する場合は、その距離を考慮した上で、輸送手段を判断する。

　また、避難者の生命、身体保護のため、輸送を必要とする場合は、総務班防災情報係を通じて、町保有の車両又は借上げ車両により輸送を行う。

（６）在宅被災者等への支援

　救護厚生班避難係は、指定避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、指定避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

　そのために、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。

（７）車中泊者への対応

　救護厚生班避難係は、指定避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

ア　指定避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）

イ　車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）

ウ　車中泊が長期にならないための指定避難所等への入所等の勧奨

３　指定避難所の縮小・閉鎖

（１）本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、管理責任者に必要な指示を与える。

（２）管理責任者は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な処置をとる。

（３）本部長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については、指定避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

４　「災害救助法」が適用された場合の措置

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。また、指定避難所を開設したときは、救護厚生班避難所係で必要な書類を整理し、保管する。

資料 ８－７　避難所用物資受払簿
資料 ８－８　避難所設置及び避難生活状況
資料 14－１　救助実施記録日計表

５　広域一時滞在

本部長は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村

への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

第８項　救助・救急活動

■担当部署・機関

総務班防災情報係、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団、橿原警察署、自主防災組織

災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその人を保護するため、救助・救急活動を行う。

１　救助活動

（１）実施機関

奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団が、橿原警察署と協力して実施する。

災害の規模及び被害の程度により、本部長が必要と認めたときは、町の職員による臨時救助班を編成する。

これらのみでは対応できない場合は、隣接する警察署、市町村、県に応援を要請し、特に大規模災害に際して必要と思われるときは、県に対し自衛隊の派遣を依頼する。

（２）救助の対象

ア　災害時、倒壊家屋の下敷きになったような場合

イ　災害火災時に火中に取り残されたような場合

ウ　災害に伴うがけ崩れ、山崩れ、地すべり等の土砂災害に遭遇した者

エ　災害に伴う列車、自動車等の大事故によって、生命や身体が危険な状態にある者

オ　災害に伴うガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等の大事故により、生命や身体が危険な状態にある者

カ　その他、救出、救助を必要とする者

（３）救助の方法

ア　自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

イ　奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

ウ　奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

（４）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

被災者を救出した場合は、「救助実施記録日計表」「被災者救出用機械器具燃料受払簿」「被災者救出状況記録簿」「被災者救出用関係支払証拠書類」を整理し、保管する。また、町長は災害で身の危険にある者の救出を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

資料 10-２　被災者救出状況記録簿

資料 10-３　被災者救出用機械器具燃料受払簿
資料 14-１　救助実施記録日計表

２　救急活動

奈良県広域消防組合高市消防署は、関係機関との連携と協力を密にして、災害又は事故による傷病者を対象とし、救護、治療処置を要して医療機関へ即刻搬送又は現場で応急処置を施す等の対策に万全を期す。

（１）初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
（２）迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
（３）医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
（４）道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等にはヘリコプターによる救急搬送を県に要請する。

３　各関係機関の相互協力

町（総務班防災情報係）、奈良県広域消防組合高市消防署、警察署、自衛隊等の消防防災関係機関は、救助活動等を行うに当たって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

第９項　医療救護活動

■担当部署・機関

救護厚生班避難係、本部事務局

１　医療情報の収集活動

救護厚生班避難係は、医療関係機関と密接な連携のもと、医療施設の被害状況、空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

２　初期医療体制

災害発生後、倒壊現場や火災現場等において発生した負傷者に対し、災害現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタッグを付した上、応急手当を実施し、重症者を救急医療機関等へ搬送する。

また、多くの軽傷者は、保健センター、中学校、小学校等に開設される救護所や最寄りの医療機関で医療処置を受ける。

ただし、救護所が開設されるまでは、本部長は医療救護班を派遣し、応急手当を行う。

３　現地医療対策

被災町民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣する等現地医療を確保する。

（１）現地医療の確保

ア　救護所の設置

救護厚生班避難係は、必要に応じて救護所を設置し、運営する。

なお、救護所を設置した場合は、その旨の標識を設置するとともに、本部事務局を通じて関係機関に報告を行う。

（ア）設置基準

①　町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応できない場合

②　傷病者が多数で、町内医療機関だけでは対応できない場合

③　被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から、被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

（イ）設置場所

救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認の上、被害状況に応じて決定する。

設置予定場所：保健センター、中学校、小学校等

イ　救護所の運営

次の事項に留意の上、救護所を運営する。

（ア）医療品、医療用資機材の補給

（イ）医療用水の確保

（ウ）交代要員の確保

（エ）食糧、飲料水の確保

（オ）携帯電話等通信手段の確保

（カ）その他医療救護活動に必要な事項

（２）医療救護班の編成・派遣

救護厚生班避難係は、救護所を設置した場合、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請する。

ア　医療救護班の編成及び構成

医療救護班は、医師２名、保健師又は看護師２名、補助員２名の計６名を標準として１班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

また、歯科医療救護班として、歯科医師１名、歯科衛生士２名、補助員１名の計４名を標準として１班を構成する。

イ　派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に医療救護班の派遣を要請する。

（３）医療救護班の受入れ、調整

救護厚生班避難係は、医療救護班の受入窓口を設置するとともに、救護所への配置調整を行う。

（４）医療救護班の活動内容

ア　負傷者の重症度の判定（トリアージ）

イ　重症患者に対する救急蘇生術の施行

ウ　後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

エ　転送困難な患者及び指定避難所等における軽傷者に対する医療

オ　助産業務

カ　死亡の確認

（５）保健医療活動チームの派遣要請

救護厚生班避難係は、町の対応能力のみでは不足すると認める時は、本部事務局を通じ、県保健医療調整本部に保健医療活動チーム（ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。）、保健師等支援チーム、災害支援ナース、ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）等で、保健医療活動を行うチームをいう。）の派遣を要請する。

４　要継続的医療支援者（人工呼吸器使用者等）の支援

救護厚生班避難係は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として次の活動を行う。

（1）人工呼吸器等使用者への支援

ア　情報の収集及び把握

救護厚生班避難係は、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集し、地域保健医療調整本部に報告する。

イ　医療支援

保健医療調整本部は、人工呼吸器等の電源確保・供給を行う。

（2）その他の要継続的医療支援者への支援

ア　情報の収集及び把握

救護厚生班避難係は、特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、または継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を地域保健医療調整本部に報告する。

イ　医療支援

必要に応じて、救護厚生班避難係は、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

5　後方医療活動

町内及び周辺市町村の病院並びに医院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。

また、これらの後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段を優先的に確保する等特段の配慮を行う。

6　医薬品等の確保供給活動

救護厚生班避難係は、地域の各種医療機関や薬局の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。

また、不足が生じた場合は、県（奈良県保健医療調整本部（薬務班）又は中和保健所）に対して供給の要請を行う。

7　災害救助法が適用された場合の措置

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

なお、医療、助産を実施した場合は、必要書類を整理し保存する。

資料 12-１　医療品衛生材料受払簿
資料 12-２　救護班活動状況
資料 12-３　病院、診療所医療実施状況
資料 12-４　衛生材料等受払簿
資料 12-５　助産台帳
資料 14-１　救助実施記録日計表

第１０項　二次災害の防止

■担当部署・機関

施設資材班施設係、救護厚生班町営住宅係・教育総務係・社会教育係、本部事務局、奈良県広域消防組合高市消防署、県、施設管理者、電力、ガス各事業者

１　道路、橋梁施設

施設資材班施設係は、二次災害を防止するため、道路、橋梁施設の被害状況等を早急に把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

（１）被害状況の把握

道路や橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

（２）他の道路管理者への通報

町管理道路以外の道路が損壊等によって通行に支障を来している場合は、本部事務局を通じて当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ただし、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

（３）避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び町民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

（４）応急措置

被害を受けた町管理道路について、優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

また、町単独での応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて県に対し応援を要請する。

２　河川、水路、ため池

施設資材班施設係は、二次災害を防止するため、河川、水路、ため池の被害状況等を早急に把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

（１）被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に係る浮遊物等の障害物の除去、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

（２）河川管理者、ため池管理者への通報

町の所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、本部事務局を通じて当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

（３）避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び町民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

（４）応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、町の所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて県に対し応援を要請する。

（５）河川障害物の除去

ア　河川障害物の実施機関

（ア）県管理の河川にあっては奈良県

（イ）町管理の河川及び水路にあっては、本町施設資材班施設係

（ウ）電柱架線等は関西電力㈱及び西日本電信電話株式会社

（エ）建設中の現場工作物等は、その業者

イ　障害物の対象

（ア）河川の溢水の防止、堤防と堰堤等の決壊等を防止するために必要と認める場合

（イ）応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

ウ　除去作業の実施

（ア）実施責任者は、災害発生後速やかに河川関係障害物の実態を調査し、状況に応じて自らの組織、労力、機械、器具を用い、又は河川関係業者の協力を得て速やかに実施する。

（イ）除去作業は、緊急の応急措置を実施する上で止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、河川通水に支障の起こらないよう配慮して実施する。

３　公共建築物等

施設資材班施設係及び救護厚生班町営住宅係・教育総務係・社会教育係は、公共建築物等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

（１）被害状況の把握

公共建築物等の浸水や土砂の堆積等の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

（２）他の公共建築物等管理者への通報

町の所管以外の公共建築物等に被害が生じている場合は、当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

（３）避難及び立入制限

公共建築物等に著しい被害が生じ、付近に危険を及ぼす場合は、速やかに関係機関及び町民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険区域への立入制限を実施する。

（４）応急措置

被害を受けた町所管の公共建築物等について、防災関連業務に必要な施設等、優先順

位の高いものから応急措置を実施する。

ア　応急措置が可能なもの

（ア）危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。

（イ）機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。

（ウ）電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、本部事務局を通じて関係機関と連絡をとり、応急措置及び補修を実施する。

（エ）防災関連業務に必要な建物で、町単独での応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて県に対して応援を要請する。

イ　応急措置が不可能なもの

（ア）二次災害防止措置を重点的に講じる。

（イ）防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第１１項　緊急輸送活動

■担当部署・機関

施設資材班施設係、本部事務局、総務班防災情報係、道路管理者

１　緊急輸送道路の決定と確保

（１）道路施設の調査・点検

施設資材班施設係は、道路管理者等と連携してあらかじめ選定した緊急輸送道路の中から使用可能な道路を把握するため、当該道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

（２）県への点検結果の報告等

本部事務局は、道路施設の点検結果を県及び警察に報告するとともに、町域に流入するその他の道路について、県から情報を収集する。

（３）緊急輸送道路の決定

施設資材班施設係は、県、警察、道路管理者と協議の上、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急輸送道路を決定する。

（４）緊急輸送道路の道路啓開

施設資材班施設係は、緊急輸送道路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材等を民間業者等の協力を得て調達し、町管理道路の啓開作業を行う。

また、他の道路管理者等が行う道路啓開作業に協力するとともに、必要に応じて啓開作業を行う。

２　輸送手段の確保

総務班防災情報係は、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

（１）車両の確保

総務班防災情報係は、町が所有するすべての車両の集中管理を行い、車両が不足する場合は、運送業者等に協力を依頼する。

町内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に斡旋を要請する。

ア　輸送区間及び借上げ期間
イ　輸送人員又は輸送量
ウ　車両等の種類及び台数
エ　集結場所及び日時
オ　車両用燃料の給油場所及び給油予定量
カ　その他必要事項

（２）配車計画

ア　輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

（ア）第１段階

①　救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資

②　災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資

③　情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員及び災害対策要員並びに物資等

④　後方医療機関へ搬送する負傷者

⑤　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資

⑥　被災者に対して災害対策本部等が供給する食糧及び水等生命維持に必要な物資

⑦　被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資

⑧　被災者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送

（イ）第２段階

①　上記（ア）の続行

②　要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送

③　傷病者及び被災者の被災外との輸送

④　輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

（ウ）第３段階

①　上記（イ）の続行

②　災害応急対策に必要な要因及び物資

イ　配車手続等

（ア）総務班防災情報係は、各班で所有する車両及び運送業者等から調達した車両について総合的に調整し、配分する。

（イ）車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。

（ウ）防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

（３）緊急通行車両の確認

ア　事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済みの交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ　災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務班防災情報係が運送業者等から調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を橿原警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

ウ　緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

（４）規制除外車両の確認

ア　事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済みの交付を受けている車両については、直ちに規制除外車両の確認を行い、標章及び規制除外車両確認証明書の交付を受ける。

イ　災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、規制除外車両に該当する車両は、規制除外車両であることの疎明書類とともに交通規制課、橿原警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所に申請し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

（５）ヘリコプターによる輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられるときは、県の防災ヘリコプター又は県を通じて自衛隊等にヘリコプター輸送を要請する。

なお、ヘリポートは、あらかじめ指定した場所に設置する。

第１２項　交通規制

■担当部署・機関

施設資材班施設係、総務班広報・庶務係、本部事務局、道路管理者、警察機関

１　交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等に危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は規制を行うが、道路管理者及び警察機関は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

■交通規制の実施責任者及び範囲

区　　分	実施責任者	範　　囲	根　拠　法
道路 管理者	知　事 町　長	１　道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第１項
警　察	公安委員会	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認められる場合	道路交通法 第４条第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第５条第１項

	警察官	警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の３
		道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第６条第２項
		道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

２　道路管理者による交通規制

道路管理者は、それぞれが管理する道路について、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合又は災害道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、橿原警察署と協議し、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

３　県公安委員会、県警察による交通規制

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限することができる。

４　警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じることができる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

なお、通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両の、消防吏員は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとることができる。

5　相互連絡

本部事務局は、道路管理者、県公安委員会、県警察と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6　交通規制の標識等の設置

施設資材班施設係は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、車両の通行の禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が現地において指示・誘導する等の措置を講ずる。

7　広報

施設資材班施設係は、総務班広報・庶務係と連携し、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、警察、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、町民に対しても、規制内容、迂回路について広報する。

第１３項　帰宅困難者対策

■担当部署・機関

総務班広報・庶務係、救護厚生班避難係、事業者等

１　発災直後の対応

（１）一斉帰宅抑制の呼びかけ

総務班広報・庶務係は、帰宅行動を抑制するため、町民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

（２）事業所等における対応

事業者等は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

（３）集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、避難場所等の案内等を行う。

２　帰宅困難者への情報提供

総務班広報・庶務係は、帰宅困難者に対し、災害に関する情報、地域の被害情報、交通状況に関する情報等について、交通事業者と協力して駅前に情報を掲示するほか、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等と協力してトイレ利用や情報の提供を行う等、帰宅支援となる情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシ等を利用して、必要な情報を提供する。

３　応急食糧・飲料水・生活必需品の供給

救護厚生班避難係は、帰宅困難者の状況を把握し、必要に応じて、応急食糧、飲料水、毛布等を提供する。

４　一時滞在施設の開設

救護厚生班避難係は、あらかじめ選定した指定避難所等について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第４節　応急復旧期の活動

第１項　緊急物資の供給

■担当部署・機関

施設資材班上下水道係、救護厚生班避難係、総務班広報・庶務係、本部事務局、自治会、自主防災組織

１　給水活動

（１）情報の収集

施設資材班上下水道係は、災害発生後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握する。

ア　配水場等上水道施設の状況を確認し、貯水量の把握を行う。

イ　給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

（２）給水の実施

施設資材班上下水道係は、把握した情報に基づき、応急給水を実施する。

ア　給水対象者

（ア）災害により上水道施設が被災し、飲料水を得ることができない者

（イ）飲料水の汚染等により、飲料に適した水を得ることができない者

イ　目標量

被災者１人当たり１日３リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合わせて順次給水量を増加する。

災害発生からの日数	一人当たり目標水量（リットル／日）	水量の用途内訳	主な給水方法
～3 日	3	飲料等（生命維持に最小限必要）	給水タンク車、耐震性貯水槽
4～10 日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等（日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近の仮設給水栓
11～20 日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等（数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の仮設給水栓
21～28 日	被災前給水量（約 250）	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

ウ　給水方法

（ア）給水拠点における給水

配水場を給水拠点として、給水を実施する。

（イ）指定避難所、公共施設等への給水

指定避難所や医療機関、福祉施設、公共施設等を優先的に、給水拠点から給水タンク車による運搬給水を行う。

（ウ）医療機関等への給水

貯水槽等を備えている医療機関等へは、給水拠点から給水タンク車による運搬給水を行う。

（エ）県営水道の応急給水栓における給水

公設水栓を設置して、給水袋、容器等への給水等を行う。

（オ）県営水道が破損した場合における給水

非常用井戸水の利用やプール水、自然水を飲料水化する浄水器を順次指定避難所等へ設置する。

（カ）給水に当たっての留意点

①　給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。

②　災害の規模により１戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

③　要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

（３）広報

総務班広報・庶務係を通じて、町の広報車や防災行政無線により給水場所や給水時間を町民に広報するとともに、災害時における節水について周知する。

（４）応援要請

町単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県、他の市町村に応援を要請する。県に要請する場合は、次の事項を明らかにして要請する。

ア　給水を必要とする人員
イ　給水を必要とする期間及び給水量
ウ　給水する場所
エ　必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
オ　給水車両借り上げの場合は、その必要台数
カ　その他必要な事項

（５）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

飲料水の供給を実施したときは、必要書類を整理し保管する。また、飲料水の供給を行ったときは、町長は速やかにその状況を知事に報告する。

資料 ６－１　給水機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
資料 ６－２　飲料水の供給簿
資料 14-１　救助実施記録日計表

２　食糧・生活必需品等の供給体制の確立

救護厚生班避難係は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した

具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

（１）把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。

（２）把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。

（３）輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。

（４）供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。

（５）その他、物資の供給に必要なことを定める。

３　食糧の供給

救護厚生班避難係は、避難者、被災者等に対する食糧を確保し、炊出しその他の方法によって応急供給を実施するよう努める。

なお、「災害救助法」の適用基準に達しない場合においても、町長の判断により、下記の方法で本町の備蓄食糧等を支給することができる。

（１）食糧供給の対象者

ア　指定避難所に収容された者

イ　住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない在宅避難者

ウ　被害を受け一時的に縁故先等に避難する者

エ　旅行者、町内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

（２）必要量の把握

食糧供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

（３）食糧の確保

食糧供給計画に基づき、町が保有する備蓄食糧や調達によって確保する。

ア　災害用備蓄物資

町は整備した災害用備蓄物資を使用する。

イ　調達食糧

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、町において食糧の調達が困難な場合は、本部事務局を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村や近畿農政局奈良地域センター、日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

ウ　要配慮者への配慮

高齢者や病弱者、障がい者等そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、必要に応じて、かゆ等の食べやすい食糧の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

（４）供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよ

う迅速に食糧を供給する。

なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

（５）炊出しの実施

必要に応じて炊出しを実施する。

ア　炊出しの方法

（ア）炊出しは、自治会や自主防災組織、ボランティア、女性消防団、自衛隊等の協力を得て実施する。

（イ）炊出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

（ウ）他団体等からの炊出しの申入れについては、調整の上、受入れる。

イ　炊出しの場所

（ア）炊出しは、給食センター、学校、その他炊出しができる場所で行う。

（イ）給食センター、学校の炊出しの現場にはあらかじめ、その責任者を定めておく。

（６）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

炊出しを実施した場合、実施責任者は必要書類を整理し保管する。また、炊出し、その他による食糧品の給与を行ったときは、町長はその状況を速やかに知事に報告する。

資料６－３　炊出し、その他による食品給与物品受払簿
資料６－４　炊出し給与状況
資料 14－１　救助実施記録日計表

４　生活必需品の供給

救護厚生班避難係は、被災者に対し、寝具や被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

（１）生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

（２）供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

ア　被服、寝具及び身のまわり品
イ　タオル、石けん等の日用品
ウ　ほ乳瓶、オムツ
エ　衛生用品
オ　炊事道具、食器類
カ　光熱用品
キ　医薬品等
ク　高齢者・障がい者等用の介護機器、補装具、日常生活用品等
ケ　高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品等

（３）必要量の把握

生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

（４）生活必需品の確保

供給計画に基づき、町が保有する備蓄品や調達によって確保する。

ア　災害用備蓄物資

町は整備した災害用備蓄物資を使用する。

イ　調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、本部事務局を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。

なお、他市町村や日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

（５）供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に生活必需品を供給する。

なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

（６）調達、救援物資集積場所等

被害の状況等により本部長が必要と認めたときは、リベルテホールに救援物資集積所を設け、物資の集積及び配分を行う。

また、救護厚生班避難係は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

（７）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

救助物資を購入し、配分する場合は、必要書類を整理し保管する。

資料 ６－５　物資受払簿
資料 ６－６　被服、寝具その他生活必需品の給与状況
資料 14－１　救助実施記録日計表

５　物資の調達・供給状況の報告

町（救護厚生班避難係）及び県は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

（１）救護厚生班避難係は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

（２）救護厚生班避難係は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

（３）県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、町の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

６　町民、町、県の役割分担について

（１）町民の役割

町民は、自ら備蓄していた食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

（２）町の役割

救護厚生班避難係は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

（３）県の役割

県は、町からの要請に応じ、または町の備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、町へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

第２項　防疫・保健衛生活動

■担当部署・機関

救護厚生班避難係、本部事務局、中和保健所

１　防疫活動

救護厚生班避難係は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律 114 号）及び「災害防疫実施要綱」（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づいて、関係機関と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

（１）消毒

県（中和保健所）の指示により、感染症予防法第 27 条第２項及び第 29 条第２項に基づき、感染症の患者がいた場所等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所や、病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物や衣服、寝具その他の物件を消毒する。

（２）そ族（ねずみ族）、昆虫等の駆除

県（中和保健所）の指示により、感染症予防法第 28 条第２項に基づき、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるそ族（ねずみ族）や昆虫等を駆除する。

（３）生活の用に供される水の使用制限等

県（中和保健所）が感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるとして、生活の用に供される水の使用又は供給を制限した場合は、感染症予防法第 31 条第２項に基づき、当該生活の用に供される水の使用者に対し給水を実施する。

（４）感染症の予防

感染症を予防するため必要がある場合は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県（中和保健所）に予防接種の実施を要請するとともに、県（中和保健所）から指示があった場合は、臨時に予防接種を行う。

また、被災地域において感染症患者又は病原体保有者が発生した場合は、直ちに県（中和保健所）に通報するとともに、県（中和保健所）が感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を実施するので、県（中和保健所）の指導によりその他の予防措置をとる。

なお、救護厚生班避難係は、学校施設等を利用して予防接種を行う場合は、管内の教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施する。

（５）指定避難所等の防疫指導

県防疫職員の指導のもとに、指定避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

（６）応援要請

町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて県（中和保健所）に協力を要請する。

（７）防疫・保健衛生用資機材の調達等

救護厚生班避難係は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、調達が困難な場合には、本部事務局を通して県（中和保健所）に斡旋を依頼する。

（８）災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、本部事務局及び中和保健所を経て県に提出する。

２　被災者の健康維持活動

救護厚生班避難係は県と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

（１）被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

救護厚生班避難係は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

（２）保健師等の派遣要請

救護厚生班避難係は、必要に応じて保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。

（３）避難所での保健活動

ア　救護厚生班避難係は、指定避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、指定避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

（ア）指定避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。

（イ）指定避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。

（ウ）救護厚生班避難係は、指定避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、中和保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

イ　保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下、「保健師等支援チーム」という。）は、指定避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握して適切な機関につなげる。

（４）在宅被災者等への支援体制の整備

ア　救護厚生班避難係は、避難せず自宅にとどまる被災者や指定避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

（ア）在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。

（イ）在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。

（ウ）在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、中和

保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

イ　保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

（５）精神障がい者対策

救護厚生班避難係は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障がい者の安否及び健康状況を確認し、保健医療調整本部（精神保健支援班）に情報を提供し、支援を要請する。

また、救護厚生班避難係は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

第３項　ライフラインの確保

■担当部署・機関

施設資材班上下水道係、総務班広報・庶務係、本部事務局、ライフライン事業者

１　上水道施設

上水道施設災害に係わる業務の実施は、施設資材班上下水道係とする。

（１）点検

ア　町長（本部長）が動員指令を発したときは、即座に出動してそれぞれの部署に待機する。

イ　水道諸施設復旧資材、防災行政無線機、給水タンクの確認及び再点検を行う。

ウ　被害を最小限にするための事前処置及び被害発生時の応急措置、復旧対策が迅速に行われるよう準備する。

（２）応急復旧

災害が発生して上水道施設が被災した場合、水道施設の被害状況を調査して、これの復旧措置を行うために、次のことを実施する。

ア　上水道施設に係わる送電線の状況については、関西電力送配電株式会社奈良支社と緊密な連携を保ち、施設が被災した場合は、停電時における送水対策を再確認するとともに早期復旧を要請する。

イ　停電時においては自家発電設備により対処するため、送水ポンプの運転状況及び配水池の水位を絶えず調査し把握する。

ウ　被害の程度によって早期の復旧が困難であって、断水に至ると判断されるとき、又は応急措置等のために局部断水の必要が生じた場合は、その断水地区の住民に対して早期に予告する。

エ　飲料水の供給

災害により現に飲料水を得ることのできない者に対する飲料水の供給方法は、「第４章第４節第１項　緊急物資の供給」に基づいて実施する。

オ　被害状況の調査及び対策

被害情報の迅速な収集、把握、分析及び対策の実施

カ　応急復旧工事の実施

応急復旧工事を速やかに行い給水の確保をしたのち、被害の程度によりかなりの期間と工事費を必要とする箇所については、後に本復旧工事を施工する。

キ　応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、本部事務局を通じ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県に対する広域的な支援の要請を行う。なお、日本水道協会奈良県支部への要請は、施設資材班上下水道係が行う。

２　下水道施設

災害発生時に下水道施設が被災することにより汚水、汚物等が滞留すると、地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりではなく、感染症が発生しやすくなるので、速やかな施設の応急復旧が必要である。

（１）点検

ア　施設資材班上下水道係は、気象警報等が発表されて災害により被害が発生するおそれのあるときは、巡回を行って、災害に備える。

（２）応急復旧

ア　災害後においては速やかに被害状況を調査して、可能な限りの応急措置を実施する。

イ　下水道管渠の閉塞等の被害が発生して、下水道の使用が不能となった場合は、処理区域においては、水洗便所の使用ができなくなるため、直ちに復旧工事を実施する。

ウ　災害による被害状況に基づいて、被害箇所を再確認してその対策について研究し、事後の災害予防に備える。

３　電力施設（関西電力送配電株式会社奈良本部）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

（１）通報・連絡

ア　通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。

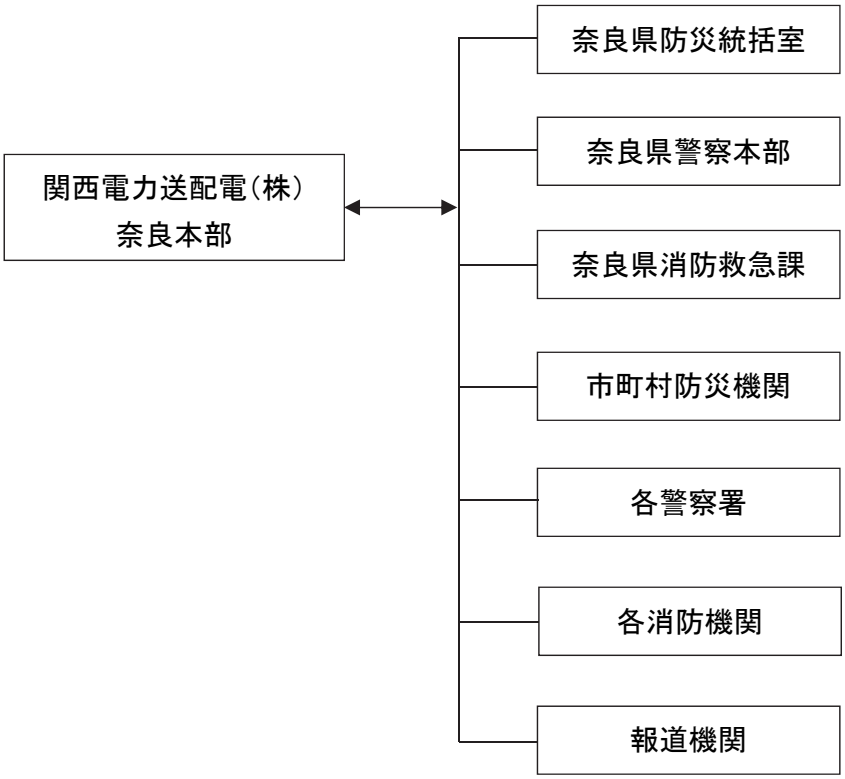

イ　通報・連絡の方法

通報・連絡は、「災害予防計画」に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

（２）災害時における情報の収集、連絡

ア　情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

（ア）一般情報

①　気象、地象情報

②　一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

③　社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

④　その他災害に関する情報（交通状況等）

（イ）当社被害情報

①　電力施設等の被害状況及び復旧状況

②　停電による主な影響状況

③　復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項

④　従業員等の被災状況

⑤　その他災害に関する情報

イ　情報の集約

国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

（３）災害時における広報

ア　広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

（ア）無断昇柱、無断工事をしないこと。

（イ）電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

（ウ）断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

（エ）浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。

（オ）大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付けすること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

（カ）屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

（キ）電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

（ク）台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
（ケ）その他事故防止のため留意すべき事項。

イ　広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳおよびＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

（４）対策組織要員の確保

ア　対策組織要員の確保

（ア）夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策組織要員は、気象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
（イ）対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出社する。

イ　復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

（５）災害時における復旧資材の確保

ア　調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

（ア）現地調達
（イ）対策組織相互の流用
（ウ）他電力会社等からの融通

イ　輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

ウ　復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼する等、迅速な確保に努める。

（６）災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

（７）災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

（８）災害時における応急工事

ア　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ　応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

（ア）送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

（イ）変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

（ウ）配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

（エ）通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ　災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

（９）復旧計画

ア　設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

（ア）復旧応援要員の必要の有無

（イ）復旧要員の配置状況

（ウ）復旧資材の調達

（エ）復旧作業の日程

（オ）仮復旧の完了見込み

（カ）宿泊施設、食糧等の手配

（キ）その他必要な対策

（１０）復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

４　電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しいふくそうが発生した場合において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

（１）発生直後の対応

ア　災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

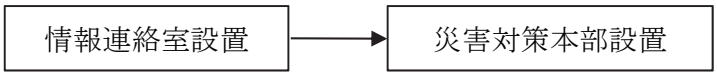

イ　災害対策情報の連絡体制

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県(県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告する。

ウ　情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

（ア）気象状況、災害予報等
（イ）電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
（ウ）当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
（エ）被災設備、回線等の復旧状況
（オ）復旧要員の稼働状況
（カ）その他必要な情報

エ　被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

（ア）災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
（イ）復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
（ウ）被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、ＮＴＴ西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ　防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

（２）災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶又は一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況、被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報する等、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア　被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
イ　被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
ウ　広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
エ　報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載による広報活動を行う。

オ　有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

（３）応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順　位	復　旧　回　線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各１回線以上 ○　気象機関 ○　水防機関 ○　消防機関 ○　災害救助機関 ○　警察機関 ○　防衛機関 ○　輸送確保に直接関係ある機関 ○　通信確保に直接関係ある機関 ○　電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○　ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○　水道供給の確保に直接関係ある機関 ○　選挙管理機関 ○　新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○　預貯金業務を行う機関 ○　国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

（４）通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し、又は通信がふくそうした場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

（５）通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

（６）災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

（７）災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

５　電気通信施設（株式会社ドコモ（携帯電話））

株式会社ドコモは、ＮＴＴグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

（１）社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

（２）警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

ア　情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。

イ　異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。

ウ　重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。

エ　災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。

オ　防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。

カ　電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。

キ　その他、安全上必要な措置を講ずること。

（３）通信の非常そ通措置

ア　重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

（ア）応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

（イ）通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

（ウ）非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

（エ）警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

（オ）電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

イ　携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

ウ　災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

（４）社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

ア　要員対策

イ　資材及び物資対策

ウ　交通及び輸送対策

エ　電源対策

オ　お客様対応

カ　その他必要な事項

（５）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

６　電気通信施設（ＫＤＤＩ株式会社（携帯電話））

ＫＤＤＩ株式会社は、ＫＤＤＩ防災業務計画の定めるとおり以下のとおり実施する。

（１）情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

ア　災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ　必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

（２）準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

（３）防災に関する組織

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

イ　災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

（４）通信の非常疎通措置

ア　災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第５６条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

（５）設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

（６）設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

７　電気通信施設（ソフトバンク株式会社（携帯電話））

ソフトバンク株式会社は、災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合等、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

（１）顧客への発災時の支援
ア　発災情報の通知
イ　被災情報の相互連絡
ウ　貸出用携帯電話等の配備
エ　位置情報通知システム
オ　WEB サイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
カ　WEB サイト上での災害関連地域情報の公開
（２）通信サービス確保の対策
ア　緊急対策本部の設置
大規模災害発生時には、ソフトバンク株式会社が被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧等の対策を講じる。

■緊急対策本部体制図

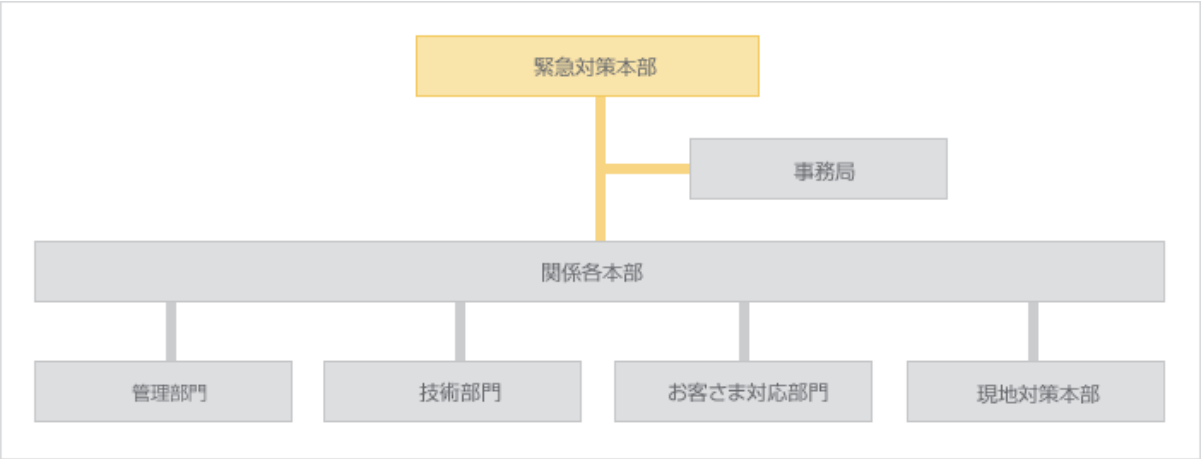

イ　通信の確保・維持
（３）通信エリアの復旧と確保
ソフトバンク株式会社では、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。
ア　停電基地局の発電機設備による電源確保
イ　移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
（ア）移動無線基地局車
（イ）可搬型衛星基地局

ウ　新規伝送路確保による既存基地局復旧
エ　基地局の建て直し
オ　燃料調達
カ　移動電源車
キ　周辺基地局によるエリア救済
ク　代替基地局設備の導入

（４）災害時通信サービス
ア　緊急速報メール
イ　災害用伝言板サービス
ウ　災害用音声お届けサービス
エ　ＷＥＢサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

８　電気通信施設（楽天モバイル株式会社（携帯電話））

（１）情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

ア　災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

イ　必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

（２）警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

（３）重要通信の疎通確保

ア　災害等に際し、通信ふくそうの緩和および重要通信の確保を図る。

イ　「災害救助法」（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

（４）災害時における広報

ア　災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ　テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

（５）対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

（６）社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

（７）災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

（８）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

９　ＬＰガス施設（ＬＰガス事業者等）

ＬＰガス事業者及び簡易ガス事業者は、それぞれ水害、浸水地域のＬＰガス等施設による災害を最小限に止め、ＬＰガス等の消費及び地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り並びに防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

（１）緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のとおり行う。

ア　ＬＰガス設備の被害状況の確認は、緊急度が高くかつＬＰガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校、病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

イ　確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無、容器の転倒･配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

ウ　確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器撤去を行う。

エ　ＬＰガス施設が浸水した施設では、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

（２）供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のＬＰガス設備に対して実施する必要があるため、以下のとおり行う。

ア　安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備及びＬＰガス設備が浸水した地域のＬＰガス設備全てとする。

イ　安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

ウ　安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

（３）広報

ア　二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第４項　交通の機能確保

■担当部署・機関

施設資材班施設係、道路管理者、鉄道施設管理者

１　道路障害物の除去

（１）実施機関

道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

ア　県管理の国道及び県道にあっては奈良県

イ　町道にあっては本町（施設資材班施設係）

ウ　電柱架線等は関西電力㈱及び西日本電信電話株式会社

エ　建設中の現場工作物等は、その業者

（２）障害物除去の優先道路順位

災害時に発生した障害物の除去は、交通の安全及び輸送の確保に必要な場合又は応急措置の支障となるもので緊急を要する場合に実施し、実施の優先順位は次のとおりとする。

ア　避難路等の地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路

イ　災害の拡大防止上重要な道路

ウ　緊急輸送を行う上で重要な道路

エ　その他応急対策活動上重要な道路

（３）除去作業の実施

ア　実施責任者は、災害発生後速やかに道路関係障害物の実態を調査し、状況に応じて自らの組織、労力、機械、器具を用い、又は道路関係業者の協力を得て速やかに実施する。

イ　除去作業は、緊急の応急措置を実施する上で止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、道路交通に支障の起こらないよう配慮して実施する。

ウ　処理能率の向上を図るため必要に応じて空地等を利用し、障害物の集積地又は中継地を設ける。

（４）放置車両等に対する措置

放置車両等については、以下の措置を実施する。

ア　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

イ　道路管理者は、アの措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ　施設資材班施設係は、知事からの指示等があった場合は、速やかにアの措置を実施する。

２　道路、橋梁施設の応急復旧

施設資材班施設係及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、以下の事項に留意しつつ、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

（１）被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急輸送道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。

なお、橋梁、トンネル等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

（２）被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

（３）運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

（４）応急復旧の実施

ア　被害状況の調査

あらかじめ定めている担当区域ごとに巡回して、被災したそれぞれの箇所ごとに被害金額を算定し、応急復旧の工法を考案し、また復旧費を算定した調書を作成する。

イ　応急復旧の措置

この措置についてはそれぞれ被害状況により異なるが、おおむね次の工法により応急工事を施工する。

（ア）道路

①　路肩決壊の場合は杭打又は土俵積にて施工する。

②　小規模の道路全壊の場合は、築堤するあるいは仮橋にて施工する。

③　仮橋が適当でない場合、仮設道路を施工する。

（イ）橋梁

①　橋梁面が被害を受けて通行不能となった場合は、並べ木で応急施工するか、鉄板等にて覆工する。

②　橋脚、橋台、橋体等が被災した場合は、仮橋を架設する。

３　鉄道施設の応急復旧

各鉄道施設管理者は、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

（１）線路、保安施設、通信施設等列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、段階的な応急復旧を行う。

（２）被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

（３）運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

第５項　建築物・住宅応急対策

■担当部署・機関

施設資材班施設係、救護厚生班町営住宅係

１　被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

県から委任を受けた場合は、施設資材班施設係が土木業者に請負わせて行う。

住宅の応急修理を実施したときは、必要書類を整理し保管する。なお、直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工・作業員等の出面簿、材料輸送簿等を整備する。

また施設資材班施設係は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

資料 10-４　住宅応急修理記録簿
資料 14-１　救助実施記録日計表

２　住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では障害物の除去を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、障害物の除去を実施する。

県から委任を受けた場合は、施設資材班施設係が土木業者に請負わせて行う。同法が適用されない場合は、町長が被害戸数を勘案した上、必要の都度実施する。

（１）障害物の対象

障害物の除去の対象は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもので、おおむね次のとおりとする。

ア　当面の日常生活が営み得ない状態であること。
イ　居間、炊事場等の日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれている又は家の出入りが困難な状態であること。
ウ　自らの資力で障害物の除去ができない者。
エ　住家が半壊又は床上浸水を受けた者。

（２）除去作業の実施

ア　施設資材班施設係は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、倒木等を地元住民の協力のもとに、必要最小限度の日常生活が営める状態に除去する。
イ　障害物除去対象予定住宅を調査してその住宅を選定し、除去作業に必要な車両、機械、器具を確保する。

（３）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。障害物の除去を実施した場合は以下の書類を整理し、保管する。

資料 ３-10　障害物除去の状況
資料 14-１　救助実施記録日計表

３　応急仮設住宅の建設

（１）応急仮設住宅の建設主体

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が全壊、全焼し、又は、半壊し、かつ、居住継続が困難な程度の損傷や避難指示の長期化により、住宅としての利用ができず、自らの住宅に居住できない者に対し、応急仮設住宅を建設し供与する。

県から要請があった場合は、施設資材班施設係が建設する。

ただし、町長（本部長）が必要と認めた場合、応急仮設住宅を建設することができる。なお、公営住宅の特定入居の据置を優先的に行う。

（２）建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地の中から選定する。

資料 10-５　応急仮設住宅建設予定地

（３）建設戸数

全焼、全壊戸数、災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して、応急仮設住宅の必要戸数を算定した上で、県にその建設を要請する。

（４）入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県の委任により施設資材班施設係が選定する。

（５）要配慮者への配慮

高齢者や障がい者等の単身世帯及び高齢者や障がい者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

ア　応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。

（ア）住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。また、必要により集会所を設置する。

（イ）従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。

（ウ）建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等

（エ）低層浴槽、高低調整型炊事設備、障がい者用トイレの設置等

（オ）寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

イ　応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

（ア）高齢者や障がい者等の優先入居

（イ）高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。

（ウ）入居後の高齢者や障がい者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

（６）災害救助法が適用された場合の措置方法

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

応急仮設住宅を設置して被災者を入居させたときは、必要書類を整理し保管する。

資料 10-６　応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）
資料 10-７　応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）
資料 10-８　入居誓約書
資料 14-１　救助実施記録日計表

４　公共住宅等への一時入居

救護厚生班町営住宅係は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、町営住宅・県営住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

５　応急借り上げ住宅等

救護厚生班町営住宅係は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅の情報収集、被災者への住宅情報の提供を行う。また、必要に応じて利用可能な民間賃貸住宅を応急借上げ住宅として供給する。

６　住宅に関する相談窓口の設置等

施設資材班施設係は、応急仮設住宅や空き家、融資等の住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を推進するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等の適切な措置を講じる。

７　被災宅地危険度判定

施設資材班施設係は、豪雨で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、町において被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

（１）被災宅地危険度判定作業の準備

施設資材班施設係は、判定作業に必要な次のものを準備するとともに、実施に当たり被災宅地危険度判定士の人数や資機材が不足する場合は、本部事務局を通じ、県に支援要請を行う。

ア　住宅地図等の準備、割当区域の計画
イ　被災宅地危険度判定士の受入れ名簿の作成
ウ　災害に係る宅地の被害認定基準運用指針、調査表、判定標識、備品等の交付

（２）調査の体制

判定士を中心として、２人１組の判定チームを編成し、調査を実施する。

（３）判定結果の通知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって建築物の所有者等にその応急

危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

（４）相談窓口の設置

判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

（５）庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、町職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

第６項　農林関係応急対策

■担当部署・機関

施設資材班施設係、総務班広報・庶務係

１　農業用施設

施設資材班施設係は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

（１）農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、県及び農業用施設管理者の協力を得て、応急措置を講じる。
（２）ため池、農道、水路等が被災した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。
（３）資機材が不足する場合は、県に協力を要請する。

２　農作物

総務班広報・庶務係は、以下の農作物応急対策を実施する。

（１）災害対策技術の指導
県及び奈良県農業協同組合と協力し、被害を最小限にくい止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。
（２）種子もみ及び園芸種子の確保斡旋
必要に応じて、県及び奈良県農業協同組合に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子の斡旋を依頼し、その確保を図る。

３　畜産

総務班広報・庶務係は、災害発生時に、急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て、伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。

さらに、国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

４　林産物

総務班広報・庶務係は、県と協力して、倒木に対する措置等の技術指導を行う等、林産物の被害の軽減に努める。

５　林道・農道

（１）林道

ア　応急措置

林道を管理する町、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

イ　応急復旧

林道を管理する町・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

（２）農道

ア　応急措置

町及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

町及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

イ　応急復旧

被災した農道のうち応急復旧活動、住民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについては、県の指導協力のもと、町及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施する。

第７項　応急教育等

■担当部署・機関

救護厚生班教育総務係、教育委員会、学校園長

１　園児・児童・生徒の安全確保

校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

（１）校内での応急対応

ア　園児・児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。

イ　施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。

ウ　非常持ち出し品の搬出を指示する。

エ　避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、園児・児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

（２）登下校時の応急対応

ア　通学路及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、園児・児童・生徒等の安否確認を指示する。

イ　避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた園児・児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。

　下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。

ウ　保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

（３）学校行事（校外）においての応急対応

ア　現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、園児・児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。

　同時に、定期的な連絡、報告を指示する。

イ　全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。

ウ　保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

２　災害状況の報告

校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

（１）公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を町教育委員会に報告し、報告を受けた町教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

（２）私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。

３　学校・園施設の応急対策

救護厚生班教育総務係は、速やかに平常の教育活動ができるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設整備について必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保する等必要な措置を講じる。

（１）応急修理で使用できる場合は、速やかに修理の上使用する。
（２）被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の学校・園又は公民館、その他適当な公共施設を利用する。
（３）校舎・園舎の一部が使用できない場合は、特別教室や体育館等を活用する。
　　なお、授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切りや仮設トイレ等を設置する。
（４）学校・園が指定避難所等に利用され、校舎・園舎の全部又は大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と協議する。

４　応急教育の実施

校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と連絡の上、被害の状況に応じ休校又は短縮授業の応急教育を実施する。

教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

（１）応急教育への対応
ア　校長等は、教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。
　　災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。
イ　校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
ウ　教育委員会は、学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園等仮設校舎等の建築可能場所をあらかじめ選定しておく。
エ　校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応する。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたすときは、教育委員会と相談して教員の確保に努める。
オ　教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。
（２）園児・児童・生徒及び保護者への対応
ア　できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、指定避難所訪問等を行い、園児・児

童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。

イ　休校や指定避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。

ウ　校長等は、総務班広報・庶務係と連携し、園児・児童・生徒及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Ｗｅｂページ、電話、自治会等の放送等の中から利用可能な方法で実施する。

５　児童・生徒等に対する援助

（１）教科書及び学用品の支給

救護厚生班教育総務係は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具及び学用品を支給する。

災害救助法が適用されない場合は、被災児童、生徒及び家庭の被害状況を調査して、その被害により生計が著しく困難となった保護世帯、準要保護世帯及びその他特に町長が必要と認める世帯の児童・生徒には、学用品（教科書を除く）の経費を助成する措置をとる。

資料 13-１　学用品の給与状況
資料 14-１　救助実施記録日計表

（２）学校諸費用等の減免等の措置

救護厚生班教育総務係は、町立小・中学校及び幼稚園においては、その被害により学校諸費用等の納入が著しく困難となった生徒等に対して、学校諸費用等の減免等の適切な措置をとる。

（３）転出、転入の手続き

教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

（４）児童・生徒等に対する心のケア

救護厚生班教育総務係は救護厚生班避難係と連携し、専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障がい）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

６　学校給食の実施

被災した学校は、給食施設や設備、物資等に被害があった場合は、速やかに救護厚生班教育総務係に報告し協議の上、給食活動の可否について決定するが、この場合、次の事項に留意する。

なお、救護厚生班教育総務係は、関係機関と協議の上、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じる。

（１）被害があってもできる限り継続実施に努める。

（２）災害時に給食施設が被災者用の炊出しに利用された場合は、学校給食と被災者用炊出しとの調整に努める。

（３）給食施設が被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努める。

（４）被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については注意の上実施する。

第８項　文化財災害応急対策

■担当部署・機関

救護厚生班社会教育係、県教育委員会、文化財所有者・管理者

１　災害発生の通報

（１）救護厚生班社会教育係、指定文化財の所有者・管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに町教育委員会を通して、県教育委員会へ通報する。

　なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は町または町教育委員会を通して、その旨を県に報告する。

（２）県教育委員会は通報を受理したときは、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。

２　被害状況の調査・復旧対策

（１）県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。

（２）現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし、国指定文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

資料５－２　指定文化財一覧

３　大規模災害における応急対策

　県内において大規模な災害が発生して、県・町の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県もしくは町（または町教育委員会)は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿２府７県及び文化財保護関係機関等（以下「近隣府県等」という。）への応援を要請する。

（１）事前準備

　被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

ア　指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。

イ　目録は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低１年１回とする。

ウ　被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。

エ　被害時に迅速な情報交換ができるように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

（2）支援要請

ア　災害時において、被害状況から応援を受けることが必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。

イ　必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。

ウ　応援に要する経費は原則として応援を受ける県の負担とする。

（3）被害状況調査

ア　近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。

イ　指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編成し実施する。

ウ　調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

（4）復旧計画の立案・実施

被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

第９項　廃棄物の処理等

■担当部署・機関

環境衛生班環境衛生係、本部事務局

非常災害により生じた廃棄物は、平常時同様、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保しなければならないため、国、県、町、事業者等の関係者が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

１　し尿処理

環境衛生班環境衛生係は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

（１）初期対応

ア　処理を計画的に実施するため、①し尿処理施設の被害状況と稼働見込み、②指定避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数、③倒壊家屋等の便槽及び指定避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測、④下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握し、県に報告する。

イ　被災者の生活に支障が生じることのないように、要配慮者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

（２）仮設トイレの設置

必要に応じ、関係業者と協力して仮設トイレの設置を行う。

ア　仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

仮設トイレ設置基数　：１基／100 人、災害発生直後の初動期は１基／250 人

イ　仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、業界団体と早急に連絡をとるとともに、本部事務局を通じて県に協力を要請する。

ウ　仮設トイレの設置

（ア）仮設トイレは、指定避難所等に優先的に設置する。

（イ）屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議の上、照明施設を設置する。

（ウ）仮設トイレを設置する際には、地下浸透の防止対策を講じる。

エ　設置期間

上下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

オ　仮設トイレの管理

関係業者と協力の上、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

（３）処理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確定する。

（４）応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、本部事務局を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

県に支援を要請する場合は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア　災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

イ　支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

ウ　その他必要な事項

エ　連絡責任者

２　ごみ処理

環境衛生班環境衛生係は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

（１）初期対応

ア　処理を計画的に実施するため、①ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、②指定避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握し、県に報告する。

イ　ごみ処理施設（クリーンセンターかしはら）の被害状況と復旧見込みを把握する。

（２）処理活動

ア　被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ　町所有の車両のほか、必要に応じて業者等の車両（１台につき３人付きのダンプ車）を調達し、収集車両を確保する。

ウ　ごみの処理は、ごみ処理施設（クリーンセンターかしはら）のほか、必要に応じて埋立て等環境衛生上支障のない方法で行う。なお、必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

エ　防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い生活ごみや浸水地域のごみは、迅速に収集処理する。

オ　消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

カ　住民に対するごみ処理指導

（ア）自治会長等を通じて、住民による自主搬出の協力を求める。

（イ）災害により発生した廃材、土砂、ごみ等の区分を徹底するよう求める。

（ウ）集積地を周知徹底する。

キ　動物（犬、猫類）の死体の処理は、土地・建物の所有者又は管理者等が自らの責任で行うが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、所有者等の申請や住民の通報により、環境衛生班環境衛生係が収集を行い処理する。なお、家畜の死体の処理は、所有者が行うものとし、家畜感染症の疑いがある場合においても、県家畜保健衛生所の指示に従って所有者が処理する。

（３）応援要請

町単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、本部事務局を通じて、県、他の市町村、自衛隊に応援を要請する。

３　がれき処理

環境衛生班環境衛生係及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

（１）初期対応

ア　処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

イ　がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートを確保する。

（２）処理活動

ア　がれき処理については、危険な物、道路通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。

イ　がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

ウ　アスベスト等の有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する。

エ　環境衛生班環境衛生係は、アスベスト等の有害物質による環境汚染の未然防止に努めるとともに、町民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するよう指導する。

オ　災害により発生したがれき等の廃棄物の不適切な処理に伴う環境汚染を発見した場合は、速やかに適切な処分及び処理を指導するとともに、本部事務局を通じて県に報告を行う。

（３）応援要請

町単独でがれきの除去及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、本部事務局を通じて、次に掲げる事項を明示して、県、他の市町村に応援を要請する。

ア　災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

イ　支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

ウ　支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

エ　その他必要な事項

オ　連絡責任者

（４）緊急支援要員の派遣（災害廃棄物処理緊急支援要員）

県は、災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員を速やかに町へ派遣する。

緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。

ア　災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集

イ　町が実施する災害廃棄物処理への支援（仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処

理体制の構築の支援等）

第１０項　行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋火葬等

■担当部署・機関

本部事務局、総務班防災情報係、救護厚生班避難係、環境衛生班環境衛生係、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団、橿原警察署、自衛隊、自治会等

災害発生時に不幸にして行方不明となり、かつ周囲の状況、事情から推定して既に死亡していると考えられる者を捜索する。また災害のために死亡した者について、遺体識別等のための処置を行い、かつ遺体の応急的な埋火葬を実施する。

１　行方不明者の捜索

（１）奈良県広域消防組合高市消防署、橿原警察署は、高取町消防団及び関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。また、被災状況により、橿原警察署との密接な連携のもと、自衛隊、地元自治会等の協力を得て実施する。
（２）総務班防災情報係は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
（３）行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。
　ただし、10 日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。

２　遺体の収容

遺体を発見した場合、救護厚生班避難係は所定の措置を講じた上、遺体収容所へ搬送し収容する。

（１）遺体を発見した場合の措置
ア　遺体を発見した場合、発見者は速やかに橿原警察署に連絡する。
イ　橿原警察署は、警察等が取り扱う死体の起因又は身元の調査等に関する法律（平成24 年法律第 34 号）及び検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第３号）並びに死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則第４号）に基づき、遺体検視その他所要の処置を行った後、関係者（遺族又は救護厚生班避難係）に引き渡す。
ウ　遺体の検案
　検案は、原則として救護厚生班避難係が、医師会等に要請して行う。
　検案に当たっては、警察官の立会いを必要とする。
（２）遺体の収容
　救護厚生班避難係は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。
ア　遺体収容所の開設
　遺体収容所は、学校等の敷地、その他公共施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
　なお、遺体収容所を開設した場合、本部事務局は関係機関に報告を行う。

イ　収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、警察とその関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。

ただし、現場の状況等によって現場での検視や検案が困難な場合は、遺体収容所において行う。

３　遺体の処置

遺体の処置は、災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のためこれらを行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、救護厚生班避難係が実施する。

（１）遺体の処置

葬儀業者等から、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置の要員と資機材を確保し、遺体の処置を行う。

ドライアイス及びひつぎが不足する場合は、本部事務局を通じて県に確保、斡旋を要請する。

（２）身元不明者への対応

橿原警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問合せに対応する。

橿原警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力する。

４　遺体の埋火葬

環境衛生班環境衛生係は、遺族が混乱期のため埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者を含む）に、下記の埋葬方法に基づき遺体の埋葬を実施する。

（１）埋葬は、原則として火葬により実施する。

（２）身元不明の遺体及び身元の引取りのない遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、遺体処理台帳及び遺品を保存した上で、火葬により埋葬を行う。

なお、遺骨及び遺品等を町又は寺院に依頼して保存する。

（３）火葬場の稼働状況、ひつぎの確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、ひつぎの調達、遺体搬送の手配等を実施する。

（４）遺体の火葬、遺族に対するひつぎ、骨つぼの支給等、必要な措置を講じる。

（５）相談窓口等の設置により、遺体の火葬の円滑な実施に努める。

５　応援要請

総務班防災情報係、救護厚生班避難係、環境衛生班環境衛生係は、遺体の捜索・処理・埋火葬等について町のみでは対応できないとき、本部事務局を通じて、次の事項を示して県に応援を要請する。

（1）捜索・処理・埋火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
（2）捜索地域
（3）火葬等施設の使用可否
（4）必要な搬送車両の数
（5）遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

なお、他市町村への受け入れが認められた場合、救護厚生班避難係は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

6　災害救助法が適用された場合の措置

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。また、町長は、行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋火葬を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

【行方不明者の捜索関係】	資料 14-1　救助実施記録日計表
	資料 14-2　捜索用機械器具燃料受付簿
【遺体の処置関係】	資料 14-1　救助実施記録日計表
	資料 14-3　遺体処理台帳
【埋火葬関係】	資料 14-1　救助実施記録日計表
	資料 14-4　埋葬台帳

第１１項　ボランティア等の自発的支援の受入れ

■担当部署・機関

本部事務局、総務班広報・庶務係、救護厚生班避難係、高取町社会福祉協議会

１　ボランティアの受入れ

救護厚生班避難係は、県や日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、高取町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

また、高取町社会福祉協議会と連携し、必要に応じＮＰＯ・ボランティア等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、町災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

（１）受入窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）の自主性を尊重する。

また、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、高取町社会福祉協議会の協力を得て、その活動に対して情報提供、調整支援を行う窓口を開設する。

（２）ボランティアの確保

ア　一般災害ボランティア

救護厚生班避難係は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、高取町社会福祉協議会及びその他のボランティア団体に、一般災害ボランティアの派遣を依頼する。

また、救護厚生班避難係は、県の紹介窓口を通じて一般災害ボランティアを確保するとともに、本部事務局と連携し、県を通じてテレビやラジオ等の報道機関を通じて募集の報道を要請する。

これらの一般災害ボランティアについては、応急活動所管各班やボランティアを必要とする自治会及び指定避難所等の要請内容等を確認・調整した上で派遣を要請する。

イ　専門的技能を有するボランティア

本部事務局は、災害応急対策を実施する上で、各班から下記のような専門的技能を有するボランティアの要請があった場合、県や関係機関に対し、活動内容や期間、派遣場所等を明らかにした上で、ボランティアの派遣を依頼する。

（ア）医療、助産分野
（イ）心身障がい者、老人福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
（ウ）建築分野（被災建築物応急危険度判定士）
（エ）語学分野
（オ）輸送分野
（カ）情報通信分野
（キ）その他専門的な技能を有する分野

（３）活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所を確保するとともに、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

（４）情報収集・情報提供

救護厚生班避難係は、被害に関する情報、指定避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、町災害ボランティアセンターに提供し、ＮＰＯ・ボランティア等への広報・周知を図る。

また、町社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ＩＣＴやＳＮＳの活用を図る。

（５）中間支援組織等との情報共有

救護厚生班避難係は、町社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るため、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

（６）救助の調整事務

県から事務の委任を受けた町（救護厚生班避難）は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２　義援金の受入れ及び配分

本部事務局は、寄託された義援金の受入れ及び配分を行う。

（１）義援金・救援物資の募集

総務班広報・庶務係は、テレビやラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて、義援金・救援物資の募集を呼びかける。

（２）義援金の受入れ及び配分

ア　受入れ

本部事務局は、義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

イ　配分

（ア）義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法や伝達方法等を協議の上決定する。

（イ）定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

３　救援物資の受入れ及び配分

救護厚生班避難係は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

（１）受入れ

ア　救護厚生班避難係は、町役場等に救援物資の受入窓口を開設し運営を行う。

イ　仕分作業がスムーズに行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容や数量等の必要事項を記入する。

ウ　救援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

（ア）救援物資は荷物を開閉することなく、物資名や数量がわかるように表示する

（イ）複数の品目をこん包しない

（ウ）腐敗する食糧は避ける

（２）救援物資の配分

義援品の配分については、本部事務局が関係機関と協議の上、配分計画を決定する。

救援物資の配分については要配慮者を優先する。

（３）救援物資の搬送

ア　県及びその他の市町村等からの物資は、庁舎内の適当な場所に一時集積所を確保し、仕分けの上、各指定避難所へ搬送する。なお、被害の状況等により本部長が必要と認めた場合は、リベルテホールに救援物資集積所を設け、物資の集積配分を行う。

イ　搬送は、ボランティア等の協力を得て実施する。

４　海外からの支援の受入れ

本部事務局及び救護厚生班避難係は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

（１）連絡調整

ア　海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

イ　海外からの支援が予想される場合は、県と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要や想定されるニーズを連絡するとともに、国からの照会に迅速に対応する。

（２）支援の受入れ

ア　次のことを確認の上、受入準備を行う。

（ア）支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

（イ）被災地域のニーズと受入体制

イ　海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

（ア）案内者、通訳等の確保

（イ）活動拠点、宿泊場所等の確保

第１２項　社会秩序の維持

■担当部署・機関

総務班広報・庶務係、本部事務局、橿原警察署

１　町民への呼びかけ

総務班広報・庶務係及び県は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、流言飛語を防止し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

２　警備活動

本部事務局は、橿原警察署等との密接な連絡協力を行い、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施するよう要請する。

また、総務班広報・庶務係は、災害広報を通じて、町民に自主防犯の注意、指導を行う。

３　物価の安定及び物資の安定供給等

総務班広報・庶務係、県及び関係機関は、買占め、売惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と、経済復興の促進を図る。

また、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や広報活動等により万全を尽くす。

（１）消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

（２）生活必需品等の確保

生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議して、物資が速やかに市場に流通するよう努める。

第１３項　愛玩動物の収容対策

■担当部署・機関

環境衛生班環境衛生係、飼養者

１　放浪犬猫の保護収容

環境衛生班環境衛生係は、災害後、被災により放浪する犬猫について、県、獣医師会、動物愛護団体等と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。

また、必要に応じ関係団体に支援を行う。

２　指定避難所における適正な飼育と情報提供

環境衛生班環境衛生係は、飼い主とともに避難した動物の飼育については、適正な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、指定避難所における愛玩動物の情報等を提供する。

３　愛玩動物飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

４　奈良県動物救援本部との連携

県は、「動物救護本部」を設置し、次の事業を行う。

（１）被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
（２）傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
（３）被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
（４）被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
（５）その他、救護本部が定めた事業

環境衛生班環境衛生係は、「奈良県動物救援本部」が設置された場合は、連携して愛玩動物対策を実施する。

第１４項　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

■担当部署・機関

本部事務局

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。（平成 25 年６月改正災害対策基本法）

内閣総理大臣により、高取町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第 86 条の２から第 86 条の５までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第 86 条の２から第 86 条の５までの特例措置のあらまし
（１）避難所及び応急仮設住宅における特例（第 86 条の２） 政令で定める区域及び期間において、消防法第 17 条の規定（建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。 （２）臨時の医療施設に関する特例（第 86 条の３） 政令で定める区域及び期間において、医療法第４章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。 （３）埋葬及び火葬の特例（第 86 条の４） 厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第５条（市町村長による許可）及び第 14 条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。 （４）廃棄物処理の特例（第 86 条の５） 環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。 また、環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、処理の実施体制、専門的な知識及び技術の必要性、広域的な処理の重要性を勘案し、必要があると認めるときは、当該市町村に代わって指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

第５節　その他の災害応急対策

第１項　大規模火災対策

■担当部署・機関

奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団

この計画は、「消防組織法」（昭和 22 年法律第 226 号）及び「消防法」等の消防関係法令に基づき、住民の生命と財産を火災から保護するため、消防機能を高度に活用して災害の未然防止と被害の軽減を図るための必要な諸対策である。

１　消防の組織と事務機構

消防対策に係わる業務の実施は、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団とする。また、消防力の現況は、資料編に示すとおりである。

資料２－１　消防力の現況

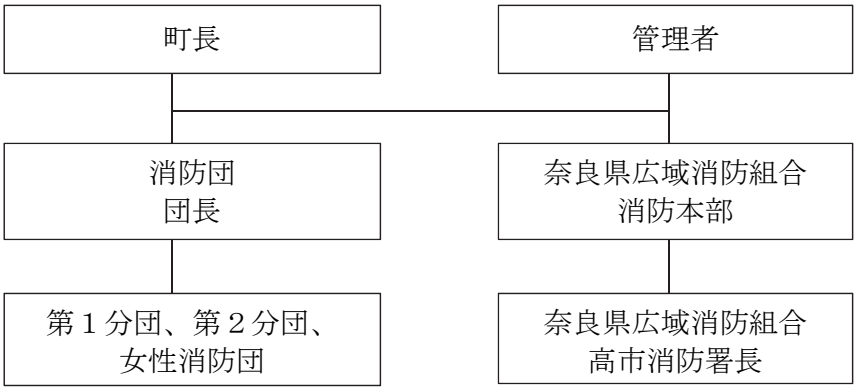

分団名	区　分
第１分団	高取町内全域
第２分団	高取町内全域
女性消防団	高取町内全域

２　火災防御体制

火災発生に際し、消防署・消防団が相互協力し、防御活動の適正をなすとともに、火災による被害の軽減を図るため、次による防御体制をもってこれに当たる。

（１）消防機関の出動及び警戒

火災を警戒し、鎮圧するための警防計画による出動区分は次のとおりとする。

ア　出動

通常時における火災（救助・救急を含む）出動は、火災発生時刻－場所－状況等により、奈良県広域消防組合高市消防署出動隊編成計画によるものとする。

イ　出動の原則

消防隊の出動は、各分隊ごとに定める出動区分により出動するものとし、出動区分は高取町内及び応援出動区域内とする。

ウ　出動体制区分

火災を認知したときの出動は、消防署２分隊と消防団第１・２分団とする。（職員及び団員の非常招集も含む。）

エ　動員体制（非常招集）

招集を受けた消防職員は、原則として消防署へ、指示された場合は当該場所へ参集する。消防団員にあっては、所属分団詰所又は災害現場とする。

（ア）奈良県広域消防組合高市消防署動員方法

署長は全職員を招集し、防御活動に全力を期す。

（イ）高取町消防団員動員方法

団長は全団員を招集し、防御活動に万全を期す。

（２）現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、火災等災害発生の規模、形態に応じて、次により設置する。

ア　家屋密集地の火災で、延焼拡大のおそれがあると予測される場合。

イ　その他、奈良県広域消防組合高市消防署長が必要と認めた場合。

（３）異常時の火災防御体制

ア　大火災時の防御

乾燥及び強風速等の気象条件により、火災の規模が広範囲に拡大するおそれがある場合は、次により防御体制を講じる。

（ア）動員計画

大火誘発条件のため署長は直ちに消防職員・団員の招集を行い、出動部隊の増強を図る。

延焼拡大による大火が予想され、増援部隊の要請が必要と認めるときは、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、応援部隊の要請を求める。

全出動部隊（職・団員）及び関係機関並びに地域住民の協力を得ても防御が困難と判断したときは、町長から知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

（イ）飛火警戒の編成

非常招集人員をもって必要と認める飛火警戒隊を編成する。

飛火警戒の範囲は、風向・風速・湿度・燃焼物等条件により限定しがたいが、おおむね次の基準により配置する。

①　風速５ｍ以下では火災地直近。

②　風速５ｍ以上 10m以内ではおおむね 500m以内。

③　風速 10m以上では 500m以上として、その状況に対応する。

（ウ）出動部隊

出動部隊は、署・団員の総出動を初出動として現場指揮本部を設置し、延焼拡大防御・避難誘導・人命救助を第１として次の活動を行う。

①　火災防御

・先着部隊は、人命検索、救助を優先する。

・風向・風速による延焼面への延焼防止及び重要方面への延焼防止を第一とする。
・非常招集により参集した消防団員から数名を選出して一隊を編成し、住民の避難誘導を行い人命安全を図る。

②　人命救助

災害現場において生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明とする者の救助（救出）は、次により行う。

・人命検索

先着部隊の分隊長は、現場到着と同時に要救助者の有無について検索し、救助第一とした活動をとる。

・救助活動

現場において特に危機に瀕する者がある場合、防御活動に優先して人命救助活動を行う。

イ　乾燥時の火災予防措置

（ア）乾燥注意報が発表された場合、広報車・広報無線により町民に啓発を行う。

（イ）水利の確保

乾燥注意報が長期にわたり発表された場合、水不足が予想されるため、関係機関と事前に協議し、有事に支障をきたさぬよう水利確保に努める。

（ウ）断・減水時の火災防御

長期にわたる晴天により降水量が不足又は使用増加と水道工事による消火栓の使用不能若しくは自然水利の減少等に際した火災発生の場合には、大火が予想されるが、こうした条件下の防御対策を次により講じる。

①　事前対策

・増水の手配
・自然水利の確保

②　防御要領

・部隊運用
・防御行動

３　火災発生時の措置

（１）非常招集

災害により火災が発生すると察知したときは、自主的に所属署（団員にあっては、所属分団屯所）に参集し、所属署に参集できない者は、最寄りの消防署に参集し指揮を受ける。

ア　応招した消防職員、消防団員

奈良県広域消防組合高市消防署長は消防署員、高取町消防団長は消防団員を指揮する。

イ　災害状況の収集

消防職員及び消防団員は自己居住地付近及び応招途上における火災被害状況の概要の収集に努める。

（２）消防隊の編成

「第４章第５節第１項　２　火災防御体制」による消防隊の編成とするが、情報収集

及び二次的な災害発生に備え、消防車の分散配備等状況に応じて編成替えする。

（３）出火防止、初期消火の周知

災害発生直後の出火防止、初期消火活動は、住民、地域や職場等によって行われるが、消防機関はあらゆる方法によって住民等にこの活動の重要性を周知徹底する。

（４）被害情報の収集

災害発生直後の初動活動を迅速、的確に行うため、関係機関との連携を密にし、あらゆる施設と通信網を活用し、被害状況等の収集を行う。

（５）消防隊の運用（消防車両の配備）

ア　情報収集、無線通信連絡及び人命救助並びに初期消火等の迅速な活動を実施するため、災害の通報後直ちに、消防車等を消防署前に警戒配備する。

イ　広報車等消防車両は、消防無線を搭載して町内を巡回し、災害情報を調査するとともに、情報収集活動を行う。

ウ　高取町消防団の各分団は消防車で分団の管轄区域を巡回し、災害情報を調査するとともに、情報収集活動を行う。

（６）火災防御活動

「第４章第５節第１項　２　火災防御体制」による異常時の各火災防御体制に準じて行動する。特に、災害による火災は同時多発することがあることを考慮し、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団（各分団）が連携した行動により人命救助を優先して、災害の拡大防止と避難者の安全確保を主眼とした防御活動を行う。

ア　避難地、避難経路確保の優先

延焼火災が発生した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難経路確保の防御を行う。

イ　重要地域防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して防御を行う。

ウ　消火可能地域防御の優先

同地域に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防御を行う。

エ　重要対象物防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要対象物を優先に防御を行う。

４　特殊火災の防御

（１）国宝・重要文化財の火災防御

ア　消防隊の出動

国宝・重要文化財からの火災を覚知したときは、署及び団は重要物件から優先的に防御を実施する。

また、噴霧注水等を活用して、物件の損傷を避ける。

イ　増援部隊の要請

国宝・重要文化財の施設は、大半が木造の大建築物が多く、火災が中盛期を超えると予想される場合は、現場指揮者は機を失することなく増援部隊の要請を行う。

資料５－２　指定文化財一覧

（２）危険物火災防御

ア　出動隊の運用

危険物の貯蔵状況から判断し、消防ポンプ車、水槽付消防ポンプ車にて早期制圧を図る。災害の規模によっては奈良県消防広域相互応援協定による応援要請を行う。

イ　活動要領

（ア）危険物により建物自体が延焼し、あるいは隣接建物に延焼危険がある場合には、その延焼防止を第一とする。

（イ）現場指揮者は、事業所の責任者から状況を聞き、爆発等の危険度を察知判断して、危険防止に努める。

（ウ）油脂火災に際しては、化学消火剤による消火を結集し、他の注水は火災鎮圧後とする。また、火元タンク等の冷却と付属施設への延焼防止に当たることを原則とする。

（エ）未燃焼の油槽缶等については、冷却し移動分離する。

（オ）爆発飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備する。

ウ　消火薬剤等の調達

消防機関が保有しているエアーホーム剤や粉末剤で制圧できないと判断される大量危険物火災に際しては、奈良県消防広域相互応援協定を締結している近隣の消防機関に応援を要請する。

５　山林火災の防御

管内において山林（原野）火災が発生した場合、次により消火鎮圧に当たる。

（１）出動体制

消防隊の出動は、建物火災と同様とする。

山林（原野）火災は長期間にわたる防御活動が予想されるため、食糧、飲料水、医薬品等の補給対策を考慮する。

（２）活動体制

現場の状況により、後続応援又は関係機関及び付近の一般住民の協力を要請する。

延焼拡大が著しく、消防隊（職・団員）及び関係機関並びに付近住民の協力を得ても防御活動が、困難な場合、奈良県消防広域相互応援協定による要請を行うほか、町長より知事に対し防衛航空隊や自衛隊の派遣要請を行う。（空中消火薬剤については町の負担とする。）

（３）消火・救出活動

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア　消火活動及び延焼阻止活動の実施

（ア）情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

（イ）消防水利

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

（ウ）消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要があれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐採により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

イ　孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれたものを発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

ウ　現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たるものとする。

（４）避難・誘導

ア　森林内の滞在者の退去

警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

イ　地域住民の避難

本部長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

（５）鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えて、しばらくは警戒にあたる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

高市消防署は、そのための指導を行う。

第２項　危険物等災害応急対策

■担当部署・機関

関係各班

１　危険物災害応急対策

（１）施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

（２）関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア　災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立

イ　危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立

ウ　災害状況の把握と状況に応じた作業員、周辺の地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携確立

（３）施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示等必要な応急対策を実施する。

２　高圧ガス災害応急対策

施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示等必要な応急対策を実施する。

３　火薬類災害応急対策

施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示等必要な応急対策を実施する。

第３項　原子力災害応急対策

■担当部署・機関

関係各班

１　放射性物質保管施設災害応急対策

奈良県広域消防組合高市消防署は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示等必要な応急対策を実施する。

本部事務局は、各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

（１）放射性物質保管施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各班と連携し、必要な措置を講じる。

（２）放射性物質の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各班と連携し必要な措置を講じる。

（３）応急対策の内容

ア　関係防災機関への通報

イ　放射線量の測定

ウ　危険区域の設定

エ　立入禁止制限及び交通規制

オ　危険区域の地域住民の退避措置及び群衆整理

カ　被ばく者等の救出救助

キ　周辺の地域住民に対する広報

ク　その他災害の状況に応じた必要な措置

２　原子力発電所災害応急対策

町は、県より原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第１項に基づく原子力事業者からの特定事象発生の通報があったこと、及び同法第 15 条第２項に基づく原子力緊急事態宣言発出の連絡を受けた場合は、法令、奈良県地域防災計画及び本町地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

本部事務局は、各班をとりまとめ、これに協力し必要な応急対策を実施する。

（１）町の活動体制

町長（本部長）は、災害対策本部を設置する。

（２）県による情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努める。

県が知り得た情報は、防災行政無線等により、町等に速やかに伝達されることになっている。

（３）災害時の広報・相談活動の実施

ア　広報活動の実施

総務班広報・庶務係は、県等と連携し、防災行政無線、広報車等を活用し、正確な情報を町民に伝達する。

イ　相談活動の実施

総務班防災情報係は、県等と連携し、町民等からの原子力災害に関する相談、問合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

（４）避難者の受入れ

県は、福井県等の原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等について町に協力を求め、可能な限り要請に応じる。

本部事務局は、県等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるよう努める。

また、救護厚生班避難係は、県と連携して、受入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第４項　突発重大事故災害等応急対策

■担当部署・機関

関係各班

１　突発重大事故災害等の種類

突発重大事故災害等として取り上げる災害の例は、次のとおりである。

（１）航空機墜落事故
（２）旅客列車の衝突転覆事故
（３）大規模な自動車事故
（４）その他の突発災害

２　大規模交通災害応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力の上、応急対策を実施する。

（１）連絡体制
ア　施設管理者からの通報
施設管理者は、119 番通報等によって、奈良県広域消防組合高市消防署へ大規模交通災害の発生を通報する。
イ　関係機関への連絡
町域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに事故の概要を直ちに県に報告の上、橿原警察署及び関係機関に連絡する。
（２）応急対策の実施
ア　災害応急活動体制
災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。
町の災害応急活動体制は、原則として町長の判断によって決定する。
イ　現地災害対策本部の設置
必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。
現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。
ウ　応急対策活動
必要に応じて警戒区域を設定し、避難指示等の応急対策を実施し、町民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。
また、県をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

エ　広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

3　その他突発災害応急対策

その他突発災害が発生した場合、災害の態様に応じ、応急対策を実施する。

本編において、大規模火災、大規模交通災害、危険物等災害、原子力災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒や雑踏事故等、不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各班、奈良県広域消防組合高市消防署及び関係機関は、災害の態様に応じ、「地震災害応急対策」、「風水害応急対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。

第５章　災害復旧・復興計画

第１節　被災者の生活の安定

第１項　罹災証明書等の発行等

■担当部署・機関

総務班防災情報係、施設資材班施設係、奈良県広域消防組合高市消防署

１　罹災証明書の発行

総務班防災情報係は、被災者から罹災証明書発行の申請があった場合には、次の要領により、罹災証明書を発行する。

（１）証明の範囲

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア　住家

（ア）全壊

（イ）大規模半壊

（ウ）中規模半壊

（エ）半壊

（オ）準半壊

（カ）準半壊に至らない（一部損壊）

イ　人

（ア）死亡

（イ）行方不明

（ウ）負傷

なお、被災者は、罹災証明書の判定に不服がある場合、及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申出ることができる。

施設資材班施設係は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を総務班防災情報係に報告する。

被害認定調査を行う際は、「災害に係る宅地の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき調査するが、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。また、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

総務班防災情報係は、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて、次

項の罹災台帳を修正する。

（２）罹災台帳の作成

総務班防災情報係は、家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について罹災台帳を作成し、下記の調査結果に基づき、必要事項を記入する。

ア　総務班防災情報係が収集した人的被害の状況

イ　施設資材班施設係が実施した住家の被害状況調査の結果

ウ　施設資材班施設係が実施した民間建築物の応急危険度判定の結果

（３）罹災証明書の発行手続き

ア　罹災証明書発行申請に対して、罹災台帳により確認の上、遅滞なく発行するとともに、その旨を罹災証明書交付簿に記録する。

ただし、火災による罹災証明書は、奈良県広域消防組合高市消防署が発行する。

イ　罹災台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに判断して、罹災届出証明書を発行する。

この場合、その後の調査によって確認した場合は、罹災証明書に切り替え発行する。

※罹災届出証明書は、罹災の状況について、その確認が困難な場合において、罹災の届出があったことを証明する。

ウ　被災住家の罹災証明書の発行は、原則として１世帯当たり１枚とする。

なお、やむを得ない理由のある場合は、写しに証印の上再交付する。

（４）証明手数料

罹災証明書の発行については、証明手数料は徴収しない。

（５）罹災証明書発行に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明書に関する相談窓口を設置するとともに、おおむね以下のとおり広報紙等により、被災者への周知を図る。

ア　調査の進捗状況

イ　罹災証明書の内容

ウ　調査に不服のあるときの申請方法

エ　家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

２　被災証明書の発行

総務班防災情報係は、罹災証明書の発行に至らない被災状況であって、被災者から各種援助制度の申請手続きに必要な被災証明書の交付申請があった場合、現地調査の結果や写真等の申請者の立証資料をもとに判断した上で、被災証明書を発行する。

※被災証明書は、住家、住家以外の家財、車、店舗、工場等が被災した事実を証明する。（人、土地等は対象外）

３　被災者台帳の作成

総務班防災情報係は、必要に応じ、災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

被災者台帳の作成は、関係各部各班等の協力を得て、おおむね以下の資料に基づき行う。

■被災者台帳作成の基本となる資料

項　目	資料名	担当部班
基本となる資料	住民基本台帳	救護厚生班避難係
付加すべき資料	指定緊急避難場所・指定避難所の収容者名簿	救護厚生班避難係
	医療救護班の診療記録	救護厚生班避難係
	助産台帳	救護厚生班避難係
	罹災台帳	総務班防災情報係
	行方不明者名簿	総務班防災情報係
	遺体処理台帳	環境衛生班環境衛生係
	埋葬台帳	環境衛生班環境衛生係
	火災証明発行台帳	奈良県広域消防組合高市消防署

資料 10-９　罹災証明書交付申請書及び罹災証明書

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第２項　被災者の生活確保

■担当部署・機関

関係各班、日本郵便株式会社、奈良労働局、公共職業安定所（ハローワーク）

１　雇用対策

（１）事業者への雇用維持の要請

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、被災者向け救援を行うに当たっては、町内被災事業者の復旧の妨げにならないよう留意し、可能な限り町内事業者・被災者の活用・雇用に努めるとともに、県と連携し、町内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

（２）職業の斡旋等の要請

災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、県と連携し、奈良労働局（職業対策課）に対し、以下の事項の実施について要請する。

ア　災害による離職者の把握

イ　求人開拓による就職先の確保

ウ　広域的な職業紹介による就職機会の提供

エ　被災者のための臨時職業相談窓口の設置

オ　被災者の再就職促進のための就職説明会等の開催

奈良労働局は、災害による離職者の実態把握に努め、就職について公共職業安定所（ハローワーク）を通じて、速やかに斡旋を行う。

また、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後に公的機関の発行する証明書（罹災証明書等）により、失業の認定を行い給付を行う。

（３）職業の斡旋

ア　雇用維持に向けた事業主への支援

雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防を図る事業主への支援助成を行う。

イ　職業の斡旋

（ア）災害による離職者の把握に努めるとともに、職業斡旋のための積極的な求人開拓を実施する。また、必要に応じて広域職業紹介を利用し、広く就職の機会の提供を行う。

（イ）災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、罹災地域を管轄する公共職業安定所にり災者のための臨時職業相談窓口を開設する。

（４）雇用保険の失業等給与に関する特例措置

公共職業安定所は、災害救助法第２条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険

上の失業者として取扱い、雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことが出来ない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

２　災害弔慰金等

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号)」に基づき、高取町災害弔慰金の支給等に関する条例に定めるところによって、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

（１）災害弔慰金

自然災害により死亡した者がある場合に、町長がその遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

（２）災害障がい見舞金

自然災害により著しい障がいを受けた者に対し、町長が災害障がい見舞金を支給する。

（３）災害援護資金

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として、町長が災害援護資金の貸付を行う。

３　災害復興住宅融資

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅の建設、購入又は補修に必要な資金の貸付が行われる。

４　生活福祉資金

低所得者世帯（資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難であると認められるものをいう）であって、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な者に対して貸付を行う。

県社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

５　母子・父子・寡婦福祉資金

配偶者のない女子・男子であって、現に未成年者を扶養している者又はかつて母子家庭及び父子家庭であった者に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している未成年者又は寡婦の福祉を増進するために活用する場合に対して、

県が貸付ける。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

※「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）

６　生活保護

生活保護法に基づく保護の要件を備えた罹災者に対して、災害救助法が適用されない場合、災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服について特別基準を設定し、申請に基づいて範囲内で支給する。

※「生活保護法」（昭和 25 年法律第 144 号）

７　郵便事業の特例措置

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

８　租税の徴収猶予及び減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は高取町税条例により、町税の緩和措置を図るため、事態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

（１）納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付できないと認められるときは、その申請により２箇月を越えない期限においてこれらの納期限を延長する。

（２）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時に納付し、又は早急に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、更に１年以内の延長を行う。

（３）滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予、延滞金の減免等の適切な措置をとる。

（４）減免等

被災した納税義務者に対して必要と認められる場合は、固定資産税等の減税及び納入義務の免除を行う。

９　その他の減免等

必要に応じ、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

１０　支援のための環境整備

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第２節　被災者の心身のケア

第１項　被災者生活再建窓口の開設

■担当部署・機関

総務班防災情報係

１　生活相談体制の整備

総務班防災情報係は、災害により被害を受けた町民が、生活の再建ができるように各種生活相談に応じるため、相談窓口を設置するとともに、速やかに事務処理が行える体制を整えるように努める。

（１）相談窓口の設置

被災者の住宅、医療、法律等生活全般に関する各種相談に対し、迅速で的確な対応に努める。

（２）相談内容

ア　行方不明者の捜索等に関すること。
イ　被災住宅の修理及び仮設住宅の斡旋に関すること。
ウ　建物被害判定、罹災証明書等の発行に関すること。
エ　ライフラインの復旧に関すること。
オ　各種法律相談に関すること。
カ　税等に関すること。
キ　生業資金の斡旋、融資に関すること。
ク　義援金品の支給に関すること。
ケ　要配慮者等の福祉に関すること。
コ　女性や性的マイノリティのための専門相談。（心の悩み、ＤＶ相談、性暴力被害相談、法律相談等）
サ　その他、生活再建に必要な事項に関すること。

（３）相談スタッフの充実

ア　相談内容に的確に対応するため、町以外の関係機関と連携するとともに、民間の専門スタッフの協力を得るように努める。
イ　相談体制の充実を図るため、手話通訳者、外国語通訳者の配置に努める。

（４）被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明す

るものとする。

第２項　被災者健康維持活動

■担当部署・機関

救護厚生班避難係

１　巡回相談等の実施

救護厚生班避難係は、被災者の健康維持等を図るための巡回相談等の実施においては、以下に示す事項について、県や関係機関と協力して行う。

（１）被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、応急仮設住宅、被災地区等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
　その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
（２）被災者の栄養状況を把握し、不足しやすい栄養素を確保するための調理方法等の指導を行う。
（３）高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

２　メンタルケアの充実

救護厚生班避難係は、災害による心的外傷後ストレス障がい（ＰＴＳＤ）や生活の激変による依存症等、被災者は様々な精神症状に陥ることがある。

これらの症状には、個別的な対応を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や関係機関と協力し、速やかに次の対策を講じる。

（１）精神科医、保健師、臨床心理士等による巡回相談
（２）臨床心理士等の専門職による心の健康相談
（３）小・中学校での児童・生徒のカウンセリングの実施
（４）広報紙による情報提供
（５）ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の要請

３　女性や性的マイノリティのための相談窓口の設置

救護厚生班避難係は、災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係、指定避難所等における女性や性的マイノリティの悩みについて、専門相談員による相談窓口を設置し、活動を実施する。

（１）電話相談、面接相談
（２）心の悩み相談

（３）ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談
（４）法律相談

第３節　被災者の住まいの再建の支援

第１項　被災者生活再建支援金

■担当部署・機関

本部事務局、総務班防災情報係、施設資材班施設係

１　被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号)」に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し支給する。

支給の申請は、総務班防災情報係が受付を行い、本部事務局が、県を経由し、被災者生活再建支援法人に対して申請を行う。なお、施設資材班施設係は、必要に応じて総務班防災情報係に協力する。

（１）支援金支給の仕組み

実施主体は県であるが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、県により拠出された基金を活用して行う。

支給の仕組みは下図のとおり。

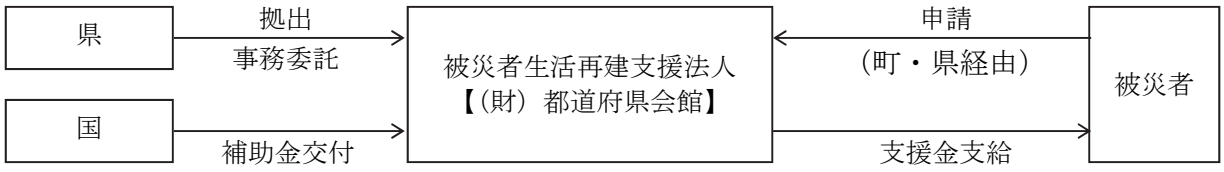

(所管・内閣府)（支援金の 1/2)

（２）対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害

ウ　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害

エ　ア又はイの市町村を含む県区域内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

オ　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

カ　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）、２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）の区域にあって、ウ、エに規定する都道府県が２以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

（３）支援金の対象世帯と支援額

ア　住宅が全壊した世帯

イ　半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯

ウ　災害が継続し長期避難が見込まれる世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

■複数世帯の場合　　**（単位：万円）**

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸 （公営住宅を除く）	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	－	100	100
	補修	－	50	50
	賃貸 （公営住宅を除く）	－	25	25

■単数世帯の場合　　**（単位：万円）**

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	300
	補修	75	75	150
	賃貸 （公営住宅を除く）	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸 （公営住宅を除く）	37.5	37.5	75

中規模 半壊世帯	建設・購入	―	75	75
	補修	―	37.5	37.5
	賃貸 （公営住宅を除く）	―	18.75	18.75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

第２項　住宅の確保

■担当部署・機関

救護厚生班公営住宅係、施設資材班施設係、本部事務局、県

１　公営住宅の確保

救護厚生班公営住宅係は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

また、既存の空き家又は建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

２　住宅の修理及び建設費の融資

「災害救助法」の適用を受けた災害によって住宅に被害を受けた場合は、独立行政法人住宅金融支援機構が「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成 17 年法律第 82 号）に基づいて行う、住宅の建設資金又は補修資金の融資を受けることができる。

なお、県は、あらかじめ締結している住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

３　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

本部事務局は、建物の復興に伴い借地・借家関係を巡る混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれがある場合は、県を通じて国に法の適用検討を要請する。

第４節　まちの復旧及び経済の振興対策

災害時において町民生活が大混乱し、社会不安が増長されることがしばしば見受けられる。

町民生活の早期安定を図り、社会経済活動を回復させるための復旧対策を以下のように実施する。

第１項　公共施設等の復旧

■担当部署・機関

関係各班

１　災害復旧事業計画

応急対策後に被害状況を的確に調査・把握し、公共施設等の災害復旧計画を作成する。その際は、県と十分協議し、計画の樹立に努めるとともに、国又は県が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

２　災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、おおむね以下のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業（関係省庁：国土交通省、農林水産省）
ア　河川災害復旧事業計画
イ　砂防施設災害復旧事業計画
ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
エ　道路災害復旧事業計画
オ　地すべり防止施設災害復旧事業計画
カ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
キ　下水道災害復旧事業計画
ク　公園災害復旧事業計画
（２）農林水産業施設災害復旧事業（関係省庁：農林水産省）
（３）文教施設等災害復旧事業（関係省庁：文部科学省）
ア　公立学校施設災害復旧事業
イ　その他（文化財等）
（４）厚生施設等災害復旧事業（関係省庁：厚生労働省）
ア　社会福祉施設等災害復旧事業
イ　環境衛生施設等災害復旧事業
ウ　医療施設災害復旧事業

エ　その他（上水道施設、感染症指定医療機関）

（５）その他の施設に係る災害復旧事業（関係省庁：国土交通省）

ア　都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等）

イ　公営住宅災害復旧事業

ウ　鉄道災害復旧事業

３　災害復旧に係る財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

災害復旧事業に関する国の財政援助は次のとおりである。

■災害復旧事業財政援助

事 業 名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条	激甚災害法第３条第１項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第３条	同上　第３条第１項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第８条	同上　第３条第１項
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条	激甚災害法第６条第１項
都市施設災害復旧事業（街路、公園、公共下水道、都市下水路）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条	激甚災害法第３条第１項
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第 75 条	同上　第３条第１項
児童福祉施設災害復旧事業	予算補助	同上　第３条第１項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第 26 条	同上　第３条第１項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第 37 条、第 37 条の２	同上　第３条第１項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第 25 条、第 26 条	同上　第３条第１項
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症予防法第 61 条、第 62 条	同上　第３条第１項
感染症予防事業	同上	同上　第３条第１項
医療施設等災害復旧事業	予算補助	予算補助
堆積土砂排除事業	予算補助	激甚災害法第３条第１項
湛水排除事業	－	同上　第３条第１項
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第３条	激甚災害法第８条第１項
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第３条	激甚災害法第 12 条

事 業 名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
小規模企業者等施設導入資金助成法による貸付金	―	同上　第 13 条
事業協同組合等施設災害復旧事業	―	同上　第 14 条
中小企業者に対する資金の融通	―	同上　第 15 条
公立社会教育施設災害復旧事業	―	同上　第 16 条
私立学校施設災害復旧事業	―	同上　第 17 条
水防資材費	水防法第 44 条	同上　第 21 条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第８条第１項	同上　第 22 条
産業労働者住宅建設資金の融通	―	同上　第 23 条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害等廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第７条	
災害特例債	―	小災害特例債、歳入欠かん債、災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

４　復旧事業にあたっての留意点

災害復旧事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

（１）県及び町は、被災施設の復旧に当たって原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。

（２）被災施設の被災状況・重要度を勘案し、計画的な復旧を行うこと。

（３）事業の実施にあたり、ライフライン機関とも連携を図ること。

（４）復旧工事の代行

町は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ工事の実施体制等の本町の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、本町に代わって工事を行うよう、県又は国に要請する。

第２項　激甚災害の指定

■担当部署・機関

本部事務局

１　激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号)」（以下「激甚災害法」という。）に基づいて、本部事務局は、被害の状況を速やかに調査し把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

２　特別財政援助の交付手続き

本部事務局は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県に提出する。

３　激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧等に関する特別の財政援助
ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設等災害復旧事業
ク　身体障害者更生援護施設等災害復旧事業
ケ　障害者支援施設等災害復旧事業
コ　婦人保護施設等災害復旧事業
サ　感染症指定医療機関災害復旧事業
シ　感染症予防事業
ス　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
セ　湛水排除事業
（２）農林業に関する特別の助成
ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ　林地荒廃防止施設復旧事業費の補助の特例

ウ　林道復旧事業費の補助の特例
エ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
オ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
カ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
キ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
ク　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
ケ　森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に関する特別の助成
ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）その他の特別の財政援助及び助成
ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に関する補助
ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
オ　水防資材費の補助の特例
カ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
キ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
ク　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

■激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指　定　基　準
法第２章（３条～４条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5％ Ｂ基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 （１）　都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25% 又は （２）　都道府県内市町村分の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額×５％
法第５条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5％ Ｂ基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 （１）　都道府県内査定見込額＞当該都道府県の 農業所得推定額×４％ 又は （２）　都道府県内査定見込額＞10 億円

適用すべき措置	指　定　基　準
法第６条 農業水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	次の１又は２の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込みが 50,000 千円以下と認められる場合は除く。 （１）激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 （２）農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第８条の措置が適用される激甚災害
法第８条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 Ａ基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% Ｂ基準 農業所得推定額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上 １つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の農業者×３%
法第 10 条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第２条第１項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（１週間以上）30ha 以上の区域 排除される湛水量 30 万m^3以上 最大湛水時の湛水面積の 50%以上が土地改良区等の地域であること
法第 11 条の２ 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害。 Ａ基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×５% （樹木に係るもの）　（木材生産部門） Ｂ基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）　（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 （１）都道府県林業被害見込額＞当該都道府県生産林業所得推定額×60% （２）都道府県林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×１%
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	次のいずれかに該当する災害。 Ａ基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% Ｂ基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上 １つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×２% 又は　＞　1,400 億円
法第 16 条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第 17 条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第 19 条 市町村施行の感染症予防事業に関する負	激甚法第２章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。

適用すべき措置	指　定　基　準
担の特例	
法第 22 条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 Ａ基準 被災地全域滅失住宅戸数≧4,000 戸 Ｂ基準 次の１，２のいずれかに該当する災害 １　被災地全域滅失住宅戸数≧2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの （１）１市町村の区域内の滅失住戸数≧200 戸 （２）１市町村の区域内の滅失住戸数≧10% ２　被災地全域滅失住宅戸数≧1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの （１）1 市町村の区域内の滅失住宅戸数≧400 戸 （２）1 市町村の区域内の滅失住宅戸数≧20%
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される場合適用 ２　農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

■局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指　定　基　準
法第２章 （第３条～４条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% （ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 （ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く） 次のいずれかに該当する災害 ①　当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10% （ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く）

適用すべき措置	指　定　基　準
法第 11 条の２ 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く） 　かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積（人口林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合。
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が１以上。 　ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等	法第２章又は５条の措置が適用される場合適用

第３項　被災中小企業の振興

■担当部署・機関

総務班広報・庶務係

１　金融支援

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われる。

総務班広報・庶務係は、これらの融資制度を中小企業に周知するとともに、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

（１）中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。

（２）株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。

（３）信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。

（４）地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

（５）災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

２　中小企業支援対策

総務班広報・庶務係は、以下の中小企業支援対策を実施する。

（１）被害を受けた事業者を対象として、窓口相談や巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談の受付及びニーズの把握を行う。

（２）再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。

（３）被災した中小企業を早期に支援するため、町と商工団体等の連携による被害状況等の迅速な把握、報告体制の整備を進める。

3　雇用対策

（1）被災地の事業主や労働者への利便を図るため、県等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施する。

（2）被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設けるよう県に要請する。

第４項　被災農林業者への融資

■担当部署・機関

総務班広報・庶務係

農林漁業者が震災による被害を受けた場合、経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。

１　農業災害に対する融資制度

（１）日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資

ア　農林漁業施設資金（災害復旧）

農林漁業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通。

イ　農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通。

ウ　農業基盤整備資金（災害復旧）

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通。

（２）金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

２　林業災害に対する融資制度

（１）日本政策金融公庫からの融資

ア　農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通。

イ　林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通。

ウ　農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通する。

（２）経営資金等の融通（天災資金）

「１　農業災害に対する融資制度」参照。

第５節　災害復旧・復興計画

町長（本部長）は、被災地の復旧・復興に向けて、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

なお、災害復旧・復興計画の策定、実施のとりまとめに関する連絡調整は、本部事務局が行う。

第１項　災害復旧・復興方針の策定

■担当部署・機関

本部事務局、県

１　基本方針の決定

町及び県は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国や県、関係機関と協議を行うとともに、必要に応じて関係機関の代表者により構成する復興計画策定委員会を設置し、災害復興の基本方針を策定する。

その際、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性等の参画を促進する。

また、基本方針を策定した場合には、速やかに町民に公表する。

２　町民の合意形成

町は、被災地域の復旧・復興の主体は、その地域の町民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、町民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から、事業・施策の展開に至る災害復旧・復興のあらゆる段階において、町民の参加・協力を得て行う。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る

３　技術的・財政的支援

県は、町が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込み額を把握し、復興財源の確保を図るとともに、復旧・復興財源を確保するのに必要であると認められる場合は、復興基金の設立について検討する。

なお、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興

支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第２項　災害復旧・復興計画の策定

■担当部署・機関

本部事務局

１　災害復旧・復興計画の策定

町は、県と連携し、生活及び事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、災害復旧・復興の基本方針を踏まえ、具体的な災害復旧・復興計画の策定を行う。

（１）災害復旧・復興計画の基本的方向

ア　地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤等の改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、災害復旧・復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ　町は、災害復旧・復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国・県との連携等の体制整備を行う。

ウ　町民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、町民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、町民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、町民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

（２）災害復旧・復興計画に定める事項

ア　市街地復興に関する計画

イ　住宅復興に関する計画

ウ　産業復興に関する計画

エ　生活復興に関する計画

オ　上記各計画の事業手法、財源の確保、推進体制に係る事項

２　復旧・復興対策体制の整備

町は、発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、県と連携して、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立する。

なお、町は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

（１）復旧・復興計画の策定

（２）復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達

（３）県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請

（４）県の設立する復興基金への協力

（５）復旧・復興計画の実行及び進捗管理
（６）被災者の生活再建の支援
（７）相談窓口等の運営
（８）民心安定上必要な広報
（９）その他の復旧・復興対策

３　事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、県及び町は、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

第６節　特定大規模災害発生時の復興計画

第１項　復興対策本部及び復興基本方針等

■担当部署・機関

本部事務局

特定大規模災害発生時における、「大規模災害からの復興に関する法律」（第４条～第９条）に基づく、復興対策本部の設置及び復興基本方針等の策定については、以下のとおりである。

１　復興対策本部

国の復興対策本部は、本部に関係地方公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員 25 人以内により構成される復興対策委員会を設置し、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）復興基本方針案の作成
（２）関係行政機関、関係地方行政機関、当該都道府県及び市町村等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整
（３）復興基本方針に基づく施策の実施の推進
（４）その他法令の規定によりその権限に属する事務

２　復興基本方針等

（１）復興基本方針

復興基本方針は、以下の事項を定める。

なお、国の復興対策本部は、復興基本方針を作成しようとするときは、あらかじめ復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

ア　特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
イ　特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
ウ　特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
エ　特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
オ　その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

（２）都道府県復興基本方針

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興基本方針を定めることができる。

都道府県復興基本方針にはおおむね次に掲げる事項を定める。

ア　特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
イ　特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針
ウ　当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
エ　その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

（３）町の復興計画

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

（４）県の措置

県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第２項　特定大規模災害発生時における復興計画の作成

■担当部署・機関

関係各班

特定大規模災害発生時における、「大規模災害からの復興に関する法律」（第 10 条～第 11 条）に基づく、復興計画の作成については、以下のとおりである。

１　復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

（１）特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
（２）特定大規模災害の影響により多数の町民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
（３）（２）に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、イに掲げる地域住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
（４）その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

２　復興計画の作成

（１）復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で、又は特定都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

ア　復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
イ　復興計画の目標
ウ　当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
エ　復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
（ア）市街地開発事業
（イ）土地改良事業
（ウ）復興一体事業
（エ）集団移転促進事業

（オ）住宅地区改良事業
（カ）都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設の整備事業
（キ）保安施設事業
（ク）液状化対策事業
（ケ）造成宅地滑動崩落対策事業
（コ）地積調査事業
（サ）その他住宅施設、その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

オ　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
カ　復興計画の期間
キ　その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

（2）復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア　特定被災市町村の長
イ　特定被災都道府県の知事
ウ　国の関係行政機関の長
エ　その他特定被災市町村等が必要と認める者

（3）復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

ア　復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
イ　復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
ウ　復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
エ　ウの規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く）について準用する。

第３項　復興整備事業における各種特例措置

■担当部署・機関

本部事務局、関係各班

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

■法律の条項

【　土地利用基本計画の変更等に関する特例　】（第 12 条）
・土地利用計画の変更
・都市計画区域の指定、変更又は廃止
・都市計画区域の決定又は変更
・農業振興地域の変更
・農用地利用計画の変更
・地域森林計画区域の変更
・保安林の指定又は解除
【　復興整備事業に係る許認可等の特例　】（第 13 条）
【　土地区画整理事業等の特例　】（第 15 条）
【　土地改良事業の特例　】（第 16 条）
【　集団移転促進事業の特例　】（第 17 条）
【　住宅地区改良事業の特例　】（第 18 条）
【　地籍調査事業の特例　】（第 20 条）
【　不動産登記法の特例　】（第 36 条）
【　独立行政法人都市再生機構法の特例　】（第 37 条）
【　農業振興地域の整備に関する法律の特例　】（第 38 条）
【　都市計画法の特例　】（第 42 条）
【　砂防法の特例　】（第 44 条）
【　道路法の特例　】（第 46 条）
【　地すべり等防止法の特例　】（第 49 条）
【　下水道法の特例　】（第 50 条）
【　河川法の特例　】（第 51 条）
【　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例　】（第 52 条）

第６章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総　則

南海トラフ地震に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方に基づき、町民、地域、防災関係機関がとるべき基本的事項を定める。

■担当部署・機関

各課（各班）

第１項　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴う円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災体制の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第２項　計画の基本方針

（１）この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、町民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、町や防災関係機関による「公助」との連携・協働を図るため、町民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

（２）南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。

（３）本編に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第３項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「高取町地域防災計画（以下「防災計画」という。）第１章第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第２節　関係者との連携協力の確保

第１項　資機材、人員等の配備手配

■担当部署・機関

総務班防災情報係、救護厚生班避難係、施設資材班上下水道係、本部事務局

１　物資等の調達手配

（１）地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。

なお、確保については、「第２章第２節第 12 項　緊急物資確保体制の整備」を準用する。

ア　給水用資機材（給水タンク車、緊急時用浄水装置、給水袋、パック水・缶詰水等）
イ　重要物資（食糧、毛布、衛生用品、災害用トイレ等）
ウ　その他物資（食糧品、被服、日用品、医薬品、炊事道具・食器類、光熱用品、介護機器等）

（２）本部事務局は、県に対して、町民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をする。

なお、県が調達する物資は生活必需品で、県が応急的に供給する品目と併せて、町の要請を受けて必要となる品目となる。

ア　寝具類（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
イ　外衣類（洋服、作業衣、子供服等）
ウ　肌着類（シャツ、パンツ等の下着）
エ　身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
オ　炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
カ　食器類（茶碗、皿、箸等）
キ　日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
ク　光熱材料（マッチ、プロパン等）

２　人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告する。
また、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

３　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

（１）防災関係機関は、地震が発生した場合において、防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
（２）機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第２項　他機関に対する応援要請

■担当部署・機関

本部事務局

（１）本部事務局は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、締結している応援協定等に従い、応援等を要請する。

　なお、応援協定等以外の応援等に関しては、「第３章第１節第６項　広域応援等の要請・受入れ」を準用する。

ア　奈良県消防広域相互応援協定

イ　奈良県消防防災ヘリコプター支援協定

ウ　奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定

エ　その他

（２）町長（本部長）は、必要があるときは、知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を「第３章第１節第７項　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ」に準じて依頼する。

（３）本部事務局は、災害が発生し、他府県等からの緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、奈良県と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第３節　円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１項　避難指示の発令基準

■担当部署・機関

本部事務局

町民の生命及び身体を震災から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示を行う。

実施責任者は、避難指示を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

なお、町長は、必要な場合には、気象台、河川管理者（県、国）等に対し、避難指示等に関する助言を求めることができる。

（１）避難指示等の権限

■避難指示等の実施責任者

種別	避難指示を行う要件	発令を行う者	根拠法令
災害全般	町民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき。	町長	災害対策基本法第60条
	町において、事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代行する。	知事	災害対策基本法第60条
	(1) 町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 町長から要求があったとき。 (3) 人の生命及び身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき。	警察官	(1)(2)は災害対策基本法第61条 (3)は警察官職務執行法第４条
	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいない場合	自衛官（災害派遣を命じられた部隊）	自衛隊法第94条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

■緊急安全確保の実施責任者

種別	緊急安全確保を行う要件	発令を行う者	根拠法令
災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	町長	災害対策基本法 第60条

（２）避難指示

実施基準	・建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき。 ・火災が拡大するおそれがあるとき。 ・爆発等のおそれがあるとき。 ・地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき。 ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
伝達内容	・避難対象地区 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項 ・その他の必要事項

（３）緊急安全確保

実施基準	・状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合
伝達内容	・避難指示と同じ

（４）避難指示等の解除

本部長（町長）は、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難指示等の解除を行う。解除の伝達方法については避難指示等の発令に準じて行う。

なお、本部長（町長）以外の人が実施した避難指示等については、避難指示等の状況をあらかじめ察知するように努めるとともに、その解除についてもよく協議する。

（５）県への報告

本部長（町長）は避難指示等を行ったときは、次の事項を直ちに県（防災統括室）に報告する。

ア　避難指示、緊急安全確保の種類

イ　発令時刻

ウ　対象地域

エ　対象世帯数及び人員

オ　その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

（６）関係機関への連絡

町、県、警察本部及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

（７）避難指示等の伝達

ア　避難指示等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、ＳＮＳ、Ｌアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

イ　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

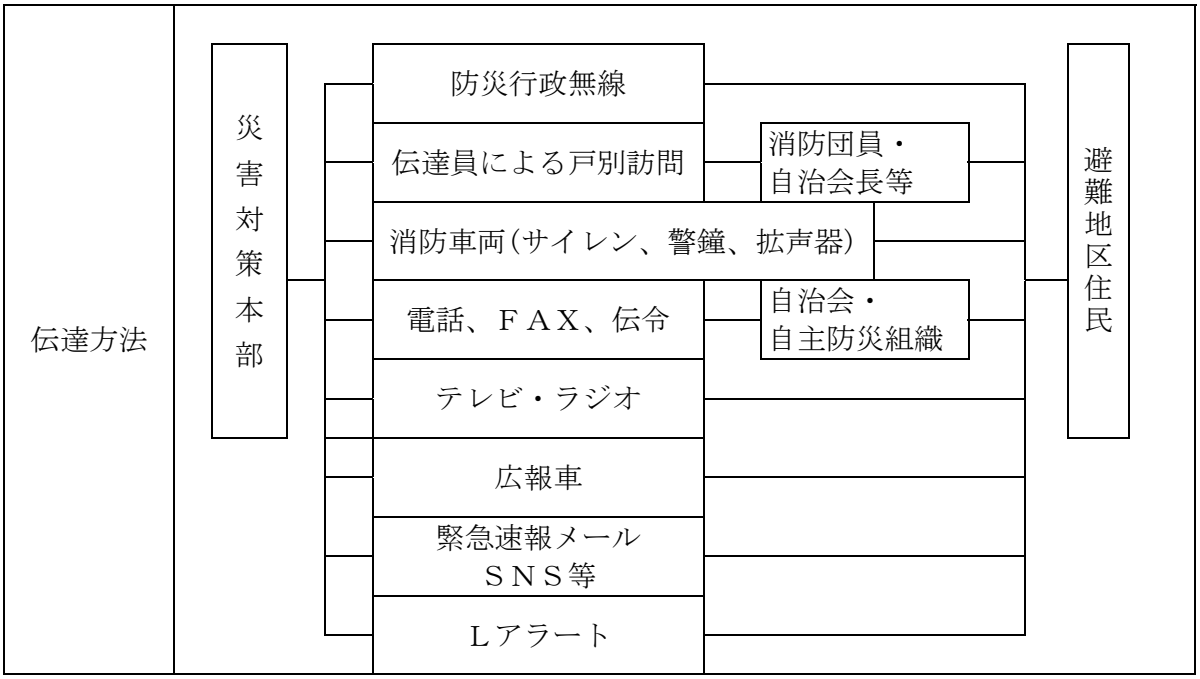

資料８-１　防災行政無線等の伝達文例

第２項　避難対策等

■担当部署・機関

本部事務局、救護厚生班避難係、救護厚生班教育総務係、救護厚生班社会教育係、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団、橿原警察署、避難支援者、自主防災組織、地元自治会役員、施設管理者

１　指定緊急避難場所への避難

（１）町長（本部長）は、震災後、火災等の二次災害の発生又は発生するおそれがあり、避難指示等を行った場合、被災状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、町民に周知する。

（２）選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに開設する。
ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。

（３）自主避難あるいは避難指示等の発令に応じて避難行動を開始した町民は、選定された指定緊急避難場所へ避難を行う。

（４）救護厚生班避難係は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

（５）指定避難所が開設されている場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

資料８－２　指定緊急避難場所一覧

２　避難者の誘導

避難誘導は、消防職員（消防団員）、警察官、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

誘導員の増員を必要とするときは、本部長（町長）が、救護厚生班の中から必要人員を動員する。

（１）誘導に当たっては、定められた指定緊急避難場所・指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、妊産婦、傷病人、乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。

（２）避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

（３）避難に際しては、必ず火気及び危険物の始末を完全に行う。また、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

（服装・携行品等）

ア　避難者は３食程度の食糧、水、日用品、最小限の着替え、肌着及び照明具を携行し、

安全に避難するために過重な携帯品は除外する。

イ　避難者は、素足を避け必ず帽子、頭巾等を着用し、必要に応じて防寒雨具を携行する。

ウ　可能な限り、氏名票（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの）を携行する。

エ　平素用意しておける物品は、非常用袋に入れておく。

（4）避難は、避難者が各個に徒歩で行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両等により行う。

（5）警察官、消防署員、消防団員等は、迅速かつ安全に避難できるように自動車の規制、荷物の運搬等を規制する等通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に当たる。

（6）震災が広範囲で大規模な立退き移送を要し、町では対応不可能なときは、県に協力を要請する。

3　避難行動要支援者の避難

救護厚生班避難係は、発災時には、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

（1）在宅の避難行動要支援者の避難については、避難支援者、自治会、自主防災組織等地域の協力を得て、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画に基づき、速やかに避難誘導を行う。

（2）救護厚生班避難係は、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者情報と指定緊急避難場所・指定避難所で作成する避難者名簿と照合し、避難完了を確認する。

（3）要配慮者関連施設の入所者・利用者については、各施設管理者が救護厚生班避難係に対し、避難完了を速やかに報告する。その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

資料８－５　避難行動要支援者名簿（個別計画）様式例

4　学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあっては、日頃から町、奈良県広域消防組合高市消防署及び橿原警察署等の関係機関と協議の上、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、震災時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

（1）避難実施責任者

（2）避難の時期（事前避難の実施等）

（3）避難の順位

（4）避難誘導責任者・補助者

（５）避難誘導の要領・処置
（６）避難者の確認方法
（７）家族等への引渡し方法
（８）登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
（９）通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

５　指定避難所の開設・運営

指定避難所の開設・運営については、「第３章第２節第３項　指定避難所の開設・運営」によるものとする。

第３項　消防機関等の活動

■担当部署・機関

奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団

地震による火災や延焼災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から町民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減する。

（１）消防力が火勢に対して優勢な場合は、先制防御活動により一挙鎮滅を図り、消防力が下回るときは、震災消防活動の効率性を確保するため、次の原則により出動する。

ア　避難地、避難経路確保の優先

延焼火災が発生した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難経路確保の防御を行う。

イ　重要地域防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して防御を行う。

ウ　消火可能地域防御の優先

同地域に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防御を行う。

エ　重要対象物防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要対象物を優先に防御を行う。

（２）奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団は、関係機関と連携して、迅速かつ的確に救助・救急活動、行方不明者の捜索等を実施する。

第４項　ライフライン関係

■担当部署・機関

施設資材班上水道係、総務班広報・庶務係、本部事務局、ライフライン事業者

１　上水道施設

地域住民等の円滑な避難を確保するため、水道施設について以下の措置を講じる。

（１）点検

ア　町長（本部長）が動員指令を発したときは、即座に出動してそれぞれの部所に待機する。

イ　水道諸施設復旧資材、防災行政無線機、給水タンクの確認及び再点検を行う。

ウ　被害を最小限にするための事前処置及び被害発生時の応急措置、復旧対策が迅速に行われるよう準備する。

（２）応急復旧

災害が発生して上水道施設が被災した場合、水道施設の被害状況を調査して、これの復旧措置を行うために、次のことを実施する。

ア　上水道施設に係わる送電線の状況については、関西電力送配電株式会社奈良支社と緊密な連携を保ち、施設が被災した場合は、停電時における送水対策を再確認するとともに早期復旧を要請する。

イ　停電時においては自家発電設備により対処するため、送水ポンプの運転状況及び配水池の水位を絶えず調査し把握する。

ウ　被害の程度によって早期の復旧が困難であって、断水に至ると判断されるとき、又は応急措置等のために局部断水の必要が生じた場合は、その断水地区の住民に対して早期に予告する。

エ　飲料水の供給

災害により現に飲料水を得ることのできない者に対する飲料水の供給方法は、「第３章第３節第１項　緊急物資の供給」に基づいて実施する。

オ　被害状況の調査及び対策

被害情報の迅速な収集、把握、分析及び対策の実施

カ　応急復旧工事の実施

応急復旧工事を速やかに行い給水の確保をしたのち、被害の程度によりかなりの期間と工事費を必要とする箇所については、後に本復旧工事を施工する。

キ　応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、本部事務局を通じ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県に対する広域的な支援の要請を行う。なお、日本水道協会奈良県支部への要請は、施設資材班上下水道係が行う。

２　下水道施設

地域住民等の円滑な避難を確保するため、下水道施設について以下の措置を講じる。

（１）緊急調査

施設資材班上下水道係は、地震災害の発生時に管渠については地表から目視により被災状況を早急に調査する。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、総務班広報・庶務係を通じ、応急復旧工事が完了するまで、生活水の節水に努めるよう周知する。

（２）応急復旧

ア　下水管渠の被害に対しては、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。

イ　応急復旧作業に必要な要員として補修業者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。

ウ　被害状況に基づいて必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に手配する。

３　電力施設（関西電力送配電株式会社奈良本部）

電力事業者は、地域住民等の円滑な避難を確保するため、電力施設について以下の措置を講じる。

（１）通報・連絡
（２）災害時における情報の収集、連絡
（３）災害時における広報
（４）対策要員の確保
（５）災害時における復旧資材の確保
（６）災害時における危険予防措置
（７）災害時における県への支援要請
（８）災害時における応急工事
（９）復旧計画
（１０）復旧順位

４　電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

地域住民等の円滑な避難を確保するため、以下の措置を講じる。

（１）発生直後の対応
（２）災害状況等に関する広報活動体制
（３）応急復旧
（４）通信疎通に対する応急措置
（５）通信の優先利用
（６）通信の利用制限
（７）災害用伝言ダイヤル等の提供
（８）災害対策用無線機による措置

５　電気通信施設（株式会社ＮＴＴドコモ（携帯電話））

地域住民等の円滑な避難を確保するため、以下の措置を講じる。

（１）発災直後の対応
（２）通信サービスの応急復旧
（３）支援活動
（４）通信の利用制限

６　電気通信施設（ＫＤＤＩ株式会社（携帯電話））

地域住民等の円滑な避難を確保するため、以下の措置を講じる。

（１）発生直後の対応
（２）応急復旧措置
（３）通信疎通に対する応急措置
（４）災害状況等に関する広報

７　電気通信施設（ソフトバンク株式会社（携帯電話））

地域住民等の円滑な避難を確保するため、以下の措置を講じる。

（１）顧客への発災時の支援
（２）通信サービス確保の対策
（３）通信エリアの復旧と確保
（４）災害時通信サービス

８　ＬＰガス施設（ＬＰガス事業者等）

ＬＰガス事業者は、地震発生地域のＬＰガス等施設による災害を最小限に止め、ＬＰガス等の消費及び地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り並びに防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

第５項　交通関係

■担当部署・機関

施設資材班施設係、警察機関、道路管理者、鉄道施設管理者

１　道路

町（施設資材班施設係）、警察機関及び道路管理者は、地震発生により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

２　鉄道

鉄道施設管理者は、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

また、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

（１）地震発生時の情報伝達

ア　発災時の情報伝達方法を確立しておく。

イ　必要な情報連絡設備の整備を行う。

ウ　情報の伝達経路をあらかじめ定めておく。

エ　発災時には、必要な通信回線の確保に努める。

（２）発災時における旅客公衆等の避難

ア　発災時における旅客公衆等の避難については、町の定める避難場所とし、その指示、誘導方法等をあらかじめ定めておく。

イ　避難場所、避難経路については、地図に明記したものを駅舎等に掲出する。

（３）応急復旧

ア　線路、保安施設、通信施設等列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、段階的な応急復旧を行う。

イ　被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

ウ　運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

第６項　町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

■担当部署・機関

関係各班

１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等における円滑な避難のための措置は、おおむね次のとおりである。

（１）各施設に共通する事項
ア　地震・余震情報等の入場者等への伝達
イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置
ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
エ　出火防止措置
オ　水、食糧等の備蓄
カ　消防用設備の点検、整備
キ　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等情報を入手するための機器の整備
（２）個別事項
ア　学校等にあっては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等)、これらの者に対する保護の措置
イ　社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置（具体的な措置内容は施設ごとに定める）

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（１）災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、１の（１）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
　また、災害対策本部等を、町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
ア　自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
イ　無線通信機等通信手段の確保
ウ　災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
（２）この推進計画に定める指定避難所又は救護所が設置される小中学校等の管理者は、１の（１）又は（２）の掲げる措置をとるとともに、町が行う指定避難所又は教護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

３　工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第７項　迅速な救助

■担当部署・機関

総務班防災情報係、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団

１　消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

奈良県広域消防組合高市消防署は、消防関連施設の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

また、救助・救急の充実を図るため、救助隊員・救急隊員の知識の高度化、町民への啓発に努める。

（１）救急救命士の育成に努める。
（２）災害時に救急隊員が負傷者のトリアージを適切に行えるよう研修の実施に努める。
（３）救命・救急機能を強化した救急車両の整備拡充を図る。
（４）救助工作車や救助用資機材、高度救助用資機材の整備拡充を図る。
（５）救命講習会等を開催し、町民の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
（６）町民による救助活動が行えるよう、指定緊急避難場所・指定避難所等に必要な資機材の整備を促進する。

２　緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

奈良県広域消防組合高市消防署は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による、緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

３　実動部隊の救助活動における連携の推進

総務班防災情報係は、自衛隊、警察、消防本部等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

４　消防団の充実

奈良県広域消防組合高市消防署は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第８項　帰宅困難者への対応

■担当部署・機関

総務班広報・庶務係、救護厚生班避難係、事業者等

南海トラフ地震が発生すると、広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になることから、次の対策を推進する。

なお、対応については、「第３章第２節第 11 項　帰宅困難者対策」を準用する。

（１）総務班広報・庶務係は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

（２）観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・町・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難施設・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導等帰宅困難者対策を検討する。

（３）救護厚生班避難係は、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第４節　時間差発生等における円滑な避難の確保等

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約２年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約１ヶ月後にマグニチュード 7.2 の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

以下、南海トラフ地震臨時情報の種類を示す。

①南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を行うため発表される。

②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で、マグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

④南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記２つの臨時情報のいずれかの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

第１項　南海トラフ地震臨時情報発表時の組織体制

■担当部署・機関

各班

南海トラフ地震臨時情報が発表された際は、「第３章第１節第２項の組織体制」をとる。ただし、すでに地震の発生等で災害対策本部が設置されている場合は、引き続き災害対策本部において対応する。また、南海トラフ地震臨時情報の発表に関わらず、地震の発生等がある場合の組織体制に変更を加えるものではない。

第２項　南海トラフ地震臨時情報発表時の周知及び情報収集

■担当部署・機関

各班

１　周知体制及び方法

南海トラフ地震臨時情報が発表された際は、その内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係のある事項について、第１項の組織体制において周知するものとし、その方法は防災行政無線やエリアメール等を用いる。

２　情報収集体制の整備

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ臨時情報が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための各種の情報の収集を第１項の組織体制において実施する。

第３項　災害応急対策をとるべき期間等

■担当部署・機関

各班

南海トラフ沿いの想定震源域内プレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合の災害応急対策をとるべき期間は以下のとおりとする。

（１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から１週間、警戒する措置をとる。また、１週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに１週間、注意する措置をとる。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50ｋｍ程度までの範囲で、マグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）の発生から１週間若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まったと評価されるまで、注意する措置をとる。

第４項　避難対策等その他対策

■担当部署・機関

各班

南海トラフ地震臨時情報が発表された際は、「第６章第４節第１項～第３項」の対策を講じるとともに、地震が時間差発生する可能性に備え、「第６章第３節」に準じた対策を講じられるよう体制を整え準備するものとする。

第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相当の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第１項　建築物、建造物等の耐震化・不燃化

■担当部署・機関

関係各課

町、県及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和 56 年の「建築基準法」の改正（新耐震基準）以前に設計・施工された建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号)」の趣旨を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また、防災上の重要度に応じて、新耐震基準が適用された後に設計・施工された建築物についても耐震性能の向上を図るとともに、建築物の新築に際しても十分な耐震対策を実施するよう努める。

１　公共建築物の耐震性能の向上

（１）民間建築物の模範となるよう、同法及び防災性能の向上という観点から、率先して町有建築物の耐震診断を行うとともに、診断の結果に基づき耐震改修の実施を計画的に進める。

（２）特に、震災時に重要な機能を果たすべき建築物や多くの人が利用する建築物について、重点的に耐震診断及び耐震改修の実施に努める。

（３）今後建築される公共建築物は、その建物が持つ防災上の役割を勘案し、「官庁施設等の総合耐震計画基準」に基づき設計を行い、より安全性を高める。

２　民間建築物の耐震性能の向上

（１）建築物の重要度を考慮し、不特定多数の人が利用する建築物や災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に対し、同法及び防災性能の向上という観点から、耐震診断や必要な耐震改修の指導・助言、指示等を行う。

（２）木造住宅が密集する地区等の災害上の問題を抱えている地区の建築物の所有者に対して、耐震診断や必要な耐震改修、建て替え等に努めるよう指導・助言し、防災性能の向上を促進する。

3　関連施策の推進

（1）災害時の避難路や救援路の確保のため、建築物の外壁や看板等の落下物対策及びブロック塀や道路に面した自動販売機の転倒防止の安全対策を推進する。
（2）施設管理者は、建築物における天井材等非構造部材の脱落防止、家具等の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等に努める。
（3）木造建築物及び不特定多数の人の用に供する建築物等について、耐火構造又は耐火簡易構造にする等、建築物の不燃化・耐火化の指導を行う。
（4）避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、沿道建築物の耐震化・不燃化等に努める。

4　その他施設の指導等

（1）ブロック塀・石塀等対策
　ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。
（2）落下物等対策
　地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。
（3）家具等転倒防止対策
　地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、町民に対しパンフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第２項　避難場所・避難経路の整備

■担当部署・機関

関係各課

１　指定避難所の整備

指定避難所は、小学校区を基本に、河川、道路、鉄道等の地形・地物や避難に要する距離等を考慮し、小・中学校をはじめとする公共施設を選定した上で、耐震化・不燃化の促進、備蓄のためのスペースや通信設備等の整備に努める。

また、要配慮者や女性に配慮を行い、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。

なお、町長は、指定避難所を選定し、平常時から町民への周知徹底に努める。

２　避難経路の整備

町は、次の事項に留意して避難路を選定し、平常時から町民への周知徹底に努める。

また、ハザードマップ等により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報を周知するとともに、区域外であっても必ずしも安全ではなく、注意する必要があることを周知する。

（１）原則として、指定緊急避難場所・指定避難所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
（２）可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。
（３）道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
（４）避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第３項　土砂災害予防施設

■担当部署・機関

関係各課

土砂災害の未然防止や被害軽減のため、危険箇所等における対策工事等のハード対策とともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

第４項　避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

■担当部署・機関

関係各課

（１）消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成 12 年１月 20 日消防庁告示第１号）に基づき消防本部を配置し、消防車両等の消防施設整備、情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図る等、総合的消防力の充実に努める。

（２）消防水利の確保

「消防水利の整備指針」（昭和 39 年 12 月 20 日消防庁告示第７号）に基づき、消火栓、防火水槽を配置する。

また、河川、ため池等の自然水利の確保、遠距離大量送水システムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

第５項　緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

■担当部署・機関

関係各課

緊急輸送道路の管理者は、多重性・代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送道路網の整備を図る。

第６項　通信施設の整備

■担当部署・機関

関係各課

（１）無線通信設備の整備

緊急時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、通信設備の整備及び運用体制の強化を図る。

ア　デジタル式防災行政無線（移動系）の整備

イ　消防救急デジタル無線の整備

ウ　指定避難所との連絡体制の整備

エ　自治会等との連絡体制の整備

（２）衛星携帯電話の整備

無線基地局の破損や停電等による通信途絶に備え、衛星携帯電話の整備を図る。

（３）全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の運用体制の強化

全国瞬時警報システムを活用し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの運用体制の強化を図る。

第７項　地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画は、「第２章第１節第９項　地震防災緊急事業五箇年計画の推進」の定めによる。

第６節　防災訓練計画

■担当部署・機関

総務課、関係各課、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団、自治会、自主防災組織

（１）町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

（２）（１）の防災訓練は、少なくとも年１回以上実施する。

（３）（１）の防災訓練は、南海トラフ地震臨時情報（調査中)、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

（４）町は、自治会や自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

（５）町は、県、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア　要員参集訓練及び本部運営訓練

イ　要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ　災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所・指定避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

（６）その他必要な事項は、「第２章第３節第１項　防災意識の高揚」を準用する。

第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

■担当部署・機関

総務課、関係各課、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団、自治会、自主防災組織

町は、防災関係機関、自治会及び地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

１　町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関別に行う。

防災教育の内容は、次のとおり。

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（２）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
（３）南海トラフ地震に関する一般的な知識
（４）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（５）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
（６）南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
（７）南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題

２　地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、インターネット、ＤＶＤ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（２）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（３）地震に関する一般的な知識
（４）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
（５）正確な情報入手の方法
（６）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
（７）各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識
（８）各地域における指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路に関する知識
（９）避難生活の運営に関する知識
（１０）地域住民等自らが実施しうる、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
（１１）住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

３　学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

（１）教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容
ア　南海トラフ巨大地震等に関する知識
イ　地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
ウ　地震発生時の緊急行動
エ　応急処置の方法
オ　教職員の業務分担
カ　児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
キ　学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
ク　ボランティア活動
ケ　その他
（２）教育・指導の方法
ア　教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
イ　研修等を通じた教職員への地震防災教育
ウ　ＰＴＡ活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
（３）その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

４　相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を各担当部署で随時受け付け、迅速で的確な対応に努め

る。

また、相談窓口の設置について、周知徹底を図る。

第８節　地域防災力の向上に関する計画

■担当部署・機関

総務課、関係各課、奈良県広域消防組合高市消防署、高取町消防団、自治会、自主防災組織

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外からの早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、町民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、ＮＰＯ等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

１　自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、被害が広域におよび特に沿岸地域の津波被害が極めて甚大となるため他地域からの援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、県、町及び消防本部は、「第２章第３節第２項　自主防災体制等の整備」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

（１）南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及
　　他地域からの援助が相当の期間困難になることの周知など
（２）自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
　　特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援
（３）長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
　　ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等
（４）自主防災組織同士の連携の促進
　　交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等　　等

２　事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食糧の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

県、町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。

3　常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等

南海トラフ地震が発生した場合、県内が大きく被災している場合、近隣府県にも広域的かつ甚大な被害が出ており迅速な受援を望むことが困難な状況が想定されるため、消防職員数の確保や町の消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備等、常備消防力の強化に努める。